

嵐山町議会令和3年第4回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (11月30日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
本会議に出席した事務局職員	5
説明のための出席者	5
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
諮問第3号の上程、説明、質疑、採決	35
同意第6号～同意第13号の上程、説明、質疑、採決	36
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
延会の宣告	43

第 2 号 (12月2日)

議事日程	45
------	----

出席議員	4 6
欠席議員	4 6
本会議に出席した事務局職員	4 6
説明のための出席者	4 6
開議の宣告	4 9
諸般の報告	4 9
一般質問	4 9
2番 山田良秋議員	4 9
7番 畠山美幸議員	5 7
3番 狩守勝義議員	6 9
1番 小林智議員	9 1
散会の宣告	1 1 5

第 3 号 (12月3日)

議事日程	1 1 7
出席議員	1 1 8
欠席議員	1 1 8
本会議に出席した事務局職員	1 1 8
説明のための出席者	1 1 8
開議の宣告	1 1 9
諸般の報告	1 1 9
一般質問	1 1 9
9番 青柳賢治議員	1 1 9
10番 川口浩史議員	1 3 2
11番 松本美子議員	1 6 1
散会の宣告	1 7 9

第 4 号 (12月6日)

議事日程	1 8 1
出席議員	1 8 2

欠席議員	1 8 2
本会議に出席した事務局職員	1 8 2
説明のための出席者	1 8 2
開議の宣告	1 8 3
諸般の報告	1 8 3
一般質問	1 8 3
1 2 番 洪 谷 登美子 議員	1 8 3
4 番 藤 野 和 美 議員	2 1 9
散会の宣告	2 4 9

第 5 号 (12月7日)

議事日程	2 5 1
出席議員	2 5 3
欠席議員	2 5 3
本会議に出席した事務局職員	2 5 3
説明のための出席者	2 5 3
開議の宣告	2 5 5
諸般の報告	2 5 5
議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 5
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 9
議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 1
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 4
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 5
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 7
議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 9
議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 2
議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 3
議員派遣の件	3 1 1
閉会中の継続調査(所管事務)の申し出について	3 1 2
日程の追加	3 1 2

発議第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 2
発議第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 5
発議第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 9
発議第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 3
発議第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 6
町長挨拶	3 2 9
議長挨拶	3 3 0
閉会の宣告	3 3 0
署名議員	3 3 1

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第264号

令和3年第4回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月22日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和3年11月30日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林	智	議 員	2 番	山 田	良 秋	議 員
3 番	狛 守	勝 義	議 員	4 番	藤 野	和 美	議 員
6 番	大 野	敏 行	議 員	7 番	畠 山	美 幸	議 員
8 番	長 島	邦 夫	議 員	9 番	青 柳	賢 治	議 員
1 0 番	川 口	浩 史	議 員	1 1 番	松 本	美 子	議 員
1 2 番	渋谷	登 美 子	議 員	1 3 番	森	一 人	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和3年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

11月30日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（森議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 佐久間町長）
（行政報告 奥田教育長）
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 議案第51号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正すること
について
- 日程第 7 議案第52号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正することについて
- 日程第 8 議案第53号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第54号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正すること
について
- 日程第10 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 同意第 6号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることに
ついて
- 日程第12 同意第 7号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることに
ついて
- 日程第13 同意第 8号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることに
ついて
- 日程第14 同意第 9号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることに
ついて
- 日程第15 同意第10号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることに
ついて
- 日程第16 同意第11号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることに

ついて

- 日程第 1 7 同意第 1 2 号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 8 同意第 1 3 号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 9 議案第 4 9 号 嵐山町附属機関設置条例を制定することについて
- 日程第 2 0 議案第 5 0 号 嵐山町営南部グラウンド設置及び管理条例を制定することについて
- 日程第 2 1 議案第 5 5 号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 2 議案第 5 6 号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 3 議案第 5 7 号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 4 議案第 5 8 号 嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 5 議案第 5 9 号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 6 議案第 6 0 号 嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 7 議案第 6 1 号 嵐山町下水道条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 8 議案第 6 2 号 令和 3 年度嵐山町一般会計補正予算（第 4 号）議定について

○出席議員（12名）

1番	小林智	議員	2番	山田良秋	議員
3番	狩守勝義	議員	4番	藤野和美	議員
6番	大野敏行	議員	7番	畠山美幸	議員
8番	長島邦夫	議員	9番	青柳賢治	議員
10番	川口浩史	議員	11番	松本美子	議員
12番	渋谷登美子	議員	13番	森一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
福嶋啓太	技監
青木務	参事兼総務課長
馬橋透	地域支援課長
杉田哲男	農政課長
奥田定男	教育長
杉田哲男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第4回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

なお、第4回定例会も第3回定例会と引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を議会としてしっかりと取っての議会運営を心がけてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第12番 渋谷 登美子 議員

第1番 小林 智 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、松本委員長より報告を求めます。

松本議会運営委員長。

○松本美子議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第4回定例会を前にいたしまして、11月22日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席議員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者といたしまして森一人議長に、出席要求に基づく出席として、佐久間町長、高橋副町長、青木参事兼総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、諮問1件、人事8件、条例13件、予算1件の合計23件というところでございます。なお、議員提出議案も予定をされております。

その後、委員会で慎重に協議をした結果、第4回定例会は、本日11月30日から12月7日までの8日間とすることに決定をいたしました。

会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については受付順として、12月2日に1番目の山田良秋議員から4番目の小林智議員、12月3日に5番目の青柳賢治議員から7番目の松本美子、12月6日に9番目の渋谷登美子議員、10番目に藤野和美議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたしました。

以上です。

○森 一人議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日11月30日から12月7日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月7日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案、諮問1件、人事8件、条例13件、予算1件の計23件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として

お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、村上教育委員会事務局長は、体調不良により欠席いたしております。代わりに清水教育委員会事務局生涯学習担当次長、金子教育委員会事務局教育総務担当次長、溝上教育委員会事務局教育総務担当指導主事、不破教育委員会事務局教育総務担当指導主事が議事の進行により出席をいたします。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9月から11月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。さきの定例会におきまして可決された令和3年11月15日、埼玉県町村議会議長会主催の議会広報研修会は、議員全員協議会のため、欠席をいたしました。

次に、さきの定例会において可決されました発議第10号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書の提出についての件、発議第12号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての件、以上2件につきましては、内閣総理大臣並びに関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました陳情第6号 母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望、陳情第7号 核も戦争もない平和な21世紀を求める要望書及び陳情第8号 ウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いの写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森 一人議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、挨拶並

びに行政報告を申し上げます。

本日ここに令和3年嵐山町議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、誠に感謝に堪えないところであります。

本議会に提出いたします議案は、諮問1件、人事8件、条例13件、予算1件の計23件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

さて、新型コロナウイルスワクチンは10月31日をもちまして予定していた集団接種を無事終えることができ、感染者も10月19日以来、ゼロが続いております。一方、3年ぶりの開催となりました紅葉まつりは、多くのテレビ番組において嵐山町が取り上げられ、当日天候にも恵まれたこともあり、嵐山溪谷周辺は連日多くの観光客でにぎわいました。改めまして議員の皆様をはじめ、関係各位のご協力に対しまして心より感謝申し上げます。

また、令和3年8月から10月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げておりますので、ご高覧願いたいと存じます。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせていただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告に関しましては、お手元の資料34ページ下段から38ページをご高覧いただきたいと存じますが、若干の説明をさせていただきます。

1点目は、34ページ、教育総務担当の(2)嵐山町立小中学校再編等審議会でございますが、8月、9月は緊急事態宣言下でしたので開催できませんでしたが、10月に記載の2回を開催し、去る11月18日に3回目を開催したところでございます。

次に、35ページ、学校教育関係の3、嵐山幼稚園児募集についてですが、23名の申込みをいただきました。年度末までに転入がありませんと、初めて1学年、1クラスになることとなります。

3点目は、36ページ、契約関係ですが、嵐山幼稚園内にある日本赤十字社埼玉県支部旧社屋ですが、現在補修、塗装工事が進んでいるところであります。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

狛守総務経済常任委員長。

○狛守勝義総務経済常任委員長 それでは、報告書を読み上げる形で報告とさせていただきますと思います。

令和3年11月30日

嵐山町議会議長 森 一人様

総務経済常任委員長 狛守勝義

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事項

「ウィズコロナ時代のまちづくりのあり方について」

「今後の観光振興のあり方について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について10月7日、10月28日及び11月4日に委員会を開会し、調査研究を行った。

10月7日の委員会について

当日は「閉会中の特定事件の検討について」各委員が考えているテーマを出し合って意見交換を行い、閉会中の特定事件を決定した。

○委員の主な意見

(意見)「まちづくり基本条例」をつくっていかないと嵐山町はほかのところから遅れていく。町民が参加しにくい状況になっていく。「まちづくり基本条例」をやりたい。

(意見) 中学の修学旅行などでも体験型の農家民宿とかを求めている時代だ。農家民宿はすぐには難しいと思うが、委員会で発信・提案していけないものかと思っている。遠山地区は大変よい場所なので、子どもたちが手植えの田植え体験もできればよいと思う。

(意見) 駅西を引き続きやってほしい。精進橋の大雨対策の調査研究、せせらぎ水路の今後についても研究していくことが必要だと思う。

(意見) DMOについて、どのような形でどんなことをやっているのか、あまり細かい内容を把握していないので調査研究していかれたらと思う。

(意見) ウィズコロナ時代の町政の在り方を検証して、今後もコロナはあるという前提で町政の在り方を研究していかれたらと思う。また、DMOはバーベキュー場とラベンダーが中心で、その後の構想がはっきりしていない。嵐山町の観光を推進していくにはどうすればよいかを考えたい。

などが出た。さらに議論を重ね意見の集約を図った結果、特定事件の1つを「ウィズコロナ時代のまちづくりのあり方について」とし、この2年間の町の対応を総括し、これからのまちづくりをどうすべきかという議論の中で、「まちづくり基本条例」も含めて調査研究することとした。もう一つは、「今後の観光振興のあり方について」とし、「体験型」をキーワードに「市民農園」を軸に調査研究することとした。

今回は、コロナ禍の2年間の町の対応を総括して各委員が意見を出し合うことを確認して委員会を閉じた。

10月28日の委員会について

当日は、担当課に提出を求めた資料を参考に、各委員がコロナ禍での町の対応を検証・総括し、これからの方向性について意見を出し合った。

(1)「令和2年度における施設・会議・イベント等のコロナ禍対応」の資料を見て

○委員の主な意見

(意見) 総合戦略会議と地域コミュニティ推進協議会の書面会議はどうやっていたのか。

(意見) 人権相談や行政相談は中止することはなかったのではないかと。

これに対しましては、事務局長のほうから令和2年度は中止だったが、令和3年度は工夫してやっているというお答えをいただきました。

(意見) 嵐山町は行政としてかなり慎重である。慎重であることは重要なことだと思うが、あまりにも慎重過ぎていろいろなことがほぼ中止になっていると思う。地域コミュニティもそれに準じて中止になっている。

(意見) 実施されたズーム会議について、どういう人たちと何人ぐらいでやったのか。

(意見) バーベキュー場は入場制限を50%にしたが、現実的にはどのくらいの人数が集まったのか。

(意見) コロナ対策としては、町がしっかり制限をかけたことでここまで来ていると思う。各市町村がしっかり取り組まなければここまで感染者数は下がってこなかったと思う。町の対応はこれでよかったと思う。

(2) 「ウィズコロナ時代のこれからの方向性を考える」について

○委員の主な意見

(意見) 感染については、嵐山町の人口で比較してみると罹患率が大変高い。その要因について検証してみる必要があるかもしれない。

(意見) 増えた要因が分からないと何をやってよいのか打ち出せない。少なくとも比企郡内はどんな対応をしたのか調べてほしい。

(意見) コロナ禍の中でよかった点もある。オンライン研修が進んだことだ。交通費もかからないし参加費も安く済む。

(意見) バーベキュー場が事前予約制にしたことは、周辺が渋滞しないのでよいやり方だと思った。よかったこともあるので、それを出していけばいいと思う。

(意見) 会議の効率化を考えるようになった。会議もできるだけ効率的・簡素化しながらやっていくことが重要だと思う。

(意見) 郊外での活動は、外から人を呼び込んでいくようにシフト変更している。今まで町が慎重だったことを評価しながら、次にどうしていくか検討していくことが必要だと思う。

(意見) 「嵐山まつり」は、コロナ禍でもほかの場所を検討するなり、中止ではなく縮小してでもやったほうがよい。

(意見) 「しかむら農園」の成り立ちは、嵐山町の要請でできた。志賀は役場からも

近く、土地改良した地内なので耕作放棄地になっては困るということだった。何とか市民農園を立ち上げてもらえないかということで立ち上げた。町が主導してできた市民農園だ。その後、町に市民農園ができていないが今やっと遠山地区に市民レベルで起こっているの、上手に結びつけられたらと思う。

(意見) 観光とサイクリングのための自転車道を造れないかと思っている。

(意見) 「ウォークアブルまちづくり＝居心地が良く歩きたくなるまちづくり」というのがあって、移動が自転車と同時に歩くというのがあってよいと思う。

今回は、委員から出された質問の回答を出してもらうこと、そして「今後の観光振興」については、大野委員に「しかむら農園」の運営について説明を受けることを確認して委員会を閉じた。

11月4日の委員会について

当日は、「ウィズコロナ時代のまちづくりのあり方について」前回の議論を踏まえ、6つの項目に整理し意見を出し合った。「今後の観光振興のあり方について」は、大野委員より「しかむら農園」の運営について説明を受け、それについて質疑応答した。

(1) ウィズコロナ時代のまちづくりについて

- ①恒久的な感染防止対策
- ②オンライン化の推進
- ③会議の効率化と簡素化、これは手続の簡素化・柔軟化も含めてということです。
- ④郊外(野外)活動推進のあり方
- ⑤地域コミュニティ推進のあり方
- ⑥イベント開催のあり方

○委員の主な意見

①について

(意見) 国の指針、彩の国の新しい生活様式を基にしながら感染防止対策をこれからも続けていかなければならない。

(意見) 嵐山町交流センターの利用条件緩和についての人数制限の項目の書き方に誤解が生じるおそれがあるのではないかと。書き方に検討の余地があるかもしれない。

②について

(意見) コロナ禍において、コミュニティ活動の一環として町民が入っていけるようなオンライン化の推進が重要だと思う。

③について

(意見) 町の手続で役場に来なくてもできるのは、コンビニ交付ぐらいか。

その答えとして、住民票等の電話による事前予約もある。

(意見) 一番の簡素化は、判こを忘れて手続ができなかった場合にサインで済むということではないか。

その答えとして、法律で決められているもの以外は、省略の方向に向かっていくと思うが、今どう進んでいるかということについて調査してもよいかもしれない。

④について

(意見) 比企駅伝がずっと中止になっていたと思う。今回はB&Gでやることに決定した。比企郡も今までやっていなかったものをやろうという意見が出てきた。

(意見) ふれあい交流センターの活動でスイミーというのがあって、去年の芋掘りは中止だったが今年は来る。

(意見) 随分前にお年寄りから、「外へ出たいけれども、家を出て帰ってくるまでに休む場所がない」と言われたことがある。全体的には嵐山町も優しいけれども、そこまで気を遣った優しさはない。もっと出やすいような形があれば、お年寄りも出やすいのかなと思う。

(意見) 集会所の跡地が散歩コースになっていて、そこに長椅子を設置していただいた。そこがコミュニケーションの場になっている。また、農村部の畑を活用して、栽培・収穫の楽しみがあればよいと思う。

⑤、⑥は次回委員会の議題といたしました。

(2) 今後の観光振興のあり方について

大野委員より資料「ふれあい市民農園しかむらの歩み」を基に説明を受け質疑応答をした。

(問) 「しかむら農園」の課題はどんなことか。

(答) 管理組織の高齢化ということだ。ほとんどが80代なので草刈りするのも大変だ。農機具の購入にもお金がかかるので、新しく市民農園を始めるといっても厳しいと思う。

(問) 1区画5,000円というお金の使い道は。

(答) 手伝いをしてくれた人へのお茶、お弁当、車代、農具の修理・更新などに使っている。

(問) 助成額がどのくらいあれば、維持できると思うか。

(答) 年間30万円あればやっていけると思う。

次回は、(1)の⑤、⑥を議題にすることと、今までの議論を踏まえて意見を出し合うことを確認して委員会を閉じた。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようですので、総務経済常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

青柳文教厚生常任委員長。

○青柳賢治文教厚生常任委員長 それでは、文教厚生常任委員会の調査報告させていただきます。ページが5ページにわたりますので、一部等は割愛させていただきながら進めさせていただきます。

1 調査事項

「ウィズコロナ時代における高齢者の健康維持・教育環境について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について10月5日、10月29日及び11月8日に委員会を開会し、調査研究を行った。

10月5日の委員会について

様々な検討課題について協議いたしました。ウィズコロナ時代の在り方が重要であるとの共通認識の下に、「ウィズコロナ時代における高齢者の健康維持・教育環境について」をテーマとして調査することに決定しました。

10月29日の委員会について

「コロナ禍における学童保育の現状と課題」、「コロナ禍におけるGIGAスクールの現状と課題」、「放課後子供教室の現状と課題」について福祉課、教育委員会に出席を求め説明を受けました。

(1) 「コロナ禍における学童保育の現状と課題」について

説明要旨といたしまして、現在の課題としては、部屋が密になってしまうこと。1

人当たり1.65平方メートルという基準限界の定員のため、全員が利用すると密になってしまうことが最大の課題である。保健所の指示に従い関係機関、保護者等と情報共有しながら感染防止に努めている。

説明後の主な質疑でございますが

(問4) 指定管理者の運営となっているが、登室自粛など利用者の調整や要望の把握などについて、担当課としての対応は。

(答) 指定管理者からの報告もあるし、直接聞くこともある。指定管理者と調整をして、その都度指示を出している。指定管理者と連携して運営できていると思う。保護者のニーズも聞いているし、指定管理者に任せたからやりっ放しでなく、担当者と調整しながらやっている。

(2) 「コロナ禍におけるGIGAスクールの現状と課題」について

○説明要旨

取組の現状と4つの課題について

①タブレットの有効活用。

②教員間の連携。ICT支援員の配置や教員間で教え合う、全職員が情報共有しながら進めていく体制を整える。

③インターネット回線の接続方法等の検証と改善。学校単位での取組を基本として、オフラインの活用を含め、日常的な活用ができるようにする。試験的に行ったオンライン学習では、少人数のときには発生しなかったアクセス障害(つながらない、つながりにくい、遅い)が生じた。

④情報モラル対策。

(3) 「放課後子供教室の現状と課題」について

○説明要旨

平成29年度からの参加登録者数は、41人から65人へと増加傾向にあったが、令和2年度は44人と前年度比3割減となった。令和3年度は52人。活動上の課題としては、感染対策が一番と思っている。これなら絶対安全ということが確立されていないが、コロナ禍における感染リスクを抑え、充実した活動を立案していくことが課題。また、コロナ禍でスタッフの確保も難しい。今後も感染状況を注視し、感染対策を取りながら安全安心な活動を行っていきたい。

説明後の主な質疑といたしましては、一番下段の意見でございます。GIGAスク

ールに関する苦手意識や通信環境に差がある状況においては、オフラインの構築が大切。まずは焦らずに楽しむというところをオフラインで実践し、格差が生じることがないように展開していただきたい。

11月8日の委員会について

「コロナ禍における高齢者の社会参加（健康維持とコミュニティ）の現状と課題について」長寿生きがい課に出席を求め説明を受けた。

○説明要旨

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化し、外出自粛による閉じ籠もりや健康への影響が懸念されている中、町の介護予防教室の参加者の中には筋力・体力低下の認められる方が見受けられる。令和2年4月の緊急事態宣言時には、介護予防事業、自主グループ活動は休止したが、それ以降は新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、規模を縮小し、感染症対策を徹底して実施している。自主グループ活動は令和3年8月から9月の緊急事態宣言下では93%が自粛していたが、解除後の10月には86%が活動を再開した。高齢者の通いの場、嵐丸庵は感染状況が落ち着いていけば、年内に参加者を限定してプレオープンする方向で進めている。介護予防事業における感染予防の取組について十分理解し、安心して参加いただくこと、フレイル予防への関心を高め、自宅でもできる介護予防活動を実践することが課題となっている。

説明後の主な質疑といたしましては、(問3)でございます。第6波が起こったとき、この経験を踏まえての対処・方針は。

(答)町で実施している介護予防教室については、定員減、時間短縮などの感染予防対策を徹底して継続していく予定。自主グループ活動についても基本的には継続をお願いしたいところだが、地域主体の事業であるため相談しながら決めていく。また、家庭でできる介護予防の啓発に力を入れたい。今後は他の感染症、災害も考えられるので今とは違った介護予防というものを構築していかなければならないと考えている。

5ページに進みます。3課の説明を受けまして、今後の進め方について検討いたしました。これまでの総括に基づく共通認識の必要性、町単位でガイドラインをつくれるかどうか、学童保育室の現状視察、コロナフレイルの予防対策など多くの意見が出され、協議した結果、優先する調査事項を高齢者の「コロナフレイルの予防と対策」

とし、「学童保育室視察」も予定に加えて委員会運営を進めることといたしました。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようですので、文教厚生常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

次に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

藤野広報広聴常任委員長。

○藤野和美広報広聴常任委員長 それでは、私のほうから広報広聴常任委員会の中間報告をいたします。主に文書に沿いながら報告をさせていただきます。

調査事項

「広報広聴について」

調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について9月28日、9月30日、10月5日、10月8日、10月15日及び11月17日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

その中で、広報部会につきましては、議会だより184号を発行いたしました。この内容につきましては、この文章を御覧いただきたいと思うのですが、主に9月議会の内容で、新しい議会構成、決算審査の内容、それから各常任委員会の最終報告を掲載いたしました。そして、表紙にはしかむら農園で農業を楽しむラトーレ・アンテロ氏を掲載いたしました。全26ページの発行でございました。

それから、11月17日の広報部会で、議会だよりの186号、これは3月議会からの掲載の号ですけれども、町民参加型の特集などの紙面づくりや、編集会議の方向性などが話し合われ、引き続き検討していくことになりました。

それから、広聴部会のほうですが、9月28日の広報広聴常任委員会の全体会で、第19回議会報告会について、総選挙の日程を見込み、12月11日と決定いたしました。そして、午前・午後の2回開催、コロナ感染対策のため定員は35名、意見交換会のテーマは「学校再編をどう考えますか」とすることに決定いたしました。

そして、議会モニターとの意見交換会について、令和4年1月29日または2月5日

のいずれかに開催することに決定をいたしました。

その次のページを御覧いただきたいと思います。そして、10月5日の広報広聴常任委員会の全体会で、議会報告会につきまして、総選挙の日程が早くなったため、開催日を11月20日、リハーサルを11月10日に変更することを決定いたしました。

そして、それを受けまして10月8日の広聴部会で、この報告会について資料作成の担当や当日の役割分担、各団体への案内の分担など詳細を決定いたしました。

そして、懸案でありました動画配信について、試行として11月10日のリハーサルの様子を撮影して無料動画配信サービス、ユーチューブにアップしてみることにいたしました。

そして、11月10日、議会報告会のリハーサル、そして11月20日、第19回議会報告会が行われました。午前の部は男性7名、女性8名の計15名、午後の部は男性5名、女性6名の計11名、総計26名が参加して行われました。当日質問のあった事項は、報告書の中で回答することにいたしました。

意見交換会は参加人数が少なかったため、午前午後とも町民ホールのみでの開催となりました。予定されたテーマに沿って学校再編について活発な意見が交わされました。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようですので、広報広聴常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、議案第51号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第51号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第51号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和3年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する期末手当の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第51号の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案第51号につきましては、令和3年人事院勧告に準拠いたしまして、一般職員に支給する期末手当の改定を行うものでございます。まず初めに、令和3年の人事院勧告でございますが、令和3年8月10日に勧告がなされたところでございます。その内容といたしましては、特別給について民間の支給割合が公務を下回ったため、期末手当を0.15月分引き下げる勧告というものでございます。この人事院勧告に対する国家公務員給与の取扱いについてでございますが、去る11月24日に閣議決定がなされ、人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げることにするものの、その調整につきましては、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うということとされました。この措置につきましては、人事院勧告を尊重するものの民間への影響など、コロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等政府全体の取組との関連を考慮したものとこのことでございます。地方公務員の給与改定につきましては、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応する必要があることは申し上げるまでもございませんが、その調整時期は地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として取り扱うようにこのことでございます。こうした中であって、国家公務員の取扱いと同様に調整時期を令和4年6月とした場合は、減額対象とならない職員が発生してしまうなど、公平性を確保できない問題点もあり、また近隣自治体の動向も考慮し、町ではこれまでの人事院勧告に準拠することを最大限尊重し、12月支給の手当において人事院勧告どおりの改定を行うことといたしました。国家公務員の給与法の改正がなされない中での給与関係条例の一部改正、大変異例なことではございますが、ご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

それでは、議案第51号でございますが、まず参考資料を御覧いただきたいと存じま

す。この参考資料でございますが、今回の給与改定の概要をお示ししたものでございます。本年の人事院勧告の概要ですが、先ほど申し上げましたとおり、月例給につきましては、民間給与との格差が19円、0.00%と極めて小さいことから、改定を行わないこととし、特別給のうち期末手当の支給率を0.15月分引き下げ、勤勉手当と合わせた支給率を年間4.30月分とするものでございます。実施時期につきましては、特別給は本年の12月から改めるものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。本条例につきましては、2条により構成をされておりまして、第1条では期末手当の支給割合を12月の支給にあっては100分の127.5から100分の112.5に改め、また再任用職員にあっては、100分の72.5から100分の62.5に改めるものでございます。第2条では、期末手当の支給割合を100分の120に改め、また再任用職員にあっては100分の67.5に改めるものでございます。

附則でございますが、第1条の改正規定は公布の日から施行し、また第2条の改正規定は令和4年4月1日とするものでございます。

以上、議案第51号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町の財政の中での全体の影響額はどのぐらいかということが1点と、今年度で退職する人との公平性が保たれないというのは具体的にどういうふうに意味するのか伺います。

○森 一人議長 2点になります。それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今回補正予算も上程をさせていただき予定をさせていただきます。一般会計への影響額ということで申し上げます。一般職及び特別職を含めて総額で775万円の影響額がある見込みでございます。

2点目のご質問でございます。国にあっては、来年令和4年6月の特別給において減額措置を行うということでございます。仮にこのような措置を取った場合には今年度で退職をされる職員については減額がなされないまま退職ということでござい

す。当然退職した職員に対して遡及をして適用する、こうしたことはできませんので、今いる職員との差異が生じてしまうと、このような内容でございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私よく分からないのです。退職した人に対して、それが差が出てしまうということは、どうしてそういうふうな考え方が出てくるのか分からないのですけれども、その点について伺いたいと思います。全く分からないです。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

令和3年の人事院勧告につきましては、本年の8月までに支給をされた特別給を民間と公務とで比較をしているという内容でございます。その内容について公務が上回っていたということになります。本来であれば令和3年の特別給の中で調整をすると、これが原則だというふうに思っています。国においても当然そういった内容で人事院勧告は尊重すべきものということで、国は発しておるところでございますが、現下の状況を鑑みて、経済対策等とほかの施策とを鑑みて実施の時期を遅らせる決定をしたというところがございます。先ほど冒頭の説明の中でも申し上げましたが、本町にあっては、先ほど申し上げた公平性の観点だけではなく、近隣の地域の実情、こうしたものも鑑みなさいということでございます。近隣の自治体においても同様の措置を取っているということも当然でございます。公平性のことについては、先ほどご答弁申し上げたとおりでございますので、そうしたことを総合的に鑑みて今年度の改正ということでお願いをしているというところがございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 11月24日の決定があってから近隣の自治体でも今のを取上げをしている自治体も出ている。私その状況は分からないのですけれども、具体的に近隣の自治体の状況というのはお分かりになりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今回の措置につきまして、幾つかの自治体では少し状況を見て判断をすると、このように決めていているところもございました。直近な状況で申し上げますと、比企管内の町については全て実施をするということで把握をしております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 課長が初めにご説明がありましたように、地域の実情を踏まえつつ国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請しますと、地方公務員を担当している自治体にこういうのを送っているわけですね。今ご存じですね。ご存じない。

〔何事か言う人あり〕

○10番（川口浩史議員） 存じていますよね。

○森 一人議長 川口議員、そこでやり取りをせずに。

○10番（川口浩史議員） ちょっと頭だけ下げてもらえばよかったのだけれども。国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請すると。当然要請ですから、それに従う必要はないのですけれども、これが基本だということ言っているわけです。公平が地域の経済状況より上回るという判断を嵐山町はしたわけです。国はコロナ禍で落ち込んだ経済を立て直す兆しを見てから引き下げようということを決めたわけですね。要は、嵐山は平気だよと、地域の多少落ち込んだかもしれないけれども、地方公務員の給料を下げたって、少々これが落ち込んだってまだ大丈夫ですよという判断をしたわけですね。その根拠を伺いたいと思うのですが。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今年度に改定を実施するに至った根拠というお話でございます。地域経済に対して影響……

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 違いますか。

○10番（川口浩史議員） 改定の趣旨ではなくて地域の影響より、国はそこを判断したのです。国の経済が落ち込んでしまっているということを判断して、来年まで見送る

ということを判断したわけです。だけれども、嵐山町はそれをしなかったわけです。嵐山の経済は平気なのだよという判断で判断したわけでしょう。公平性のほうを優先したわけですから。そこの地域の経済が大丈夫だという判断をした根拠を伺いたいということなのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

大変難しいご質問だなというふうに思っておりますが、今回の措置については、国については実施をするということによっておるわけでございます。その実施の時期が来年の6月ということでございます。そのときに国は下げるわけです。ただ、嵐山町は、ここで実施をすれば、来年度は来年の人勧、6月はその引下げ分がないという形に当然なるわけでございます。嵐山町の地域経済が大丈夫だという判断をしたというお話でございますが、今回のこの措置については、当然嵐山町、労働組合でございますので、組合のほうにも説明をさせていただき、ご理解はいただいております。いつ下げるのか、今下げるのか、来年の6月に下げるのか。いずれ下げるものであれば、それはやはりこれまで嵐山町が行ってきた人事院勧告を最大限尊重すると、こうした方針に基づいてここで改定をするのが最善だろうと、こうした判断をしたところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、今のお話ですと地域の経済の実情は勘案していないということですね。そうすると瑕疵があるのではないですか。国は判断をしたわけなのです。やっぱり経済状況を考えないで引下げなんていうことをやったら、また経済は、嵐山町の新型コロナで苦しんでいる商店や事業所をさらに落ち込ませることになるのではないですか。そこを勘案しないで、どうして公平性が優先されるのかというのが私には分からないですよ。そこを勘案すべきではないのですか。地域の経済の状況、国はそこを見ているのですから、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

公平性を優先してというお話でございますが、先ほどご答弁を申し上げましたとおり、公平性だけではなく、地域の実情、こういったものも当然総合的に見てということでございます。では、地域の実情は何ぞやということだというふうに思います。まず、埼玉県職員については既に実施のほうは決定をしていると。埼玉県は決定をした当時は、国はこうした判断をするということは恐らく想定はしておらなかったのとは思いますが、埼玉県については早々に実施をしたと。また今回全国の自治体、都道府県、市町村で判断が分かっていると、このようなことも伺っています。都道府県では大方のところは人勸を尊重して実施をすると、このような報道もされているところでございます。先ほども渋谷議員のところでご答弁申し上げましたが、比企管内の町については、嵐山町と同じく今回実施をすると判断をしたところでございます。嵐山町だけでなく、この比企地域全体ということで考えてみれば、比企管内の自治体は同じ判断だと。ここで減額の措置を取るのが適正だろうと、こうした判断をして、嵐山町だけが特別な判断をしておるわけではないというふうに考えています。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 嵐山町だけが特別な判断しても別に問題ないわけなのです。一つの地方自治体なのですから、公共団体なのですから。それをみんなで渡れば怖くないような感じで、近隣がどうの、埼玉県がどうのなんていう話をしてやっていたのでは、それは駄目ですよ。嵐山の経済の状況を、国がなぜ翌年に見送ったのかというところはそこを見なかったら、近隣等だけで調整して見ただけでは駄目ですよ。きちんと経済の状況が嵐山では大丈夫だと、そういう判断しなかったらこういうものは実施すべきではないです。そこが一番大事なのですよ。経済の状況を見て判断すべきものだったのです。それをしていないというのは、本当に瑕疵がある判断だと私は思います。そうでしょう。これは瑕疵がありますよね。お答えください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのほうから瑕疵がある判断だという、このようなお話をいただいておりますが、私どもは全くそのようなことは考えておりませんで、適正な判断の下に今回議案としてお願いしておると。やはり公務員の給与というのは情勢に適応しなければ

ならないと、均衡を保たなければならないと、こういった原則があるわけでございます。こうした原則に基づいて判断をさせていただいていると。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） ちょっと確認したいのですけれども、公平性ということが説明の中で退職予定の職員との関係での公平性ということで説明していたと思うのですが、それはそれでそういうことでよろしいのでしょうか、公平性の意味。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

退職予定の職員との均衡の部分でございますが、こうした考え方については、国の会議の中でも出されているというように承知をしておるところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 本来公平性というのが言われるのであれば、民間との格差というか、そっちのほうが重要視されて人勧も当然出してきたと思うのです。ただ、国の判断の中で確認したいのですけれども、来年6月に実施すると。その場合は今年度に対して遡及して適用するという考えを持っているということですか。要するに現在いる職員に対して遡及して適用するという考え、もしそうでないのであれば、退職する職員との関係で公平性は出てこないのではないかと思うのですけれども。例えばこの嵐山町の職員で、それで3月で退職すると。その方がこの12月になって当然同じような形で期末手当をもらおうと。もし公平性という問題が出るのであれば、どこでそれが出てくるというのはもう少し詳しく説明してほしいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

国の実施の方法につきましては、まだ法改正がなされておられませんので、細部というか、細かいところは全く承知をしておらないところでございます。あくまでもこちらに伝えられているのは、来年の6月の特別給与で措置をしますと、令和3年の人事

院勧告を反映をしますと、そうしたことを閣議決定がなされたという内容でございます。議員さんご案内のとおり、公務員の給与については不利益不遡及の原則と、こうしたものもでございます。当然国にあってもそういった原則に基づいた措置が取られるというふうに理解をしておるところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、来年の6月に今年度減った分も一緒に減額しようという国の計画だろうと推測しているわけですね。ということでいいわけですね。そうすると、もし嵐山町で今年これをやらなければ、来年の6月に現職している職員に対して、今年度減る分を一緒に合わせて減らすという条例が当然出てくるのが想定されるということですね。それは退職する職員に対しては適用できないので、そこで不公平が出てくるというふうに、そういう理解でいいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 あくまでも想定でございますが、今議員さんがお話しの内容になろうかなというふうに思います。当然来年4月採用の職員も予定をしておりますので、そういった職員に対しては、今年度の人事院勧告の分については適用ができないだろうと。あくまでも想定でございます。ただ、嵐山町については今回お願いをしておりますので、そのような措置は必要がないと考えております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第51号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。

再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時15分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、議案第52号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第52号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第52号は、嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和3年人事院勧告に準拠して、一般職の任期付職員に支給する期末手当の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第52号の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案第52号は、令和3年人事院勧告に準拠いたしまして、一般職の特定任期付職員に支給する期末手当の改定を行うものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表を御覧いただきたいというふうに存じます。本条例でございますが、2条により構成をされておりまして、第1条では、期末手当の支給割合を100分の167.5であったものを、12月の支給にあつては100分の157.5と改めるものでございます。第2条では、期末手当の支給割合を100分の162.5と改めるもの

でございます。

附則でございますが、第1条の改正規定は公布の日から施行し、また第2条の改正規定につきましては令和4年4月1日施行とするものでございます。

以上、議案第52号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 任期付職員は、もともと給料が低いわけです。ですので、こういう経済状況の中で一律に引き下げなくてもいいわけです。任期付職員に対して引き下げないようなことも相談した上での引下げなのかどうか伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほどの議案第51号でも申し上げましたとおり、嵐山町においては人事院勧告に準拠するというを基本としてございます。今回の任期付職員の期末手当でございしますが、特定任期付職員に対する期末手当の改正でございします。この特定任期付職員については、現在のところ嵐山町にはおらないというような状況でございまして、実際の現在での影響はないということでございまして、特定任期付職員以外、特定業務等従事任期付職員、こちらにつきましては人事院勧告でも改定はなしということでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 特定任期付職員というのは、具体的には嵐山町で雇用する場合はどのような方が特定任期付職員となるのですか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

特定任期付職員につきましては、例えばでございますが、医師の免許をお持ちの方であるとか、弁護士の資格をお持ちの方だとか、そういった特別の知識等をお持ちの方

を嵐山町で雇用する場合の位置づけと、任期付職員の位置づけと、こういう職だというふうに承知をしておるところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町では、今後ともその特定任期付職員を雇用するということは考えられないということなのか。

もう一点伺うのですけれども、現在の任期付職員に関しては、期末手当の減額は一般職の職員と同様にはならず現状であるということなののでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えを申し上げます。

まず1点目のご質問ですが、過去に実はこの特定任期付職員で雇用した職員、お一人だけいらっしゃいまして、千年の苑推進に係る業務に当たっていただいた方がこの特定任期付職員ということで雇用したものでございます。こちらについては、先ほど申し上げました特別な資格、あるいは専門的な知識経験、こうしたお持ちの方を雇用するというものでございます。将来的なお話もされていましたが、今後こういった特別な知識経験等をお持ちの方を雇用する状況があるとすれば、当然特定任期付職員ということで雇用をすると、こうしたことも考えられるというふうに思います。

また、2点目の特定業務等従事任期付職員については、これは現在年間で2.35月ということになっておりまして、今回人事院勧告の中では勧告はなされておりませんので、従来どおりという形になります。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第52号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、議案第53号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第53号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第53号は、嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和3年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する期末手当の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第53号の細部につきまして説明を申し上げます。

議案第53号は、令和3年人事院勧告に準拠いたしまして、一般職員に支給する期末手当の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるものでございます。

では、議案書裏面の新旧対照表を御覧をいただきたいと存じます。本条例でございますが、2条により構成をされておりまして、第1条では、期末手当の支給割合を100分の222.5であったものを、12月の支給にあっては100分の207.5と改めるものでございます。第2条では、期末手当の支給割合を100分の215と改めるものでございます。

附則でございますが、第1条の改正規定は公布の日から施行し、第2条の改正規定は令和4年4月1日施行とするものでございます。

以上、議案第53号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げ

げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第53号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、議案第54号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第54号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第54号は、嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和3年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する期末手当の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものがあります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、議案第54号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

議案第54号は、令和3年人事院勧告に準拠いたしまして、一般職員に支給する期末手当の額を改定することに伴いまして、同様の措置を講ずるものでございます。

議案書裏面の新旧対照表を御覧ください。本条例でございますが、2条により構成をされておりまして、第1条では、期末手当の支給割合を100分の222.5であったものを、12月の支給にあっては100分の207.5と改めるものでございます。第2条では、期末手当の支給割合を100分の215と改めるものでございます。

附則ですが、第1条の改正規定は公布の日から施行し、第2条の改正規定は令和4年4月1日施行とするものでございます。

以上、議案第54号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 町長、副町長、教育長のそれぞれの影響額を伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、町長でございますが、年間の支給の減額で申し上げます。町長につきましては12万2,040円、副町長につきましては10万3,680円、教育長につきましては9万8,460円、以上が減額となるものでございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第54号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。
よって、本案は可決されました。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第10、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 諮問第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第3号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。人権擁護委員吉野敦氏の任期が令和4年3月31日に満了することにつき、新たに杉原達人氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

杉原達人氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧いただきたいと思います。存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、

本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎同意第6号～同意第13号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第11、同意第6号から日程第18、同意第13号まで、嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件8件を一括して議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 同意第6号から同意第13号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第6号から同意第13号は、嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町農業委員会の委員8名の任期が令和4年3月31日に満了することにつき、委員の任命することについて農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

同意第6号は引き続き青木美恵子氏を、同意第7号は新たに安藤紀子氏を、同意第8号は引き続き内田公生氏を、同意第9号は新たに内田久子氏を、同意第10号は引き続き金井敏隆氏を、同意第11号は引き続き杉田健一氏を、同意第12号は引き続き杉田哲氏を、同意第13号は引き続き瀬山和令氏をそれぞれ任命することについての件であります。

それぞれの経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑についても同意第6号から同意第13号までを一括して行います。どうぞ。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 認定農業者はどなたなのか教えていただけますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

認定農業者、今回のお願いをさせていただいてございます8名のうち5名の方が認

定農業者でございます。認定農業者につきましては、内田公生氏、金井敏隆氏、杉田健一氏、杉田哲氏、瀬山和令氏、以上5名が認定農業者でございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

これより採決を行います。採決につきましては、議案ごとに同意第6号から順次行います。

お諮りいたします。同意第6号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第6号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、同意第7号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第7号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、同意第8号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第8号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、同意第9号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第9号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、同意第10号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第10号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、同意第11号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第11号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、同意第12号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第12号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、同意第13号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第13号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

以上で嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件の審議は全て終了いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第19、議案第49号 嵐山町附属機関設置条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第49号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第49号は、嵐山町附属機関設置条例を制定することについての件でございます。附属機関等の設置及び運営に関し、地方自治法の規定に基づき関係条例を整備するため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第49号の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案第49号は、附属機関の設置及び運営に関し地方自治法の規定に基づき関係条例を整備するものでございます。まず、条例制定に至った経緯でございますが、町では、有識者や町民等の意見を町政に反映させる仕組みといたしまして、附属機関及び懇談会等を設置しておりますが、その運営には透明性や相互性の確保が求められているところでございます。そこで、それぞれの実質的な運営の状況や設置の目的を改めて整理をし、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関に該当する委員会等を位置づけるものでございます。

では、議案書裏面の制定条例を御覧をいただきたいというふう存じます。まず、第1条では、本条例の趣旨を規定し、第2条では、附属機関といたしまして別表第1の附属機関並びに別表第2に掲げる種類の附属機関を設置することができる旨、規定をするものでございます。

第3条では、附属機関の所掌事務を別表第1または別表第2に掲げるとおりと規定

をしております。ここで恐れ入りますが、最終ページの別表第1及び別表第2を御覧をいただきたいというふう存じます。まず、別表第1でございますが、町長に係る附属機関といたしまして、嵐山町老人福祉法に基づく措置判定委員会ほか2機関を、教育委員会に係る附属機関といたしまして、嵐山町就学支援委員会ほか3つの機関を規定するものでございます。また、別表第2では計画の策定等に係る委員会及び受託者の選定に係る委員会につきまして規定をするものでございます。

条例の本文にお戻りいただきたいと存じます。第4条におきましては、組織を、第5条では、任期についてそれぞれを所管する執行機関が定めるということを規定しております。

第6条では、委員に対する秘密保持義務を規定し、第7条は、この条例で定めるもののほか必要な事項は、それぞれの執行機関の定め委任をすることを規定しております。

附則の第1項でございますが、この条例の施行日を令和4年4月1日とするものとし、附則の第2項では経過措置を規定しておるところでございます。

以上、議案第49号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 別表第2の受託者の選定に係る委員会というのは、具体的にはどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

こちらについて想定できるのは指定管理者の選定に係る委員会、こうしたものが想定できるかというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、事業の受託ということなので、指名競争入札なんかのものもあるのかと思ったのですが、それはないということですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

入札の関係の業者選定委員会につきましては、現行では内部の職員のみ構成というところでやっております。こちらにつきましては変更は考えてございません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 内部の職員だけでなく、指名業者入札に庁内のものだけでなく、庁外というか、役場職員だけでないところもあるみたいなのですが、それについては今のところ全然考えていないということでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

現在行っている委員会につきまして、特段問題点等々ございませんので、現状において現行のまま推移をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） お尋ねします。

別表第2の計画の策定等に係る委員会、これはどのようなものが考えられて、現在存在しているのかどうかということ。

それから、この別表第1の第2条関係の中には、学校の今協議しているべきものというの、ここには入ってくるのがなくていいのかどうかです。

それと、この附属機関はそれぞれ要綱設置をされていると思います。その辺の要綱設置の扱いのようなものはそのままそれを任用していくのか、その辺についてもお尋ねしておきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、この附属機関設置条例につきまして、第1条の趣旨のところに規定をさせていただきます。自治法の規定に基づく附属機関の設置等については法律または

他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによるということでございます。この規定は、既に条例で設置をしている審議会等につきましては、そちらについてはそちらの条例でと、それ以外のものについてこの条例に基づく附属機関というふうに位置づけるという考え方で制定をするものでございます。ご案内のとおり、計画の策定等ということであれば、例えば総合振興計画の審議会につきましては既に条例設置ということでございます。具体的にこの附属機関設置条例に基づく計画の策定の委員会ということで、必要があれば附属機関としての位置づけで計画策定に係る委員会を設置をしていくと。計画の策定に係るもの全てが附属機関として設置をしていくという考え方ではございません。要はその委員会等に対してどういったことを求めていくのか、そうした内容によって附属機関としての設置か、あるいは懇談会等としての設置かということその都度判断をしていくという考え方でございます。

2点目の学校の再編の関係につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、既に条例制定という形を取っておりますので、この条例の以外のところということのご理解方というふうに思います。

それと、こちらの別表第1に書いてある委員会等については、既に要綱であったり、規則であったり、そういった根拠となるものがございます。こちらの既に制定しているものについては、必要に応じて内容を見直していくということで考えてはおるところでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第49号 嵐山町附属機関設置条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎延会の宣告

○森 一人議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時50分)

令和3年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

12月2日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第2番議員 山田良秋議員

第7番議員 畠山美幸議員

第3番議員 狛守勝義議員

第1番議員 小林智議員

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
福嶋	啓太	技監
青木	務	参事兼総務課長
馬橋	透	地域支援課長
高橋	喜代美	町民課長
萩原	政則	健康いきいき課長
近藤	久代	長寿生きがい課長
藤原	実	環境課長
杉田	哲男	農政課長
藤永	政昭	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
奥田	定男	教育長
金子	美都	教育委員会事務局教育総務担当次長
溝上	智恵子	教育委員会事務局教育総務担当指導主事

不	破	克	人	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第4回嵐山町議会定例会第3日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 山 田 良 秋 議 員

○森 一人議長 それでは、本日の最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号2番、山田良秋議員。

質問事項1の教育長のビジョンについてです。どうぞ。

○2番(山田良秋議員) 議席番号2番、山田良秋、質問いたします。

まず大きな1番ですけれども、教育長のビジョンについて。読みます。過去、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法と言いますけれども、改正され、教育長の任命権者が首長となりました。政治の働きにより教育委員会の独立性がなくなったと残念に感じています。しかし、嵐山町では教育者でもある佐久間町長の指名で奥田教育長が誕生しました。奥田教育長は過去、川越市内の中学校勤務の先輩であり、県教育局勤務の先輩でもありました。地元嵐山町でも体育指導員、現在はスポーツ指

導員として、長きにわたりご指導をいただきました。現在も杉山城保存会でお世話になっています。したがって、立派な人柄をよく知る身でありますので、今後の活躍に大きな期待を寄せるところであります。また、協力も惜しまないところです。

そこで、奥田教育長の方針をまだ詳しく伺っていないようなところがありますので、質問します。

(1) 教育長は、教育におけるまちづくりについて、どのようなビジョンをお持ちか伺います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)の答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 質問項目の1、教育長のビジョンについてお答えをいたします。

教育長という重責を担わせていただき、8か月余りが経過いたしました。今さらながらこの立場の重要性と責任の重さをひしひしと感じております。教育そのものの重要性につきましては、時の総理大臣も施政方針演説等で多く引用されております米百俵の精神や国家百年の計という言葉を待つまでもなく、誰もが理解していただいているところかと思えます。私は、その大事な嵐山町の教育のかじ取りを任せられた者として、次のような考えの下に教育におけるまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

1点目は、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒の育成であります。そのためには日々の授業を充実させ、先生と生徒、保護者の良好な人間関係の下に子どもたちが生き生きと楽しく学校生活を送れるよう支援してまいりたいと考えております。校長を中心にそれぞれの学校が教育目標の達成を目指して、意欲的、献身的に努力をしていただいておりますので、上意下達でなく、そのモチベーションアップにつながるような様々な支援をしてまいりたいと考えております。

2点目は、少子高齢化、長寿命化社会が進む中で、長くなった退職後の生活を過ごされている世代の方はもちろん、現役世代の方も含めて、自らの人生を生き生きとして楽しく充実した生活を送るために、多くの方々と交わり、交流する機会を得られるよう、文化・スポーツ活動の充実を図るなど、生涯学習の充実を図ってまいりたいと思えます。あわせて嵐山町には貴重な文化財も多く存在します。これらの貴重な文化遺産を後世に伝える努力をするとともに、来年度はNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」

が放映されます。子どもたちにも歴史と文化の香るふるさと嵐山を誇りに思えるような契機にできればと思っております。

3点目は、学校再編への取組であります。急速な少子化の振興と学校施設の老朽化に伴う課題の解決に向け、学校再編等の審議会がスタートしました。審議会の答申をいただいた暁には、答申の方向に沿って全力を傾注して課題の解決に努めてまいります。この学校再編が魅力ある嵐山町のイメージアップにつながることを確信するとともに、そのための努力を続けてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

奥田先生らしいビジョンだと思います。奥田教育長さんにはぜひとも健康に留意し、佐久間町政の下、嵐山町の教育を増幅、発展させてほしいと思います。よろしく願います。

質問は以上でございます。

続いて、2番、町民の健康意識の向上について質問させていただきます。隣町に鳩山町があります。嵐山町の人口約1万7,000人に対して、鳩山町は約1万3,000人です。過去、鳩山町は鳩山ニュータウンができ、人口は急増しました。私が創立から12年間勤務した鳩山高校でも、開校当時は1学年4クラス規模でしたが、鳩山町の人口増加も相まって、一時は1学年7クラス規模にまで学級増をしました。しかし、当時1億円を超える豪邸が複数あった鳩山ニュータウンも今は商店街もシャッターを下ろし、コンビニ等々、数店の店舗だけです。住宅の多くが空き家になり、居住者は老人が多い状況となっています。若者は町外に出てしまっているようです。しかし、鳩山町が参考になる点も多くあります。それは高齢者の健康意識が非常に高いということです。健康寿命も県内トップクラスのようです。コロナワクチン接種率も9月1日現在で65歳以上が87%、12歳から65歳までで77%ということです。また、町内に梅沢グラウンドという運動場があります。西側のほうです。使用のトップはサッカー競技ですが、第2位は高齢者のグラウンドゴルフということです。鉄道も通っていない孤立した鳩山町の地形ですが、高齢者の健康意識は非常に高く、医療費も低いと聞いております。

そこで、嵐山町の高齢者が健康で長く活躍していただきたいために以下質問します。

(1)、嵐山町の高齢者が運動する場所、種目について、概要を把握していただき

たらお答えください。

(2)、現在高齢者の健康意識の動機づけをどのように行っているか伺います。

(3)、行政区への働きかけで巣ごもり状況を確認しているか伺います。

(4)、町の高齢者の国保利用率は他町村に比較し多いか少ないか伺います。

以上です。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)、(3)について、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

嵐山町老人クラブ連合会では、健康づくりの一環として総合運動公園においてゲートボール、グラウンドゴルフの大会を年2回実施しております。この大会に向け、各クラブではそれぞれの地域で場所を確保し、練習に励まれております。

次に、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。

高齢者の健康意識の動機づけにつきましては広報、ホームページ、ケーブルテレビで体操の紹介、また、ぷらっと嵐トレ・脳トレなどの自主活動への支援などを実施しております。また、今年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施という新たな取組を始めました。取組の一つとして、75歳以上で前年度に健康診査を受けていらっしゃらない方、かつ医療機関未受診者の方にアプローチして、健康状態や心身機能を把握し、必要な方には健診や受診勧奨、介護予防事業や介護サービスの情報提供などを行っております。

次に、質問項目2の(3)につきましてお答えいたします。

巣ごもり状況の確認という観点では、行政区への働きかけは行っておりません。しかしながら、毎年行政区に更新作業を実施していただいている支え合いマップは、要援護者の把握だけではなく、日常的な声かけや見守りなどの支援も目的としてございます。また、近年嵐山町では地域における支え合いの活動が広がってきております。近所の方による日常的な見守り、地域のボランティアによる見守り訪問や集いの場の開催等が巣ごもり状況の確認にもつながっていると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(4)について、高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、質問項目2の(4)につきましてお答えいたします。

国保の利用率ということでございますが、比較しやすいよう1人当たり医療費額でお答えさせていただきます。令和2年度の1人当たり医療費につきましては、65歳から74歳までの国保前期高齢者については49万5,775円で、近隣町村と比べますと、ときがわ町に次いで2番目に高い金額となっております。また、75歳以上の後期高齢者の医療費につきましては73万8,437円で、近隣町村の中では最も低い金額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番(山田良秋議員) どうもありがとうございます。再質問させていただきます。

(1)の関係ですけれども、高齢者または高齢者の団体から運動する場所が足りない等の意見というのはございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

グラウンドゴルフ等の練習の場所なのでございますけれども、教育委員会からのデータを頂きまして、町の体育施設を利用している団体、グラウンドゴルフをやっている老人クラブが13、その他が11となっております。そのうち総合運動公園を使っているところが6団体、花見台第一公園を使っているところが3団体、七郷小学校グラウンドを使っているところが1団体となっております。また、ヌエックの草原広場では予約が不要のため、利用団体はどの団体が利用しているかというのは把握していないような状況です。その他町の体育施設以外でも地域の公園等を活用してグラウンドゴルフをやっているグループもあるということです。そのような中で、そういう練習する場所が足りないとか確保に困っているというようなお声はこちらのほうでは聞いてはございません。

以上です。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番(山田良秋議員) 活動場所が足りない等の意見は特になんということですね。分かりました。

では、2に関する再質問をさせていただきます。町内の高齢者の方から、散歩に出かけても途中休む場所がないので不安であるという声を聞いたことがあります。私

が住んでいる杉山地区では多くの方が役場のちょうど西側の道ですけれども、市野川沿いです。そこには、農産物を無人販売で出店する傍ら、その場所に丸太を置いて、誰でも休めるようにしてある場所があるのです。私も散歩、そこをするのですけれども、その場所を通るたびに温かさというのを感じるのです。提案なのですから、町内の散歩の方の多い場所も杉山地区にかかわらずあると思うのです。道端の所有者に休憩場所の無料提供ですか、そういったところ、それを広報などで募集して、丸太等を置き、散歩の方が自由に休めるような場所をつくったらいいのではないかなと考えるのですけれども、もちろん管理責任などの免責は告知した上、何かあってどうのこうのというのは大変ですから。このような努力というのは高齢者に優しい町になりますし、また高齢者に優しい町として情報発信されていくと思うのです。どなたかお答えしていただければと思うのですけれども。

○森 一人議長 ご提案ということで町長いかがでしょうか。ご提案で感想を述べていただければと思います。答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 今のご指摘いただいたウォーキングをされている方、私も朝早く、けさもやってきましたけれども、町内全体でたくさんおられます。そういった意味においては、皆さんが健康意識をしっかりと持っていて、自分自身で自分自身の健康を増進するような活動を一生懸命やっただいてというのは本当にありがたことかなと思います。そういう中で、散歩のコースにそういった少し休憩できるような場所を設置したらどうか、あるいは丸太のようなベンチを設置したらどうかというようなご提案でありますけれども、今までも何回かご提案いただく中で、例えば歩道でいろんな障害になったりということはないような形で工夫してやるということは考えられると思いますので、ぜひ検討してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） どうもありがとうございます。

何かあったらいいなと思いますので、検討をできたらお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、(3)に関する再質問です。行政区、とりわけ区長会の働きかけについてです。前台風19号がありました。市野川沿いの3軒の家庭が床上浸水しました。

3軒の家の状況を確認に行きました。被害に遭った方からお話も伺いました。そこで、各区長さんの対応に非常に温度差があるというのを感じたのです。ある区の区長さん、ここまで踏み込んでしまうとよくないのですけれども、役場まで行って、いろいろこうだ、こうだということで対応をお願いしたというようなことなのです。それから、あるところでは、近所の隣組の方はいろいろやってくれたけれども、全然なしのつぶてだったというようなことで、不満を私のほうに言うておりました。ですから、その指導をするセクションもあると思うのですけれども、その辺のところに、やっぱり温度差がないような、区長さんというのは一応特別公務員扱いですか、そういった指導をお願いできればと思うのですけれども、よろしくお願いします。

以上です。回答は特に。

○森 一人議長 山田議員、区長の質問、所管になってくると、地域支援になっておりまして、担当課長が今回要望がなかったもので来ていないのですけれども、提案という形でよろしいですか。

○2番（山田良秋議員） はい。

○森 一人議長 では、続けてお願いします。

○2番（山田良秋議員） ということです。次の質問よろしいですか。コロナ禍のおける町の集団検診についてでございます。新型コロナ感染者数は、数字の上では過去と比較して落ち着いています。新しい株も出ましたけれども。人類とコロナとの闘いが終えんすることを祈りつつ、第6波を危惧しています。

さて、コロナ禍において町の集団検診がなくなりました。そのような中、個人で病院に予約してがん検診を行っている方もいます。そこで以下、質問します。

（1）、集団検診と比較し、現在の個人的検診の受診率はどうか伺います。

（2）、高齢者の状況はどうか伺います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 質問項目3の（1）についてお答えいたします。

集団検診と個別検診、両方を実施した令和元年度と、コロナの影響で個別検診のみとなった令和2年度の大腸がん検診を例に答弁いたします。令和元年度の検診者数は集団で453人、個別498人で、合計951人でした。令和2年度は集団検診を行いません

でしたので、個別検診者470人が合計人数となります。令和元年度と2年度を比較すると、検診率は49.4%となってしまいました。令和元年度、2年度ともに個別検診を受けた方は201人で、40.4%の方が連続検診となっています。令和元年度に集団検診を受けた453人のうち、令和2年度に個別検診に移行した人は88人で、19.4%の方が連続検診となっております。令和元年度に集団検診を受けられた方の連続検診率は令和元年度に個別検診を受けた方より21.0%低い状況です。

続いて、質問項目3の(2)についてお答えします。

65歳以上の高齢者についても大腸がん検診を例に答弁いたします。令和元年度と2年度を比較すると、検診率は53%となっています。令和元年度、2年度ともに個別検診を受けられた方は42.3%で、令和元年度に集団検診、令和2年度に個別検診に移行した方は23.5%となっています。令和元年度に集団検診を受けられた方の連続検診率は、令和元年度に個別検診を受けた方より18.8%低い状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番(山田良秋議員) がん検診を例に取ったものについてはよく分かりました。

それから、これ関連性があるのではないかと思うのですけれども、インフルエンザの予防接種が昨年と比較して今年1,500円、有料になったと思うのですけれども、町民の接種状況の変化というのはありましたか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 インフルエンザのワクチン接種については、まだ接種の期間中でありますので、パーセンテージはどうなったかという変化率は分かりませんが、去年よりワクチンが多少少ないようで、行ったのだけれども、ワクチンがなかったよという問合せは来ています。引き続き電話等で確認して予約してから受けてくださいということを言っていますけれども、金額について、前年は無料でできたのを、今年は1,500円とかとなっておりますけれども、そういう苦情等は受けておりません。

以上です。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番(山田良秋議員) はい、分かりました。

私の質問は以上です。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号7番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の選挙についてからです。どうぞ。

○7番(畠山美幸議員) それでは、議長のご指名がございましたので、議席番号7番、畠山美幸、今回3題についての質問をさせていただきます。

まず1番目でございます。選挙について。第49回衆議院選挙において、(1)、期日前に投票率は、(2)、期日前の宣誓書を入場券に印刷することで職員の人員削減のみならず、有権者にも利便性があると思えますが、いかがお考えでしょうか。2点伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

10月31日に執行されました衆議院議員総選挙は10月19日火曜日に公示となり、翌20日水曜日から30日土曜日までの11日間、期日前投票が行われました。小選挙区の期日前投票率は21.86%で、平成29年10月22日執行の前回総選挙と比較し、0.98ポイントの減となりました。なお、投票日当日の投票者数を含めた投票率では59.62%で、前回と比較し2.09ポイント上回りました。

続きまして、(2)につきましてお答えをさせていただきます。

現行の入場券は印刷単価が安価なこともあり、2名連記式で、宣誓書の記載スペースは設けられていないはがきタイプを採用しています。議員ご提案の入場券に宣誓書を印刷する場合、選挙人が事前に記入して投票所にお越しいただくことで、投票がスムーズに進み、従事する職員の負担も軽減されることも考えられます。コロナ感染防止の観点から、また町民の利便性向上の点も考慮し、入場券の様式変更について検討し、よりよい投票環境の整備に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） （1）は分かりましたので、（2）のほうの再質問をさせていただきます。

入場券の様式変更について検討し、よりよい投票環境の整備に努めてまいりますということですので、前向きな答弁かなと思いますが、確認しておきたいことがございます。この近隣で今現在嵐山町と同様なやり方をしている市町村お分かりでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今回ご質問いただいたことを契機といたしまして、近隣に状況を確認させていただきました。そうしましたところ、嵐山町と同様の方式を取っている自治体はございませんでした。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そうだと思います。先日私、ときがわ町の役場に行きまして、圧着はがきを見させていただきまして、嵐山町においては、はがきは2名連記式ということですが、圧着式にすることによって、3ページにわたってはがきをつけられるものですから、4名までの入場券添付、そして裏には宣誓書という形で文字を書くスペースは確かに小さいですけれども、投票所に来て、高齢者の方、やはり緊張してしまうと言うのです。ですので、おうちで落ち着いた環境の中で書いてやっていただいたほうがよろしいのかなと思いますので。あと、毛呂山町が今まで嵐山町と同じ様式でずっとやっていたところですが、やはり来年からこちらの圧着はがきに変えるということで毛呂山町の議員からもお話を伺っていますので、ぜひこれ来年の参議院選挙に間に合うようにしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

これまで嵐山町で取ってきた方法、当然これにもメリットはございます。先ほどもご答弁申し上げましたとおり安価である、あるいは発送する直前の選挙人さんの異動、例えば死亡であるとか転出であるとか、そういったものをこちらでは書き換えて、できるだけ直近の情報でお送りをさせていただくと、このような対応が取りやすいとい

うメリットもございます。一方、圧着式の形で書いた場合には当然単価的には現在の4倍くらいの単価になってしまいます。そういったコスト面でのデメリットというのはございます。どちらもいい点、悪い点ございますので、そういったものを総合的に勘案をしまして前向きに検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今デメリットの話がございましたが、圧着はがきだと4倍のコストがかかるということでございますが、いつも期日前ですと、職員が4、5人でしょうか、対応しなくてはいけないところが、この間ときがわ町では半分ぐらいに減らせるというお話も伺っておりますので、そういうところで、コスト面ではプラマイゼロか、かえって職員も今人数減っておりますので、仕事ができると思いますので、前向きにご答弁いただいておりますが、来年からぜひお願いしたいと思います。以上でこちらの1番目の質問は終わります。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。自家消費型ソーラーカーポートで電力を、そしてEV充電スタンド設置についてお伺いいたします。

まず、(1)、自家消費型太陽光発電システムを導入することで、電気料金削減、CO₂削減、また災害時で停電した場合でも非常用電源として電気を使用できます。そこで、例えばソーラーカーポートを庁舎東側の駐車場に設置のお考えはありますか。

(2)、2050年までにカーボンニュートラルの達成を目標としており、2030年までにはガソリン車の新車販売ゼロを目指し、EVやHV車などにする方針です。嵐山町においても災害時の充電設備としてEV車を購入しました。今後を見越してEV充電スタンド設置のお考えはありますか。

以上2点です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

現在の庁舎の非常用電源は連続稼働時間が20時間となっており、町の防災計画において、停電時には72時間稼働する非常用電源が必要とされております。ソーラーカーポートの設置は災害時、停電の際の非常用電源として活用できるだけでなく、平時

においても、庁舎などでふだん使用する電力の補助として利用可能であり、大変有効な設備と考えられます。しかしながら、駐車場にカーポートを設け、その上にソーラーパネルを設置するとなると、かなりの設置費用が必要となり、現状においては困難であると考えております。今後防災の拠点を担う庁舎として、どのように非常用電源の確保をしていくことができるのか、補助制度の活用策などについて研究してまいりたいと考えています。

続きまして、(2)につきましてお答えをいたします。

近年電気自動車の普及により急速充電スタンドの整備も進み、全国に約7,700基の急速充電スタンドが高速道路や大型商業施設、自動車販売店などに設置されております。また、国においては令和12年までに急速充電を3万基まで増やすという目標を掲げています。これにより今後設置数はさらに増加していくと思われ、またさらに充電設備や充電機の技術革新も想定をできます。このため現状においては、まずは国の施策の進捗状況を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) それでは、(1)のほうから再質問をさせていただきます。

現状では設置費用が必要となり、現状は困難であるというご答弁でございます。それで、先日今年改正地球温暖化対策推進法等を踏まえた地域再エネの推進についてという法律が改正になりました。それによって、地球温暖化対策推進法改正の背景ということで、ゼロカーボンシティを含めた地方自治体における地域の脱炭素化のためには地域資源である再エネの活用が必要。一方再エネ事業に関する地域トラブルも見られるなど、地域における合意形成が課題。合意形成に向けては地域経済の活性化や災害に強い地域づくり等の地域貢献を含め、地域と共生する再エネ事業とすることが重要。こうしたことを踏まえ、温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画制度を拡充し、再エネの利用促進等の施策実施目標を定めつつ、その達成に向け地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネを活用した地域脱炭素化促進事業を推進する仕組みを創設。地域の合意形成を円滑化しつつ地域の脱炭素化を促進するという一方で、9割の自治体のエネルギー収支が赤字になっていますよというのが2015年の状況でございます。特に経済規模の小さな自治体にとっては基礎的な支出であるエネルギー代金の影響は小さくないと書いておりますので、本当にこの小さな自治体において自家

発電と申しますか、自力で電気を生み出して、それを使用していくということが大事な時代になっていくのですねということになっております。

例題としましては、太陽光発電5,000キロワット導入。この5,000キロワットというのは、1世帯に5キロワットしたときに1,000世帯分ということでございます。地域住民、企業に年間最大1億8,000万円程度の経済波及効果があるということでございます。これを同じだけの経済波及効果を地域に生み出すためにはということで、空き家対策なら188人の移住者、観光振興なら1万8,880人の観光客の増加に相当すると。だから、ラベンダー園も1万8,880人来ていただければ、それだけのあれなのですけれども、小さな自治体だとなかなか大変ですので、エネルギーをこの庁舎で。今庁舎で幾ら使っているのかなということで、先日総務課に確認をいたしました。決算書に金額が書いてありましたので、これが1か月当たりどのくらいになるのかなと計算させていただきました。庁舎の電気代、令和2年度が決算書持ってこなかったから金額全部で幾らだか、1,300万円ぐらいだったかちょっと忘れてしまったのですけれども、とにかく今庁舎の電気代が年間5万8,339キロワット使っているという令和2年度でした。これを1か月平均にすると、1日162キロワットで、掛ける30日は4,860キロワット、4,860キロワットこの庁舎は1か月平均使っているのだなと。1か月の電気代は幾らかという103万9,302円だと計算上はなりました。これを先ほど私が申し上げました東側というのは、実は子ども家庭支援センターが健康増進センターにできましたので、お子さんを連れて例えば予防接種に来る、遊びに来るといったときに、東側はヘリポートがございますけれども、その奥に50坪ぐらい、聞いたら1,600平米と言ったから、大体50坪ぐらいなのかなと。そちらに、先ほど言ったソーラーカーポートを設置しますと、例えば夏場ですと車内が大変暑くなってしまいますので、お子さん連れの方にはそちらのカーポートを利用させていただき、車の日当たりを妨げる、また雨が降ったときには屋根代わりにもなるということで、やはり利便性がいいのかなと思ひまして、東側がいいかなと思ひましたけれども、設置するところはどこでも構いません、町民の方々が利用がしやすいようであれば。皆様のお手元に資料として、これはどこかのショッピングセンターだと思います、カーポートが映っていますので。こちらのソーラーカーポートは、柱と簡易的なカーポートの屋根部分に太陽光パネルを設置した発電装置でございます。太陽光発電は住宅や工場など建物の屋根に設置するケースが一般的ですが、カーポートの屋根を利用して太陽光発電を導入することもで

きますということで、今後は住宅や工場、そういう屋根にもつけていく必要性はあるなと思いますけれども、まずは庁舎がいち早く自家電力を使って運営できるようにしていくべきではないかと思ひまして、いろいろ調べました。そうしましたところが、災害停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援しますという補助金がございます。こちらを見ますと、設置費用の補助率が3分の1。これ3分の1は大きな市になるのかなと思います。2分の1または3分の2の補助が出る。上限は500万円ということで書いてありますけれども、今国もどんどん脱炭素を目指してっておりますので、地域脱炭素移行再エネ推進交付金などもありますし、こういう交付金を使って、嵐山町としてはもう小さな自治体ですので、先ほど言った電力を50キロワット設置したら恐らく賄え……独りでずんずん言っていますけれども、そういうことなのですからけれども、ちょっとお考えはいかがでしょうか。補助金があるのですよ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木 参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

私も今回ご質問いただいて、少し補助金の制度も見させていただきました。確かに議員おっしゃるとおり、2分の1の補助であったり、既存のものは3分の1ではないかなというふうに思っておりますが、それにしても仮に設置をする場合に、これはインターネットでどのくらい経費かかるのかなということで見ましたら、カーポート10台分の設備を整える場合に、これは蓄電のシステムがない状況です。蓄電がなくてただ電力をつくるだけのものですが、10台分で400万円から600万円事業費がかかるだろうと、こんな記事も載っておりました。今おっしゃったような場所に造るとすれば、その10倍程度は恐らくかかってくることも考えられるのかなというふうに思います。そうした場合に、補助制度があるとしても一定の、かなりの額の財源が必要となってくるというふうに考えています。今後の考え方としては、確かにゼロカーボン、2050年、そういったものを国、政府が目指しているということもあります。当然行政としてはそういった方向性に向かっていかなければならないということは重々承知をしております。この庁舎も平成8年にこちらに移転をしまして、もう既に25年でしょうか、経過をします。いろんなところが傷んできていると。先ほど冒頭ご答弁申し上げたように非常用電源の確保という課題もございます。そういったことを鑑み

ますと、やはり一部分ということではなくて、全体をどういった方向に向かってこの庁舎を整えていくのか、そういったことを踏まえてこういった大きな課題に対して検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 私もインターネットで調べたときには10台置きのソーラーカーポートが、これで発電力が30キロワット程度と書いてございますので、さっき50キロワットと私も言いましたけれども、まずはとにかく、ちょっとさっき書いたのが見つからないのですけれども、今利用しているワット数に合わせて、余剰電力ってそんなに生まなくていいと思うので、相当するだけのワット数を無料でちゃんと計算しますよってどこかに書いてあったのです。それが見当たらなくなってしまったのだけれども。ですので、こういうところで、この嵐山庁舎は幾らのワット数をつければ1年間、1日賄えるのかということがしっかり計算して、30キロワットで間に合うかもしれないし、50キロつけなければいけないかもしれないけれども、そういう計算はしっかり無料で計算した上で、この嵐山庁舎に合ったものを設置できますよと。ここに書いてあった。EVコンセントや蓄電池、急速充電器などを併用したソーラーカーポートでは、EVなど電気自動車を駐車しておきながら燃料を補給できます。違う、ここではないや。そういうことで、とにかく幾らぐらいつければ、この庁舎が運営できるかということはよく調べて、先ほど400万円から600万円と言いましたけれども、補助金を使えば半分で済むと。場合によってはさっき3分の1とも言いましたけれども、3分の2とも書いてあったのですけれども、そういうところをよく研究して、ぜひ嵐山庁舎、電気を生んで、電気、それを使って運営していけるようにしていくべきではないのかなと思いますけれども、町長のお考えはいかがでございましょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今畠山議員のほうからご指摘いただいた方向性、これはもうそういった方向性に当然持っていかなければいけないだろうというふうに思っております。先日の議会の中でも議員さんの中からゼロカーボン制限をできるだけ早くやってくれというようなご指摘もございました。担当課のほうでも少し早くなるように今一生懸命努力して、そ

ういったことも取り組んでいる状況であります。また、課長からのお話があったように、非常用電源に関しても少し時間的に足りない部分もありますので、そういった点においては、こういったことの重要性というのは十分に認識をいたしております。ただ、先ほど課長からも申し上げたように、例えば今既にカーポート自身が、それなりなのがもう設置されていて、その上に太陽光パネルだけを設置するのであれば、これはまた判断が全然違ってくるかなと思うのですけれども、もう既に舗装されているところ、あそこをカーポートだけつくとすると、あれを引っぺがして、それでまたやって、カーポートでも、もう何年か前に大雪が降りましたよね。大雪が降った中で大変多くの家庭のカーポートも潰れました。要するに強度的にも雪国だとか、そういったことも含めて対応できるような、強度的にも今までのカーポートよりも基本的にしっかりとしたものを設置するということが当然求められてくると思います。その上にまた太陽光パネルというのが載るわけですから、そういったことになると、かなりコスト的にも今言ったような金額ではとても私はできないかなというふうに思います。ただ、もうちょっと正確に積算等をする中でまた検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 本当は嵐山町の庁舎の屋根がフラットであれば、屋根につけてはいかがでしょうかとか、屋上につけてはいかがでしょうかと提案したいところだったのですが、この庁舎の周りを見てもつけるところが、パネルをただ並べているのでは、それというのはどうなのかなと思いました。山を切り崩して張ったらどうだとか、私も条例をつくった兼ね合いで、それは提案できないなと思ひまして、今回このソーラーカーポートであれば、先ほど言いましたとおり、高齢者の方でも、お子さん連れの方でも、屋根のついたカーポートが10台だけでもあれば、それはすごく利便性がよろしいのではないかなと思ったところでございます。先ほど町長もお話ありましたが、20時間停電した場合には、連続で20時間は稼働できるのだよと、電気が取れますと。でも、本来であれば72時間稼働する非常用電源が必要とされていますということもございますので、ぜひ前向きに。だから、積算を考えてくれるという今お話でしたけれども、そういうところは無料で業者の方もやっていただけたと思いますから、ぜひ研究していただきたいと思います。そうやって積算するって言ってくれましたから、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

では、(2)に移ります。(2)のほうは先ほどの答弁ですと、国の施策の進捗状況を注視してって、私これ前も質問したのです。ちょっと早まって。いつ質問したかなと自分の通信を確認したら、平成28年の新年号で書いてあるので、平成27年の12月議会で、これ質問していたのです。そのときの答弁は、町の公用車はハイブリッド2台、その他車両37台中26台は軽自動車を導入。災害時の庁舎電源供給は非常用発電設備や災害用発電機で対応。EVやPHVでの災害時電源に使用できるが考えていない。コストが現在はまだまだかかる。充電器町内設置状況は、関越上下線のパーキングに各1か所、カインズホーム嵐山店に1か所設置されているということで、嵐山の状況はこうだったのです。先日三菱のアウトランダーという車を町も買って、先ほど私ハイブリッド2台とその他車両37台のうち軽が26台と言いましたけれども、今庁舎の車、電気自動車と呼ばれるのはこの1台だけでしょうか。あと、ハイブリッド車は何台あるのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

町の使用している車の関係でございますが、現在ハイブリッド車については3台、うち1台がプラグインハイブリッドということで、充電が可能な車両と。その他2台については充電ができないタイプのハイブリッド車ということでございます。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山美幸議員からの再質問になります。どうぞ。

○7番(畠山美幸議員) 先ほど私が述べた内容の中に東側の駐車場1,600平米を50坪と言いましたけれども、計算しましたら500坪ですので、訂正いたします。すいません、算数ができなくて。

では、(2)のほうの再々質問になりますが、先ほどハイブリッド3台のうち1台

はプラグインハイブリッドが1台ありますということで、これは災害のときに使うために購入したというお話も伺いました。先ほど1番のところでは72時間稼働するのが本来なのだというお話があって、プラグインハイブリッドは、例えば何か災害があったときには、マックス電源があるときにはどのくらいの時間が使えるのか教えていただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

アウトランダーのほうなのですけれども、100ボルトの1,500ワットのAC電源になります。こちらなのですけれども、1日の一般家庭で使うものを10キロワットというふうに想定しますと、満タン状態で丸々1日分、エンジンを稼働して発電することができるのですけれども、そちらを使うと約10日分使えるという想定になっております。以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) ありがとうございます。

1家庭で10日分使えるということで、すごいですね。分かりました。先ほど間違っ
て読んでしまったのですけれども、先ほどのソーラーカーポートからも、この設置するということは、まず国の施策の進捗状況を注視してというふうに課長も答弁して
いただいておりますが、その前に先ほど嵐山町の設置箇所が高速道路上下2か所と、あ
とカインズホーム嵐山店に1か所と、それしかないのですけれども、今嵐山町内でど
こか増えたというところはお聞きしておりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

私も電気自動車のユーザーではございませんので、そういった情報に疎くて大変申
し訳ございませんが、インターネットのほうで設置場所を検索できますので、そうい
ったもので見ますと、状況は変わっていないというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) お金もかかることですから、こちらは進捗を見ていただいて

結構かなと思いますが、さっき間違っただけで読んでしまったところにEVコンセントや蓄電池、急速充電器などを併設したソーラーカーポートではEVなど電気自動車を駐車しておきながら電力を補給できるというメリットもありますので、よくよく検討していただきたいと思います。では、こちらの2番目の質問は終わります。

それでは、大項目3、凍結防止カーブミラーの設置について。いつも無意識に安全確認しているカーブミラーが凍結して真っ白になる時期が到来いたしました。凍結防止カーブミラーの設置についてのお考えはありますか、お聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3につきましてお答えさせていただきます。

町内のカーブミラーの設置基数は700基を超えております。カーブミラーは、場所と気象状況により曇ってしまうことがあります。現在防曇力のあるカーブミラーが販売されていますが、単価ベースで1.2倍程度となっているようでございます。カーブミラーは安全確認の補助施設でございます。カーブミラーは死角があり、歩行者の発見が遅れることがあります。安全確認は運転者自身の直接目視が原則となっております。しかしながら、冬にどの気象下においても曇ってしまうカーブミラーについては状況を確認し、曇り止めスプレーなどのできる対応を行いたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） なぜこの質問をしたかといいますと、私文化村に住んでおりまして、本当に道も4メートル道路しかございませんし、死角も大変多くございます。子どもさんが自転車で通学とかするとき、うちは坂道を降りて池の脇に出ると丁字路にぶつかるのですが、その右角にカーブミラーが設置してあるのですが、この間も午前7時39分、子どもさんが学校に行く時間でございますが、その時間でもまだカーブミラーが真っ白で何も見えないのです。確かに課長がおっしゃるとおり、自分の肉眼で確認、スピードで出ていくわけではありませんけれども、肉眼で確認しながらそろそろ出ていくわけですが、やはり角のところに来ているときというのは見えないのです。ですので、カーブミラーがああいうふうにならざるを得ないというの

危険だなというふうには思っている方は私だけではないのかなと思います。そういう中で、ネットのほうでいろいろ調べてみたのです。そうしましたら、そういうものがあるのだということが分かりましたので、今回の質問にしたわけなのですが、そこにいく前に、まずカーブミラーの700基の設置なのですけれども、これは警察で設置をするということではなく、あくまでも嵐山町でここに必要ですよと言われたときに、町が対応してお金を出して設置しているという考え方でよろしいのか確認します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 今答弁させていただきました700基程度というのは、町が管理しているカーブミラーでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 町が管理しているのが700基を超えていますという答弁をしていただくということは、警察でも、ここだと小川警察署になるのかな、そちらのほうで管理しているカーブミラーというものもあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 カーブミラーにつきましては道路の附属物でございますので、基本的には道路管理者が設置するものでございますので、警察が設置するものはないというふうには考えているところです。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 承知しました。

カーブミラーなのですけれども、曇り止めとか、この間も先週ですか、地域で道普請やっておりましたけれども、ああいう際には、ここはしょっちゅう見通しが悪いし、曇っているよねと言ったときには地域の方が意識して曇り止めというものを塗布するのはよろしいのかなと思いますが、やはり高いところに位置しているものですので、塗布しているときにけがでもされても、それもまた困ることなのですが、男の方とか若い方にそういうものをやっていただくという管理の仕方は今後考えていくべきかなと思いますが、そういうカーブミラーが販売しているようなのです。曇らないという

ふうとうたつてあるけれども、本当かどうか、私もこの職員でも何でもないので分かりませんが、ですので、どこか1か所、2か所、試しにつけてみるというふうなお考えはないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

カーブミラーにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも安全施設の補助施設でございます。議員さんおっしゃったとおり、幾らカーブミラーが見えていても手前が見えないのです。一番手前のほうは死角になっておりますので、基本的には手前は歩行者であっても、自転車であっても見えないという状況がありますので、目視でゆっくり行っていくのが原則というふうになっております。

あと、カーブミラーについては防曇力のあるカーブミラー売られていますけれども、メーカー等に、設置業者等に聞くと、汚れによってだんだん効果が薄れていくということも聞いておりますので、なかなか長続きしないかもしれません。ただ、単価的に1.2倍程度ございますので、かなり高額というのではないので、試しというか、試行的に設置することはできるかな。全部を替えるとかでなくて試行的に設置するのは可能かなと考えていますので、近々研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 試行的に1、2か所、区の中からここはどうしてもいつも曇って見えないのだというようなところがございましたら、ぜひ設置してみたいと思います。効果を判断していただきたいかなと思います。

私の質問は以上でございます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 狩 守 勝 義 議 員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号3番、狩守勝義議員。

初めに、質問事項1の不登校についてからです。どうぞ。

○3番（狩守勝義議員） 議席番号3番の狩守勝義でございます。議長のご指名がござ

いましたので、ただいまから一般質問をさせていただきたいと思えます。

私の質問は、大きい質問として3問あります。その中で、まず最初に不登校についてお尋ねしたいというふうに思っております。いじめとか不登校については、過去私も何度か質問させていただいております。今回は不登校ということについて最初に質問させていただきたいというふうに思えます。

それでは、ちょっと読み上げる形で質問させていただきたいと思えます。新聞報道によりますと、2020年度に30日以上登校せず不登校とみなされた小中学生は前年度より8.2%増の19万6,127人で、不登校の小学生は6万3,350人、これは前年度比1万人増ということです。中学生は13万2,777人、前年度比4,855人ということです。このように不登校生は8年連続で増え続けておまして、1990年度以降、過去最多だったということが文部科学省の調査で分かったということでございます。そして、嵐山町においても令和2年度教育委員会点検・評価報告書によりますと、小学生は6人で、令和元年度12人よりも6人減っているものの、中学生では23人で、逆に令和元年度より2人増え、中学校の状況は深刻であるというふうに認識が示されております。そこで、次のことをお聞きしたいと思えます。

(1)です。コロナ禍の中、周辺自治体の状況はどのような状況だったか。また、不登校の原因は複雑な条件が重なっていて、なかなかこれだという原因を特定できない難しさがあるということがよく言われます。令和2年度はさらにコロナ禍の影響もあると推測されますが、不登校の原因を町ではどう考えているのか伺いたいと思えます。

(2)番として、学校に通いづらくなった児童生徒の居場所づくりとして、全国の一部の小中学校で校内フリースクール的なSSR、これはスペシャルサポートルームの略ということですが、設置して成果を上げている例もあるようです。このSSR設置について町ではどのように考えているのか伺いたいと思えます。よろしくお願ひします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)について答弁を求めます。

溝上教育委員会事務局指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

令和2年度第2回生徒指導に関する調査の結果から不登校児童生徒数の増加率を見

ますと、平成30年度から令和元年度の増加率よりも臨時休校等を実施した令和元年度から令和2年度の増加率のほうが高い自治体は、西部管内の22市町村において小学校では10市町村、中学校では4市町村となっております。原因の一部には感染不安による欠席もございいますが、コロナ禍における臨時休校等の措置が不登校児童生徒数の増加の主たる原因であるということは考えにくく、近年の増加傾向であると考えられます。

なお、本町では、小学校では12人から6人と半減しているものの、中学校では21人から2人増え23人と増加傾向となっております。この主たる原因といたしましては、無気力、不安、学力の不振、生活リズムの乱れ、遊び、非行が大半を占め、次いで友人関係をめぐる問題、クラブ活動・部活動への不適応、入学・進級時の不適応、家庭の環境の急激な変化等が挙げられます。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

現段階では、SSR、スペシャルサポートルーム設置については考えておりません。学校に通いづらくなった児童生徒につきましては、小川町広域適応指導教室や嵐山町子ども家庭支援センターと連携して、学習のサポートや学習習慣の確立、自立する力の育成等に取り組んでおります。

なお、学校内の相談室や保健室においても、さわやか相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等が個別の状況に応じた支援を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) それでは、1番の(1)について再質問させていただきます。

一応周辺自治体ということで、今答弁いただいたのは西部管内22市町村ということですが、その中で小学校では10市町村、中学校では14市町村が増えているというようなお話だったと思います。ここの、例えば嵐山町周辺の自治体の様子はどのようなかなというふうに思っているのですが、その辺のデータはございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えいたします。

比企管内の状況でございますが、周辺の自治体、それ例外の自治体と比べて増加率が高いということはなく、かえって低いという傾向が見られます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 私はなぜこれを質問の項目に入れたかという、例えば全国的に増えてきて、毎年毎年要するに増加、増加という形で更新していつているわけです。この傾向というのは、私は続くだろうなというふうに見ております。そうしたときに、例えばある程度不登校生の割合が高い自治体では、不登校特例校という学校を設けて、そしてそこで独自のカリキュラムで子どもたちを指導しているというのが全国で17学校、公立、私立含めて、そういう例があるわけです。そうしたときに、当然特例校ですから、学校ですから、1つの小さい自治体ではそれはなかなか難しいでしょう。そうしたときに周辺の自治体が当然比企が1つだというような考え方もありますので、そういうところでそういう学校を設けて、独自のカリキュラムで指導することによって、例えば生きる力、そういうものを教育していくというような形のもの、そういう事例というのは全国にあるということです。ですから、そういった方向性というのは、これは将来的なことかも分かりませんが、やっぱり考えてもいいのかなというふうに私自身は思ったわけです。ですから、周辺の自治体の中で不登校の生徒さんがどういう状態なのかというのを聞いたのはそういうわけです。ですから、比較的この辺はまだそういう状況ではないということですが、確かに埼玉県も全国レベルでいくと平均値よりも低いという状態になっています。ですから、そういう形で考えればまだまだということがあるかもしれませんけれども、私はこの周辺でもいろんな要素が出てきていますので、増えていくという傾向は続くだろうと思っています。ですから、そういった意味で特例校というような考え方というのは、将来検討すべきではないのかなというふうには思っていますが、そういう時期はいずれということであっても、その特例校に対してはどのようなふうな見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えいたします。

スペシャルサポートルームが設置されています全国の市町村を見ますと、例えば広島県でありますとか福島県あたりの状況を見ますと、県で指定をされた学校に追加がついて、専任教員がついて、そしてその場所が成り立っているというような状況

がございます。ですので、埼玉県におきましてもそういった措置が県として考えられるということであれば、我々嵐山町近隣の自治体とも調整をしまして、そのような措置は取れるように努力をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) 今の答弁は(2)番に通じるような答弁なのですが、特例校と、それはちょっと違うのではないかなというふうに思うのですが、そうではないのですか。例えばスペシャルサポートのSSR、それはその学校内に部屋を造ってということですよ。特例校はそうではない形の別な組織をつくってということではないのですか、その辺はどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 SSRについては、議員ご指摘のようにその学校の中に特別な部屋を造ってということですが、埼玉県ではこれまだ採用していないのです。したがって、その学校に県費負担教職員を1名あてがうというものですから、そうすると、もう町でできるという、そういうシステムではないので、あくまでもSSRは議員ご指摘のように広島とか、それから愛知とか福島、白河市、先行した自治体下でこういう制度をやって、それ私もこの質問いただいて、いろいろ調べさせていただいたときに、まだそんなに普及していないというか、そういう状況がございます。それに対して特例校ですが、これも新聞記事にあったところですが、ニーズは高いが、用地確保など自治体の財政負担は大きく、あまり広がっていない。2017年施行された教育機会確保法で整備を国や自治体の努力義務としたが、全国で17校にとどまっている、こんな状況がございます。したがって、新たに学校を建てるということになりますので、これも相当ハードルが高いというふうに教育委員会としては認識しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) そうすると、その特例校に関してはなかなかハードルが高いというような見解をお持ちだということですね。(1)番目で、もう一つ町の考えている不登校の要因、原因という、これは文科省が昨年2つの調査をしているはずなの

です。1つは、学校、教育委員会を対象にした、例えばいじめ、不登校の状況の調査、あともう一つはこれ初めてだというふうに報道もされていますけれども、文科省のもう一つの調査というのが実際不登校だったという生徒さん、保護者さんを対象にした調査も文科省がやって報告書も出ているわけです。ですから、そこで考えたときに、私が以前不登校とかいじめとかという質問をしたときに、大体学校サイド、教育委員会サイドの原因、要因という、今回も同じような答弁をいただきました。ですから、そういうことを踏まえた上で、例えば先ほど私が話した嵐山町の教育委員会点検・評価報告書で、今後はこういう対策とか、こういうふうな方向でやりますというようなことは同じように何年も書いてあります。ほとんど同じような状態です。でも、これが実際不登校だった生徒さん、保護者の調査を見てみると、その原因、要因がちょっとニュアンスが違うなというふうに私は思っているのです。そのものというのは、先ほど答弁いただいたように無気力、不安というのが一番高いというふうな答弁だったと思います。これは調べ方が多少違うので、必ずしも単純に比較はできないとは思いますが、例えば小学生の場合は小6、中学生は中2を対象に不登校であった生徒、それから保護者さんの調査を見てみると、先生のことということで、これ複数回答ですから、100%の中の30%ということではないのですが、例えば先生のごことが原因でということで、小学生が30%、中学生が28%、それから体の不調、これが小学生が27%、それから中学生が33%、それから生活リズムの乱れ、小学生が26%、中学生が26%というふうに比較的學校関係での関連のものの原因というものを8割近い不登校になった生徒さん、保護者の方が挙げられているわけです。ですから、そのところにある程度、1つ視点を当てたような対応の仕方というのは、私は大事なのかなというふうに思っているのです。

それと同時にこういう調査もしているわけです。学校に行きづらくなったことについての相談相手ということで、これも複数回答で、1番は家族ということで、小学生が53%、中学生が45%、誰にも相談しなかったというのが一番多いのでしょうか。そうでもないかな。小学生が36%、中学生が42%。そして、私はちょっとがっかりしたのが、学校の先生というのが小学生が13%、中学生が15%、それから学校のカウンセラー、先ほど答弁にもありました形の、そういう人たちです。それに至っては小学生が8%、中学生が7%という、そういう割合なのです。そうすると、学校サイド、教育委員会サイドで調べたものの原因、要因と、それから実際の不登校になった生徒、

保護者に対する調査と、そこのところに、いや違うなというふうに私感じるのです。ですから、そういう意味では先ほどお話ししたように、その原因が学校関係に関連しているものが大体7割、8割。実際は不登校になった生徒さんたちの調査ではあるのだということ。それからもう一つは、学校でのカウンセラーと言われるような人たちのニーズはあまり感じていない。感じていても、そこに相談まで行っていないのかも分かりません。ですから、そういったことを踏まえた形の対応をしていくということがこれから大事になっていくのかなというふうには思っているのですが、この私の認識と教育委員会の認識ではちょっとずれがあるのかどうか、その辺も含めて見解を伺いたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 不登校の原因について調査結果も出ているところですが、議員さんおっしゃるように、教師との関係でというのやはりあります。事実嵐山の不登校になったり、休みがちになった子の中で、先生との関係がうまくいっていないということで具体的にそういうお話をしている子どももいます。私のデータとかではなくて、私の感じでは、やはり要因としては教師も含めて学校生活になじめない。それは部活もあり、それから多くは友達関係。今の子どもは友達関係でトラブルと不登校に陥ってしまうというケースは多々見られます。実際もう一つは家庭環境といいますか、これではちょっと子どもさん気の毒だし、子どもが学校へ行きたくなくなる。生活そのものがもう成り立っていないというような、そんな状況にある子どもも事実います。したがって、なかなか特定することはできませんけれども、多くは教師、友達との関係も含めて学校生活に起因している。それから、家庭でのことなどもありまして、ただ議員さんおっしゃるようなカウンセラー等の割合というのが小学校7%、中学校8%とお話ありましたけれども、私はカウンセラー、さわやか相談員、それからスクールソーシャルワーカー含めてカウンセラーの存在というのは非常に大きいというふうに思います。特に家庭に起因する問題については、先生がどこまで踏み込んでという問題もあります。その辺は、嵐山町では家庭支援センターのほうの連携も含めて、そちらと連携して家庭への対応をしていくということで、今お話を伺いまして議員さんのご理解とそんなに変わっていないかなという、そんな感じを受けました。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 不登校ということで子どもさんたちも非常に辛い立場にあるわけですから、今お話ししたような形を踏まえた上で対応をぜひお願いしたいなというふうに思います。

それでは、(2)番目のほうに移らせてもらいます。(2)番は先ほどもそれに関連した形の答弁、再質問の中では答弁いただいているのですけれども、SSRという形のものというのが確かにハードルは高いと。県レベルというふうなこと、答弁でありました。ただ、私が調べたことで言うと、広島県が一番最初だったみたいなのですけれども、広島県の現在の教育長さん、平川さんという方らしいのですが、その方が横浜市立のある中学校の校長先生のときに初めてその教室というか、ルームをつくったという。その方が広島県の教育長になったということで、広島では広まっていったという流れがあるみたいなのです。ということは教育委員会とか自治体の協力も当然必要だろうし、理解も必要だろうし、予算的な措置も必要だろうしというようなことですけれども、最初のスタートは一校長先生から始まっているという、そこなのです。確かにそれを実行に移すまでには、これは高いハードルがあることは承知しています。ただ、先ほど山田議員さんの質問の中に教育長さんのビジョンという形があったときに、嵐山町は長らく教育なら嵐山町とか、学校教育なら嵐山町というふうに、それを掲げて教育を一生懸命やってきたというふうに私は評価はしています。そのときに教育なら嵐山町の、ある意味で定義みたいなもの、どこにあるのかなということなのです。要するに学力が高いのが教育なら嵐山なのか、例えばこういうふうな不登校生に対しても熱い考え方を持った対応をしていくというのは確かにこれは、この答弁の中では小川町の広域適応指導教室とか、嵐山町の子ども家庭支援センター。私もつい最近支援センターのほうへ行って見学して、説明を受けてきました。そこで通ってくる人、1年でいい状況になって卒業する子が結構多いのですよというようなことも聞いているのです。ですから、その存在もすごく大事です。でも、その学校の中にそういう教室、ルームを造って、そこでやっていくということの成果が出ている自治体もあるし、それが広まりつつあると。最初のスタートは1校長からスタートをしていると。最初から県サイドから下りてきてやったものではなさそうなのです。となれば、これはすぐすぐとは私も言いません。町の状況いろいろ知っている部分もありますので。ですから、ただこういうふうに不登校生とか、そういうのがどんどん増えていく

状況をこのまま見過ごすような、いつも同じような対応を考えていたら、いつまでもこれは変わらないだろうと、むしろ増えていだけだろうと思います。ですから、そういったことを少し検討しながら町長さんだと言って、人が宝のまちづくりというふうに。その人が宝のまちづくりの一番の基本は子どもだと思うのです。そこからどんどん成長していくわけです。そして、我々大人がそれをサポートしながらやっていかなければならないことだろうと思うのです。ですから、そういったことも踏まえて、少しハードルが高くてそういうことを検討しながらその方向性が見いだせないのかなというふうに私は思うのですけれども、なかなかやっぱり難しいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 今広島県のS S R設置のいきさつについてお話しいただきましたけれども、そうだと思います。1人の校長先生の熱意が文科省の1つの制度に実ったと。それを考えますと、例えば嵐山町で、ある学校で不登校が多いと。相談室なら来れる。相談室で佐々木相談員と何時間か勉強したり、あるいは悩みを相談したりして、ある一定時の時間に帰ると、そういう子はおります。したがって、そういうお子さんを相談室から一步出て、どこかの空き教室で、誰か空いている先生が対応して、では、今日誰々ちゃん、ここの勉強やってみようねという形でやるとか、そういうイメージからスタートしているのではないかなと思います。S S Rというふうに認定されれば、そこに正式な教員がつくということですが、正式な教員がいない状況の中では当然そういう対応。それに近い対応は現在学校でもやっていたところはあると思います。もちろん相談室での登校がほとんどですが、保健室もあります。そして場合によったら、先生が特別に面倒を見る時間もあります。したがって、必ずしも一切できないということではなくて、それに近い形で教員が不登校の生徒にどう関わっていくかという方法の一つとしては当然考えられていだろうなというふうに思います。ただ、それを制度としてやりなさいとか、やりましょうとかというのはなかなか難しいことがあるので、現在では相談室、さらには小川町で同じように不登校の子を抱えている小川やときがわ町と連携してつくっている広域適応教室、結局そこが学校の中にはないけれども、今そっちという、そことの連携が今度は逆にそのことで学校だけでやっていくと、そっちにお願いしている部分というのがありますので、そことの連携とはどの程度を学校でやって、どの程度を、では適応教室のほうにと、いずれに

してもいきなり適応教室に行けないという子は、大体の子はそうです、相談室で何かして、こういう場所もあるよって紹介されて、では行ってみようかなということで、実際ごく最近、中学校の生徒が適応教室に行くことを決めました。そういう今ある施設を有効に活用しながら、あとは学校の中でできる範囲で対応していくという、今の時点ではそのような対応になるかというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) 分かりました。一応不登校というのは、これからも非常に大変な問題になるだろうというふうに思いますので、適切な対応をぜひお願いしたいというふうに思って、取りあえずこの1番目の質問は終わりにしたいと思います。

2番目に移らせていただきたいと思います。2番目は、GIGAスクール用のタブレットの利用についてということで、これはGIGAスクールそのものについての質問というよりも、タブレット利用ということに特化したような形で質問しようというふうな考えでこれを出しました。それでは、読み上げます。嵐山町では、周辺自治体の中でもいち早く児童生徒にタブレットの配布を完了しました。町のホームページを見ると、インターネット環境が整っていない家庭に対しては、Wi-Fiルーターの貸出しもして、授業や家庭学習に有効に利用している状況がうかがえます。しかし、実態はよく分かりません。そして、読売新聞によると、全国74自治体のうち14自治体がアプリによる誹謗中傷などのトラブルを把握し、そのうち4自治体は5件のいじめを認知していたと報道しています。また、昨年11月には、東京都町田市の市立小学校に通う女子児童が、いじめを訴える遺書を残して自殺したという痛ましい事件も起きています。

そこで、次のことをお聞きします。学校での利用状況についてということで、まずは主に利用している授業、教科はどのようなものなのか。それから、授業以外の利用はあるのか。それから、週の利用時間はどの程度なのか。そして、エとして、将来デジタル教科書を組み入れて利用する考えがあるのかということです。

それから、(2)番目として、家庭での利用状況について伺いたいと思います。アは、家庭での利用状況の把握はどのようにしているのか。それから、イは家庭での利用範囲はどのような範囲までをしているのか。

それから、(3)番として、東京都町田市の事件では、情報セキュリティーなどと、

なりすまし防止等に問題があったとされています。嵐山町では情報セキュリティーなどの点で町田市のようなことはないのか、その辺を伺いたいと思います。

それから、(4)番として、GIGAスクール構想による教育が始まった今、ますます情報モラル教育が重要になってきています。学校での指導が重要になってきているということで学校での指導状況を伺いたいと、そういうふうに思います。よろしくをお願いします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)について答弁を求めます。

不破教育委員会事務局指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 質問項目2の(1)についてお答えいたします。

まず、ア、主に利用している授業、教科でございますが、小学校では国語、社会、算数、総合的な学習の時間、中学校では各担当教科に加えて、総合的な学習の時間で主に利用しております。

次に、イ、授業以外での利用でございますが、家庭学習での活用、行事や日程の連絡、部活動でのフォームのチェック、修学旅行・宿泊学習のオンライン説明会、学校便りの配信等、様々な場面で利用しております。

次に、ウ、週の利用時間でございますが、学校内での児童生徒の平均利用時間は1時間30分程度となっております。

次に、エ、将来、デジタル教科書を組み入れて利用する考えでございましたが、現在文部科学省の令和3年度学習者用デジタル教科書普及促進事業で、菅谷小学校に算数、志賀小学校に書写、玉ノ岡中学校に理科のデジタル教科書が導入されております。各学校においては、紙の教科書を基本としながら、デジタル教科書も利用しております。今後は、国の動向と教科書採択の状況等を踏まえながら検討してまいります。

続きまして、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。

まず、ア、家庭での利用状況の把握でございます。ドリル学習のeライブラリーは、学習時間や学習内容が教員に伝わるような仕組みになっております。また、マイクロソフトのチームスでは課題の提供や回収を行っております。しかし、現在のところ、その他インターネット等の利用状況を把握できない状況であるため、家庭との連携、モラル教育の強化に加え、利用時間を制限するシステムの導入等を検討しております。

次に、イ、家庭での利用範囲でございます。タブレットには、有害サイトにはアク

セスできないようフィルタリングをかけております。その他の利用範囲に関しては制限をかけておりませんので、利用に当たっては各家庭でルールを決めたり、学校でもルールを作成したりしながら家庭での活用を進めております。

質問項目2の(3)についてお答えいたします。

町田市の問題は、1、チャット機能での悪口、2、パスワードが全員統一であったことが挙げられます。嵐山町にもチャット機能がございますが、全教員が内容を把握できる仕組みになっております。また、チャットの利用制限は教員が行うことができるため、授業外での利用を制限しており、さらにパスワードをランダムに配置して、なりすまし等の防止対策を講じております。

質問項目2の(4)につきましてお答えいたします。

各学校においては、文部科学省やNHK for Schoolにある動画を視聴したり、技術や総合的な学習の時間、道徳の時間において情報モラル教育の授業を行っております。また、家庭へはリーフレットは配布し啓発を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

狛守勝義議員の再質問からになります。どうぞ。

○3番(狛守勝義議員) それでは、再質問ということで再開させていただきたいと思っております。

(1)のアから順に質問させていただきたいと思いますが、あまりGIGAスクール構想の中身に入らないようにしようと思っていたのですが、2~3入ることになるかなと思いますけれども、まずアに関して、例えば教科書の内容を考えてみたときに、それとあとエの利用時間等を考えてみると、GIGAスクール構想というのはサブ教材的な役割でやっているのかなという形で捉えられるかなと思うのですけれども、そういう形で捉えていいのかどうか、まず先にお聞きしておきたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えいたします。

議員様がおっしゃるとおり、サブ教材的な扱いもするところもありますけれども、授業支援ということで子どもたち一人一人の考えを集約し、それを提示したりとか、あとは家庭学習を効率的に行ったりとか、そのような活用もできますので、広い意味でもサブという形で活用させていただいております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) そうすると、タブレットを使って主にずっと授業していくというよりも、教科書とそれを併用するような形で支援していく形と捉えればいいわけなのですね。分かりました、ありがとうございます。

では、次にイの使い方、利用です。これ非常にいいなと思います。今まで紙ベースで配っていたようなものをタブレットを使用して家庭の連絡とか様々な形のものに使っていくというような取組と捉えていいわけですね。そうすると、当然紙ベースのものはだんだん減っていくというような形で考えていいということで、それでよろしいわけですね。そういうことでいいですね。分かりました。

○森 一人議長 聞くときには質問という形で聞いてください。

○3番(狛守勝義議員) では、お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えさせていただきます。

議員さんのおっしゃるとおり、紙のほうで節約の効果が現れると期待しております。以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) ウに関しては結構です。

それで、エのデジタル教材の組入れということなのです。これ私なぜ質問項目に入れたかということ、多分ご存じだと思うのですが、ランドセル症候群という報道が11月にあったのです。これが小学校の1年生から3年生の調査だったように記憶していますけれども、教科書も非常に重くなっているという。そうしたときに、文

科省のいろいろデータなんかを調べてみると、基本的にG I G Aスクール構想のタブレットを配って教育を始めても、紙の教科書は必ず使うのだというふうな、そういう法律に文科省のほうなっていますよね。そうすると、少なくともタブレットと、それから教科書を必ず持っていかなければならない。当然小学生の1年生から3年生、低学年といいながらもそれだけの重さの物を、体も小さい子がいて、結構ランドセルも大きいと。そういうようなことで、心身にいろいろ影響を及ぼすということでランドセル症候群が3人に1人いるとかというような報道がされたと思うのです。ですから、そういう状況を考えたときに、そのタブレットの中にデジタル教科書という形のものを入れるという形で考えれば、持っていく教科書が少なくなるとか、場合によっては教科書を学校に置いておいて、タブレットだけ持ち帰れば宿題とか家庭学習が可能になるのかなと。そうすると、行き帰りの登下校ではランドセル症候群と言われるようなものの負担を軽くすることができるのではないのかなというふうに考えて、将来的にこれ入れる考えはないのかなというようにこれでこれを入れたわけです。

ちょうど今日議会が始まる前にたまたま教育長さんのお話を伺ったのです。今現在試行的に無料で文科省のほうから一部の教科書がデジタルで入っているという。それで基本的にそれを全部入れるとすると、今度は有料になるというようなことをお聞きしたのです。そうした場合にデジタル教科書をタブレットに入れたときに、どのくらいのコストがかかっていくのか。そして、学校の授業では紙の教科書とかと、それからタブレットは併用しなければならないという法律が必ずあるみたいですから、当然教科書も使わなければならないわけです。そうしたときに教科書を家庭に持ち帰らないで学校に置いておくということを考えたときに、これは可能かどうか、そういう見解を持っているのかちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えさせていただきます。

費用感ということでお尋ねをいただきましたが、実際に具体的な数字というものは、申し訳ございません、今持ち合わせておりませんが、デジタル教科書の考え方として、1人、1教科、数百円ということになります。教科ごと、また学年が変わるとその都度必要になってくるというものになりますので、1人のお子さんが、例えば小学校ですと1年生から6年生までの6年間ということで、その必要な教科数、学年というよ

うな計算になってくるかと思えます。

以上でございます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 デジタル教科書についての考え方と伺いますか、費用については今金子次長から答弁させていただいたとおりですが、先ほども不破指導主事のほうから答弁させていただきましたように、現在文部科学省のデジタル教科書普及促進事業というその事業で、菅谷小学校に算数、志賀小学校に書写、玉ノ岡中学校に理科が入っております。これは県のほうから打診がありまして、嵐山町で2教科、どこかの学校でというもので、さらに余裕があるからもう1教科ということで志賀小にもお願いしました。恐らくこれがうまくいきますと、当然文科省のほうでは普及をしていく。今の情報ですと、小学校6年生から中学生にかけては概算要求既に行っているようです。したがって、それが通りますと、いわゆる紙ベースと同じように無償給付になりますので、その場合には町の負担は当然ありません。今の段階で入れるということになりますと有償になりますので、現在特別にデジタル教科書を町として導入することはないということ。概算要求のほうは5、6年生と中学生、各教科、各学年、1教科ずつの概算要求をしているという状況だそうです。したがって、それが全国的に普及して、さらに全学年、全教科になったときには議員さんおっしゃるように紙ベースの教科書がその時点でなくなるかどうかは別として、タブレット1個を持ち帰ればもう用が済むと、そういうイメージも当然成り立つと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) それで、ランドセル症候群なのですけれども、例えば嵐山町の小学生ではそういったような症状というのはあるかどうか、その辺はどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えさせていただきます。

実際にタブレットを持ち帰るとなったときに、子どもたちからも、教員からもかなり重くなってしまいます。特に金曜日の持ち帰りとなると、荷物の持ち帰りが上履きだったりいろんな物が増えてきますので、学校のほうで工夫をして、金曜日の持ち帰り

は控えたりとか、持ち帰るときにはランドセルの中身を少しでも軽くしてという取組を行っておりますので、今のところそのような話は聞いておりません。

以上となります。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） ありがとうございます。

いろいろな問題も出てきているところでもありますので、先ほど教育長さんがおっしゃったようにできるだけデジタル教科書普及という状況になることを祈りたいなと思っております。

次に、(2)番目について質問させていただきたいと思います。家庭での利用状況の把握ということで、ドリルの学習のeライブラリー、これが学習時間とか学習内容が教員に伝わるような仕組みになっているということなので、これは結構なことだろうと私は思います。ただ、ちょっと問題があるのかなと思うのがインターネット等の利用状況の把握ができない状況にあるというふうな答弁をいただきました。それに対しては、家庭との連携でモラル教育の強化、それから利用時間を制限するシステムの導入というふうな検討をしているということは、これは積極的にそういうようなものを導入しようということで考えているのだろうと思うのですが、それは具体的に大体どのくらいまでの進捗状況で今考えているのか、ちょっとその辺を伺いたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えさせていただきます。

まず、利用時間を制限するシステムということで、近隣の市町村の導入状況等を確認し、有償なのか、無償なのか、できるだけ無償でできるもので今取り組んでいる最中でございます。これがもし無償でできなければまた予算等が関わってきますので、できるだけ早い段階で何かしらの手だてを取りたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） いじめというふうにみんなこの問題を考えたときに、インターネットとか、そういうようなものを使った形のものが今非常に増えているという状況だと思うのです。ですから、できるだけ早くそういうシステムを導入して、その利

用状況がちゃんと把握できて、そして共有できるような状況であることが一番望ましいと思いますので、そういう形でぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、次に3番目のほうに行きたいと思います。嵐山町の情報セキュリティなどの点で、町田市のようなことはないかということに関しては、ここに書いてあるように、答弁があったように、嵐山町にもチャット機能があるけれども、全教員が内容を把握できる仕組みになっていると。そういうことで、チャットの利用制限は教員が行うことがちゃんとできているということなので管理ができています。そういうことでこれは非常にいいのかなと思いますので、これはこれで結構です。

次に、(4)です。学校での情報モラル教育の指導状況ということなのですが、確かにここに書いてあるように道徳の時間で情報モラル教育を行うと、それから総合的な学習の時間とかそういうものを利用して授業等で指導を行うと、それから家庭にはリーフレットを配布するというような形の答弁がありました。私はつい最近あった、これは比企地区の人権教育講演会がございまして、そのときに「子どもとネットメディア」ということで、要するに同じようないじめに対してのお話を伺ったのです。そのときに講師の先生から大事なことというのは何なのかということ、子どもがルールを自分たちで考え、決めて実行するという、そこが一番大事なのだと、そういうことを言ったのです。ですから、学校の先生が道徳の時間とかいろんなもの、それは非常に結構なことだろうと思います。保護者と一緒にルールを決めるということも、これは非常に大事なことだと思うのです。でも、学校内でも児童会、生徒会、これは以前質問したときにそういう取組をしている学校があったり、それから町ぐるみ、市ぐるみで、一つの子ども会議みたいところで自分たちでいじめをなくするにはどうするか話し合ったり、ルール決めたりということで成果を上げているという、そういう自治体もありました。これは習志野市だったかなと思うのですが、ですから、学校の中でも子どもたちが自分たちで考えて決めたことはきちっと守るのだろうと思うのです、上から言われた、誰から言われたというよりも。そういうふうな取組というのはこの嵐山町の小学校、中学校ではどの程度なされているのか、その辺をお聞きしたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えさせていただきます。

小中学校の中ではいじめ撲滅宣言というものがあまして、そのような宣言の中で、ネットトラブルのところでSNSを使った悪口、冷やかし等を行わないという文言があります。子どもたちが考えたものの中でそのようなものをつくっているというものがまず一つあります。また、これまでも取り組んでおりますが、タブレットが導入されたことにより、よりまた情報モラルを強化していかなければいけないということで、ある中学校では生徒会活動を通じて何か約束事を決めていこうという取組を今後していくという話は聞いておりますので、そのような促進にも努めていきたいと考えております。

以上となります。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員、どうぞ。

○3番(狛守勝義議員) この2番目の説明に関しては、もうこれで結構ということでよろしくをお願いします。

3番目の質問に入ります。大きい3番ということなのですが、よろしいですか。

○森 一人議長 どうぞ。

○3番(狛守勝義議員) 大きい3番は、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」と地域の活性化についてということでご質問させていただきたいと思います。

来年のNHK大河ドラマが「鎌倉殿の13人」と発表され、それをきっかけに比企地域の魅力を発信し、地域の活性化につなげるために9市町村を中心に推進協議会が設立されたと聞きました。そこで、次のことをお聞きしたいと思います。

(1) 番、推進協議会では地域の活性化について具体的にどういう計画を立て、推進していくつもりなのか伺いたいと思います。

それから、(2) 番として、大河ドラマの地域への経済効果は大きいと聞いています。このドラマは生かさなければならぬと考えております。関係自治体にはそれぞれ独自の計画もあると思います。嵐山町の計画を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)について答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えいたします。

今年度、推進協議会においては3つの事業を実施しております。1つ目は、リーフ

レット、のぼり旗、ポスターの作成です。2つ目は、比企の歴史まるわかり！広報リレーです。これは、構成市町村が大河ドラマゆかりの史跡などを広報紙で順番に紹介する9か月連続企画です。3つ目は、フライヤー（チラシ）ラリーです。各市町村に設置されたPRチラシを全て集めた方に協議会ロゴと9市町村のゆるキャラ入りのクリアファイルをプレゼントするという企画となっております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。

嵐山町では、比企三姫の立て看板、重忠のぼり旗、リーフレットを作成しております。比企三姫の立て看板につきましては、役場庁舎ロビー、ステーションプラザ嵐なび、JA農産物直売所、嵐山溪谷バーベキュー場に設置しております。また、嵐山溪谷バーベキュー場には顔出しパネルも設置しております。重忠のぼり旗につきましては、協議会で作成したのぼり旗と併せて町内各所に設置いたします。リーフレットにつきましては、各施設に設置するほか、小中学校にて配布する予定です。さらに令和4年5月には菅谷館跡にて重忠まつりを開催し、各種イベントを実施する予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 協議会での作成が決まったものはもう大体作成して、設置済みのところもあるということで考えていいわけですね。協議会のほうでリーフレット、のぼり旗、ポスターの作成、これを一応作ると。そして、それをいろいろな場所に置くと。それも置いている状態なのか、これからということなのか、まずその辺の進捗状況です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 リーフレットはもう作成しております。のぼり旗も作成して、こちらに配布されたばかりですので、これから設置する予定となっております。ポスターについても同様です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 分かりました。それで、さっきの答弁の中でフライヤー（チラシ）ラリーということで、各市町村に設置されたPRチラシを全て集めた方に、9市町村のゆるキャラ入りのクリアファイルをプレゼントする、こういう企画もあると。

そうすると、9市町村を回ってということですから、いろんなところを回るとそれだけ観光の地域おこしということにつながっていくのだろうと思うのですけれども、例えば嵐山町でゆるキャラ入りのクリアファイルというのを子どもたち、要するに小中学校に通っている子どもたちにあげるというような企画はないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 今回のフライヤーラリーの件なのですけれども、こちらにつきましては協議会で実施しているものですので、協議会で300部作る予定となっております。こちらにつきましてはA4両面カラーで各市町村がチラシを作成しまして、それを9か所回って、最終的に滑川町が幹事になっておりますので、滑川町がゴールになって、そこでほかの8市町村のチラシを持って滑川町にゴールすると、そこで9個完成して、チラシを1つずつ入れると比企地域のガイドブックみたいになるような形になるそうです。それに各市町村のゆるキャラと協議会のマークが入っているというようなものになると聞いております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) そうすると、それと同じようなものを、例えば子どもたちにつくってあげて、子どもたちに理解を深めてもらうというような、そういう企画というものは嵐山町ではまだ、協議会もそういうことというのはちょっとあれですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 今のご質問、町独自のということによろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 町独自のPRというのでしょうか、そういった形では先ほど馬橋課長のほうから答弁しましたけれども、まず比企三姫のパンフレットというのを作成しておりまして、これは既に比企三姫の看板の置いてあるところとかには取っつけていけるような形で設置はさせていただいております。この比企三姫のパンフレットを小中学生には配布をして、ある程度比企一族というのでしょうか、その辺の部分になりますけれども、その辺が大分低学年でも読みやすいような作りをしておりますので、

そういったところでのPRをさせていただこうかなと思っております。今ここの1階のロビーのところには比企三姫の看板がある脇に見本でパンフレットを置いてありまして、これは企業支援課のほうに来ていただければパンフレットのほうも差し上げるという形で実施をさせていただいております。そのほか嵐なびの2階のところに置いてあります。あと農産物直売所、また今回紅葉まつり等もありましたので、パーベキュー場のほうにも設置をさせていただきましたけれども、おかげさまでもうパンフレットがほぼなくなるぐらいまで来まして、今再度刷り増しを予定している、そのくらい好評でありまして、どこに設置した場所もすぐ持って行っていただいている、そんなような状況でございます。今のところはそのPRをさせていただいているというのが現状でございます。

○森 一人議長 狛守議員に申し上げます。

(1)と(2)は一緒にという形で取らせていただきますので。

第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) では、(1)、(2)を一緒にということをお願いしたいと思います。それで、(2)のほうを中心に質問をさせてもらいたいと思うのですが、町独自のということでしたときに、顔出しのパネルの設置とか、それから立て看板とか、実際やっているというような形がありました。それと、もう一つ一番あれなのは、5月に菅谷館跡に重忠まつりを開催するというようなお話も伺ったと思うのですが、これはどのような内容なのか、大体決まっているのかどうか、その辺どういう内容かお尋ねしておきたいと思えます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 現在大河ドラマの放送があるということで、来年、予定的には5月の15日ぐらいを予定しておるところなのですが、史跡の博物館内で、敷地内でちょっとしたイベントをやりたいという計画をさせていただいております。これは嵐山まつりと同じような実行委員会方式で進めようかなというところで、また5月には通常、教育委員会のほうで重忠の慰霊祭というのを実施しているというところで、このイベントに合わせてそういった慰霊祭もやっていけたらと。また、重忠検定という、そういったものもそのイベントの日に行えたらというふうに思っております。また、重忠も武士というところもありますので、武士にちなんで場合によ

ては武道的なところで、今剣道会となぎなたの団体さんが登録されておるのですが、この2団体にオファーを出しまして、そのイベントで何とか模擬演技というのですか、模範演技というのでしょうか、そういったものを含めて何かできませんかというところで、協力のほうはできるという返事もいただいているところでございまして、そのほか大河ドラマにちなんだそういったものを今後もっと詳細に詰めて、イベントの内容というのはまだ細かいところまでは決まっておりませんが、日程と場所と、そういったところまでは今決めさせていただいて進めているところでございます。年内にその実行委員会を開きたいなと思っていたのですが、スケジュール的になかなか合わなくて年内にできるかどうか分からないのですが、遅くとも来年、年明けぐらいにはまず第1回の実行委員会を開きながら、5月のイベント、ちょっと調整をしながら今は実施したいというところで考えておるところでございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) ありがとうございます。

それで、この前インターネットで調べていたら、滑川町では、例えば比企尼館跡を知ってもらふ事業とか、それから谷津田米を食べてもらう事業とかを計画しているようなのです。私は1年間という長い期間、大河ドラマがあると、この1年間の経済効果というのは、やりようによっては非常に大きいだろうなとよく思っておりまして、そういったときに、例えば嵐山町の食と一緒にするようなものが何かできないのかなと思っていたりしていたのです。ですから、滑川は谷津田米を食べてみる事業とかいうのがありますね。嵐山町は、この前ちょっとお話を聞いたら、めんこ61で作ったお土産みたいな、あれが非常に好評で全部売り切れてしまったと、それで今は全然何もないという状態で、手に入れたくても手に入れない人が結構いるということを私聞いていまして。ですから、確かにこれは関連性があるかないか、それは別にしても、そういったものと一緒にやることによって嵐山町の地域おこし、観光、経済というようなことの起爆剤にもなるようなものが何かあってもいいのかなと思っはいたのですけれども、そういう考え方というのは町のほうではないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 先ほど議員さんのほうからお話がありました、めんこ61のお土産品につきましては、町内で売っているところが全て早々と完売という形におかげ

さまでなりました。そのほか違う場所でも嵐山のパーキングエリア、また羽生のサービスエリア、そういったところにも置いていただいているのですが、そういったところは完売したかどうかというのは、今現在情報は聞いていないのですけれども、町内で売っている分につきましては、おかげさまで完売したというところで、また年明けにその乾麺の製作が始まりますので、この5月のイベントのときにはお土産の乾麺というのは販売できるというふには思っております。

また、嵐山町は、今までお土産品としましては、今現在ですとラベンダー商品も作って、そこも力を入れているといたしますか、売っていきいたいなというところもございます。そういった主力となる観光のお土産品、そういったものがイベントのときに、重忠とはまた関連性はないかもしれませんが、そういったものは販売等また出品して売っていきいたいなと。今回重忠に特化したお土産品というのがなかなか思いつかないというか、間に合わないというか、そういうところもありましたので、今のところは特にこれというのはないのですけれども、お菓子屋さん等に打診はしまして、以前重忠最中という商品がありましたけれども、今は史跡最中という商品名になっておりますが、そういったものを含めて販売ができればいいのかなと思っております。

また、重忠メインのイベントになりますので、重忠のことを知っていただくいい機会にはなるかなと思っておりますので、今現在ですと、例えばこのイベントに合わせて比企三姫の顔出しパネルは作ってパーベキュー場のほうに設置しておりますが、イベントのときにはその顔出しパネルも史跡の博物館のほうに移動して、その期間はそこで写真を撮っていただいたりするときに、重忠のほうもそういったものを作って、今後観光の方が記念撮影をしていただけるようなものも考えていきいたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） ありがとうございます。

これで私の質問を終わりにします。

○森 一人議長 ご苦労さまです。

◇ 小 林 智 議 員

○森 一人議長 本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号1番、小林智議員。

質問事項1の町外近隣地の盛土の取扱いについてです。どうぞ。

○1番（小林 智議員） 議席番号1番、小林智です。議長の指名がありましたので、通告書に従って質問をしたいと思えます。よろしく願いいたします。

まず1番、町外近隣地の盛土の取扱いについて。質問要旨、町内吉田地区に接する熊谷市内の山林で、昨年から盛土が行われております。現在も作業は続いている状況であります。当該の土地は熊谷市内の丘陵地にありまして、嵐山町内の畑地から民家を経て、土地改良区内の水田までの傾斜地にあります。盛土の状態も目視ではありますけれども、相当な高さまでになっており、雨水等の排水は傾斜地に沿って町内の畑地、民家付近から水田に至り、用水路の滑川に流れ込みます。今年の降雨時の状況では、熊谷分の市道に泥水が流れ出る様子が見られました。そこで、町外における盛土等の影響が町内に及ぶことが懸念される場合の対応について伺います。

（1）、町として盛土等の計画・許可、内容などをどのような方法で調査することができますか。（1）番、これは町外の盛土等に対して嵐山町としてどういうふうな調査をすることができますかという質問内容でございます。

（2）、町内への被害等の影響が懸念される場合、町としてどのような対応となりますか。

（3）、実際に土砂等の流出入などの被害があった場合、どのような対応となりますか。

以上、3点、質問させていただきます。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

質問項目1の（1）につきましてお答えいたします。本町内における盛土の規制に関する条例として嵐山町環境保全条例があり、当該条例施行規則の中には、「隣接地権者及び周辺住民並びに下流域に存在する土地改良区などの水利権者に当該事業の説明を行い」と規定されておりますが、今回のケースのように本町が位置的に下流域であり、上流域となる熊谷市の土砂条例では事業者に対し事業概要の周知を促しているものの、許可申請書類には隣接地権者の同意書の添付を求めているのみでございます。したがって、盛土が行われた市町村の隣接住民などからの申出によってのみ、事業の存在を把握できることとなります。その後、本町などの他市町村が熊谷市などの当該市町村の担当課に事業内容などを聴取することができることとなります。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

本町内における盛土などの事業に対して、環境保全条例の中でも改善勧告、改善命令、中止命令などの指導を行うことが規定されておりますが、町外での盛土による本町への被害などの影響に対し、指導を規定する条文がありません。したがって、被害などの影響が懸念される盛土が行われた当該市町村から盛土を実施した事業者に対し指導を行ってもらうべく協議を行い、事業者に善処してもらえるよう要請するほかないと思われま。

続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。

小項目(2)でお答えした内容と重複いたしますが、実際に土砂などの流出入などの被害があった場合も、盛土が実施された当該市町村から盛土を実施した事業者に対し指導を行ってもらうべく本町からも協議を行い、事業者に対し措置命令を発出してもらい、極力本町内における被害が軽減されるべく、事業者に善処してもらうほかないと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。

(1)、(2)、(3)はそれぞれ関連がありますので、一括して質問させていただきたいと思ひます。それでは、まずお答えは分かりました。当町では町外の事業者に対して直接の関係をすることができないという内容だったと思ひます。今回の件を考えて町全体のことを考えてみたいと思ひているのですけれども、まずは今回ここで発生していた案件についてどのような調査をいただいたかということをお答えいただきたいと思ひます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

こちらの事案のほう、情報を頂いてから全部で5回ほど熊谷市の担当課に私のほうから問合せをさせていただきました。その内容ですけれども、まず事業者がやっている、最初水を勝手に滑川から取っていると、そういう訴えがございましたので、それはやめるように熊谷市のほうに要請したところ、熊谷市のほうで早速事業所に指導していただいて、そちらのほうはすぐに解消することができました。こちらのご質問の

要旨にもありますように、盛土の高さの件でございますけれども、こちらのほうも熊谷市のほうに私のほうで問合せをするために、私もお話をいただいてから不定期ではありますけれども、現地のほうに赴いて、その事業地の中の様子、あとその事業地から嵐山に至る流末といいますか、流れであろう方向をこちらのほうでも観察をしておったところでございます。幸いにして土砂とか泥水が流れ出すと、そういうことは確認をされなかったわけでございますけれども、いかんせん高さがございますものですから、熊谷市さんの担当者にもどのような形で指導するかと、その辺もこちらのほうで確認をしたところ、熊谷市さんもそうなのですから、大概土砂条例の中で高さというのは盛土は2メートルまで、のり面の斜度に関しましては垂直高1メートルに対して水平距離2メートルという斜度が基準になっておりますので、その基準は守らせるように指導を行っている、そのような回答を得ております。それで今の状況をその基準に合わせるように業者とも盛土の排出計画を出させて、今業者にそれをきちっと守らせるべく指導をやっていると、そういう回答をいただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 今、実際私のほうで指摘させていただいた問題についての現状についてお答えいただきました。この経緯、環境課の課長さんのほうにご相談申し上げて進めてきた案件なのですけれども、非常に他市町村にまたがることですので、行政の皆さんにとっては微妙なところもあろうかと思えます。そんな中で、現実にはこういう問題が当町内への影響が出そうな場合、これが非常に懸念されている。現在のこの経緯をもう一度おさらいしてみますと、昨年から盛土が始まっているなという重機の音は私の近隣でも聞こえてまいりまして、今年の春、4月頃でしたか、課長さんのほうにご相談申し上げて、実は近くの山で、熊谷市内の山でこういう盛土が行われて、大分高さも積まれているようなのですけれども、あれがこちらに流れてくると大変なことになるので考えてくれないかというご相談をさせていただきました。そのとき課長さんが熊谷市に聞いて確認を取っていただいた内容ですと、5月の終わり頃には工事が完了して、その後土質の検査をするのだというように口頭ですけれどもお聞きさせていただきました。やはり私の住んでいる近くの住民の方も心配で聞いてきて、そんな回答がありましたよというお話をさせていただいたところ、その後、全然進まず、ますます盛土が高くなって行って、何か5月末という予定なのはどうなって

いるのでしょうかというのが地元住民の不安でもあります。そんな中で、今朝見た段階でもまだ重機が2台入ってさらに高くなっていて、例えば町の条例ですと2メートルというのがありまして、ざっと私も熊谷市の条例をインターネットでのぞいてみたのですが、やはり基本的には2メートルというのがあって、ところが、遠目で見ても恐らくその3倍以上は今現在あるのではないかなと。大型の重機が2台、上と下で両方でやっているという状況が下からの遠くからも見えますので、とても2メートルでは収まらない高さまでいっているなというのが見受けられます。ただ、これの許可はどのような経緯でなされているか、適法にやっていたいっているのではないかなとは思いますが、これが適法だとしたら、ちょっと管理はどうなっているのでしょうかというようにも心配。私どもは隣の市のことなので、あくまでこちら側に被害が予想された場合のことが心配なのであって、その辺の不安もあると。ですから、5月頃、お答えいただいた内容はそうなのですが、今現在まだまだそれ以上に高くなっているという現状がございまして、その辺について先ほど何度か、もう5回ほど確認させていただいているというお話あったので、その辺の状況、今現在のところの状況については何か伺っているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

5月に熊谷市と連絡を取ったときに、確かに議員さんおっしゃるとおり、事業期間はその期間であると、最初の話はそうございました。ところが、事業期間が延びたように期間が大分後ろにずれて、そういうお話を8月頃、熊谷市の担当者からも伺っております。それで、どうしても議員さんおっしゃるようにならなくなっているということで、その辺の改善をするようにという命令を熊谷市のほうで事業者のほうに発出をしたと。それに基づいて先ほどもお話をさせていただきましたけれども、盛土の排出計画を提出させて、私が最近確認したところ、12月の中旬までには完了させると、熊谷市さんの土砂条例の基準、盛土の高さ2メートル、斜度については垂直高1メートルの水平距離2メートルの斜度で、そのような基準になっておりますので、そのように条例にきちっと適法させるようにこれからも指導していくと、そういう回答をしております。最初に5月に熊谷市さんとお話をしたわけですが、熊谷市の担当者さんも、あそこは大分一生懸命取り組んでいただいているみたいで、1日に2回手

分けして職員同士でパトロールをしていると、そういった日々の努力の中で業者の指導を徹底していただいているようですので、ぜひ今後とも基準どおりご指導いただき、下流のほうの嵐山町民の不安も和らいでいただけるようにご指導お願いしますと、そのように伝えておりますので、その辺の推移をこれからも注視をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

環境課長にはこれ一生懸命取り組んでいただいて、本当にありがとうございます。今お聞きしたところによると、熊谷市の条例もやはり基本的に盛土は2メートルの高さでというのがあって、見た限りは恐らくですけども、条例違反になっている状態なのではないかということの回答ですね。それについて是正される予定があるというお話ですね。これは排出計画ですから、一旦盛り上げたものを正しい状態のところまで、許可範囲のところまで排出するということが熊谷市から業者さんに言っていると、そういうふうに理解してよろしいということですね。こちらについては、また先を見守りたいと思うのですが、この件については先ほど課長のほうから水の一件という話がちょっと出ましたけれども、この地区の下が北部土地改良区の水田地帯になっているわけです。その水田地の真ん中を滑川、その上流は古里から来ている新川から滑川になるのですけれども、滑川になる辺りのところにこの水が合流するのです。そこに土地改良区の堰がありまして、その堰に5月頃ですから水田のために使っている水が満水だったのです。そこに突然、散水車が現れて、その水をくみ上げているという状況がありました。そのことを見た方が私にも連絡して、私土地改良区の役員をやっていたものですから連絡して、あれという形で、土地改良区の関係でもありますので、農政課さんにご相談を申し上げたところ、農政課さんではすぐに動いていただいて、それは土地改良区の管理している水なので、そこは勝手に取るわけにはいかないのですよということのご指導をいただいたということなのですけれども、これ農政課長さん、その辺の経緯と今の考え方、土地改良区の水田へ与える影響といたしますか、そういう被害が出そうな場合だとか、何が懸念されるか、そういう状況についてちょっとお答えいただきたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 農政課のほうといたしまして、農業用水、かんがい用水につきましては、河川等水利権というものがございますので、その水利権を持たない者が不当に水を搾取するということにつきましては、法で規制がされてございますので、今回の件につきましては、許可権者が熊谷市ということでございましたので、目撃情報を基に、その指導監督である熊谷市のほうに環境課を経由いたしまして指導を徹底していただいたということでございます。当然水質等につきましても不当なものの流出、そういったものは排水基準とも熊谷市のほうの排水施設等の条例の中で定められてございますので、そういったことも遵守していただくように併せて指導していただいたという経緯でございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

発端となったこの経緯については大分事情がよく分かりましたので、ありがとうございます。ここでやっぱり普遍化した問題があるのではないかなと思います。特に北部地域に、私吉田にいますけれども、吉田古里地域といいますのは、当然のことながら、東側から滑川町、熊谷市、深谷市、寄居町、小川町に隣接したところでございます。そうすると、やはり行政の境界を越えた問題がいっぱい出てくるという地域でもありますので、こういった課題がこの件に関した以外にも相当あるのではないかなと思います。こういった場合に、私としてはこのとき行政の境界を越えてどのような協力関係といいますか、支援をしていただけるかというのが大事なのではないかなと思います。先ほどの答弁いただきました内容ですと、どうしても各土地を行政として管理する区域が違いますので、その条例を越えて隣の市まで直接は及ぶことができないということです。そうすると、今後ともこういう事案が起きたときに動き方としては、というよりは具体的にどういうふうに動くべきかというのはどのようにお考えですか、環境課長さんお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

今回のケースは議員さんからご相談を受けまして、私どもも申し訳ございませんけ

れども認識がされていませんでしたので、すぐ現場確認をさせていただいて、それで該当市町村の熊谷市さんに照会をし、事情を聴いて、嵐山町の不都合の点をぜひ善処してくれと、そのように伝えて、結果その辺の所期の対応はできた形になっております。今の盛土に関してはまた注視していくという形でございますけれども、今後同じようなケースが起きた場合でございますけれども、私ども環境課はこの盛土のほかに不法投棄、あとはごみの回収、町内清掃も毎月必ずやっております。夜間のパトロールもやっております。アライグマ等が捕まった場合は、それを回収するというところにトラックで町内をほぼ毎日のように回っております。その回っている際には、町内で何か異変が起きていないかと、そのことは必ず念頭に置いて、町内伺ったところは何かそういった動きがないか、そういうのは必ず注視をしているところでございます。私どもでももしそういう動きが察知できれば、今回は熊谷市さんでございましたけれども、そのような該当の市のほうにすぐ連絡を取って、状況を確認した上で地元の住民の方、区長さんと地元の方のお話も聞いて何か困ったことはないかと、そういうことも聴取をさせていただいて、もし嵐山町のほうに不都合があればそれを取り除くにはどうしたらいいかと、その辺をすぐに検討させていただいて動く、そのような形で今後も対応はしていきたいと思っております。もちろん情報を頂ければ、その情報に基づいてすぐに動くように日頃から環境課のほうは考えて業務を行っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

地域住民としましては、隣の市だったから隣の市に電話したらという話もありますけれども、やはり地元の住民としては、自分のところの行政にまずは相談したいというのももちろん心情だし、私はそのとおりでいいのではないかなと思いますので、今課長さんのほうからもそういうお答えをいただきました。住民としては、まず自分が住んでいるところの行政の皆さんにご相談申し上げて、そちらから動いていただく、行政の皆さんとしては、近隣の市町村と連携を取っていただいて事態に対処していただく、こういうルートで間違いないのしょうから、そのように今後も努めていただけたらありがたいと思います。今回の件については非常によく動いていただきました。ありがとうございます。1番につきましては、以上で質問を終わりにしたいと思

ます。

- 森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時45分

- 森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、質問事項2、県道11号線古里中村石油付近交差点から吉田から花見台工業団地東に至る町道の除草について、第1番、小林智議員、どうぞ。

- 1番(小林 智議員) それでは、大項目2番、質問に入ります。

県道11号線古里中村石油付近交差点から吉田から花見台工業団地東に至る町道の除草について。町道としては交通量も多く、両側歩道のついた幹線道路ではありませんけれども、歩道、のり面にセイタカアワダチソウなどの雑草が繁茂し放置され、歩行者の妨げになっているほか、景観上も非常に見苦しい状態である。町内のほかの道路も含めて町として除草整備を行う必要があると思われるが、どのように考えているか伺いたい。よろしくをお願いします。

- 森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

- 伊藤恵一郎まちづくり整備課長 質問項目2につきましてお答えさせていただきます。

町道の除草等につきましては、道路維持事業におきまして、植樹帯管理、街路樹管理、路肩管理、各委託業務を行っているところでございます。令和3年度におきましては、公益社団法人嵐山町シルバー人材センターが請け負っており、予算額は全体で500万程度となっているところでございます。幹線道路や通学路を中心に年1回程度除草等を委託しているところでございます。議員さんご指摘の箇所につきましては路肩管理委託を行っておりますが、歩車道境界ブロック部分につきましては委託範囲に入っておらず、除草されておりませんでした。嵐山町の町道は450キロメートル余りあり、1、2級町道のみでも60キロメートルもあります。到底全ての道路を常時除草することはできません。現在上記の委託に加え、安全性が確保されていない箇所につきましては現地を確認し、職員が対応しているところでございます。田畑を主たる収

入源としていた時代は耕作されている方が除草も行っていただきました。また、道普請などにより地域全体で除草されておりました。地域の高齢化が進み、生活スタイルの変化とともに、現在のような状況となっていると認識しております。しかしながら、県道におきましてはロードサポート事業、町道においてはまもり隊において、町民や団体の方が主体となり、道路の除草等をしていただいております。今後も地域の方々の協力を得て町全体の美化に努めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

この問題も吉田地区に住んでいる方は毎日見ている状況であります。ついせんだってまで本当に路側帯といいますか、歩道のところに人間の背丈を超える高さの雑草が生えておまして、それが延々と続いていると。ちょうど並木道のように両側が続いているような状態であったというところでございます。質問に書いたとおり、これは町としても町道の中でも相当機能の高い、両側歩道をつけた幹線道路で、位置づけとしても大きいし、交通量が多い。ここはこのままでは景観上も安全面でも本当に残念だなという思いは地元民の多くが持っているのではないかなということで、これを起点に町全体のことについてご質問させていただきました。

なお、付け加えますと、今日現在でこの道は両側すごくきれいになっています。全部除草されています。これは町で一番こういう問題について深く考えていらっしゃる方が仕事前に歩道に来て全部除草していただいて、徐々に、それは1日だけではとても終わりませんから、何日もかけて除草していただいて、あとはそれを見かねた方が、町の方だと思えますけれども、除草を続けていただいたということで、今日現在では見違えるようにきれいになっています。まずそのことを先に申し添えておきます。その上で、お答えいただいた中で、このところについては町にシルバー人材センターが請け負っているということで、これは毎年の何かで予算化してやっていたいただいているのだと思います。まずお聞きしたいのが、これがやはり遅れているし、除草作業も遅れるしなかなか行き渡らないと、このような状態になってしまうというのは一番の原因は何か、考えられる原因は何かというのはどのようにお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 シルバー人材センターの方につきましてはいろいろ協力していただいて、管理者の方が場所を見て、順々にひどいところからやっていたという認識でございます。今シルバー人材センターのいろいろポスターも貼ってあると思いますけれども、草刈りの人数が足りないというのは周知のことでございますので、人数さえ集まればできるのですけれども、基本的には夏場とかが一番多いので、それに集中してやると。年間を通してなかなか難しいものでもありますので、そういう人材を集めるのがなかなか難しいかなと思いますので、やっぱり一時的に集中して集まるというのはなかなか厳しいかなと感じているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ここは誰も考えるのは、財政が厳しい状況の中でここまで回らないのだなというのが一つは考えられると思います。もう一つはシルバー人材センターさんをお願いしているといっても、こちらはこちらでまた人員不足が実際出ているということです。もう一点、人員不足という点では、これ委託先のシルバーさんだけではなくて、地元でもこういうことに携わる人たちが、これは今日は農政課長さんをお呼びしていなかったのですけれども、例えば田んぼののり面だとか、そういう道とのり面、そういうところはらんざん営農でもなかなかできなくなっている。これは志賀のほうの大野議員さんからも時々ご指摘いただいている、そういったことがもうできてこない。らんざん営農もそこをやり切れないという状況が出ている。ですから、地元でもなかなかそこをやる力がなくなっている。町でも財政力、それからシルバー人材さんも人員不足ということで、なかなかこういうところが行き渡らないということになっているのが現状なのだと思います。この辺の現状認識は課長さんの答弁にあるとおりにかなと思っています。そんな中で、まず予算面についてはこれ500万で捉えましたけれども、これはまちづくり整備課長さんとしてはまずは十分だと思っていらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 町全体の予算の関係もありますので、十分かというのと現状のとおり全てが除草できていないので、どこまでのレベルを求めるかというの

もあるのですけれども、基本的には町全体の予算の中で決められているというのは十分ではないというのはなかなか難しいかなというふうに考えております。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

私もこれ十分か十分ではないかといえば十分でないのだろうと思いますけれども、やはり全体のバランスというのを当然考えられますから、全てをここに最優先で投入しろということではないのだろうと思います。その辺については私も理解しております。

続いて、シルバー人材センターさんに委託している、これ年間で恐らく最初から委託されているので、これ1回だと思うのですけれども、この辺について優先度とかそういうものというのは、時期とか優先度、その辺は町から指示をされているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

基本的には毎年同じような場所を刈っておりますし、委託者の管理の仕方も町内を見回っていただいてひどいところからというのをやりますし、もちろん通学路を中心に、あとは町の職員が見て、ここはひどくなったねというのは話させていただいて、コミュニケーションを取りながらさせていただいております。基本的には委託者が優先的に場所を見て、実施の手配をしてやっていくという状態でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

もちろんこれ町全体のことを考えていただいて、今動いていただいているのですから、それはそれでやむを得ないのかなと思います。ここだけは優先しろと私も申し上げるつもりはありません。

続いて、お答えいただいた中で、昔はという話もさっき出てきております。昔は例えば道普請などで地域全体で除草していましたよと、そんな状況で地域がきれいになっていたのだねというお話をさっきされておりました。これ私も再質問の中で道普請の話はさせていただこうかなと思っておったのですけれども、確かに自分たちの身の回

りのもの、それは公道であれ何であれ、自分たちできれいにしていこうというのがコミュニティの存在価値だと思いますので、今でもこれは恐らく続いています。私の住んでいる吉田地区内で道普請、我々世代では道普請と呼んでいますけれども、若い世代では草刈り作業というような言い方で年1回やっております。これは昔は農業用の道路の整備が中心だったのですけれども、今は生活道路。生活道路も昔は堀さらいとか言いましたので、ただ今はそこが側溝に整備されていますので、どちらかというところ除草作業がメインの作業という形で、かなりの距離を一斉にやるという作業は今でも地区によってなのでしょうけれども、北部地域では多くのところでまだ行われていると、そんな形です。

その中で、例えばあれは県道69号線でしたか、嵐山町の真ん中を通っている、古里から七郷小学校に向かう通学路、あそこの歩道のところも、これは県道ですから県が毎年1回やっていただいて通ってはいるのですけれども、それ以外はほったらかしといますか、そういう状態ですから、それでも歩道がそんなにきれいな状態、夏場、夏休み過ぎるとやっぱり草が出ているというところで、これはさっきの道普請のときとは別に地元の方が、ボランティアで率先してやっている方がいらっしゃいます。そういう方が、これは子どもがかわいそうだな、こんな道歩くのかいということで一生懸命朝やっていたりしている方もいらっしゃいますし、そういう方たちが、やはり気づいた人がボランティアとして地元の方が動いている。そういう人たちによって守られているというのも一面あると思います。やっぱりそういうことが今後とも守られていければいいなと、道普請のような在り方がふさわしいのではないかなと思います。

道普請についてももう少し申し上げますと、実は今北部地区でやっている道普請、特に北部土地改良区中心になって動いているところでは、道普請の中は北部環境保全会という形で行動していただいています。これは土地改良区と同じ単位で、嵐山には3つ土地改良区がありますけれども、それぞれに環境保全会というのを組織して、改良区の中といますか、改良区を越えて地域の人たちを交えて環境保全会を組織しています。ここの活動の一環として道普請をやっているという実情もございます。というのは、何でこんなことを言うかといいますと、お茶代ぐらいはそこから出せると。お茶代というか、夏やりますから飲み物代だとか草刈りの刃といますか、燃料代程度、本当に若干ですけれども、そこらは補助もいただいていたりと。私は環境保全会とかそういった形のをもうちょっと活性化していただいて、道普請をさらに

延長するような形、そういった形のボランティアを町が応援していく姿勢というのが一つあるのではないかなと思います。何でも町の金でやれというのではなくて、そういった形、地域は地域で守るということをこれから町が応援していくと、そういう形が必要なのではないかなと思いますけれども、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 地域の方々に地域を守っていただく、地域をよくしていただくという事業については、嵐山町はこれまでも積極的にやってきたなというふうに考えているところでございます。担当は違うのですけれども、地域コミュニティ事業始まった経緯も地域の方が適度に守っていただいて、地域同士でコミュニティを活性化してやっていきたい。また、嵐山町まもり隊という制度もございまして、公共施設についていろいろ作業していただいている方につきましては消耗品程度のをサービスさせていただきたいというのをやっけていまして、町のほうも公園等を除草していただいている方に対して草刈り代とか燃料代とかを補助させていただいておりますし、草等についてはまちづくり整備課のほうで回収ということもやっております。本当に地域の方に守られて嵐山町はありますので、引き続きお願いさせていただきますし、今はありませんけれども、また新たなこともあれば研究等もしてまいりたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) もう一つ、先ほどは北部環境保全会の話をしましたけれども、答弁の中にありましたまもり隊も嵐山町のいろんところで組織されていて、それぞれにボランティア活動をしていただいています。もちろんこういう方たちが、ここ、あそこが問題だなというので今でも動いていただいていますけれども、そういった形の延長で地域をきれいにしていく、道路だけではなくて全体をきれいにしていくことは動いていただいていますから、この辺についても町が仕組みづくりをぜひしていただいて、それから当然いろんな形の助成をしていただくことが町全体をきれいに保っていくことではないかなと思いますので、その辺についてはぜひ今後とも力を入れていただきたいと思います。まちづくり整備課長さんしか私指名していなかった

ので、副町長さんか町長さん、その辺のご見解をいただければと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

今いろいろ具体的なお話が出ました。私のほうからむさし台の例をお話をさせていただきたいと思います。今まで緑道だとか公園の管理、嵐山まもり隊としてみんなでやってきました。ただ、だんだん高齢化して、今なかなかその辺が難しい時代になってきております。むさし台では青年隊というのですか、そういうのを今組織しました。若い人が20人ぐらいなのですけれども、仕事が終わった午後5時頃から草むしりをしようとか、そんなふうな形でやっております。したがって、これらを嵐山まもり隊の一つの組織として登録をしていただいて、応援ができるものがあれば応援をしていきたいなと思っております。したがって、どこの地区でもそうでございますけれども、今小林議員がお話しにあったような団体があればそこに協力をいただくと。それに町がどうバックアップをしていくのかというのがこれからの一つの形かなと思っております。いずれにしても、組織化を含めてやり方について今後研究して、実際に活動ができるような形に取っていききたいなと思っております。

以上です。

○森 一人議長 続いて、佐久間町長。

○佐久間孝光町長 ちょっとここで確認をしておきたいのですけれども、シルバー人材のお話が出ました。これは予算的に少ないから十分ではないのではないかなというようなことだけではなくて、小林議員さんがご指摘したとおり、人材も募集しても集まらない、仕事を出しても2か月、3か月ずれると、こういう実態があるということをまず押さえておかないと、予算がないからこういう状態になったと、そういう単純なものではないと私は思っています。

それから、あと今副町長のほうからお話がありました、ロータリーのところ、本当ひどい状態だったのです。私も何度かあそこのところに行ってやっているときに、ちょうどあそこのところ、最初のスタートは嵐なび施設の2階のところに雇用関係のいろんなあれを紹介する職員がいて、そんなにはそこのところは多くの方が訪れるということではないので、勤務の最初の30分でいいから毎回来たときには少しあそこの除草をやってくれというところから始まって、その後副町長のほうに私が相談したら、

今のような形でむさし台の方たちにお声がけをいただく中で青年会というのができて、この前は本当に花植えから何から、それからあとはそこだけではなくて、本来町で率先して除草すべき都市公園まで若い人たちがみんな、初めて機械を使う人もいるのですけれども、先輩が全部教えて、そういった形で区を挙げてやっていただいた。

それからあと、私の自宅の隣のふれあい交流センター、これも私も議員のときから何度もいろんな住民の方から何でこんなに草ぼうぼうで、ここ一番多くの人たちが使うではないですかということ言われていたのです。それはずっと私の中にもありましたから。現在はどういうふうになっているかという、職員の人たちが年に3回ボランティアで除草作業を協力していただいております。そのときにあそこを活動拠点としている商工会、それから観光協会、ライオンズクラブ、この前は最後のときには教育委員の方にもお声がけをして、年に3回手伝ってくれる、それでシルバーが年に1回か2回入る、そうすると全体的に新たな予算組みはしなくてもよい。

それからあと、大切な点なのですけれども、あそこの管理会社はあるのです。それで職員から、これ中だけですからということだったのですが、私ももう一度確認しました。違うでしょう。これ駐車場植栽、こういうこともきちっと記載されているでしょう。やっぱり管理するほうもしっかりと管理してもらわないと困るということは、私は指導させていただきました。その後、適正に管理会社のほうも協力して管理をしていただいたので、そこのところも1年間どうにか回転できるかなと。

それからあと、この役場の玄関前も、本当にこんな立派な庁舎の前で、ブロックとかタイルから30センチぐらいつつん出ているのです。これも町民の声で、佐久間さん、何であんな草ぼうぼうになっているのということ言われたので、これはどういような対応をしたかという、ここも管理会社でお願いしております。管理会社のほうでお願いをしているのですが、管理会社がそういうのをやるときには、例えば10の区画に分かれるとすると、1も2も10も全部同じ割合で多分いくと思うのです。だから、そうではなくて、ここのところは最も大切なところだから優先順位を3倍に上げてくれと、そしてこっちは0.5に下げても、それは町民の人たちにそんなに不快感をさせなくて済むからということで今は本当にきれいになっています。ただ、ピークのときにはどうしても間に合わないのです。でも、そういう状況を見て自発的に職員の中で除草作業を始めた、そういう人もいます。だから、今日帰るときにもう一回見ていただきたいのですけれども、あそこの玄関の周りとってもきれい

になっております。今年1年間私もずっと見ましたけれども、非常にきれいな状態が1年を通して保たれているなという印象を受けています。

それからあとは、志賀の2区の防災倉庫があるところ、あそこのところも町有地なので町が本来やるべきなのですが、ただその管理している担当課のほうで志賀の2区の区長さんといろいろお話をしてお話をしてお理解をいただく中で、志賀の2区の区長さん並びに区民の方たちがあそこのところは管理していただくということで、ここのところもある意味では安心感ができたかなと思います。

それからあとは、西口のほうのポケットパーク、これもあずまやがあったのですが、これも、すごい草ぼうぼうだったのです。でも、あそこのところもばあつとやるとあつという間にきれいになってしまいますから、ですからそこも多くの人手はない、たった1人あの周辺でいれば、もう1年間やるなというめどは立っています。

それからあとは、杉山の公民館の手前のところの通学路、あそこのところも途中までは耕作している人たちがボランティアでやってくれたのですが、その先はなかなか行かないと。住民の方から言われて私も見に行き、それでやったのですけれども、確かに何年も多分放置されてあったのではないかなという形であったのですが、もう今はあそこのところもきれいになって、それで、ある形でやれば1人でも十分管理はできるのだなという状態になっています。

それからあとは、役場から出て堂沼のほうに行く新市川橋のところ、あそこも先ほど小林議員が指摘したあそこと全く同じでした。ジャングルの中を歩いているような。朝なんかたくさんの方がウォーキングであそこを歩くのです。そのときに私もその光景を見て申し訳ないなというようなことがあって、ただあれも根っこが相当生えてしまっていますから、あそこのところを1回はきちんと取らないと、ただ上のほうだけ刈ったのではあつという間になってしまうので、そういったことを一通り終えたので、この後の管理はしっかりと担当課のほうでも責任を持ってやっていただくようお願いをしております。

それからあとは、將軍澤のほうの側溝のところがありました。これも側溝の中に全部草が生えている。道路を歩いていると、どこが側溝か分からないです。歩いているとぼおんと落ちこちてしまう、それぐらいひどかったです。そこもあつという間にきれいになって、それで近所の人たちもすぐ手伝いに来てくれて、だからあそこのところもまずこういう形でやればということでめどは立っています。

それからあとは、廣野地内の関越道ののり面、こっちから行くと花見台のところに入っていくところなのですけれども、あそこもひどい草だったのです。毎年住民の方からどうかしてくれないかというふうに来ているのですが、これも担当課のほうで粘り強くいろいろ交渉をして、今年防草シートというのですか、立派なやつをばあつと全面にかけてもらいました。だから、あそこも多分5年から10年はどうにかいけるのかなというようなめどが立ってまいりました。

それからあとは、具体的にどこかというのではないのですけれども、たまたま私も朝行き会ったときに、志賀の住民の方ですか、女性の方が来て、佐久間さん、こうだからと言ってこういうふうに行っていると行ったら、みんなが、では私たちはそういうお手伝いはできないけれども、せめて自宅の前の歩道ぐらいはみんなできれいにしようとの前みんなて話したのですよと、そんなことも伝えてくれた方もいました。

あとは、駅の西側の駅西公園、変電所の裏のところ、あそこのもしょっちゅう草がぼうぼうなのです。ただ、ここに関しては今担当課ともいろいろ打合せをする中で、公園の位置づけとして、新たな取組としてこういう形でやろうではないかというところで進めているプロジェクトもありますので、まだそれが、いつ、どういう形で実現できるか具体的にはお話しできないのですけれども、まず新たなモデルケースになるかなというふうに思っております。

あとは、菅谷公園なんかの場合では、まだまだめどが立たないようなところもありますけれども、そういうような形の中で一つ一つ。そうすると、地域性もあるし、それからあとは草の生え方もあるし、それから管理の仕方も地域によって全然違うのです。今回は小林議員にご指摘いただいたところは、例えばこの前のときも大野議員からののり面だとか、それからあとは歩道も結構長くありますから、ああいうところを今度きちんとやっていくにはどうしたらいいかな。私もやりながらいろんなアイデアが。これはどうかなというのがちらほら何となく見えてきたので、それはいろんな導入の仕方によっては、今までご協力いただいていた方との兼ね合いだとか、いろんなことがあるので、まだまだすぐにといいことではないですけれども、抜本的な解決になるような形のことも考えていかななくては。これは単なる除草ということではなくて、今度は農業者支援ということも含めて、農業者の労働の軽減というのでしょうか、今までは町のほうで全面的におんぶにだっこしてしまったということもありますけれども、それは切り離すことはできないけれども、でも最低限このぐらいはできるのでは

ないかというようなこともありますので、除草というのは嵐山町というこの位置にある町から言うと、このことも大変重要な位置づけにしていく必要が私はあるかなというのを日々いろんな活動を通して感じ始めておりますので、しっかりとまた小林議員のほうからアドバイスもいただきながら、少しでも皆さんが喜んでいただけるような形で推進できるように頑張っていきたいと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) 副町長並びに町長から力強いお話しいただきありがとうございました。町長が嵐山町で一番深くこの問題を考えて、一番どこもかしこも知っているということがよく分かりましたので、今後、要は財政に頼らなくてもできること、そういうことで町全体をきれいにしていくということをぜひ心がけていきたいと、我々も町民の一人としてそういったものに積極的に参加していきたいと、そんなふうを考えています。

次いで、ちょっと補足であれなのですけれども……

○森 一人議長 答弁ですか。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 予算をかけずにということではないです。かけ方も含めて、どういう形でどこに予算をかけていくかということ、予算を全くかけずにということは、これは全町を見渡したときにはなかなか難しいだろうなということは当然ありますので、全部ボランティアとかそういうことではありませんので、その辺ご理解ください。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) すみません、いろいろご指摘いただきまして、もちろん私も分かっております。この500万が多いか少ないかという話ではなくて、必要なところに必要にかける、当然そのことは町長も期待したいですし、それだけではなくて、全体がより効果が出る方法というのをぜひみんなで考えていかないといけないのかなと思います。特にまもり隊の活動であるとか、そういったものをどう定着させていくか、町がどうバックアップしていってもらえるかとか、そういった形。

それから、雑草の問題出ましたので、雑草のことについてちょっと言うと、雑草は今回2メートル近くになっていますけれども、これは大変です。取るのは根っこも張って大変です。それよりも小さいうちに取ったらもっと楽なのです。ということで、

やはり雑草退治は通常は小まめにやったほうが絶対楽だよというのがあるのですけれども、私も自分の反省としてなかなかできない部分があるのですけれども、一般的にはそんなこともありますから、一度きれいにしたらそれを繰り返さないようにまめにやっていける方法を考えていかなければいけない。特に町道なんかになると、誰が利用者かという、自分の道の前はいいけれども、全体に長い道路になるとなかなか難しい問題がありますので、この辺を地域とか町とかで一緒に考えていって、ぜひいい方向に持って行っていただければと思います。

以上で2番の質問は終わりにします。

○森 一人議長 続けてどうぞ。

○1番(小林 智議員) 続きまして、3番、町道の名称及び台帳公開について。町道には幹線道路、その他の道路とあるが、公文書に限らず広報などにおいても町道1-1号などの名前で記述されている。町道番号と該当箇所を示す台帳が公開されておらず分かりにくい。

(1)、町道台帳をホームページに公開する予定はあるか。

(2)、起点終点や道の中心箇所に地名をつけるなど、分かりやすく表示する工夫はないか。

(3)、特定の道には地区住民や観光客に親しまれる愛称をつけるなどの考えはないか。

以上、3点お願いします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)について答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えさせていただきます。

嵐山町は幹線的な道路を1、2級町道と位置づけ、町道1-1号などと名称をつけ、議会の議決を経て認定しているところでございます。生活道路は町道古里1号線など大字名をつけ、認定しているところです。以前から1、2級町道の名称ではどこの道か分からない等のご意見を伺っておりました。現在A3判の嵐山町の図面に位置を表示させた図面を作成したところでございます。完成後、議員の皆様にお配りしたいと考えているところでございます。さらにホームページにも掲載する方向で準備を進めてまいります。

続きまして、(2)につきましてお答えさせていただきます。

町道名は、これまで議会の議決をいただき、認定させていただいたものであります。先ほど申し上げましたとおり、幹線道路につきましては図面化できるものについては図面化してまいりたいと考えております。生活道路につきましては、大字名がついており、工事等をする場合は地図にて箇所を表していきたいと考えているところでございます。

質問項目(3)につきましてお答えさせていただきます。

道路の愛称は他の自治体でもつけているようでございます。平成30年第4回定例会において一般質問されており、研究していくと回答しているところでございます。他の自治体の事例を参考にしながら、しかるべき時期になったときに実施していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) (1)、(2)、(3)、それぞれ関連がありますので、一括で質問させていただきます。

まず、なぜこの質問をさせていただいたかというのは分かっていますので、先ほどの質問事項として、長々とどこからどこまでの道なのだけれどもと書かせていただきました。これ調べれば町道1-2号線でしたか、そういう言い方があるのだろうと思いますけれども、やはり伝わるのは1-2号線ってどこだっけという話になる。やはり私も議員活動をしている中で、行政側から2の何号線とかいろいろ聞いても、ぱっとどの辺なのだろうかと、これは思いつかない。これは非常に不便ではないか、不合理なのではないかなという思いが非常に強かったです。詳しい方は確かに分かる方もいらっしゃるかと。地元の人以外というか、番号に詳しい人ぐらいしか分からないという状況がありましたので、ぜひこれを分かりやすくしてほしいということで今回質問をさせていただきました。

番号等の公開は多くの市町村でやっております。一つは番号ごとに、要はエクセルシートのような形で表をまずは出している。路線番号を出して、路線名を出して、起点住所、終点住所、あとは認定年月日だとか、図面番号とか、延長距離だとか、幅員だとか、1級か2級かとか、そういうことを書かれた一覧表があって、これ自体がウェブ上に公開されている。これがあると非常に、例えば今度広報で出た何の何号線っ

でどこのことだねというのがこれを見ればすぐに分かるということで、ぜひ公開してもらいたい。と同時に大体の市町村が認定路線図だとか図面上にここからここまでと、見て分かる形の図面も公開している。恐らくこういう流れが大体なのではないかなということで、課長さんのほうでもそういった問題意識がおりということなので、それはもう既に作成にかかっていらっしゃるということなので、これについては早急にぜひ実現していただけたらなと思います。具体的にどの程度のところまで公開いただけるのかをお答えいただけるでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 町道名につきましては、いろんな市町村が独自の考え方でつけているところだと思います。嵐山町は1級、2級町道は1の何号線とつけていますし、生活道路は先ほど言いましたように大字名をつけております。場所によっては、通し番号ですとつけて、1000何号線とかいって、どこにあるのだから分からないというところもあります。嵐山町は、生活道路は大字がついておりますので、ある程度いいのかなと思います。ただ、幹線道路については1の何号線というただの数字でございますので、それは分かりづらいというふうに考えていますので、嵐山町白図にここからここまでが何号線ですよというのを表示した図面を作成して公表したい、議員さんにもお配りさせていただきたいと考えております。以前これは予算決算のときの説明会のときも、審議会のときも分かりづらいという意見がございましたので、準備を進めておりましたので、それを今後お配りして公開させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。

この件につきましては、前向きにもうどんどん進んでいらっしゃるということなので、ぜひその形で公開をしていただければと思います。

情報公開についても一言申し上げますと、情報公開というのは、こういった形の道路台帳を公開するのは当たり前のことなのですけれども、公開することによって行政側の方にもやっぱり緊張があるのだらうと思うのです。そして、町民なりがそれを見て、ここ違っているのではないですかとか、そういったチェックにもなるし、ここ

記載が訂正されていませんよねとか、そういうチェックにもなりますし、情報公開というのは前向きに今後も取り組んでいただきたいなとぜひ考えます。

それから、この件についてもう一件お聞きしたいのですけれども、道路台帳というのは閲覧が可能だとは思うのですけれども、閲覧の状況について分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 道路台帳につきましては、まちづくり整備課に台帳がございますので、ここのこの場所というふうに言っていただければ、その場で閲覧は可能というふうになっているところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) その道路台帳の閲覧なのですけれども、町によっては有料で閲覧しますとか、そういったところもありますし、全く無料で、この部分はいかがなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

閲覧につきましては、見るだけでは無料でございます。ただ、コピー等についてはコピー代を頂いているところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。

それでは、最後に特定の道路に愛称をつけたらどうですかということの件についてなのですけれども、回答要旨の中でもご指摘いただきましたとおり、私も調べてみたら、平成30年の第4回定例会、こちらの中で当時の吉本議員が道路の愛称についてどうですかと、これは観光の面からこういうご質問をいただいていた、それについての回答も拝見させていただきました。この中でも今後そういう形も検討していきますというお答えがあって、本日の回答の中でも研究していくとの回答がありました。その後の研究して検討なのですけれども、特にこの愛称につきましては、吉本元議員のも

読んでみても川越の例を出しておりますけれども、川越市とか熊谷市とか、日本全国で愛称条例をつくって、愛称を公募してつけていくというのが多いように聞いています。これは、大規模な市だからできるのかなという感じもします。これ当然条例をつくって公募して、当選、誰々です、何かつけます、そうすると、愛称をつけると今度はその道路に標識をつけないといけないとか、そういった問題も出てくるというところで、当然これも費用もかかる話も出てきます。ただ、私たちは一足飛びにそこまで行く必要もどうなのかなと思ひまして、ただ考えるのはやっぱり町民に親しまれている道路とか、自然発生的に出てくる名前だとか、そういったものを当然公にしていて、特にこの道は、今日の狛守議員の質問ではなくても、桜の道路がありますよね。あれは道路というよりは堤なのですけども、ああいった形で、言えば町民が誰でも分かるようなそういう町名、あるいは線路のところの道路をそれなりの道路の名前にしていくとか、観光地だけではないのですけれども、町民に親しまれる愛称という形で、特定の道路を条例をつくらずともそういったこともしていけるのではないかなと思いますので、積極的に今後ともぜひ検討していただきたいと思いますのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

平成30年のときの議事録のほうでもありましたとおり、川越については公募委員会をつくって公募によりやっているというふうになっておりました。また、近隣のほうでもつけている自治体もありますし、同様に公募をして委員会をつくって選定していくというふうになっているところでございます。ただ、商店街があるようなところは商店街の名前がついているので、やっていかないというところもありますので、それぞれの市町村の考え方かなというふうに考えております。ただ、愛称につきましては観光面等や、先ほどの道路の愛郷精神というか、そういうのも必要になると思いますので、しかるべき時期、市町村によっては町施行何十周年とかそういうときにやっているところもあるようでございますので、そういう時期に来たときに改めて考えてもらいたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1 番（小林 智議員） 愛称も道に親しんでいただいて、町民に親しまれる、それから外から来ても分かりやすいと、どんな個性のある道なのかなというのが分かりやすい、あるいは歴史が感じられるだとか、そういった愛称のつけ方があると思いますので、ぜひ活用していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりにします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時31分)

令和3年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

12月3日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第9番議員 青柳賢治議員

第10番議員 川口浩史議員

第11番議員 松本美子議員

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
福嶋	啓太	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
馬橋	透	地域支援課	長
萩原	政則	健康いきいき課	長
近藤	久代	長寿生きがい課	長
藤原	実	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長
奥田	定男	教育	長
杉田	哲男	農業委員会事務局	長
		農政課	長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しております。よって、令和3年第4回嵐山町議会定例会第4日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号9番、青柳賢治議員。初めに、質問事項1の天沼の公園化と沼の浸食についてです。どうぞ。

○9番(青柳賢治議員) 9番議員、青柳賢治でございます。議長のご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、天沼の公園化と沼の浸食についてでございます。平成28年3月議会において一般質問をさせていただきました。そのときの答弁では国、県などの財政的支援が必要不可欠であると、今後の面的な整備も考えているので、その中で一緒に含めてという取組も一方法であるという答弁をいただいております。ここで、産業系土地利用の企業誘致事業が進み出した今こそ好機と捉えることもできるのではないかと思います。さらに沼を見渡しますと、接する道路、さらには住宅地の浸食も相当進んでいる状況でございます。公園化、さらには沼の浸食につきまして見解をお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1につきましてお答えさせていただきます。

天沼の公園につきましては、地域の方の強い要望を受け、平成25年度に基本計画を策定いたしました。しかしながら、財政的な課題が解決できず、実現に至っていない状況でございます。沼の浸食とのことでございますが、現在特に道路側につきましては、いまだ危険性はないものの、状況が変わりつつあるというふうを考えております。議員ご指摘のとおり、川島地区の産業団地の設立準備会が立ち上がるなど、具体的な動きが始まりました。天沼の公園化につきましては、基本計画どおりとはならないまでも地元の方々と協議しつつ、町の工事等で排出される土砂を活用しながら整備に向けて進んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） なかなか町の現状を鑑みますと、課長の答弁も今おっしゃるとおりなのだろうなというふうに思います。私、この質問を今回10月4日の日に、うちの川島地区の場合は1区、2区、3区で合同の役員会というのを持っておりまして、その中で区長さんのほうからそのような話がございました。沼の状況が非常によくないと。それで、私一般質問をつくるまで、ぐるっと全部回ったわけではなかったのですけれども、鬼鎮神社から来ている主要な道路のところと、それから天沼団地に抜けていく道路があります。そこら辺のところの浸食は進んでいるのですけれども、以前にも一度高橋副町長に土留め関係をやっていただいたということはございます。それで、むしろ神社側のほうにある、普通に通路になっている沼のところの部分が一部沼側に崩れてしまっているという。そうすると、あそこを子どもなども通ったりするので、一度はあそこをよく見てもらって、今まで柵などもあったわけですが、その柵も取っ払われているような状況で危険だというようなことを地域に住んでいる方からも、区長さんに何度も言われました。そういうことなので、その辺について沼の公園化ということも、26年ですか、8月30日に町のほうに要望書を出した、そのままになっているわけございまして、今課長が答弁してくれたようなことございしますが、その辺についていかがでございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

私も一般質問を受けてから現状を見させていただきました。道路側にはまだ、今の町道側のほうには浸食まではないのです。ただ、確かに状況はどんどん変わりつつあって、危険性あるところも出てくるかなと思います。柵については前と同じようなことはできないまでも、注意喚起はできるような、簡易ではあるかもしれませんが、安全対策については早急にやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 沼ですからそういった公的な管理も求められるわけですので、実際に沼を少し歩き出していくと、次の先に小沼という沼があるのです。その間あたりのところで崩れているところがあったりして、あそこを通過して通路とする子どもたちもいるので、その辺はよく見てもらって、危険のないような対応をしてもらいたいということは、ぜひお願いしておきたいと思います。

それで、この下のところに産業系の土地の利用について、企業誘致事業がこれから進んでいくわけです。そういった中で、この沼の、これ今度企業支援課長になるのかな、沼があそこにあることによって、いろいろ排水の関係だとかあると思うのですけれども、そういったような点については担当課としてはどのように考えていらっしゃるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

今回の川島地区の産業団地整備につきましては、事業地内はもちろんのこと、その周辺からの排水関係、そういったもの全て網羅して排水計画というのを予定しておりますので、現状のままでも、仮に公園になっても今の計画には影響はないというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 地域の人たちの心配はそのようなこともありますし、それか

ら沼自体がある程度保水機能というか、治水機能というのでしょうか、持っていないく
てはならぬわけですし、今川島のあの地域自体が、私が28年に質問させていただいた
状況とまた変わっておりまして、今のあるところにある鬼鎮神社の公園なども特に何触り
なく、コロナでございますけれども、いろんなことが行われているのも事実でござい
ますから、ここに今日答弁していただいたように、基本計画どおりとはならないと、
地元の方々と協議しつつ、町の工事などで排出される土砂を活用しながら整備に向け
て進んでいきたいという答弁もいただいていますので、いずれにしても財政的な準備
もできないと、なかなかできることではないと思うのです。それで、いずれにしても
この沼の浸食自体がやっぱり区長さん心配していらっしゃった。それで、一軒、実は
沼のところにも新築の工事をやられている現場もあったのですけれども、沼との中の部
分が相当な、3メートルぐらいかな、L字の何かを入れて工事をなさっていたという
話がありました。そういった心配もあるということで、今町のほうに貸してもらって
いる防災倉庫がありますね。あそこからこっちに駐車場が一つあるのです。その辺の
ところが結構こっちへ押しているような状況もあるので、駐車場がありますから、そ
んなところもちょっと心配だなというところがありますので、その点町のほうとして
もよく見ていただきたいということです。

それで、あと地元に戻ったときに、今日ここで傍聴に、うちの区長さんたちもお見
えになっておりますけれども、これが現実であるということでございますので、いず
れにしても、この下の工事が、開発が進んでいく中で、ある程度上のほうの部分埋
められたり、基本計画ができていくわけでございますので、その履行が早くできる
ようお願いして、この質問は終わります。ありがとうございました。

2問目に入ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 新年度のコロナ対策予算についてでございます。令和4年度
予算編成も佳境を迎えまして、佐久間町長には2回目の予算編成となります。その中
でも特にコロナ対策については真に町民を支援できる予算になることが期待されま
す。新型コロナウイルス感染症の長期化によりまして、経済状態も厳しく、さらには日常生活
も疲弊しているという町民に対しまして、町独自の支援対策も重要と考えます。町民
への支援となるようなコロナ感染症対策予算の考え方、それにつきまして町の見解を
お聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目の2につきましてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染が長期化するに伴い、地域経済や住民生活など様々な影響を及ぼしており、また今後第6波の流行も懸念され、影響の先行きは依然として不透明な状況でございます。町といたしましては、昨年度から本年度にかけ、新型コロナ対策として、国の臨時交付金や寄附金を活用し、影響を受けている地域経済や住民生活への支援として、中小事業者から子育て世帯まで、幅広く各種給付金等の助成を行ってまいりました。新年度予算での新型コロナ対策でございますが、国におきましては、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策が閣議決定され、その中に地方が地域の実情に応じて必要な対策を実施できるように臨時交付金を措置することが盛り込まれました。今後編成される補正予算につきましては、16か月予算として、令和4年度当初予算と一体的に編成され、切れ目なく対策が実行されるものでございます。町といたしましては、新年度予算におきましても、引き続きこれらの国からの支援を有効に活用し、感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今答弁いただきましたように、国のこれからの16か月予算、編成されてくるということでございます。令和2年度の決算の審査が9月で終わっただけでございますが、私今回この質問をつくらせてもらう中で、いろいろな幅広い各事業に誰一人取り残すことなく、いろいろな臨時交付金が使われているという決算で報告いただきまして、まさにいろいろな事業をよくやってこられたというふうに思っております。ただ、私がここに書かせてもらったように、真に困っているといひますか、そういった町民の人たちを支援できるようなコロナの予算でなくてはならないのだろうか。そういった意味では、私今回これからいろんなものが出てくるのでしょうか。一つ、その考え方として経済的な支援、こういった中においては、今嵐山町には県のほうからの社協を通じての小口支援のようなものがございます。これを社協のほうに私聞いてみたのです。そうしますと、小口支援金、これ10万円ですけれども、大

体176件該当した方がいたと。そして、これを受給するに当たって、審査があるわけですけれども、163件の方が大体これを受給されたということです。その先にはさらに生活福祉貸付金制度などがありますので、生活支援金、総合支援金につなげていくような人たちもいるわけです。

それで私が一つこの予算の中で考えていただきたいなと思うのは、国は特別定額給付金なども一律に10万円やってまいりました。ここからは2年に及ぶ長期化のコロナを町民も国民も味わっているわけです。そういった中において一律に、いわゆる前回の9月の追加議案で出たような子どもさん対象の1万円の、これもある程度臨時交付金があったということです。それから、今回の補正予算にも出ているように、さらに追加の応援ができそうだということです。そういった全ての人たちに、ある意味では言葉がよくないかもしれませんが、平らにというか、薄くというか、というようなものも大事だと思うのです。ですけれども、これだけ今度コロナの状況が進んできている。そうすると、状況の本当に悪くなってきている人たちというのは、そう多くはないと思うのですけれども、そこにある程度、厚い支援が求められるのではないのかなというふうに私は考えるところなのです。その辺については、町のほうの考え方としては、いやいや、そうではないよと、1万7,000人の町民が平らにやっばり行くべきなのだというような考え方でいらっしゃるのか、その辺の見解についてはどのようにお考えになっていらっしゃる。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木 参事兼総務課長。

○青木 参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

このコロナの対応です。経済的な支援等々、町民生活の支援に関しましては、令和2年及び3年度と継続して行ってきたわけでございます。その中で、町の支援策としては、やはりある程度対象を絞って一律に支援を行うと、こうしたものが多かったような印象は持っております。ただ、このコロナに対する支援については、当然国の支援、県の支援、そういったものもございまして、国、県と、あとは町が一体となってやはり必要な方に対して支援を行っていくということが基本ではないかというふうに考えています。今回の国の今後審議がなされることになる補正予算の中では、例えば非課税世帯の方に対しての支援です。あとは子育て支援に関しても一定の所得制限を設けての給付金と、こうした一律ということではない支援の方法も国においては捉え

ていると思います。こうしたものも見ながら町として今後担うと思いますが、どのような策を取ればより効果的な支援が行えるのか、こうしたことも十分検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） やっぱりこのコロナが、感染症が発生したことによって臨時交付金というのがある程度町の裁量で自由に使えるということになっているわけです。私は、そういうふうに理解しているのです。そうすると、それによって2年間の、まだ分かりません、これからまた新しい型も出てきたりしているから、かなり長期になるのだろうなということも想像されるわけですがけれども、私が申し上げたいのは、令和2年のときには、本当に町に篤志家の方がいらっしゃって、指定給付金のような形で、こういった人たちに町からあげてくださいねというようなことがございました。そこで、今年は新しい予算になってくるわけですがけれども、ないわけですよね。そうすると、その辺のところの、今言った社協でやっているような、県の形になるのですけれども、そういったデータというのは町のほうにも入ってくるのだと思うのです。例えば小口資金を10万円借りた、その次に生活支援金をまた3か月、さらにはその延長だったり、再貸付けだったりという流れがあるわけです。それはもうある程度一つで行くと、生活保護ということまで行き着いてしまうようなことにもならざるを得ない。世帯ですから世帯、世帯の支援ですから。そこまで行かないような手だてのようなものも、町ができることがあるのかなと考えたときには、ある程度、それが町で把握できていないような状況だと思うのです。ですから、私社会福祉協議会に聞いたのですから。そうすると、その部分です。その部分にある程度町が今まで一律子ども手当的なものであげている子育て支援というようなことではなく、本当にコロナで困った、コロナの感染があったことによって困ったという、そういう人のところへ少し厚いものがあったてもいいのではないのかというふうに思うのです。その辺についてはどう思われます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

社会福祉協議会で行っております緊急小口資金の融資の関係につきましては、大変

申し訳ございません、私のほうでは把握はしておらないのですが、ただこちらの小口融資については、あくまでも申請をいただいで融資という形で、制度は設計をされていると思います。あくまでも申請主義ということでございますので、ではその申請をされた方のみが果たして対象者としてしていいのかと、こうした問題も当然あるかというふうに思います。こういった福祉的な施策というのは、先ほど議員さんがおっしゃられているように、最終的な制度もございます。そういったいろんな制度をどう活用していくかと、そういったことではないかというふうに考えております。町のほうでは福祉課のほうでいろんな方からの相談もお受けをさせていただいておりますので、ぜひともまずは役場にご相談いただくような形で行政としては進めていくのがよろしいのかなというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 町のそういった福祉の窓口もあるわけなので、その辺のところも今のコロナの社会福祉協議会のやつはある意味では非常に使いやすいと。コロナによって影響を受けた人が減収だったり、退職だったりというようなことで使いやすいということですので。一面ではそういったデータも捉えて、そこにある程度の手を差し伸べるというようなことも一つなのかなというのが私の考えなのです。それは本来コロナの感染によっていろんな、例えば航空会社、イベント会社だったり、いろんなところに行って影響を受けている。それほど影響を受けていない人たちもいる。そういう中でそういうところに光を当てるとというのは、この予算のやっぱり正しい使い方になっていくのかなというふうに私は思うのです。そんなところで、今課長が福祉の部分の相談の窓口も充実していくんだと言ってもらえましたから、それはそれで結構なのですけれども、

ただ、あと嵐山町と、いろいろ行われているコロナ政策の中で他町村が独自でどんなことをやっているか、私なりに調べてみたのです。どこでもそうだよって言われるけれども、これは松戸市の例だったのですけれども、PCR検査の助成です。それから、さらにはもう少し突っ込んだところで、独り親家庭の支援もありましたが、さらにはその独り親家庭でも養育費をもらえていない独り親というのは相当いるのです。そういったところに光を当てると、厚い支援をするということも求められるのではないかなと思います。それから、あとは学生さんの、今嵐山どのぐらいアルバイト減少

されたかどうか分かりませんが、役場が学生のアルバイトを緊急雇用すると、そんなことをやっている自治体もあるみたいです。そんなところで、新型コロナウイルスの生活困窮者自立支援金というのものもあるみたいですけれども、なかなか使われていないというのが実情らしいです。そこで、身近な嵐山町が嵐山町の町民に対して、ある程度コロナの打撃を受けている、痛手を受けている人へ手を差し伸べるというものはあるべきだろうと思います。この辺で町長の見解も聞いておきたいのですけれども、確かに広く子どもたちに、今回の補正にも出ているので、その質疑はあれですけれども、そういったことについても、それがあ程度広く行き渡ることが町長としてもよろしいのだろうなというようなお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

基本的には、今青木参事兼総務課長のほうからご答弁をいただいたとおりかなというふうに思います。それで、平らにということがどういうところまで意味するのかというのはあれですけれども、基本的なスタンスとしては、今までもそうですけれども、議員が紹介していただいた子どもたちに対する支援というのを基本的には充実をさせていくということで、前回も1人1万円、今回の補正予算の中にも1人1万円をお配りをさせていただくと。こういうものは国のほうからそういうふうにしなさいということではなくて、町の裁量権の中で、このお金はどういう形で使ってもいいですよと、そういう議論をする中で、いや今嵐山町としては、やはり子どもたちに手厚くやっていくべきだろうという形でそういった予算を組ませていただいているということになります。

それからあとは、例えば12月の議会で皆さんのご承認をいただいた行政手続、感覚からいくと、年度末ぐらいまでにはそういうのをお届けできるようにしていこうというのが普通の流れなのです。私もそういった提案をしたときに、担当課のほうから、そういうことを言われました。しかし、ちょっと待ってくださいよって、やっぱりこのところで決まったのだから一日も早く、ましてや年末、新年を迎えるときだから、お配りできるということが決まったら、一日も早くお配りをするのが、同じ1万円、2万円、3万円といっても価値観は全然変わってくる。心理的にも全然違うものがあるから、ぜひ事前に対応できるものは全て準備をしていただいて、議会の承認を得た

ら、すぐにできるようにお願いをしたいということで担当課のほうにもお話をさせていただきました。担当課のほうもそういったことを理解していただいて、通常ではなかなかできないような速度を持って対応していただけるということでもありますので、例えば嵐山町の財源を使って、それで支援をしたから町の支援ということでは必ずしもなくて、そういった職員体制、職員の気持ち一つ一つもやはり大切な支援の一部であるというふうに私は思っております。

それから、あとは先ほどの社協のほうの問題もありましたけれども、申請者が全てコロナに起因するものであるかどうか、これはどうなのかなというふうに思います。それ以外の要因でそういうふうな形になっている人もいますし、それからあとは小規模事業者、そういったことに関してもいろいろな国のほうの支援がしていますけれども、今回も今受け付けています。しかし、最初の頃に比べると、申請の率、それから速度遅くなっています。遅くなっているというのはある程度十分に、十分という言い方が必ずしも適切かどうか分かりませんが、それなりに国のほうの施策としてもいい方向性に向いているのではないかと。今までのこういったことに関する国のスタンスから比べると、私は今回の国のほうのコロナ対策に対する予算組みにしても何にしても相当手厚いものが私はあると思っています。ですから、そういう意味においては国のほうで用意してくれたメニューをしっかりと吟味する中で、そして議員さんをご指摘していただいたように、必要としている人のところに一日も早く迅速に漏れなくお届けをするということがまず我々がやるべきことなのかなというふうに思います。

それから、あとはコロナ、今国を挙げてやっと災害というような位置づけになりました。そういう中で個人的な情報もそういうふうにお伝えをするというようなことにもなりましたが、こういう災害のときこそ町は独自のやつをやるのであれば、財調というのが必要になってくるわけです。この財政調整基金は、昨年の9月の議会の中で、代表監査のほうからもお話があったようにとっても嵐山町の財政状況は危ういです。ましてや財調ということになると、県でも最下位、全国の1,700の中でも下から10番目に位置するといふとんでもない状況になっているということ。ですから、そういった状況を総合的に判断すると、とても安易にこの財調を切り崩して、そこから支援をしていくというようなことを考えるというのは、今の嵐山町はすべきでないと。そういうことをするならば、財政規律が全くめっちゃくちゃになってしまいますの

で、その中でどうするか。それで、今ご披露いただいたとおり、嵐山町は本当にありがたいことに、篤志家の方から大変多額なご寄附をいただいて、そういう方たちにも手厚く支援することができた。また今回もそういうことで、そういうような方たちも含めてやっていこうということでもありますので、ぜひその辺の総合的なご理解をいただく中でご支援をしていただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 佐久間町長のおっしゃっていることが、財政調整基金も町長になってから6億をちょっとを超えるぐらいまで積み上がっているわけで、それはそれとしての視点は大事なことだと思います。それで、これ自体は本当に100年に1回来るかどうかのことでございますので、その辺のまたバランスも考えてもらいながらお願いしたいところでございます。

それで、あともう一点、この経済的支援のほかに行政が何ができるかってなったときの、もう一つは精神的なサポートだと思うのです。ここに今学校関係についてもそうですし、昨日の質問でもどなたかされていましたが、いろいろな子どもさんの不登校に至るような原因がいろいろ出てきました。これは子どもさんだけではなくて、うちにいて家庭から出れないような、コロナが怖いよって出れないような人たちも結構いるわけですから、その辺に、その人たちを精神的に、長寿生きがい課だったり健康いきいき課だったり、嵐丸くん体操をあれしたりいろんなことをやってくださっています。ただ、どうなのだろうな、コロナを克服して乗り越えていこうという意味では、そういう精神面の、いわゆる相談窓口のようなものというのは、令和2年度のときにあまり私その辺まで聞かなかったのですけれども、その辺については今日健康いきいき課長来てくれているので、コロナに対しての身体的、精神的のような相談的な窓口というのはある程度コロナの中で拡充されてきていますか。その辺1点お尋ねしていいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

コロナによる身体的、精神的な相談は今のところ来ておりません。ただし、健康いきいき課には保健師、看護師いますので、そういう相談が来れば、看護師と職員で相

談に乗って、心のケア等をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 続いて、佐久間町長。

○佐久間孝光町長 補足をさせていただきたいと思います。精神的なサポート、これとっても大切だと思います。ただ、私が今把握している状況は、例えばワクチンの集団接種、個別接種も含めて、町民の方々は、職員が本当に親身になって、行く前は本当に不安だったのだけれども、会場に行ったら対応が素晴らしいので安心感を持って打つことができましたと、そういう言葉が圧倒的なのです。それから、あとは小さなお子さんがいろんな施設が閉鎖になって遊べない。どうしていいかわからないというような声も聞きました。でも、私はその声に関しては、ちょっと待ってくださいと、嵐山町は私から見れば、町全体が公園みたいな、素晴らしい自然はそこそこにあるわけです。だから、少し知恵を使っていただいて、いつもはこの施設の中で遊んでいるかもしれないけれども、いや、このところへ行こうかと、あるいはちょっと出るだけでも、それは遊び場なんというのはたくさんあると思っています。だから、そういうことに対する考え方とか、物事の捉え方を少し工夫していただいて、親御さんのほうもそういった点を、いいところにもっと目を向けていただくと、嵐山町全体が本当に素晴らしいところだと私は思っておりますので、ですからそういったことに関しては、もちろん我々はできることはしっかりとやっていく。それから、あとは施設に関して、隣町ではオープンしているのですよ、こっちはやっているのですよって言われても、我々は、隣町はやっているかもしれない、しかし嵐山町としては、そのストレスよりも、万が一コロナに感染したときに、これはとんでもないことになる。その人は一生後遺症に悩まされるかもしれないし、あるいは重篤化して亡くなっていくかもしれない。やっぱりこれだけは絶対に防がなくてはいけないという担当課の強い意思もありますので、そういう中でしっかりと意思を持って決断をさせていただいておりますので、ぜひそういったこともご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 担当課の10月までこの接種いろいろ大変だった、一生懸命やってもらっているということは私も素直に評価しています。それで、ただ町が、昨日も狛守議員もおっしゃっていましたが、町長が掲げる人が宝のまちづくりだと、

やっぱり人が健康で、元気でいてもらわなくては困るのだよね。そのためにはコロナ、これによって精神的に非常にダメージを受けている人もいるらしいと。今健康課長はそういう相談はありませんでしたとおっしゃったけれども、いや、どうなのだろうなと。例えば変な話、何々集会所に聞きに行きましょうって、そういう会場をつくったら、恐らく大勢の人が来るのではないかと思います。これからやらなくてはいけないのは、コロナが長期化してしまっ、ここをしっかりと、嵐山の町民が健康で元気で、前へ進んでいくということが大事だと私は思うのです。そのために保健師さんとか、そういったいろんなことができる資格を持った人たちがしっかりとサポートしてもらおうということが求められるのではないかなと思うので、そういったことを含めて、待っているのではなくて、自分のほうから少し地域地域に行って出向いてやる、お金がかかるかもしれないけれども、そういったことも新しい年度の中に入れ込んで、そして、よその町よりはコロナに対して健康だと、元気だと、精神的にもダメージを受けている人はいない、そういう町、それが人は宝、人を大切にする町です。そういうことをぜひ少しでもいいから入れてもらって、それは町民が喜ぶますよ。こんなに、ここまで考えてくれる嵐山町だなんて。そんなことを私はお願いしたいなと思っています。町長、簡単でいいのですけれども、その辺どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 これは長寿生きがい課の課長の答弁であったかなと思うのですけれども、例えばある程度の年齢に来ている方で、健診も行かない、分からない方がいるのです。そういった中でも、分かる方に関してはこちらから積極的にアプローチをして、そしてどういう状態なのか、その場合は訪問までやっているわけなのです。だから、そういう形で積極的に取り組む姿勢というのはとても大切だと思いますので、分かるところはどんどんやっています。それから、あとは今言われたように、もし議員さんの身近でこういう方がいるって具体的に言っていれば、すぐにそれは対応したいと思いますので、ぜひそういった情報の提供もお願いしたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 日頃の、昨日町長がまちづくりの道普請の話などからいろいろな話をされました。そういったことを執行の皆さんも一生懸命やっていたら

ということは私もそのとおりだと思って非常に敬意を表したいと思っています。これは、やはり執行だけではなく議会もそうです、町民の皆さんもそうです。コロナに打ちかっていこうという、前へ進んでいこうということはやっぱり大事ですから、そういう姿勢、そういう方向だということをしっかりと町民に町の姿勢を出してもらって、広報でも報道でもいろいろとそういう町なのだということを強く私は進めていただくようお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号10番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1のごみの分別が変更になることについてからです。どうぞ。

○10番（川口浩史議員） それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

ごみの分別が変更になることについてです。広報嵐山の11月号にごみの分別方法の変更が掲載されておりました。町民に大きく関わることでありますのに、表紙には記載の案内がなく、掲載されたページも6、7ページと、重要度が低い扱いであったと思います。そこで伺います。

(1)、ごみの分別変更は全世帯に関わることだから、しっかり周知を図る必要があると思いますが、なぜこのような扱いにしたのか伺いたいと思います。

(2)、広報嵐山は多くの町民が読んではおりますが、そうではない方もおります。別刷りにして周知を図るべきではないでしょうか。

(3)、外国人への周知は考えておるのか伺います。

(4)、しっかり周知をしても分別ができていないごみがあることも考えられます。その場合、オリックスにおいて対応してもらえるのか伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)について答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

ごみの分別変更の記事の掲載優先順についてですが、広報担当に確認したところ、

主に時間軸で優先度を決めたとのことをございました。1ページから3ページは、来年1月より放送開始ということで決定され、4ページはコロナ対応で重要であること、5ページは紙面の都合であること、そして6ページから7ページの当該記事は、4月より開始ということでこの記事になったとのことをございました。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

周知の手段として、広報とホームページが町民の方が読むことができるものと考えており、広報とホームページを通じて今後も速やかに周知できるように対応していきたいと思っております。

質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。

外国人への周知について、多言語の作成になることから、紙媒体による周知が難しい状況であり、その対応について苦慮しているところであります。その代わりとして、ホームページに翻訳サービスがございますので、ホームページに周知する内容を掲載してまいりたいと思います。

質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。

新処理施設では、前処理段階において選別機により混入してしまったメタン発酵に適さないごみ(発酵不適物)の除去及び磁選機による金属類の除去などを行う予定としております。その選別工程において発生した発酵不適物は、オリックスのバックアップ施設で処理することとなっております。また、施設故障などの原因となり得る搬入禁止物については、小川地区衛生組合が引き取り、別の処理事業者で適正に処理することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) そうですか。まずは来年放送の関係を重視したということで、今日持ってきておりますが、それでそっちを優先したと。ごみの関係は4月からだから、6、7ページにしたのだよという、そういう説明でしたよね。やはり先ほど100年に1度とかというお話がありましたけれども、これ45年ですからほぼ50年、50年に1度、次に変わるかどうかは分からないにしても大きな変更であるわけです。しかも、全町民に関わることでですから、これは早く周知をしないと、とても周知し切れないのではないかなって思うのです。いかがですか。この辺の扱い方についてやっぱり意識が低いと言わざるを得ないというふうに思います。この重要度からして意識が低いな

と言わざるを得ないというふうに思うのです。その辺の混乱を起こさないということが焼却一本で日本がずっとやってきた、それから資源を有効に生かすという発酵に、日本全体が発酵にしていくためにも混乱を起こさないということが大事なことだと。混乱を起こしてしまったら、次にやるところがちょっと引いてしまうというふうに思うのです。そういう点でもこれはやっぱりトップに載せないといけないというふうに思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。広報の関係ですので、地域支援課よりお答えいたします。

ごみの分別に関しては、重要度が低いということは当然考えておりません。ただし、今回の大河ドラマということにつきましては、昨日一般質問でもありましたけれども、この機会というのは嵐山町にとってはかなり重要な機会というふうに捉えております。この機会を生かして町をPRし、または進展させていくということが大事ななというふうに考えておりますので、今回の広報につきましては来年1月に放送が始まるということで、11月に全体的なこと、12月に木曾義仲公のこと、そして1月には畠山重忠公のことということで、一応3本立てで考えておりまして、今回はたまたまその1回目ということだったのですけれども、特集で組まさせていただきます。ごみの分別につきましては、先ほど藤原課長のほうから答弁ありましたけれども、4月から始まるということで、3月にも広報で特集を組む予定になっておりますので、こちらで十分に町民の皆様にはお知らせしたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 直前で、3月で私は十分なのかということを考えると、それでは周知し切れないだろうというふうに思わざるを得ないのです。広報嵐山をどのくらいの人を読んでいるのか、多分アンケートはないと思うのですけれども、先日学校統合の審議会が開かれていて、その中で広報嵐山に前の検討委員会のことが載っていたとかという話であったことに対して、若い委員さんが広報はほとんど読んでいない、そういう発言をしたのです。若い人がそういう発言をしている。町長も議員のときに議会だよりの研修を受けていて、吉野先生がこれよく言っていたことなのですから

も、議会だより、広報もそうですけれども、来て、そのまんま脇に置いてしまう人もいるのですけれども、見る人は1ページを開いて見ると。そこに関心があるか、面白いかな、それによって次のページを開くのだと、そういうことなのです。今回、だからどこまでページを見たかというのはちょっと分からないのですけれども、私の知っている数人に聞いても、ごみの分別についてはそこまで見ていないのです、読んでいないのです。私がお話して、初めてこういうのが載っているのかということが分かったわけですので、これは3月に載せて、すぐ周知が図れるか、私はそうではないだろうというふうに言わざるを得ないのです。3月ではちょっとまずいのではないですか。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

確かに3月ですと直前ということで、議員さんのおっしゃるとおり、かなり開始までに短いと、そういう印象は拭えないと思います。しかし、衛生組合では、11月号に載せたより詳しい内容の広報を今5か町村で検討しているところでございます。それが固まれば、またそれを生かして、各町村独自といいますか、嵐山町としては、例えば環境課のほうは環境美化推進委員会というのを持っております。それと、区長の皆様の区長会、民生委員さんであれば民生協議会さんとか町の会議もございまして、そういった機会を捉えて、私どものほうから時間をいただき、ご説明をして、地元に戻っていただいたときに、もしそのようなお声とかお問合せがあった場合は少しお話ができるような形で準備をさせていただきたいと。もちろん担当課のほうは、問合せがあれば、もう逐一丁寧に説明をするように環境課全員で統一してその辺の内容は熟知するように努めてまいりますので、その点のご心配がないように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） その辺が心配されるわけですから、今回載せていても、私の知っている何人かに聞いても見ていないというわけですから、その方にとっては全然分別なんかしないで4月を迎えてしまいますよ、その意識で。ですから、後で具体的なものを聞いていきますけれども、町が示しただけのものでは混乱するなというふう

に私は思います。

では、それはいいとして、2番目に行きたいと思うのですけれども、周知の手段として広報とホームページで今後やっていくのだという答弁です。ほぼ50年に1度の大きな今度の改正になると、焼却から発酵になるということで、何としても私としてはこれ軌道にうまく乗せていきたいなって思うのです、今の温暖化を考えても。そういうためにも町民にはしっかり周知する必要があると思うのですけれども、広報は先ほど言ったように余り読まれていない。私の知っている人なので、ある程度年齢層高い人です。若い人は、先ほど申したように広報を読んでいないと。ホームページは恐らく見るのかもしれませんが、そこを見てもらえるか、このごみの分別のことが変更になりましたよというところが見てもらえるのか、そこが重要になってくるのですけれども、今ホームページというのはどのくらい見られているのですか、担当課分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 すみません、ホームページを見ている方がどのくらいいるかというご質問なのですけれども、そちらにつきましてはこちらで集計しようがありませんので、把握はできておりません。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。よく数字が出ていましたけれども、嵐山ではそれはカウントを取っていないわけですね。分かりました。もう随分前です。そんなに多くなかったというふうに記憶しているのですけれども、ただ増えてはいると思います。増えてはいると思いますが、そこを若い人が見てくれるのか、これは分からないわけです。美化推進委員の方には話をしたと。これを見ると、区長さんには資料だけ渡したということであるわけです。美化推進委員の方に話をして、どういう段階でその区民に話が行くのか。今後総会なんかもありますけれども、全員が出席するわけではないですよ。そうですね。そうですね。どういうふうに、それで十分だというふうにお考えですか。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

環境美化推進委員は年に2回ほど集まっていたいただきまして、それで環境美化運動のご説明を主にさせていただいているところでございます。今回は、先ほど私が申し上げたのは今度変更がございますので、特別にまた開かせていただければなど、そういうふうに考えております。それで、では若い人、多くの町民の皆様のお目に触れたり、お耳に触れるようにはどうしたらいいかということでございますけれども、先ほど私が申し上げたいろいろな機会を捉えて、ぜひ区長様はじめ美化推進委員様のご家族なんかにもお声がけ、ご説明をしていただきまして、隣近所とかいろいろな会合でも、もしそういう機会があれば、今度こういう変更があるのだと、もし分からないことがあったら環境課のほうに気軽に電話してくれと、環境課のほうでもそういうふうに言っていたと、そういうことをお伝えいただきまして、町民の皆様にご混乱が生じないように、また多くの町民の皆様にお伝えができるようにいろいろ工夫を考えて、説明のときにもそういうことを心がけて説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員の再質問からになります。どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 家族に話してもらったりとか、知人に話してもらおうというのは、それは大事ですけども、それは限られた人数でしかありませんから、それでは不十分です。周知の方法をどういうふうにしたらいいのか、ちょうどコロナの時期なので、私も考えているのですけれども、コロナがこのまま収まれば、各地区が総会をやったときにぜひ回っていただいて説明するのが一番いいなって思うのです。そのほか来られない方には詳しい内容のものを配布しておく。分からないことは担当課に電話をしてくださいというのが一番いいと思うのですけれども、そういう別刷りのものを早めに配布をして、コロナが収まれば各地区を回るといいと思うのですが、そのお考えだけ伺いたいと思っております。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

先ほどの答弁の中で少しご紹介が漏れてしまったのですけれども、毎年私どもごみ収集カレンダーというものを印刷して、全町民の方にお配りしております。今回変更があるということで、いつもの年より4ページ増刷を考えております。そのところにより詳しく、表紙にもその辺の明示をさせていただいて、より詳しく広報のほうはさせていただくようにさせていただきます。

あと、各地区の総会とかそういったことでございますけれども、議員さんおっしゃるとおり、コロナの状況、オミクロン株とかという変異株の状況がどうなるか、その辺も不透明ではございますけれども、そういった機会があればぜひ積極的に動いてまいりたいと、そのように担当課としては考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 資源ごみを分別するときに、各地区を担当課が回って説明をしたということなのですね。ですので、コロナの状況を見て、ぜひそれはやっていただきたいというふうに思います。

それから、カレンダーは配られるのが3月ですよ。それはもう直前ですから、ちょっと遅いなって思うのです。同じものを2回配ったっていいわけですから、私は少し早めに配って、見ておいてもらう。分からない点は聞いてもらうという、そういう期間が必要だと思うのですけれども、やはり3月まで待たないと詳しい内容のものは配れないわけなのですか。事前に配れないか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

嵐山町は、ただいま小川地区衛生組合という広域の組合に属しておりまして、その広域の組合、5か町村ございまして、今回5か町村の可燃ごみの変更ということで、このたびの変更も動いております。広報に関しましても5か町村の担当者会議があるのでございますけれども、そういうところで十分練って、統一した内容でやると、そういう申合せもございまして、申し訳ございませんけれども、3月というのは動かせません

ので、事前に先ほども申し上げたような機会があれば積極的に動いてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そういうふうにしたのであれば、しょうがないのですけれども、私はそれではうまくいかないで失敗するような形になるというふうに思います。

もう一つ伺いたいのは、事業所自体は事業ごみですから、今回の分別には変わらないわけですが、働いている人がいるわけですから、そこに周知できるような形を取っていく必要があると思うのですけれども、そのお考え伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

事業所に関しましては、今のところまだ個別に動く、そういうことは考えておりませんが、その辺ホームページ等充実をさせていただいて、その辺の周知のほうはきちっとさせていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ホームページを事業所が見てくれればいいのですけれども、何かやっぱり手だてが必要だと思うのです。これも5か町村で合意が取れないと回れないわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

そういった、こちらからアプローチする分に関しましては、制約があるという話は出ておりませんので、もし機会があれば積極的に捉えていきたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 町長に、課長のほうはやるかやらないか、機会を捉えてという程度でありますから、ぜひこの変更をスムーズにやっていくためにいろんなことをしていく必要があると思うのです。事業所あるいは学校なんかでも説明していくこと

が必要だと思うのですけれども、町長、教育長に伺いたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

まず、大前提でありますけれども、周知徹底を図るということ、これはもう絶対に必要だと思います。ご指摘していただいたとおり、何十年かぶりの大きな変化でありますので、ましてやごみの処理の仕方が抜本的に変わっていくということですので、それは必要だと思います。当然のことです。ただ、どんなに手を尽くしても、100%一人も漏れなく伝えていくというのは、現実問題としては、これは不可能に限りなく近いかなと思います。そういう中でできることはしっかりとやっていくということが求められるかなというふうに思います。

あと、広報のことが出ましたけれども、吉野先生の言葉によると、1ページ目を開いて面白くないと、その後は読まない、そういう方もいるでしょうし、でも100人いて、全部100人がそういうふうになるかということ、だから、それを一般化してし過ぎてしまうというのは、ちょっとどうかなという感じもします。最初のページではないから重要度が低いとかということ、私もそういうことはないと思いますし、それで、3月に初めてこれをぽんと載せたのであれば、今川口議員さんをご指摘のとおり、これで平気なんかというご心配もあるかもしれませんが、まず11月号に載せたということの中で、また3月号に載せるということで。ただ、改めて今度はこの議会において川口議員のほうからご指摘をいただいて私も考えました。そのときに担当課のほうにお話をさせていただいたのは、その環境美化委員も委員会も、年度の初めと年度の終わりしかない。しかし、今回はそういうことではなくて、抜本的に変わるわけだから、臨時に開いていただいて、それでそこを集中的にお話をさせていただく。それで区長会するときにもまた区長さんを通して皆さんに伝えていただく。それから、また民生委員さんの機会があり、そこでもお伝えをして、そして皆さんにお伝えをしていただくというようなことで、この方法、この方法、こういうことから、こういう形から、いろんな角度の中から周知徹底を図っていく。

それから、あと企業に関してですけれども、外国人です。それも言いました。だから、嵐山町のホームページのここの部分ですけれども、こういう形でもう全部英訳をされて、この部分が載っています。広報で今回お示しをさせていただいた部分は全部

載っていますので、これも私もぱっと見ましたけれども、結構細かく丁寧に書いてあると思いますので、最初の段階としてはこういうものを企業にお配りをして、担当者のほうから実際の従業員の方々にこういった形で変わりますから、ぜひ出すときには気をつけてくださいというようなことも併せてやっていくべきではないかということも今話をしている最中であります。ただ、これどんなにやっても間違える。私自身もいまだにこれどっちかなというので間違えることもあったり、だから最初の段階から全員の人が正しくできるというのは理想ですけども、難しいかな。だから、そういう問題があったら、すぐにまた対処して改善を図っていく。やっぱりそういう切れ目ない努力というのは町としても続けていきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 続いて、奥田教育長。

○奥田定男教育長 それでは、お答え申し上げます。

学校を通しての広報はできないかというご質問でございますが、学校では学校だよりというのを毎月発行しております。ただし、これにつきましては、紙面の都合とか学校のいろんな都合がありますので、教育委員会で必ず入れなさいということはなかなか難しいかなと。できないことはないと思います。要望はできると思います。ある意味確実なのはまち c o m i メールという、保護者がほぼ100%登録しているメールがございます。それに町からの依頼事項という形で、それはもう随時、毎日配信できますので、いつでもできますので、そこをお願いをするということは十分可能かと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。分かりました。広報を読んでいるということでお話したのですが、読んでいる人のほうが多いと思うのです。ただ、読んでいない人も私の周りでは随分いたということなのです。前に一緒に会議録センターに視察に行ったときにも寄居町だったかな、議会だよりのどのぐらい読んでいるかというアンケートを見させてもらったときに、議会だよりは2割か3割行っていなかったと思うのです。その程度しか読んでいなかったということでもありますから、広報のほうも半分行っているかなという感じではないですか。半分強の感じではないですか。そういう方に、漏れなくどう伝えるかを考えていくことが大事だというふうに思いま

すので、いろんな手だてを尽くしてやっていただきたいと思います。今まちc o m iメール、これにもぜひお願いしていったらどうかと思うのです。お考えください。

それから、ゴミステーションにも当然これは掲げるのだと思うのですけれども、その辺もお考えだと思いますから、よろしくお願ひしたいと思います。

外国人に関して伺いたいと思うのですが、ホームページに翻訳サービスがございますのでホームページに周知する内容を掲載してまいりたいと思いますと、こういう答弁ですよ。これは、その外国人の方が、嵐山町のホームページを開いてみると、その国の言葉に翻訳されて聞くことができるという、そういうことなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

私もこちらのホームページのほう開きまして、外国語「Foreign language」というタブがございます、それをクリックしますと、6か国語で表示ができるような、またページが出てまいります。それを、それぞれ6か国語、好きなのをクリックしますと、それぞれの言語が出てくると、そういった形で表示が出ております。こちらのほう使えと、そういうのを環境課の広報として、またさせていただきたいと、そういった意味でこちらの答弁書のほうは書かせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） このごみの分別を見ていくには、嵐山のホームページを開いて、次に開いて、次に開いてという段階を踏まないと、これ見られないようなことに今というか、これからもなるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

ホームページにつきましては、トップ画面が出てきますので、そちらのほうからアクセスしていきますので、環境課さんのほうでホームページをつくっておりますので、その内容を、アクセスポイントはいろいろありますので、そういったところを工夫すれば、トップページから次のページ、その特集のところに行くということもできますので、その辺は工夫していけば、1段階、2段階でアクセスすることは可能です。そ

の次に、日本語ですので、今藤原課長がおっしゃったボタンを押していただくと、外国語で表記されるという形になります。ご自身がホームページにアクセスしていただいて見ていただくというのは1つの方法なのですが、もう一つは外国人の方が多く働いている花見台の工業団地ですとか、そういったところにはあらかじめ翻訳したものを印刷して、企業のほうにお持ちして、外国人の方に配っていただくという方法もあるかと思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 外国人はどの程度嵐山のホームページ見ているか、これもちょっと分からないですか。これも分からないのですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 ホームページにアクセスする数というのは調べれば分かるのですが、外国人の方が見ているかどうかということまでは、すみません、できないかと思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、今地域支援課長がおっしゃったようにチラシにして、そこの事業所に持っていくということが一番周知としては分かりやすいのかなと。補完的にホームページにも載せておくということになるのかなって思うのですが、ぜひそれはやってください。お答えください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

地域支援課長からお話があったその内容は私どもも考えておりまして、嵐山町のホームページに私どもが「重要」という頭書きで、「令和4年4月から「もえるごみの処理方法」が変わります」と、そういうページを設けております。その中に変更内容等書かさせていただいております。これも翻訳機能を使うと、6か国語全てに翻訳された形でそのページが表示されます。そこら辺を印刷をいたしまして、今現在私のほうで把握しているのが9社ほど、外国人を雇用している企業を把握しておりますので、

その辺を回りまして、そういった従業員の担当している担当の方にお話をして、広報のほうぜひお願いしたいと、そういったお願いはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これは担当課だけではなくて町としてやっていただきたいと思いますので、企業支援課の関係の企業にもぜひお話しして回っていただきたいというふうに思います。ぜひお願いいたします。

それで、この不十分な分別でも、これを読むと大丈夫ですよということなのですか、（4）ですけれども、そういう理解してよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

11月号に今回の変更内容を掲載させていただいて、大きく変わるところは4つという表示をさせていただいております。その中で、特に私も執務をしている間に電話を受け、町民の方からお話をお伺いしましたけれども、衣類の中で下着を今度資源物に出すのにすごく抵抗があると。これ何とかならないかというお声がございました。聞きましたところ、衛生組合管内でもその点のお話があったと、そういうお話がございました。その辺を踏まえまして、衛生組合と、またオリックスのほうで協議をいたしまして、その点に関しましては、当面は混乱が生じないように今までどおり燃えるごみの中でも構わないと、そういった回答を得ております。そのように大きな混乱が起きないように当面は受け入れましょうと、そういう柔軟な姿勢もオリックスのほうは示しておりますので、ここは原則資源でお出しいただきたいのでございますけれども、どうしても抵抗がある方に関しましては、やむを得ない場合はその中に入れていただいても結構だと、そういうことでオリックスと話し合いは進めております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。マスクについてはどういうふうになるのでしょうか。こういう不織布。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

マスクに関しましては、申し訳ございません、私把握をしておりませんので、こちらのほうはぜひまた確認をして、必要があれば広報のほうはさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 生ごみを、よく夏場なんか傷みますから、臭いにおいが発生しますからビニール袋に入れて、それでごみ袋に入れて出しますよね。その出し方というのは大丈夫なのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

オリックスのほうでは選別機、磁選機のほかに手でも分別すると、破袋機とかにもかけて袋を破袋、分けて、バイオプラントに入れる分とそうでない分を分けると、そういうお話を聞いておりますので、実際生ごみが入っているビニール袋が大丈夫かという個別の確認は取っておりませんが、その辺はそのまま出していただけるのではないかと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。これは日常の生活で料理すれば生ごみが出るということですから、それは駄目だよってなった場合には代用品を何か提案していかなくてはいけないなって思いましたので、大丈夫であれば結構なのですけれども、分かりました。ぜひこれ周知を担当課だけではなくて役場の職員にも周知しています、役場の職員にも。職員知っているのですか、この5か町村に住んでいる。ごみの分別が変わりますから、まずはそこから始めなくてはいけないと思うのです。その点しっかりやっていって、混乱のないように移行できるようにしていただきたいと思うのです。よろしいですか。もう職員にはしているのですか。今後どうするのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

職員向けには特別まだ広報はしておりませんが、その辺もぜひ考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 分かりました。ぜひ役場の職員が聞かれても全然分からないなんて、そういうことがあるのですかって、そんなことがないようにしていただきたいと思います。

次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） せせらぎ水路ですけれども、せせらぎ水路は水が流れず、ごみも捨てられております。水が流れない現状にあっては、在り方を考えていく必要があると思いますが、考え方を伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 質問項目2につきましてお答えさせていただきます。

平沢土地区画整理事業地内のせせらぎ水路は平成8年度から数年をかけて整備を行いました。当時は水路として周辺の方々の憩いの場となっていたと考えられます。整備から25年程度がたっており、10年程度前に水路から漏水などしたため、水を流せなくなったようであります。せせらぎ水路につきましては、平沢土地区画整理事業地内の水路の位置づけとなっています。平沢土地区画整理事業は第7回、最後の事業計画の変更を行い、最終年度を令和8年度としているところであり、現在換地計画の認可に向け進んでいるところでございます。しかしながら、今後におきましては水路としての利用方法や維持管理を含めて土地区画整理事業終了後、改めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、これは土地区画整理終了後でないと手がつけられないということになるわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今平沢区画整理事業は事業計画書というものがあって、それに基づきまして事業を進めているところでございます。この事業計画書におきましては、このせせらぎ水路においては水路という位置づけを行っており、その計画どおり事業中は進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それは事業計画ですから、組合の中で変更というのは私ではできるといふふうに思うのですけれども、その気はないということであるわけなのか、ちょっとお考えを。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 この事業計画につきましては県の認可を受けてやる必要がございます。今回の第7回変更は最終の事業変更ということで県の認可を受けておりますので、今後これを変更する予定はございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。大体この先5年ぐらいは現状のままということになるわけですね。5年どころではないな、もう少しですね。終了後考えるのだということですから、終了後すぐ手をつけられるような方向性というのを探っていっただろうかと思うのですけれども、それいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 せせらぎ水路につきましては確かに課題がかなりあるというふうに認識しております。ただ、今ご答弁させていただいたとおり、事業計画内でありますので、その検討はまだしていないところでございますが、課題というのはかなりあると思いますので、すぐとは言わずに、課題解消に向けては進んでまいりたい。ただ、かなりの事業費がかかるかなというふうに考えておりますので、そういうのも精査して検討はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 当然事業費もかかると思うのです。あそこに木を植えたりだとか、自転車道がいいのではないかとかという声を私も聞いていますので、どういう形がよいのか、その方向性を私は町側からではなくて、町民に何か案を出してもらうのも一つの方法ではないかなと思うのですけれども、そしてその中で一番いい案を事業計画終了後に取り組みでいくという、そういうことはできないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

あちらにつきましては、都市計画道路が前に通っておりまして、それは12メートルというふうに確保されております。せせらぎ水路はそれ以外なので道路区域としては今現在はなくて、水路としての位置づけをしているところでございます。今までは町民の方を含めて利用形態を云々かんぬんというのはございませんでしたが、地元区長さんも含めて、利用団体も含めて検討はしていくことはできるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それは事業終了前に検討していくという、そういうことでありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

基本的には事業を終了しないと始められないと考えておりますので、事業を終了後にその点は行いたい。ただ、その前にどのようなことが整備できるかと研究はできると思っていますので、内部の研究はできますけれども、改めて一歩踏み出すということになると、事業終了後でないと問題があると思っておりますので、事業終了後に改めてやりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そうですね。では、ぜひお金もかかるわけでありまして、町民の財産でもありますので、あそこを有効に使えるように、有効にというのは景観的にもどういう方法がよいのかをぜひ研究していただいて、終了後には手をつけていただきたいというふうに思います。何かあります、いいですか、それは。別にこっちはないのですけれども、ありますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長　それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

表面的には今水路、その下がどうなっているかというのをご存じの方もいるのかと思います。雨水幹線の大きな箱が入ったりして、あの水路の下を実際に流れているということで、表面上は上から見た水路みたいな形になっております。したがって、いろいろな課題はあるわけですが、これから先どういうふうにしていったらいいのかというのは、当然考えていくべきかなというふうに思っております。特に歩道のところを見ていただきますと、植樹帯の根が歩道を持ち上げているというようなことでもございまして、今後どうしていったらいいかなというのは私どもも考えております。特に左側の歩道というのですか、消防署の反対側の歩道は、街路樹がちょっと特殊なというのですか、エノキなのです。反対側はハナミズキとかヤマボウシになっておりますけれども、したがってエノキは大木になっていくわけでございまして、根が歩道を持ち上げているというのも今現実的になっております。したがって、この辺をどうしていったらいいかというのは、もうそれなりにこうしていったらいいのかなというのは何となく頭の中に考えておりますけれども、今課長が答弁しましたように、基本的には平沢の区画整理事業の中の位置づけというのもありますので、その事業の見通しができた段階で最終的にはこういう方法で行こうと。ただ、その前に考えることは幾らでもできると思いますので、そんなふうにやっていきたいなというふうに思っております。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、土砂条例の改正ですけれども、本町の条例は土砂の搬入量が300立方メートル以上が対象であります。しかし、300立方メートル以上がどのくらいかは経験を積んだ者でないと分からないと思います。その点を業者も心得ていて、300立方

メートルに達していないと説明し、結果300立方メートルを大きく超える量の埋立が行われたのが千手堂の埋立てでありました。悪質な業者から環境と安全を守るには、ゼロ立方から対象に改正すべきではないでしょうか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 質問項目3につきましてお答えいたします。

土砂条例において町長の許可を受けなければいけない土地の埋立てなどの事業は、事業区域面積が300平方メートル以上のものと規定されております。それ以前では、500平方メートル以上3,000平方メートル未満と規定され、3,000平方メートル以上の許可については県の許可となっていたものを県から権限移譲を受けることにより、本町の権限強化を図り、300平方メートル以上の事業許可が町の許可となり、現在に至っております。許可を要する面積をゼロ平方メートル以上としている市町村は、県内には存在していないことから、今後の土砂条例に基づく許可申請数、内容等を考慮しつつ、条例改正につきましては、近隣市町村の動向を注視して、調査研究をしてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今盛土の申請というのはどのくらいあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 土砂条例に基づく申請は令和2年度、3年度、今のところございません。環境保全条例に基づく土砂の搬入を伴わない切土、盛土に関しましては4件ございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 近隣の町村をとということで、ただ県内はありませんよということであるわけですね。ただ、嵐山町では質問事項に上げましたように、千手堂の比丘尼山の件があるわけですね。その経緯はご存じですよ、300立方メートルに業者はまだ達していないのだと。まだ達していない、まだ達していないと、そう言って、結果的に1,700立方メートルまで土砂を積み上げてしまったわけです。嵐山はこうい

う経験があるわけです。そういう面では皆さんにしたら痛恨の極みではないかなと思うのです。こんなことを許してしまいけないということを思って、皆さんがどう今後、防がなければいけないか、これを探っていくかといけない立場だと思うのです。今盛土の関係が何も無いということなので、条例改正するには一番やりやすいわけです。それで比丘尼山の、結果的に1,700積み上げられた、これ300立方メートルというのが目視では分からない、それが私は一番大きな要因だと思うのです。課長、300平方メートルで1メートル積み上げられた場合の量というのが目視でわかりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

300平方メートルといいますと、正方形といたしましては17.3メートルほどで300ほどになると思います。1メートルの高さというのは感覚的には私の胸ぐらいかなと、そのような形で感覚的にはわかりますけれども、正確にということでありますならば、確かに議員さんのおっしゃるとおり分からないということでございます。その辺、そのような目安を持って、もしそのような話があって現場に急行したときは、やはりスケールとか、メジャーとかそういうのを持って、そういうところで臨機応変に対応して、超えたと判断するようであれば、その辺は機敏に措置命令等の、中止命令等の手続は早急に進めるように心がけているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 真四角なところというのは本当はないと思います。その比丘尼山も細長い。それで、下へ少し下がっていると、そういう土地だったわけです。ですから、そういう中で300立方メートルがどうかというのは、これは分からないわけです。分からないと思います。だから、あの当時だって職員が見に行っているのです、今一緒に働いている人が。これは私も当時は職員を責めましたけれども、でも分からないというのはしょうがないとも思うのです。これは課長からほかの人に替わったってそういうことは起こると思います。だからゼロからがいいのですよということも申し上げているわけで、それで、私これ町制50周年のときの質問でもしているのですけれども、ちなみに前岩澤町長も当時、私の質問に外から見たのですから、量がどうだとか広さがどうだとか、そういうことを言われても分かりませんという、そうい

う答弁をしているのです。ちょっと付け加えておきます。それで、茨城県茨城町、ここが条例でゼロからにしているのです。茨城県は、そのほか阿見町でもしていますし、こうした事例が自治体であったので、茨城県自身が全県に指示をしているということでもあります。今どのくらい広がっているかは私も分かりませんが、この2つの事例だけではないと思うのです。県内にはなくてもゼロからやっているところがあるわけですから、悪質な業者から嵐山町の環境、安全を守る。そのためには届出制というか、許可制をゼロからにする、それが大事ではないですか。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

私もこのご質問を拝見しまして、ゼロ平方メートル以上とすべきではないかというご提案はとてもしんご提案だと、そのように私も目からうろこが落ちるような思いで、こういった視点があるのかと勉強させられたところでございます。しかしながら、振り返って足元を見ますと、もしゼロ平方メートルにいたしますと、例えば一般の家庭の庭とか家庭菜園とか、そういったところも許可案件になってしまうのではないかと、そういった危惧もございまして、もしそのような事態になりますと、一般町民の方が庭をいじくるのも心配になったりとか、とても混乱が生じると。それと、許可を申請する私どものほうも一体どのくらい来ってしまうのかと、そういった体制の形の危惧も生じてしまうところでございますので、ゼロ平方メートルというのは少し現実的ではないかなと、そのように考えております。それで、昨日の答弁でも私申し上げましたけれども、常日頃私ども環境課の職員は、昼間もそうですし、夜も夜間パトロールで、それぞれ町内くまなく回らせていただいております。それは不法投棄で対応しなくてはいけない場合もございまして、私ども定期的に職員が交代、もしくは役場の各課にもご協力いただいて、町の町内清掃を毎月行っております。アライグマが捕まったということで回収に行ったり、そういったところも町内設置してあるところは毎日のように出ております。そういった日々の活動の中で、もしそのような兆候がつかめれば、すぐにこちらのほうは対応を考えてまいります。議員さんはじめ町民の皆様にも、もしそのような兆候があればこちらのほうに通報いただければ、すぐに対応を考えていきたいと考えておりますので、こちらのゼロ平方メートル以上というのは少し現実的ではないということで考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 私は、茨城県の茨城町の担当者に電話して聞いたのです。私も家を建てる場合の埋立てなどはどうしているのですかということで、これは不満が町民から来ていませんかということで、そうしたら、町民が自分の家を建てる、それに限っては、外からの人は別ですよ、町民が家を建てるという場合には除外規定に入れているということなのです。ですから、町民が自分の家を建てて悪いものなんか入れるというのは普通考えられないですから、その家に、そこに住むのですから、あるいはそこで野菜作ったりなんかしたりするわけですから、だから悪いものを入れるというのは通常考えられないわけですから、除外規定にしているのですよということなのです。ですから、家を建てる、畑、田んぼを埋める、そういうことに関しては、そこは除外をすればいいのです。だから、課長の心配はこの点ではないかというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

確かに議員さんおっしゃるとおり除外規定を設けて、そのような対応も図れると思います。ただ、最初にも答弁書でお答えさせていただいたように、近隣でも最高で300平方メートル以上と、県内でもゼロというところはないという、近隣とのそういう影響等、そういうのも考えれるのと、そういったことも含めまして、議員さんのおっしゃることも、今おっしゃっていただいたことも含めまして、今後調査研究をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） どうして近隣が大事になってくるのだからというのが私には分からないのですけれども、嵐山町は比丘尼山で業者が、何回行っても300立方メートル以下ですよということを言い続けたため、それを信じたために1,700立方メートルまで積み上げられてしまったわけです。嵐山町の職員がだまされたわけです。皆さんからしたら、こんな、ふざけるのではないという話のはずです。痛恨の極みだよ。それ何で近隣がどうのなんて話になってくるのですか。町自身でやらなかったらならな

い問題ではないですか。こういう経緯があるから、嵐山ではゼロからにいたしますということで、そうではないのですか。それとも課長はもうそれ以上答弁できないのかな。町長か副町長か、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

過去の経緯もございますけれども、現在300平米、これは一つの基準で定めたわけです。したがって、これをゼロにするということは今除外規定を設ければいいというお話もございますけれども、私は非現実的かなというふうに思っております。したがって、現在の300平米以上の事業許可というのはかなり厳しい一つの面積かなというふうに思っております。したがって、今国全体が熱海の問題からありまして、今いろんな調査も始めております。いろんなデータも今そろえてありまして、いずれ一定の方向が出るのかなというふうに思っております。ただ、その対象面積というのが嵐山町でやっていますように300平米、その辺まで落ちてくるということはちょっと考えられないかなというふうに思っております。したがって、町とすれば300平米以上のところに目を光らせていくというのは現実的な対応かなというふうに思っております。したがって、ゼロにしてどうだとかというのはいろいろ議論もあるところとは思いますが、当面この300平米というのは結構厳しい一つのエリア、面積かなというふうに思っておりまして、当分これを守っていききたいなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番、川口浩史議員の再質問からになります。どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 初めに、この答弁書なのですけれども、課長は事業区域面積が300平方メートル以上のものと、これしか書いていないわけなのです。ちょっと条

例私も見ましたけれども、300平方メートル以上で、高低差1メートル以上というのがありますので、300平方メートル以上のもので、例えば50センチの高さだったら、許可条件にはならないわけなのですけれども、きちんと高低差まで入れないと、300平方メートル以上のものが全部許可を必要とするようなことになってしまいますので、そうではないということを書く必要があるなというふうに思いました。

それで、その上で300平方メートル未満だと、例えば2メートル積んでも問題ないのか。290平方メートルで2メートル積んでも問題ないのかということも出てきますから、今後は300立方メートルとかで量で書いたほうがいいのではないかなと思いますので、そこの点も調べて改正するようだったら改正していただきたいと思います。

その上で、副町長が非現実的だというふうにおっしゃったので、えっ、何ということをおっしゃっているのだと思ひまして、私がお話ししていますように茨城県の茨城町、ここではもうゼロでやっているわけです。同じ茨城県で阿見町もやっている。多分そのほかもやっていると思うのです。茨城県自身がこれを全県に指示をするということによって言っていましたから。これは茨城町の担当者が言っていたのです。全県でこれを取り組んでいくということを県が言っていましたよということ。ですから、嵐山町が初めてであれば、私も非現実的だということはまだいいのですけれども、こういう県というか自治体があるわけですから、ぜひこれは参考にしてやっていただきたいというふうに思います。特に嵐山町の場合、比丘尼山ですね。比丘尼山の千手堂の場合、これ当時の課長がこういうふうに答えているのですが、「事業者は、条例の許可案件である300平方メートル未満で地盤との高さが1メートル未満の盛土の範囲内であれば、許可申請が不要であることを承知しておりました」。これ条例知っていてやっているわけなのです。「条例施行規則に基づく埋立て及び盛土の施行基準についても理解をしておりました」と。こういうことで、全部調べていて盛土に取り組んでいたわけなのです。だから、そういうことで担当職員をだましていたわけなのです。1,700も積んでしまったということであるわけです。それだけではなくて、ゼロにした阿見町も条例の盲点を突いた行為は悪質で、巧妙な手口が増加していると。それがどういうことかという、茨城町が言っていた、茨城町は500立方メートル以上なのですから、500以下であれば無届けでいいということを知っていて業者が埋立てをして、それ以上盛土をやってしまったと、積んでしまったと。そういう経緯からゼロにしたと。阿見町もそういう経緯から、そういうことがあったので茨城県内に幾つも

あったと、こういうふうに言っているのです。ゲリラ的不法投棄事案の発生が多発したということから、ゼロにしたということなのです。こういうところから嵐山町もその被害を受けているわけですから、非現実的だなんて言わないで、ぜひそういう自治体から学んでつくっていきたいということぐらいはおっしゃっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、お答えいたします。

先ほど300平米話が出ましたけれども、それと茨城町の条例を見ても、基本は5,000平方メートル以下なのです。それで、どういうものが除かれるかという、先ほどお話がありましたように、自らの使用の目的、建築物を建てる場合には1,000平方メートル未満ということなのです。それと、今お話しのように、例えば300平米のところ仮に1メートル盛ったとすると、最大300立米ですよ。現実的にはそれだけ、当然周りを開けたりするから、せいぜい半分ぐらいかなと、150立米ぐらいかなというふうに考えてみたときに、大体10トン車で5～6立米ですから、大体25台ぐらいなのです。そうすると、何か事業をやってそこから利益を生み出すものときに25台ぐらいのダンプが仮に来て仕事をしたとしても、そんなに利益があるのはあまり考えづらいなというふうにはごく普通に考えれば考えられるわけなのです。したがって、だから300平米というには、そういう意味では一定の面積かなというふうに思っております。以前は500平米から3,000平米と。それで権限移譲等がありまして、嵐山については300平米に少し厳しくしたということですから、そういうふうに考えていくと、300平米というのは一つの基準になる面積かなというふうに思っております。これをゼロだとかいうと、いろんな弊害がまた出てまいります。したがって、そういうふうに考えていくと、今の基準に基づいて指導していくと。それで、比丘尼山の話もありましたけれども、あそこは面積的には800平米を超えているぐらいなのです。だから、途中でああいうふうになったということは、途中の指導というのですか、監視というのが至らなかった面があるのかなというふうに反省しているところもございます。したがって、当面300平米以上の届出を受けて、それをいかに監視、指導していくかということが大事かなというふうに思っておりますので、そういう意味では、その辺を今後しっかり取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど。そうすると、あと2回か3回比丘尼山のような被害が出ないと改正ができないということになりますね。残念ですけれども、事業者は条例を知っていて、施行規則を知っていて、それで臨んでいますので、300という数字は、まともな業者には、それは副町長がおっしゃるような影響を及ぼしますよ。だけれども、悪質な業者には駄目だということなのです。そういう経験を積んで茨城県の茨城町や阿見町、きっとそのほかもあると思うのですが、そういうところはゼロにしたということでありますので、ぜひこういうところを参考にしてやっていただきたいというふうに思います。悪質な業者がいるのだということを私は肝に銘じるべきだというふうに思うのですけれども。もうないですよ。では、次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 暗い夜道のウォーキングについてであります。健康維持へウォーキングに励む人が多くおります。しかし、ライトや反射材をつけずに歩く人もいるので、暗い中でのウォーキングはライトや反射材をつけるように啓発すべきではないでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原政則健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 質問項目4についてお答えします。

広報嵐山を確認したところ、2018年に「ストップ交通事故」という見出しで反射材やライトをつける啓発を行っております。また、町ホームページには掲載がありませんでしたので、コバトン健康マイレージのページ内に啓発文を掲載いたしました。今後は広報紙等でコバトン健康マイレージやコバトン健康マイレージらんらんポイントの参加者を募集する際、啓発してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） コロナ禍であっても健康志向の高まりの中でウォーキングする人、今日の午前中の中でも町長が、今日だったかな、昨日、ウォーキングする人が多いのだということでご自身も歩いているということをおっしゃってございました。そういう中で、高齢者の運転もこれも多くいます。私も高齢の仲間に入って、きっと反

応速度や動体視力など落ちているというふうに思うのです。もっと高齢者はきっと落ちているのではないかなと。私も時々暗い中でぼっと出てきた人が本当に突然という感じでブレーキをかけるということがあるわけなのです。そういうふうにひやっとするわけですが、そういうときにライトや反射材をつけてもらえば、もっと前から分かってブレーキをかけられる、安全に速度を落とせる、そういうことができますので、もちろんこんなことは分かっているわけですから、これをマイレージやコバトン健康マイレージらんらんポイントの参加者を募集する際、何でもかき止めたところだけに啓発になるのですか。もっと広い意味で啓発していくことが必要ではないですか、お考えを伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原政則健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 答えいたします。

川口議員さんおっしゃるとおり、この一般質問を受けたときに、まず広報紙を確認させていただきました。今さっき答弁したように、2018年に載せているその後が、反射板をつけましょうとかいう掲載はございませんでした。そして、ホームページを確認したところ、全く載っていなかったの、川口議員さんと同じような考え、まず町のほうは健康のためウォーキングを勧めているわけですが、勧めているだけで、そういう事故の部分については全く考えていなかったというか、ちょっと甘かったというところがありましたので、川口議員さんの一般質問を見たときに、そうだよ、夜歩いていて交通事故に遭ったら、遭った人はもちろんですけども、車のほうの人も大変な思いをしてしまう、こういうことに気づかされましたので、まずできること、ではホームページにまず上げようと。ここにはコバトン健康マイレージ、要するにウォーキングのページがありますので、そこに啓發文書を入れさせていただいた。もう一つ、答弁書にはありませんでしたけれども、嵐山町ウォーキングマップというページがありまして、「楽しく運動しましょう」という、「ウォーキングを楽しみましょう」というページがありましたので、こちらのほうにもまず同じような文を入れさせてもらいまして啓発をさせていただきました。

広報紙ですけれども、過去「反射板をつけましょう」というページが、2018年以前もあったのですが、単独で上げているというのがありません。交通事故を減らしましょうという中であったり、交通安全母の会からの呼びかけの中に、夜ウォーキングを

する場合はこういうふうにしてくださいというふうになっていましたので、これ1つで出すのではなくて、毎年健康のため、県が実施しているコバトン健康マイレージに参加しませんかという呼びかけをするときに、あとは町のらんらんポイントにも参加してくださいという呼びかけをするときに、併せて、夜暗いときにウォーキングは反射材もしくはLEDライトをつけましょうという啓発をしていきたいというふうに考えまして、今回の答弁とさせていただきます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、ホームページには載るわけですね。ちょっと確認です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原政則健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 ホームページには、川口議員さんが一般質問を出してくれてすぐに気づきましたので、もう既に載っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 広報嵐山、初めにもお話ししたように見ない人も多くいるのですが、それでも見ている人への啓発になると思います。広報嵐山への掲載というのは考えていないわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原政則健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 広報嵐山の掲載ですが、今おっしゃいましたように、単独ではなく、ウォーキングの募集、県で行っているコバトン健康マイレージであったり、町のらんらんポイントであったりする募集に合わせて、「暗い夜等を歩くときにはLEDライトや反射材をつけましょう」という文も入れて併せて募集していきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今が日が暮れるのが一番早いのです。たしか明日までかな、あさってあたりから分単位で見ると、もう延びる感じなのですけれども。日の出はまだまだ1月10日ぐらいまで遅くなっていくのですけれども、それ過ぎると急速に早く

なっていくのですけれども、こういう時期だからこそ暗い中でのウォーキングに際しての啓発というのが味があるというふうに思うのです。ですので、広報にもぜひそれを掲載していくべきだというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原政則健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 今お話しいただいたように、今がというお話ごもっともだと思います。これから掲載するとしても、もう2月以降になります。今すぐにできるものということで川口議員さんから教えてもらいましたので、まずホームページをすぐに直させていただいた。そして、次は健康マイレージ等の募集をするときに呼びかけていきたいということで考えております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） では、2月以降でもいいですから、夜のウォーキングする人は多いですから、ぜひ掲載をしていただきたいと思います。それで、役場職員の方もウォーキングしている人がいるのではないかなと思うのですけれども、そういう方にはどうなのですか、何か自主的にやっているのかな、やっていますか、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原政則健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 役場の中でグループがあって皆さんで歩いているということはしていませんけれども、役場の職員でもタブレットに歩数計をかざしている方いらっしゃいますので、健康マイレージに登録してやっている方はいるということは確認しております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ぜひ町長、こういうことは隗より始めよですから、役場職員から町民に啓発していくという意味があると思うのです。こういう暗い中でのウォーキングは反射材やライトをつけるようにというのをぜひみんなにお話ししていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

職員の共通の掲示板というのがありますので、早速今日やりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 分かりました。

以上で終わりにいたします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 松 本 美 子 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号7番、議席番号11番、松本美子議員。

初めに、質問事項1の嵐山深谷線についてです。どうぞ。

○11番（松本美子議員） 11番、松本美子。議長の指名がございましたので、2項目にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1項目めですけれども、嵐山深谷線についてお尋ねをさせていただきます。嵐山深谷線は県道ということになりますけれども、長年地元から要望が出ておりまして、通学路にもなっているということもあります。特に深谷線の中では新沼のところがかかると思うのですけれども、急カーブですが、非常に危険がありまして、数々の多発した事故等がありました。また、大型車両等もこの頃は通行もますます多くなっておりまして、住宅への振動あるいは影響等もあり、またその上に舗装の傷みがあります。この舗装の傷みについては新沼からちょっと離れたところというふうにご検討いただければと思います。それからU字溝から塞がっておりまして、深谷線のところに、道路のほうに、これから特になのですけれども、水が流れてきますと、冬には氷が張りましてとても危険になります。そういった観点から、町はこのような状態を地区要望でかなり何回も出しておりますし、私も質問したことがあると思います。ですから、町の対応、あるいは町の考え方、県のほうへのお願いの仕方、どのような進捗になっているのか、お尋ねをさせていただきます。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1につきましてお答えさせていただきます。

主要地方道深谷嵐山線の吉田地内の新沼付近のカーブの安全対策については、町村

会を通して県へ要望しております。これに対する県の回答は、県道深谷嵐山線の一部拡幅整備につきましては、周辺の道路整備状況や交通状況などを勘案し、効果的な整備の在り方について検討してまいりますとのことであります。

なお、東松山県土整備事務所に確認させていただきましたところ、今年度、11月9日に該当箇所における道路環境整備工事が契約されました。この工事では車道を広げることを目的とし、側溝の新設や舗装、ガードレールの修繕などの整備が行われるとのことです。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、もう一度繰り返しになるかもしれませんが、県道深谷嵐山線の一部拡幅整備につきましては、道路状況や交通状況などが勘案しながら効果的な整備とありますけれども、この勘案的な効果整備というのが何を、どのようなことを指しているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 県道については大変多くの要望等が県に来ているかなというふうに思いますので、そういう状況で交通量とか、そういうのを全て勘案とか、しんしゃくしながら、検討しながら、効果的な在り方を整備するという回答であったというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、ここの場所につきましてはの整備の関係は、県道については多くから要望が出ていると、そういうことでございますので、なかなか整備しようという中には現時点では入っていないと、そこまでは県でなければ分かりませんか。分かりましたら、すみません。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 どう整備の方針があるかというのはなかなか難しいところでございますけれども、先ほどの答弁でありましたとおり、今年度予算がついて整備も行われるということでございますので、そういう要望等も受けて少しずつ整

備を行っていただけるものと考えておりまして、今年度早速一部整備が行われるというところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、11月9日に道路環境整備工事が契約されましたということですが、東松山県土整備事務所、そこのことでしょうか、場所是新沼のところでしょうか、それとも違う吉田地内ということですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 新沼の一番きついカーブのところを整備して、先ほど言いましたとおり、側溝を新設してもらって水が漏れている、前土側溝でありましたので、その土側溝に側溝や、また側溝ができないところについては管を入れさせてもらって、既存の排出先までつなぐという整備を行っていただきますし、道路の舗装の新設や、ガードレールも傷んでおりますので、それも交換していただけるという工事が契約されましたので、今年度までには修理するかなということで考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そこをやっていただければ、冬場の対策、水の対策ですか、そういう点は大分緩和されてくる。ですけれども、カーブそのものは取れないわけですね。ですから、そのカーブも引き続き大至急しないと、何年か前ですけれども、あそこに乗用車ですけれども、車が飛び込みまして、すごい事故があったと、そういう経緯もありますし、また擦れ替わるのに急カーブですから、どうしても大型だとセンターラインをオーバーしますので、その辺のところでのガードレール、あるいは自動車と自動車等の擦れ替わるときの事故につながったというようなことが何回か起きています。ですから、そこはなかなか、片方は沼だし、片方はかなり低い水田ですから難しいのかなということは分かっておりますけれども、一日も早く何とかしていただかないと、地元も非常に困るなというふうなことです。ですけれども、少し先が見えたということで安心をいたしました。

それから、同じ吉田地内でもう少し農耕センター、学校寄りというか、そちらの方

面の、前に吉田集会所がありましたよね、そのところまでは、北側は整備等がされてきたのですけれども、そのところから先が非常に今度の信号といいましょうか、セブンさんもあるのですけれども、越畑信号というのですか、あそこら辺まではかなりもう傷んでおります。その辺のところについては、町のほうは見解を持っていますか。それとも何らかの方法はもうご承知でしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 今回の新沼のカーブにつきましては、カーブ自体は変わらずに、車道を沼の反対側をある程度広げさせていただいて、熊谷方面から来る、深谷方面から来る車が膨らんで入れるような整備が行われるというふうに聞いているところでございます。そちらが決まれば、ある程度の車道の余裕ができますので、交通安全対策には一定の寄与ができるものと考えています。大規模な改修というのは大変難しいというのが現実でございますので、できる範囲の中で最大限やっていただいたというふうに考えているところでございます。

舗装の関係につきましては、順次箇所づけをさせていただいて、県道のほうもやられていると思いますので、傷んだところから順次やっていただいているというふうに考えておりますので、それは県道の傷み具合というのが多分ありますので、それを見ながらやっていただいているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、新沼のところは一部分が沼側ではなく田のほうへ膨らみをかけて広げていくと。その辺が歩道になってくるのかなというふうに思いますが、その工事は年度内ということよろしいですか。カードレールとかそういうもの。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

カーブにつきましては、膨らみを持たすということで歩道ができるわけではなくて、車道を広げて、車が膨らんでも大丈夫なような整備をしていただけるというものでございます。また、契約については、今現在の契約は3月15日という契約になっており

ますので、基本的には工事についてはいろいろ準備があったり、そういうものがあるので延びることもあるのですけれども、現契約においては3月15日なので、年度内には終わるといふふうに認識しております。ただ、契約側の事業工事については様々ありますので、状況が変わってくるかもしれませんが、今現在ではそのような状況を確認しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ごめんなさいね、ちょっと分かりづらいのですけれども、膨らみの部分のところの車道の幅の部分で少し田のほうに広げるといふことであると、そうすると熊谷のほうから来る車は狭くなるということですか。

○森 一人議長 改めて答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、答えます。

ちょっと説明が不足して申し訳ございません。車道の路肩といふか、そこを広く舗装していただきますので、車道が深谷方面から来る場合、左側のほうに広く舗装ができるという、膨らんでも車が通れるような路肩ができるというものでございますので、広くなりますので、深谷方面から来る車はかなり膨らんでも通行できるという状況になりますので、カーブは比較的、視覚的には緩やかになるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） これはもうおおよそ分かりましたので、今年度ということですから、一日も早く仕上げていただきたいというふうに思います。

それと、吉田地内の中で道路のひび割れとか傷みとかそういうようなものもやっていただきたいというようなことを出しておきました。役場がまだ知らないのかどうか分からないのですけれども、この通達書を出す、一般質問を出してから3日間ぐらい後に多分県の方か何か分かりませんが、私の家のところ辺からずっと学校側のもっと向こうかな、ちょうど信号辺りまでか、学校の下の方の信号よりかもっと向こう、その辺までに道路に線をきしきしと入れていまして、看板が両側に立ちまして、3月15日までには傷んだ舗装を直しますけれども、ご迷惑をかけますと、そうい

うようなことが立て看板として出まして、道路にも線が入りましたから、それはそのとおりだというふうに信じていますけれども、あえて分かっているのならばということもありましたけれども、ちょうどこれ出す前でしたから、申し上げておきますけれども、一日も早く両方ともね仕上がってもらえれば通行にも楽になるし、みんなもいかなというふうに思います。

U字溝の件はそういうことで分かりましたけれども、ひび、舗装の関係も結構です、新沼、カーブも、草刈りの関係なのですけれども、県道を広げたり、草を刈ったりというのは、その地先の人たちももちろんしておりますけれども、私たちのところから新沼のちょっとこちら辺りですか、新沼の今言ったカーブを直してくださいと、あの辺からずっと越畑信号というのですか、セブンさんがあるところ、あの辺までは県のロードサービスというような指定をしていただきまして、草を刈ったり、草むしりをしたり、花保養をしたり、そんなようなことも多少はしていますので、そんなにはひどくないですけれども、それ以上先に行きますと、今でも枯れたような、路肩にすぐ草が生えておりまして、ああいうのは、町は何年に1回程度はひどいところからというような答弁等もありましたけれども、県も、県のことだから分かなければ結構ですけれども、何回かひどいところから順序、町のほうからもお願いをしながらしていただくというような方向性を取っておるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

県のほうも特に聞いたわけではないのですけれども、ちょっと記憶で申し訳ないのですけれども、年に1回は道路の掃除をしております。ただ、確かに先ほど言いましたように1回だと思しますので、時期によってはかなり伸びてくる状況にあるとは思いますが。ただ、また交通安全上支障があるというものについては町にも連絡が来ますので、そういうものについては県の県土整備事務所に報告させていただいて、こういう状態になっていますよという話をさせていただいて、対応を随時させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、草の関係ですけれども、下のほうにだけ生えてい

るのではなくて、つるが上に巻き上がってしまって、なかなか取るのも取れないような状態になっているところが結構あります。それでお願いをして、吉田地内だったものですから、業者というか、そういう土木をやっている人に私のほうでお願いをして、5メートルぐらいかな、取っていただいたのです。そういうこともありまして、その後は時折近所の方にも見てくださいなというような話をしています。ですから、そういう点では、あの辺は少しは学校の近所ですから、きれいになっていないということではやっていますけれども、どうしてもものときにはあれですか、担当課のほうへ話して、県のほうへ話していただくと、そういう形でも大丈夫だということですね。分かりました。ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○11番（松本美子議員） 町内人口の動向についてということでお尋ねをさせていただきます。

人口が緩やかですけれども、減少が進みまして、特に高齢者世帯や独居世帯が多くなってきていると思います。自然環境や歴史あるいは文化も豊かな嵐山町ですけれども、残念ながら大学や就職のときには若者が活躍を目指すということでまちのほうへ移動するというふうに思われますけれども、それには早期の企業等の誘致も最も重要になってくるというふうに思います。そうしますと、町の発展や活躍できる環境づくりができ、人材の移住や活性化にもつながってくるのではないかなというふうに感じておりますので、その上で質問をさせていただきます。

まず（1）ですが、東原土地地区画整理事業の現状ですけれども、ほとんど埋まっております、しっかりとした整備事業ができたというふうに思っておりますが、現在はどのくらいの件数がある、またそこには人口はどのくらいの方がいらっしゃるのかお尋ねをします。

（2）ですけれども、同じく平沢土地地区画整理事業の現状でございますけれども、こちらは長年、もう何十年というほど続いております。それで町からもかなりの投資もしておりますけれども、件数や、あるいは人口増はどのくらい増えたのか。あるいは商業者用の事業者ですか、そういう方が何店舗ぐらい、町外の方たち、町内の方たちがそこで事業をなさっているのかお伺いをします。

（3）ですけれども、そのほかに嵐山町としますと、民間の開発、大分前の話にな

りますけれども、例えばむさし台とか志賀2区とかは民間が大々的に住宅団地といたしまししょうか、そういうものを造ったわけでございますけれども、話に聞きますと、高齢者世帯が非常に多い、あるいは独居生活を1人でなされている方が多い、空き家等も恐らく一番多いのではないでししょうかと、住んでいる方たちはそのように申しておりますので、その辺を伺います。

また、(4)ですけれども、農村地と書きましたが、北部あるいはまた南部のほうも入りますけれども、山林、あるいは水田、あるいは畑等が非常に荒れておりまして、遊休農地の解消をしなくてはならないというふうに思っておりますが、今後町はどうしたらそれが活用できて優良農地になっていくのか、お考えがありますか。また、高齢者世帯、あるいは独居世帯、あるいは空き家等の人口減少も引き続いてお伺いをさせていただきます。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えさせていただきます。

東原土地地区画整理事業は平成30年度で終了し、設立当時6世帯20人が、令和3年11月現在76世帯219人となっており、199人の増加となっております。

質問項目2の(2)につきましてお答えさせていただきます。

平沢土地地区画整理事業は、設立当時は建物戸数164件、約476人のございました。令和3年11月現在664世帯1,568人となっており、1,092人の増加となっております。商業事業者数は31件と把握しているところのございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(3)について、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 質問項目2の(3)の高齢者世帯、独居者世帯につきましてお答えいたします。

把握しています高齢者世帯数につきましては、88歳以上の世帯で、むさし台25世帯、志賀2区27世帯のございます。また、独居者世帯数につきましては、65歳以上の世帯で、むさし台70世帯、志賀2区147世帯のございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、同じく小項目（3）について、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 質問項目2の（3）の空き家につきましてお答えいたします。

民間開発の住宅団地（むさし台、志賀2区）の空き家の軒数は、現在の環境課が把握している軒数は、むさし台で26軒、志賀2区で66軒、合計92軒であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（4）について、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目2の（4）につきましてお答えをさせていただきます。

北部地域の遊休農地の状況ですが、年々微増となっており、解消に向けた取組が課題となっております。北部地域では、田につきましては、圃場整備率が高く、北部地域のA分類、再生可能な荒廃農地でございますけれども、となります。B分類、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地でございますが、の割合が全体面積の20.1%となっており、畑につきましては傾斜地が多く、60.3%となっております。遊休農地の現況を見ますと、接道等の耕作条件が悪く、傾斜地のため、作業効率の悪い圃場が多く見られます。農地を耕作する中心的な担い手経営体の年齢分布を農業センサスのデータで菅谷地区と七郷地区を比較いたしますと、60歳以上の販売農家の割合で菅谷地区が79.5%に対し、87.1%と北部地域のほうの割合が高くなっております。今後の遊休農地対策といたしましては、A分類につきましては保全管理を含め、担い手に集積を行っていきますが、B分類の農地につきましては、非農地判定等によります農地以外の地目への変更も検討してまいります。

また、農村地域の高齢者世帯の状況でございますけれども、高齢者世帯、88歳以上のいる世帯は、南部、これは鎌形、大蔵、根岸、将軍沢として分類をさせていただきました。37世帯に対し、北部地域、これは古里から杉山、太郎丸までの全域でございますけれども、68世帯と、北部地域のエリアが広い世帯数となっておりますので、多く数は上がってございますが、割合といたしますと、南部地域が6.8%に対し、北部地区が5.8%となっております。独居者世帯でございます。これにつきましては、平成28年度のデータでございますけれども、110世帯、空き家につきましても、平成28年度のデータでございますけれども、100件となっており、増加傾向でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、順次ご質問をさせていただきます。

まず（1）ですけれども、東原の関係なのですけれども、人口増とか件数等は今答弁がありましたので分かりました。この中にはまだまだお若い方たちが多く、1人で生活しているとか、あるいは老老世帯になってしまっている人がいるとか、そういった方たちは見受けられませんかでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

既存に住んでいた方につきましては、昔から住んでいますので、6世帯20人の方は高齢化しつつあるのかなと。年齢構成を見ておりませんので、申し訳ございません。ただ、76世帯のうち70世帯は新しく来たという方でございますので、うちを建てるということは基本的には若い世代が多いのかなと思いますので、そのような状態だろうというふうに認識しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、その既存の方たちは老人というか、独居というか、そういう人たちもぼつぼつですけれども増えてきていると、そういうようなご答弁だったと思いますけれども、その方たちに対して、家族もご一緒であればまだまだ結構なのですけれども、単独だったらば、世間とのつながりも非常に少なくなってくるかなと、そういうふうにも考えておりますけれども、若い方たちと、それから既存でもともといらっしゃったお年寄りの方たちとのコミュニケーションというか、地域づくりといいましょうか、そういうようなものもうまく運んでいらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 こちらにつきましては菅谷地区でございます、いろいろ地域コミュニティがあつたり、この近くには東原公園があつて、いろいろゲートボールとか、グラウンドゴルフとかそういうのを盛んにやっているかなというふうに認識しているところでございます。また、最近こちら新しくうちが建てられましたので、防犯灯をつけてくれとかという要望も区長を通じて来ておりますので、そうい

う地区とのコミュニケーションも取られているのかなという認識でございます。地域コミュニティ事業が菅谷地区は大変活発でございますので、そういう中に入っていただいて、うちにいるのではなくて、みんなとコミュニケーションを取っていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、東原の関係につきましては、若い方たちともとの方たちとが何とかうまくいっているなというふうな状態なのでしょうね、というふうに受けました。だからよかったなと思っています。

では、次に進みますけれども、平沢の関係なのですが、あそこも大分駅前がこちらのほうへ移ったなというような感じを受けるほどにぎやかになり、大手のスーパーさんなりいろんな業者さんが入ってきております。ということで、今度は駅西も整備がされてきれいになってくるということでございますけれども、その間は、現在の方で戸数等も増えましたけれども、この方たちもほとんどの方が区か、あるいは広報は区に入っていないくても届くということですのでけれども、そういったコミュニティの活動といたしましうか、そういうものまでもタッチしていらっしゃるのですか、しないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 平沢地区内のコミュニティについては分かりかねるのですが、ただ平沢区画整理地内はアパートがかなり多いかなというのを認識しており、アパートの方については、広報紙の配布はお願いしておりますけれども、地域の団体、行政区に入っただけというのはなかなか難しいというのが全国的に傾向なのかなと。嵐山町もご多分に漏れず、アパートの方についてはなかなか地区活動に参加するというのは難しいかなというふうに考えているところでございます。ただ、先ほど言いましたように、商業というのは増えていきますし、これ以上に工業とか、先ほど言った31件というのは、飲食と商業のみの数でございますけれども、工業とかそういうのを含めると60件近い、59件程度、多分店舗、工場とかそういう営業とかしている方がいるのかなというのを認識しているところでございます。そういうのをもって活性化は図られていると思います。ただ、その中の地域の世代のコミュニテ

ィについては、アパートが多いとなかなか難しいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） アパートの関係の方はなかなか難しいなというのは前から出ていたかなというふうに思っています。ですけれども、嵐山町の住人でありますので、ある程度町の流れ、町の方向性をしっかりと自分のものにしていただきながら、町を愛していただき生活をしていただくと、そういう方向性をぜひとも取っていただければというふうに考えますけれども、特段のアパート生活の方たちに対して、これをこんなふうというような町の考えでやったことというか、やりたいというか、そういうことってないのですか。お配りするものはしたからそれでいいやではないですけれども、言葉がちょっとすみません、そんなふうなことなのですか。それとも新たにやったことがありますか、今後やりますか。そういう聞き方のほうがいいかな。

○森 一人議長 松本議員に申し上げますが、地域コミュニティに深く入られると、まちづくりではなくて地域支援に関わってくるところでも大きくなりますが、執行側に聞かれるのであれば、その感想であったり、次の展開であったり、どのようなビジョンを持っていますかというようにお聞きになるのであれば執行側に対して聞いていただければと思います。課長からすると、まちづくり整備課でございますので、地域コミュニティ全般ということになりますと、ちょっと所管外かな。

○11番（松本美子議員） 分かりました。それは、今後の課題ということで私のほうの課題にしておきますので結構です。すみませんでした。

そうしますと、平沢の関係につきましては、大分あそこにもぎやかになってきましたので、人口も増えたということですから、これからの期待にも沿えたいというふうに思います。

それと、これもちょっと難しいかな。これも課が違うと言われるとそれまでですけれども、人権教育の関係では工場、商店さんを中心に、花見台なんか特に前から教育のほうでやっていると思いますけれども、それは現在はやっていないのでしょうか。やっていますか。それも地域コミュニティでこちらになりますから、駄目でしょうか。

○森 一人議長 そこまで質問が波及してしまいますと、今平沢区画整備についてなので。

○11番（松本美子議員） だから、平沢区画整備の中、あるいは東原の関係の中でもそういうところはどうかというふうにお聞きしたかったのですけれども、では別の機会ということで結構です。でも、これは町長にお話して、ぜひともやっていただきたいというふうに、学校教育ですから、教育長さんもいますからとっておりましたので、ちょっと言葉に出してしまいましたので、違うということであれば、すみませんでした。引き下げてもらいます。

○森 一人議長 はい。

○11番（松本美子議員） 何で笑うのですか。だって、違うと言われましたから。

〔何事か言う人あり〕

○11番（松本美子議員） 全般的なことだからいいのかなと思ったのですけれども、議員さんがいろいろ申し上げますので、私のご意見だけでは、議長もおりますから、その辺のコミュニティの関係とか、あるいはコミュニティの中でのそういった問題、子どもの問題にしても、お年寄りの問題にしても、ああいうふうな場所の人たちにもコミュニティ事業、何人かのものに参画しているのかなと、そこまでしていってもらいたいなと、そういう考えがありましたので、ただお聞きいたしました。

では、次に参ります。

○森 一人議長 はい。

○11番（松本美子議員） それから、むさし台の関係の、空き家の関係です。空き家の関係は何区画かといっても、空き家を現在の持ち主の方がどのように考えておられるのかということ。それから、近隣の方の環境面ですか、そういう面での被害というか、そういうものについては対応をなさるわけですけれども、町のほうへはそういった苦情的なものはしていますでしょうか。あるいはこんなふうに空き家を利用していただきたいというか、何かそういう方向性はありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

むさし台、志賀2区、民間開発団地ということでございますけれども、特に志賀2区のほうはやはり空き家が多ございまして、その持ち主の方、嵐山町に住んでいらっしやらない方がほとんどでございまして、お考えを聞く機会というのはなかなか持てないのですけれども、その中でもコンタクトが取れた方のお話を聞きますと、やは

り相続の関係で所有権移転がままならないと、そういった関係とか、おうちに対するご兄弟の思い出ということでなかなか手放すに至らない、そのようなことをおっしゃっている方がいらっしゃいました。

次に、空き家が不適正な管理で被害が、環境に影響が出ているかということでございますけれども、やはり志賀2区は特に、昨年度私担当と一緒にピックアップした軒数を実際に回ってみました。確かに隣にはみ出している、そういった草木があるお宅、中にはというか、ほとんどなのですけれども、きちっと造園業者さん、植木屋さん等入れてきちっと管理している、住まれていないお宅、そういうのもございました。それで、境界を越えて迷惑をかけているだろうと、見た目はこちらのほうで判断したお宅には適正管理の通知を昨年度も出させていただいております。したがって、その辺の環境に影響を及ぼしているような物件に対しましては、適正管理を促すと。なかなかご本人が動かせない場合は、根気よくこちらのほうからコンタクトを取りまして、そういった隣家に迷惑をかけているお宅をきれいにさせていただくと。実際にきれいにさせていただいた物件もございまして、全てではございませんけれども、一步一步近隣の住民の方が不快な思いをしないように、環境が整うように政策のほうは進めさせていただいておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時45分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松本美子議員の再質問からになります。どうぞ。

○11番(松本美子議員) それでは、最後になりますか。ただいままでの答弁をいろいろいただきました。東原の関係、あるいは平沢の関係、それぞれまだ区画のしたところが空いているかなというふうに考えています。また、見てもまいりましたけれども、各地は持ち主がそこはいて、利用するのにどんなふうに利用したいのかなというふうな考え方が一定化していないので空いているのかなというふうにも思うのですけれども、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○森 一人議長 それでは、(1) から (4) まで一緒にさせていただいて、まちづくり、いま一度確認ということでよろしいですか。

○11番(松本美子議員) 3までですよね。

○森 一人議長 はい。それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

平沢土地区画整理事業、東原土地区画整理事業共に市街化区域になっておりまして、基本的には人が住んでいただける区域というのが原則的になっておりますので、こちらのほうに人口を集めていくというのが都市計画上の考え方かなというふうに考えております。その中にも用途がありまして、ここには建てられる用途というのがあって、それで土地利用を促しているというのが都市計画上の考え方かなというふうに思います。土地区画ごとの土地利用につきましては、あくまでも組合施行でありますので、各個人の方が土地を持っていらっしゃるしまして、土地利用についてはその用途に基づいていろんな考え方があって、いろんな考え方をしているかなというふうに考えておりますので、空いている、空いていないとなるとなかなか難しいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番(松本美子議員) それでは、(4)に移らせていただきます。

先ほど答弁をいただきましたので、おおよそ分かってまいりましたけれども、農村地域にも1人の世帯、あるいは高齢者等の世帯等がぼつぼつ増えてきているなというふうに思っております。それと、独居世帯あるいは空き家等の関係が思いのほか多かったなと思いますけれども、この独居世帯につきましては、すぐ脇に息子さん夫婦とか、そういったような形の方が住んでいらっしゃるのですか。それは生計が別なので独居というような形になるのでしょうか、そこをお尋ねさせていただきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきたいと思います。

あくまでも世帯状況の中で今お話をさせていただきました数字となっております。データのほうで見させていただきますと、平成23年度のデータでお話をさせてい

ただきますと、このときは60歳以上で基準として数字を拾ってございますけれども、鎌形から將軍沢地域で60歳以上の独り暮らしの方につきましてが38軒、七郷地域につきましてが59軒というデータでございました。全体で97軒、7人ということです。先ほど65歳以上の、今度は28年度、これ65歳以上のデータでございますけれども、40軒と70軒で合計110軒と。ちなみに令和3年度、直近のデータでございますけれども、鎌形から將軍沢地域で44、七郷地域で72、116ということで微増でございます。あくまでも農村地域の方でお話をさせていただきますと、近所に別棟で建てている方というのもしらっしゃると思います。ただ、これ調査状況でございますので、世帯を分離をされているとか、おのおののケースがまちまちでございますので、全く1人でそこに住まわられていて、ほかのご子息等が町外にいるとかいないとか、そういったことは加味してございません。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） だんだんそういった家庭が増えてくるなというのは、農村部に私住んでいますので実感をいたしております。何とかこれも大勢の皆さんで仲よく家族で住めればいような時代が来るといいと思っておりますけれども。そのほかですけれども、農地の関係のほうですが、遊休農地のほうは非常に増えてきているということなのですけれども、これは解決をするということが、担い手さんそのものがどうしてもいないということでますます荒れてくる、荒廃の土地が増えてくるのかなというふうに思っているのですけれども。特に水田につきましては、営農さんのほうでも改修をぼつぼつしてしまっているということで、返された方が非常に困っているということは聞いておりますが、畑については最初からあまり借り手はつくらなかったということのようでしたけれども、畑のほうは枯れて今は葛藤ですか、ああいうようなもので覆われていて、町道のほうにまで伸び込んできて、通るそのものも大変だなということがありまして、私たちの近所というのは農村部ですから、そういうところの草刈りは地域的に通り道ですから、通れなくなるということで草刈り等は全員というわけにはいきませんが、ボランティアで出てくださいということで、町からの指導ではなくて、時々実際にやっております。それで何とか間に合わせているような状態ですけれども、そういったところは別に通学路でもありませんけれども、舗装道路の4メートル以上の道路ですけれども、側溝も入っています。そういったところの

管理ですが、どのように町は、あくまでも地域の人たちをお願いをしていくのでしょうか、あるいは順番ではないですけれども、シルバーさんのほうをお願いはしてあるということですから、それも順番で回ってくるのでしょうか。どのような問題ですか。交通量も多少は関係してきて、いろんな分野から見て順位をつけていくのだらうというふうには思いますけれども、お考え等がありましたら。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

小林議員の答弁でもさせていただきましたけれども、路肩管理等につきましては、シルバー人材センターに町としては委託しているところでございますが、全部の道路をするということではなくて、町道の車が多いところまたは通学路を選定してやらせていただいているところでございます。よって、それほどの通学路でもない、交通のないところにつきましては、地域の方々の道普請等で今まではお願いさせていただいたところでございました。ただ、見通しが悪いようなところにつきましては、現地を確認して、職員が刈ったりしたところもございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうから農村地域の農業者との関係につきましてお答えさせていただきますと思います。

遊休農地の増加等々かなりしているかなと思いますけれども、データでお話をさせていただきますと、2005年の農業センサスでは基本的に農家数といたしましてが559、そのうちの販売農家としては326件、自給的農家が233件、それが令和2年度、2020年の農業センサスのほうのデータでお話をさせていただきますと、農家数といたしましては457件ということでございますけれども、販売農家につきましてが153件、自給的農家が304件ということで、やはり主としての販売農家数が2005年から2020年、15年で半減をしているというふうな状況でございます。これにつきましては、担い手さんのほうに農地の集約をされているということもございますけれども、やはり販売農家さんのほうが今まで経営をしていた農地が空いてしまっている。また、条件の悪いところについては耕作放棄地、先ほどお話をさせていただきましたA分類であったり、A分類のものからB分類、耕作ができない農地のほうに増えてしまっている状況かな

というふうに考えてございます。

平成27年と令和2年度のデータで、遊休農地のデータでお話をさせていただきますと、A分類につきましては、平成27年から約半減をしてございますけれども、A分類のものがB分類、耕作がもう再生不可能な農地になってしまっているということが210%と、約倍になってございます。全体的には微増というお話をさせていただきましたけれども、やはりそういった耕作の非常に悪い、昔の農地改良、解放の谷津田といいますか、山に隣接しているようなところの開墾した農地、そういったものにつきましてはもう山林化をしてしまっているのかなと。そういう農地につきましては、先ほどお話をさせていただきましたけれども、非農地判定等々も含めた形での対処をせざるを得ないのかな。A分類につきましては、極力保全管理等も含めて、担い手さんに耕作がしていただけるような条件を整えていくのが我々の仕事なのかなというふうに考えてございます。また、そういった農家数の方で自給的農家の方につきましても土地持ちの農家というふうな状況が非常に多く見られているのかなというふうには考えてございます。自分の家庭で使うような野菜類の生産等でちょっと畑に行くという方が非常に多いのかな。そういった方々も含めまして、今農政課としましては、町内に10土地改良組合等々を中心といたしまして、多面的機能支払交付金という事業を行ってございます。これにつきましては、先ほど他の方の一般質問の回答でございましたけれども、各地域の道普請であったり、水路の草刈りであったり、そういった費用の一部、お茶代であったり、刈払い機の費用であったり、そういったものが支給できる制度がございます。そういった中で、今土地改良区の役員さん等々が中心でございますけれども、やはり区長さんをお願いをさせていただきながら、地域としてそういったものを活用して、極力農村、田畑等々の地先のものにつきましては、地域での対応も考えていくような形で推進ができればなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ご丁寧なご説明をありがとうございます。

これはあれですか。水田でなくて畑のほうにも同じようなことで関係していくという考え方でよろしいですか。1点だけ、すみません。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 当然農政に係る所管でございますので、ため池の堤であったり、水路ののり面の改修であったり、嵐山町につきましては農道も町道認定してございますけれども、畑、田んぼの地先の箇所につきましてはの除草作業等につきましては、そういった経費を充てることもできますので、また地域とご相談をしながら利活用させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 少し脱線した部分もありましたけれども、長時間にわたりまして質問を丁寧に答えていただきありがとうございます。

これにて終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時00分)

令和3年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

12月6日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第12番議員 渋谷 登美子 議員

第4番議員 藤野 和美 議員

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
福嶋	啓太	技監
青木	務	参事兼総務課長
馬橋	透	地域支援課長
前田	宗利	福祉課長
萩原	政則	健康いきいき課長
藤原	実	環境課長
杉田	哲男	農政課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
奥田	定男	教育長
金子	美都	教育委員会事務局教育総務担当次長
不破	克人	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
杉田	哲男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第4回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 渋谷 登美子 議員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号8番、議席番号12番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の生活道路の安全対策についてです。どうぞ。

○12番(渋谷登美子議員) それでは、1番目の生活道路の安全対策についてなのですが、これは私30年間の議員生活で初めての質問なので、少しいろいろ調べてみました。この生活道路の安全対策についてというのは、町民の方からの要望があったので、しております。

では、(1)です。本年度4月に警察庁交通局が生活道路における歩行者の安全対策として、区域を定めて最高速度を毎時30キロメートルの速度規制を設けて、その区域内の速度抑制や舗装、拡幅など改良した道路を抜け道として通行するのを抑制するゾーン30という生活道路対策を進めることをホームページに掲載しています。

(ア)として、志賀1区のベイシアに抜ける道路が道路改良後、交通量が増え、抜

け道になり、通学路として危険であるといえます。交通量の調査、ゾーン30としての位置づけが必要です。ゾーン30は抜け道が1本だけであると該当しないと言われますが、県道菅谷寄居線から国道254バイパスに抜ける道へつながる道は3本あり、通学路でもあります。ゾーン30として位置づけることができると考えます。課題把握と対策の推進について伺います。

(イ)として、農産物直売所から千手堂を抜ける県道137号線、鎌形方面に抜ける町道は交通量が増え、車の擦れ違いは難しい抜け道となっています。この地区はウォーキングコースとして健康維持のために歩く人も多いところです。この地区に対して、公安委員会のスピード規制対策を求めることについて伺います。

(2)です。嵐山町郵便局への旧国道254は歩道が狭く、通行できない歩道区間が続きます。先日ベビーカーを押して片手で小さな子どもを連れた女性が歩道は通れず、ガードレールの外側の車道に出て通行していました。車道側を通行するとガードレールが続くため、危険を避けることができません。郵便局は誰もが頻繁に活用する公共施設であり、歩道として機能できる対策を伺います。

(3)、通学路の点検はPTAが行っていますが、生活道路は高齢者も利用します。安全確保のため、各地区で道路の課題を把握し、場合によっては町道に制限速度を設けるべきです。地区の課題として町に相談がある地区はあるでしょうか、伺います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(3)について、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目1の(1)の(ア)につきましてお答えいたします。

志賀1区内の町道2-16号につきましては、町民の方から舗装の打ち直しや外側線を引き直すなど舗装修繕工事をしたため自動車の通行量が増え、スピードを出す車も多く危険である。速度規制をしてほしいという趣旨のご要望をいただき、町と小川警察署で協議を行っているところでございます。町の対応といたしましては、減速路面標示(破線)を描き、「事故多しスピード落とせ」「生活道路につき通り抜けご遠慮ください」などの看板を設置し、ドライバーに呼びかけをしております。また、現状を把握するため、平日朝夕の通行量及び速度調査を行いました。その結果を小川警察署へ報告し、速度規制について検討いただいております。

続きまして、(イ)につきましてお答えいたします。

町道2-23、24号につきましては、「事故多しスピード落とせ」「あぶないとびだし」などの看板が数多く設置されており、また幅員が狭くなる中間付近の坂道には「速度落とせ」の路面標示が描かれております。速度規制を求めることにより、ソフトとハードは一体であることから、ハンプ（路面の凹凸）や狭窄（ポール等を設置し幅員を狭くする）等の設置が求められます。したがって、道路整備の費用や妥当性を勘案し、当面は速度規制を求める予定はございません。

続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。

近年において、区から要望書として提出されたものは、令和元年度1件、令和3年度2件の計3件でございます。そのうち2件は、質問項目1、(1)の(ア)でご質問いただいた志賀1区の町道2-16号でございます。もう1件は、大蔵地内の町道1-15号でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1の(2)につきましてお答えさせていただきます。

嵐山郵便局前は、主要地方道深谷嵐山線となっております。ガードレールは、本路線が国道254号であったときに施工されたものと考えております。当該区間は通学路に指定されており、ガードレールにより、決して広くはありませんが、児童生徒の歩行空間が確保されています。東松山県土整備事務所に確認させていただきましたところ、児童生徒の歩行空間を守る観点から、ガードレールを撤去することは難しいとのことであり、現況は車道側に道路側溝があるなどガードレールの位置を移動させることができず、早急な対応は難しい状況です。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず最初の1番の(ア)なのですけれども、平日の朝夕の通行量及び速度調査を行ったということですが、その結果はどうなっているのか。

そして、小川警察……一緒に言ってもいいですか。1個ずつ。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 今回の調査ですけれども、11月の25日、1日なのですけれども、朝の7時から9時、それから夕方4時から6時の2時間ずつ行いました。通行量につきましては、朝の7時から9時が、歩行者も含めてなのですけれども、全てで118台、16時から18時につきましては169台、計287台となっております。平均速度につきましては、朝の7時から9時が34.8キロ、16時から18時が29.6キロ、平均すると31.7キロでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 朝の場合は118割る2だから、1時間に59台ですよ。そうすると1分間に1台走るということで、4時から6時の間は169だから1分間に2台はいかないけれども、1.5台ぐらい走るということですよ。やはりその地域に住んでる方にとっては量として多いのですけれども、34.8キロというのは平均だから、40キロ、50キロの人もいるということですよ。こっちの4時から6時は29.6だから、やっぱり平均ですから、40キロから50キロのところもあるということですよ。そこんところで、擦れ違いが難しいので、擦れ違いのときに子どもたちが非常に危険であるというふうに感じられると思うのですが。それについては、危険性というのはその交通調査のときに感じなかったわけでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

職員のほうから話を聞いたところ、そのときには1台だけスピードを出していた車があったということで、その車についてはちょっと危険だと。あと、マフラーを改良していたのか、音も結構うるさかったということで、その1台については報告ありましたけれども、その他につきましては、そんなにスピードを出している車もなく、危険性は感じられなかったという報告を受けています。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） あそこはもともとゆっくり走る道路で、擦れ違いはできない。本当は擦れ違いするのに少し止まってという感じなのですけれども、両方とも一緒に擦れ違うほどに、多分拡幅したためにそういうふうな形ができていて、スピード

が出るのだと思うのです。その点については特に気にもならなかったというか、両方向から来ていると思うのですけれども、その点についてはどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 道路整備したときに、まちづくり整備課のほうで両側に線を引いてあるのですけれども、それによって車道が全体の道よりは狭くなっていますので、車が走るときにもそのままのスピードで擦れ違うのではなくて、擦れ違うときはお互いに減速をして擦れ違うような形になっておりますので、そういった面ではスピードの抑制ができていているというふうに感じております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次、行きます。

警察と30キロゾーンの速度規制について検討しているということですが、具体的にはどのような結果になっているのか。30キロ規制にすると、少なくとも30キロ以上を超える車が取りあえずなくなるわけですよね。そこのところが分からないのですけれども。お話を聞いていますと、小川警察署のほうはゾーン規制には積極的でないって聞いていますけれども、その点はどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 昨年ですけれども、私も警察署と現地を確認したこともございますし、今年については職員が警察署まで行ってスピードガンを借りたりとか、そういった形で協議をしていますし、今回の結果も警察にお届けして話を聞いております。その中では、今回の調査の結果はあくまで参考なのですが、この形だと速度規制は難しいかなという報告を受けているようです。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 住民の方はゾーン30の速度規制をしてほしいというふうに言われているわけですよね。それに対応して難しいというのは、どういう状況があって難しいということなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

あの道路についてなのですけれども、あの道路につきましては、今のところ速度規制がない道路ということで、通常ですと、あり得ないのですけれども、60キロまでの道路という設定になっているようなのです。その中で、平均速度が30キロということで、規制をするにはそれほどではないという多分認識なのかなというふうに。ただ、すみません、最終的な判断につきましては、町がするものではなくて、警察署と公安局で最終的な決断はしますので、町としては町民の方から要望がありましたので調査もしましたし、こういう結果ですけれども、検討をお願いしますということで出していますので、この場で結論というか、それは町からはお答えできない状況なのですけれども、よろしくをお願いします。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 速度規制についての検討は大体どのくらい時間がかかるものなのか伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 ケース・バイ・ケースかと思えますけれども、今回のケースにつきましては、小川警察署に職員がこの調査結果を持って報告に行ったときに公安局に提出するかどうか、その辺を署内で検討すると言われたというふうに聞いています。ですので、時間的な、いつまでにとかというお答えはいただいておりません。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次の（イ）のほうに行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） これは、私も自転車で行くと、ここに道路、スピードをたくさん出すなどかいろいろな規制があるのは分かるのですけれども、実際に車に乗っていると、それがなかなか目に入らないというのが現状かなと思うのです。それで、これ難しいなと思うのですけれども、これはなぜスピード規制をそういうふうな形で求めないのかということと、それでハンプや狭窄もしないということがあるので、道路整備の費用や妥当性を勘案して、当面は速度規制を求める予定はございませんね。狭窄やハンプというのは多少予算がかかると思うのです。ですけれども、速度規制を求めるのは、町ではなくて警察のほうに申し込むわけですよ。それを設けないというのは、速度規制を求めないというのは、あれだけのたくさんさんのスピード落とせ

というものが置いてあるわけですから、それなりに問題点があって出していると思うのですが、速度規制を求める予定はないというのはなぜなのか伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

こちらから警察署に速度規制を求める場合には、こちらにもお答えで書かせてもらったのですが、ソフトとハード両面で行くということなのです。ですので、道路もそれなりに速度が出ないような設計にすることと速度規制をすることがセットというふうに小川警察署からよく言われます。今回の、その前の質問のときもそうだったのですが、町内のあらゆる道路の相談ございますので、そちらで話をするとき、あくまで警察署は速度規制をするのではなくて、速度が出せないような道にまでするということを求められるのです。ですので、道路をある程度町で整備をしないと、速度規制の要望を出しても受け付けていただけないというか、聞いてもらえないというような状況になります。ですので、志賀のところは線を引いたりとかいろいろしたのですが、そういった道路に対する整備を町のほうで行うことをセットにしてやっていきたいと思いますというふうな形になるのです。ですので、道路管理者である町と速度規制をする小川警察署のほうで協議をする中でお互いに歩み寄っていくとか。地域支援課としては看板を立てるなど、ドライバーに注意を呼びかけるところまでしかできないのですが、できる範囲のことはなるべく対応すると。議員さんおっしゃったように、もしドライバーの方が見えにくいということであれば、多少見えやすいところに看板を移動したりとか新しく設置したりとか、そういったことで対応できればいいかなというふうに考えています。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 時速30キロの標識と、それからスピードを落とせというのとでは、ドライバーにとっては全く違うものです。はっきりこれは交通規制がされているところというのと、それから町がスピード落とせというのは別に注意勧告だというふうな感じなので、そこのところは全く違うなと思っていて、それで道路に関しては、私はあそこの道路というのをじっくり見たことはないのですが、歩道とかそういうのは造っていないですね、あそこでは。地域の方がもともと住んでる方が少

ないこともあるのと、それから全員の方が恐らく車を使ってではないと外に出れないということがあってそういうふうなものがないのだと思うのですけれども、実際には歩いている方というのは結構いらして、その場合は歩行者のほうから出さないと交通規制というものは、道路標示なんかしてもらえないという感じなのですか。そこんところがよく分からないのですけれども。ウォーキングなんかの人たちというのは、地域の方とはまた違うものですから、それはどういうふうにして持っていけばいいのかなと思うのですけれども。当面速度規制を求める予定はないということは、町もそこに関しては勧告、注意を促すような看板だけで、それ以上のものはしないということですよ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 正式な要望が近年出ていないということもあるのですけれども、そういったところで、町としては相談された場合にはできる範囲の中で対応するということにとどまっております。ですので、地域の方があまり使っていないということになると、なおのこと可能性が低くなってしまいますのですけれども、歩行者の方からでもここは危ないよということによっていただければ、それなりの対応はしたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ここは、嵐山町の中でも観光事業を行う場合に、ウォーキングコースとしては結構有効ないい場所なのではないかなと思うのですけれども、そうすると、観光客に対しての考え方というのは、ウォーキングに対しての考え方というのは速度規制、今のところ取れないということになりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらの道路につきましては、もともと土地利用計画におきましても幹線道路で整備を行うという、そういう考えを町としては持っています。ただ、ちょっと時期が、以前からずっとそういう位置づけをしておりますけれども、なかなか整備されていない。考え方としては道路を拡幅して歩道を造るという位置づけは行っていますので、

そういう考えは基本的にはある。ただ、時期としてはなかなか明確に言えないというのが状況でございます。ただ、今も申し上げたとおり、道路には速度落とせとか、そういう対応をしていますので、できる範囲の中でやらせていただきたいと考えているところです。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、この道路に関しては町が整備しないから、整備するまでには時間がかかるから、ハード面とソフト面のセットという形になると、道路規制も難しい道路というふうな形で考えるとすると、今の警察署の考え方とはちょっと違うようになってくると思うのですけれども、その点についてはどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 今まちづくり整備課長がお答えしていただいたとおり、町としては整備する予定の道路になっているということで、順番待ちみたいなのところに多分なっているのかなと思うのです。ですので、一番いい形は整備できれば一番いいかとは思いますが、そういったところでなかなかできない状況にある中においては、町の整備が行き届かないために要望も出せないというような形というのは議員さんのおっしゃるとおりかと思えます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私は、ソフト面の整備というのは財政伴わないから割と簡単だなと思うのです。30キロ規制というのをつけるだけでいいのですから。そのところがうまく話し合えればいいのだと思うのですけれども、小川警察署管内では30キロゾーンというのは何か所ぐらいやるとかというふうな感じで予定をもともと組んでるということなのではないでしょうか。埼玉県内でそういうふうな形であるから、ここに関しては難しいというふうな形になってくるのか。道路を整備すれば、これから抜け道となる道というのは増えていくと思うのです。そういうふうなときにハード面とソフト面が一緒ではないと安全対策をするのが難しいというのは結構問題があるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

警察署の考え方ということもありますので、一概には言えないのですけれども、こちらで例えば看板を30キロ規制にしてくださいというお願いをすると、さっきの繰り返しになってしまうのですけれども、まず道路をスピードが出せないような安全な形に直してくださいという形で警察署から言われてしまうのです。そうすると、町も限られた予算の中で道路整備しておりますので、優先順位が後になってしまうというところがどうしてもございます。ですので、その辺の考え方については町では何とも言えないのですけれども、小川警察署と再三協議する中では、とにかく安全な形に道路をしてくださいというふうな形で言われてしまうのです。ですので、多分警察署はなるべく速度規制をするということではなくて、あらかじめ速度が出せないような形状にするとか、速度が出せても安全な形にまず道路を整備してくださいという考えだと思います。それは何回も協議の中で言われますので、警察署はそういう考えなのだなというふうに認識しております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは堂々巡りになりますね。次、行きます。

○森 一人議長 はい。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山郵便局の前なのですが、どう考えても私はこれはどうしようもないなと思っていて、確かに通学路のためにはガードレールが必要なのですけれども、一人ずつのガードレールだと、今度逆にベビーカーが入れない、それともう一つ今言われているのは、シニアカーは6キロメートル以内の速度だと歩道を走ります。それもだんだん、郵便局の前ですからこれは難しくていろいろ考えてみたら、途中から狭窄というやり方で真ん中にある線というのですか、何て言ったかな、ごめんなさい、それをなくして1本にして、30メートルぐらい狭窄にして、そこのところに歩道を拡幅する形が一番財政面が少なく、県の問題ですけれども、県道になりますから、問題があると思うのですけれども、歩道を拡幅するよりは早いやり方だなと思うのですけれども、県とはそういうふうな協議というのはできないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、主要地方道という位置づけです。つまり大事な幹線道路として県は位置づけていると思います。それにつきましては、もし歩道が必要になれば歩道を整備するというのが基本的な県の考え方かなというふうに考えておりますので、私どものほうもこういう状況ですよというふうな話はさせていただきますけれども、狭窄とかそういうのではなくて、もし整備をすとなれば歩道を拡幅するという考え方かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） こちらも歩道を拡幅するとなると財源の問題があって、今やっとな駅前の方が終わったところで、こっちのところに来るまでにもあと相当時間がかかるかなと思うのですけれども、郵便局は公共施設ですので、主要県道ですけれども、生活道路でもあると思うのです。その場合にどういうふうな考え方になるかと思うと、まず県との交渉の中でこういうふうな意見がありますという形を出して、そしてその30メートル部分だけ狭窄にするとか、そういうふうな形で歩行者の安全を確保していく、そしてその中で歩道を拡幅していくというふうな形の一つの交渉の仕方はあると思うのです。かなり危険だと思っているので、その点についてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらの部分については、ガードレールの車道側に側溝があるというのが一番の課題となっております、その上にはガードレールはできませんので、もしそこが通学路でなければ、お子様が通らなければ、それを取って、ラバーポール等で対応できるかなというのでも考えられるかなと思います。それは県の最終的な判断なので、これは町が今現在考えているところなのですけれども。ただ、それをすると、ガードレールを取るというのはかなりハードルが高い。今現在の通学路の安全性を、全国的に見てみると、ガードレールを取るというのは非常にハードルが高いというふうに考えているところでございますので、それで先ほど言いましたとおり、なかなか難しいという

ふうに県のほうでもお答えされているのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ガードレールを取らなくても狭窄というのはできて、ガードレールの外側に歩道の形にして、それでラバーポールというのですか、あのポールを立てて、歩行者の安全を確保するというやり方は和歌山県とかいろんなところであるみたいなのですけれども。いろんなところって、結構「ゾーン30」による生活道路対策について」というものの中では例として出ています。そういった形のものを県と交渉していく必要はあるかなと思うのですけれども。歩道が拡幅できないということ前提にしてなのですけれども、歩道が今は駅前のところまで来ているので、郵便局のところまではあと少しなのかなと思うのですけれども、そういった交渉はできないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

福嶋技監。

○福嶋啓太技監 私のほうからお答えをさせていただきます。

狭窄については、埼玉県に対して道路管理者がどう考えるかまだ聞けていないのでこの時点では答えられないのですけれども、ちょっと道路の位置づけの話を見せていただきますけれども、県道というのは市町村道と違いまして、広域な道路網を担う、そういった路線でございます。例えばこの県道深谷嵐山線ですけれども、深谷市の本住町、国道17号から140号交差を経て、嵐山町の254までぶつかる路線でございますけれども、そういった位置づけがある路線です。時代遡ると、先ほど言ったとおり国道254の旧道でございます。当時交通量が大変多くて、渋滞も慢性的で、かつ歩道が非常に狭くて危険な状態であったと。そういった現道の課題を解決する意味合いも含めて、バイパスを整備したという経緯がございます。旧道については、新道が整備されると、多くは市町村道に移管されるのですけれども、ここについては、接続していた深谷嵐山線が、先ほど言ったとおり254にタッチするという、そういった位置づけですので、バイパスのほうまで引っ張っていく必要があるということで新たに区域を設定したというものでございました。そういった経緯があって、広域的な道路であるために一部に狭窄を設けて交通を制限するというようなことはなかなかしづらいのか

なというふうに思っております。蛇足なのですけれども、何か方策はないかということ、埼玉県の方に協議はさせていただいておまして、先ほど来伊藤課長が申し上げているとおり、なかなか早々にできる対策がないということで、担当者の方もかなり悩んでおりました。蛇足ですけれども、申し添えます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） お互いに県の側も町の側も非常に頭の痛いところだと思います。でも、実際に公共施設、郵便局があるものですから、そのところは早く広げるといふような形、歩道の拡幅を早くするか、そういった形のものが必要だと思いますけれども、あそこの歩道の拡幅というのは、ほかのところも歩道の拡幅が必要なところが嵐山町内にもたくさんあるのですけれども、それはどういうふうな優先順位でやられていくのか伺いたい。あと2年とか3年とかかかるものなのでしょうか、それとも駅前が終わったので、次にここに来れるというふうな形のものなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

従前申し上げておりますけれども、県の方と話をするときに基本的には歩道のなところからまず始めるのですよというのが大前提というふう聞いておるところでございます。よって、今現在は志賀の歩道整備を行っていただいておりますし、今現在駅のところ、駅前というか、旧254の菅谷のところもやらせていただいております。よって、ガードレールがあるとしても一応確保されているというところは優先順位がかなり低いというふうに考えているところでございます。町も現在、先ほど渋谷議員さんが言った郵便局から先の深谷嵐山線の歩道も整備させていただきますので、順次県のほうには要望しておりますけれども、まずは今現在やっただいて歩道整備を早期に行っていただく。通学路でもありますので、そちらも早くやっていただくというのをお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） あの部分は50センチほど拡幅すると、人が通行できます。だけれども、それは県道としての歩道としては役に立たないということなのです。

が、実際にはそういうふうなやり方というので一時しのぎをするというやり方はできないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 一般論で申し訳ないのですけれども、その場所場所によって県の用地があったり、町も協力できるものがあれば修繕工事等で行うことはできるかもしれませんが、今回については先ほど言いましたとおり、道路側に側溝があって、ガードレールを持って来れないという状況がありますので、難しいという状況でございます。ただ、いろいろ相談してまいりますので、今後も相談しながらやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次なのですけれども、嵐山町で道路整備についての要望があったのは大蔵のところというので、当然あそこになってくるだろうなというのは分かるのです。大蔵の町道だなというの、非常に狭いですから、そのこの予定についてはどのような形で、今あるような形で対応するしかないのでしょうか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 この場所というのは、学校橋から渡って、左折して、それから右折します。その橋を渡った後に狭窄がしてある道路に出るのですけれども、その手前のところ、そのこのところに結構なスピードで入ってくると。將軍沢のほうから出てくる、根岸のほうから出てくる道が1本あるのですけれども、そこから出づらいということで区長さんから要望いただきました。こちらにつきましても、既に上の部分については狭窄で整備されておりまして、手前につきましては、センターラインがやっぱりある道路ですので、速度規制というのはなかなかちょっと難しいというところで、今回うちのほうで看板を新しく設置させていただいたりとか考えておりますので、それに対応したいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 速度規制というのがあると割とやりやすいかなと思うので

すけれども、速度規制は警察庁の公安委員会との関係で、町ではそのところには手を出せないというのが現状でしょうか。これ市町村である程度できるようになったら歩行者の安全は確保できると思うのですが、そこはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 町の立場としては、あくまで道路管理者という立場でして、規制については、警察庁、公安のほうになりますので、町には一切権限はございません。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、いいです。次に行きます。

○森 一人議長 はい、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 2番目です。野焼きの被害の相談への対応についてです。

町民の方で、野焼きの異臭で困っている方がいらっしゃいます。野焼きの違法性、環境に対しての悪影響等について、町民への周知、広報あるいは回覧板でのお知らせはどのように行っていくか伺います。これは広報11月号ではちょこっと出ていたというのが分かっているのですけれども、そのほかです。

2番目として、この件について、ホームページ上の町民からの意見箱に対して、返答希望としたということなのですが、返答がないと言われます。町民意見に対しての対応が機能していないのではないかというふうに町民の方からのご指摘がありました。町民要望への対応のシステム化について伺います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 質問項目2の（1）につきましてお答えいたします。

野焼きの違法性について、町民の皆様には町ホームページや広報嵐山などを通じて、近所の住民の生活に迷惑が及ぶこと、国などの法律などによって一部例外を除き禁止されていることを内容として行っています。環境への悪影響につきましては、今後町のホームページなどを通じて周知を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（2）について、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。質問項目2の（2）についま

してお答えいたします。

現在SNS等を介した町民の皆様方からの貴重なご意見、ご要望につきましては、埼玉県市町村電子申請・届出サービスを経由し、地域支援課まで一括して届いております。それらを担当課に振り分け、連絡先が明確な場合は担当課から直接回答しております。電子申請に限らず、いただいたご意見等は毎月課長会議で確認し対応しておりますが、さらにスピーディーな対応ができるよう研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 野焼きについては、町民の方、全ての全域にという形ではないと思うのです。菅谷地区とかむさし台とかは野焼きというのはあまり関係ないかなと思うのですけれども、被害というのは。そうすると、地区で回覧板をしていただくというのは、被害を受けている方にとっては一番見やすいし、ほかの方にも周知ができると思うのですが、回覧板という形は今現在やっていच्छらないのかどうか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

環境課のほうの広報、周知の関係で言いますと、回覧板での住民の皆様に対しての広報は行っておりません。先ほど申し上げましたとおり、町ホームページ、広報嵐山等で周知のほうはやらせていただいています。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると町民の方、例えば被害を受けて困っていらっしゃる方は、ホームページや広報ではこういうふうな形で実際に町が動いているという感じが見えないと思うのです。それで非常に不満というか、町の対応が悪いというふうに思われると思うのですが、なので野焼きなどを集中的にやられる、全戸に回覧板というやり方もあると思うのですけれども、全地区に、そうではなくて、ある程度野焼きの被害を受けそうな区域に限って、区長さんに対して回覧板をお願いするというやり方がいいのかなと思うのです。というのは、やはりご自分で直接区長さんをお願いするというのは、誰がそういうふうに言っているかというのが分かって、地域から

外れるという感じがするのではないかなと思うのです。そういったことに考慮しますと、町である程度のそういったやり方も考えてもいいかなと思うのですけれども、いかがでしょう。どうしたらいいかな、こっちは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

野焼きの被害を訴えられる住民の方から相談がございますと、私どもまず内容を聞きまして、環境課職員が現場に直行いたしております。その場で燃やしている方がいらっしゃれば、直接やめていただくように、迷惑に感じられている住民の方がいらっしゃるのでやめてくださいと、そういった指導は行っております。いないときは、相談を受けられた方からも直接お話を聞いて、もし燃やしていることがまたあれば、すぐご連絡いただければ、現場に直行して直接お話をさせていただいているという対応を取らせていただいています。中には常習的になかなかやめていただけない方もいらっしゃるので、そういう場合は、もう仕方がありませんので警察のほうに通報していただいて、野焼きは今罰則もございますので、警察のほうでよく注意をしていただくと、そのような形で野焼きは収まるケースが今のところは多い状況でございます。したがって、議員さんおっしゃるとおり、地域を区切って回覧板をするという方法も確かに有用ではございますけれども、今コロナ禍で回覧板もなかなか回しづらいというのもございますので、その辺は状況を見て、もしそういうことができる時期が来れば、またその辺を検討させていただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） コロナ禍で回覧板を回せないというのはちょっと違うのではないかなと思うのですけれども。コロナ禍で回覧板が回せないのだったら、ほかのことは何にもできないですよ。回覧板さえ回せないというのはちょっと問題があるかなと思うのです。それで、予防的な措置が必要だから回覧板にしてほしいというふうな形、確かに広報にはちっちゃく出ていましたけれども、そういう問題ではないのではないかなと思うのです、被害を受けている方。

それともう一つ、農業系の野焼きについては取りあえずいいわけですから、そうすると、その前に今回農業系のことで野焼きをしますのでご迷惑をおかけするかもしれ

ませんみたいなことを近所の方にお知らせしていくという方法が地区の回覧板とか、そういった形で回るといいかなと思うのですけれども、そういったシステム化というのは地域の問題ですので、地域のことに関して区長会で話す、難しいと思うのですけれども、どういうふうな形でやっていくか、これは地域支援課のほうに伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

まず、回覧板の件なのですけれども、こちらにつきましてはコロナが蔓延したときに、町民の方から、結局回覧回ってきますので、その回ってくるものを触りたくないということで、感染の心配があるという問合せを何件かいただいてきました。それで地域支援課、うちのほうでも考えまして、取りあえず今の時期は回覧板を中止にしようということで、いつか回覧板を中止にさせていただいたという経緯がございます。これにつきましては、時期を見て必要であれば再開することも可能ですし、あと地区の皆さんに区長会でも相談させていただいて、随時実施していきたいと思っておりますので。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、次行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） HPVワクチンの積極的定期接種の勧奨の再開についてです。

厚生労働省の第72回副反応検討部会で、HPVワクチンの定期接種の積極的な勧奨を差し控えている状態を終了させるという結論を出しました。これに対して、副反応被害者、裁判闘争している女性たちの抗議の声が続いています。製薬会社による副反応被害の審査は受理されるまでに年数もかかり、手続も複雑です。前回の一般質問では、小学校6年生の女性に1回だけの通知を行うという答弁でありましたが、今後どのような対応を行うか伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 質問項目3についてお答えします。

11月12日の厚生労働省の専門家部会で、HPVワクチンの定期接種の積極的な勧奨を差し控えている状態を終了させるという結論が出されました。これを受けて、厚生労働省は再開の時期や、この8年間で定期接種の対象年齢を過ぎた人への対応、症状が出た場合の相談体制の強化など検討しています。町としては、今後の国の動きを注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 11月26日に厚生労働省健康局長から各市町村宛てに、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」という文書が来ているはずなのですが、まだ嵐山町には届いていないということでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 県を通し11月26日の厚生労働省の今後の対応についての文書は来ております。先ほど答弁で再開の時期やというお話をしましたけれども、こちらの通知文書で、再開の時期、基本的には4月1日から順次実施すること、この通知をもって積極的勧奨を控えているものを廃止するというので通知文書が届いております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私はこの文書は非常に問題がある文書だと思ひまして、そして11月10日にはたしかHPVワクチンの薬害訴訟を行っている薬害オンブズマンから、厚労省のほうに文書が届いています。それを見ますと、やはり厚労省ではそういった形で出しているけれども、非常に問題であること、そして副反応被害者の問題点を全く無視していること、これはやめてほしいというふうな形が書いてあると思ひます。この中で私が特に重要だと思ひているのは、この厚労省の通知、今後の対応についてということなのですが、令和4年度は16歳になる女子、令和5年度はやっぱり16歳になる女子、令和6年度についても16歳になる女子に対して、予診票を添えた個別勧奨を行っていくというふうな形で、技術的助言というのが出ているのです。ここの中ですごく面白いなというふうな感じで、面白い、これは何だろうというふうな感じたことがありまして、それは記の前なのですが、2ページ目の、「本

通知の下記の内容は、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言である」ということがわざわざ添えられているのです。この245条の4の第1項に対しての技術的な助言というのはどういうことかといいますと、技術的な助言と勧告をするというだけであって、それを積極的にこうなさいという命令ではないということなのです。だから、これはやらなくていいのです。その中で特に問題かなと思っているのは、予診票を出すことによって、これは今まででしたら、嵐山町に来て、そして相談をして予診票を渡すという形ですよ。それをやめて直接医療機関に行きなさいという予たちがこの中に書いてあるわけなのですけれども、そうではなくて、今までどおりやってもいいですよというふうな形なのです。何で地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言であるというのがこんなに書いてあるかというのをいろいろ考えてみたのですけれども、薬害オンブズマンからの抗議文というのですか、異議申立文書を加えて、そして厚労省では地方自治体に対してこういった感じで、もし副反応の被害があったとして、副反応の被害に関して薬害であるというふうな形で認定するのに数年以上かかりますから、その間に地方自治体はそれを補償しなくてははいけない。そこに関しては、こういうふうな文言があるので、それは地方自治体の責任ですよというふうなことであると思うのです。だから、これに関しては、私はこれは何でここにこんな、今まで見たことのないような文章だなと思って。地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言であるということをわざわざ補足して書いてあるかということを考えてみると、これ以上のことは今までの、9月議会でしたか、6月議会でしたか、ごめんなさい、覚えていないのですけれども、そのときにお話しなされたように、小学校6年生の女性に対して1回だけこういうふうな個別勧奨をして、その後はしなくてもいいですよというふうなことをえんきよく的に書いていて、審査会のメンバーの言うことではなく、厚労省としては非常に難しい立場にあるので、ここのことは書かなくてもいい。そして、もし副反応が起きた場合は、今度は自治体が補償しなさいよというふうなことになると思うのですよ、これは。技術的な助言を町が受けて、それをやってしまったことになりますので。そして、それが副反応被害が出てきたら、嵐山町が副反応被害に関して非常に大きな責任を持たなくてははいけないということを、これえんきよく的に書いているなというふうに私は解釈したのです。なので、これに関しては、国の動向を見るというふうな形でなくて、嵐山町は前回一般質問の答弁のように小学校6年生の女子にだけ個別勧奨の通知を出して、そして予診票はや

らないで、そして町の中でこういうふうな副反応の被害が出ているということを丁寧に説明して、そして医療機関にそれでも行きたいという人は医療機関に行くというやり方がいいかなと思うのです。その点についてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 国は積極的な勧奨を今までしていましたが、それを終了するというふうになりました。したがって、予防接種法の8条には、勧奨を行うことというふうになっております。また、予防接種法施行令第6条には個別通知として確実に周知を努めることとなっておりますので、町は法律に基づいて周知していきたいというふうに考えています。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 1回だけの通知で十分だと思うのです。これはこの245条の4の第1項に規定する技術的な助言であるものを、そここのところまで入れてかなくていいと思うのです。そここのところを私は厚労省の職員の肝というか、すごく難しい部分でこれを入れたのだなというふうに思っているのです。というのは、日本だけではなく、アメリカやフランスやデンマークなどでもこれについては訴訟が起きています。その訴訟が起きていの中で、こういった積極的勧奨をするというのは政界からの圧力、それから製薬会社からの圧力であると思うのです。それに対して抗し切れないというふうな現状があって、裁判が終わってからはないわけですから、こここのところを私は地方自治体としてはすごく考えてやらなくてはいけない。だから、16歳になる女の子にまで持っていかななくてもいいと思うのです。13歳まででいいかなと思っています。ここに関してはこれは技術的な助言でしかないわけです。そここのところについてどう考えるか。国の言うとおりにしていくとおかしなことになると思うのですけれども、その点伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 毎年1万1,000人の方が子宮頸がんになり、2,800人の方が亡くなっています。子宮頸がんのワクチンを接種すると、50%から70%の方はがんにならなくなります。がんで亡くなった方だけでなく、子宮を取って赤ちゃんが産めない状況になった女性の方も多くいらっしゃいます。渋谷議員さんが言うように、ワ

クチンを打って副反応、その後副反応かどうか分かりませんが、後遺症に悩む方も多くいらっしゃるのも承知しております。国は、この効果とリスクを総合的に判断し、来年の4月から積極的な勧奨を市町村にまた求め、ワクチン接種を勧めるというのを今回出してきたので、町は国の方針にのっとって行っていきたいというふうに考えております。ずるい言い方ですけども、12歳から高校1年生までです。12歳、小学校6年生は自分で判断が難しいと思いますので、家族の中、両親とよく相談をした上、今回のコロナのワクチンと同じです。効果と副反応をどっちがいいかなというのをよく相談した上でワクチン接種を希望する方は受けていただきたい、お願いしたいというふうに考えています。

以上です。

- 森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

- 森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第12番、渋谷登美子議員の再質問からになります。どうぞ。

- 12番（渋谷登美子議員） 健康いきいき課長は、国の言うとおりに指示に従うということでしたけれども、私は個別接種に関して予診票を一緒に郵送する必要はないと思うのです。少なくとも町に取りに来てもらう。そのときに相談していただくというふうな形をしていかないと、この副反応被害者というのは重症なので、例えば嵐山町ではないですけども、原告団の代表になっている人は埼玉の人なのですが、8年前に接種して、それから後、今は年に数回以上、鹿児島大学まで治療をしに、それしか合う方法がないという形で行っているという状況で、そこまでの治療を嵐山町やほかの市町村でも国でも補償できないし、その人の健康を取り戻せないわけですから、そういったことを考えると、今の状況で接種者が増えていって、副反応者が増えていくというのはできるだけ阻止したいと思いますので、その点について伺います。

- 森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

- 萩原政則健康いきいき課長 先ほども申しましたがワクチンを打つことによって、そ

の影響で健康被害が出た方、打たないでがんになられる方、これを総体的に評価して、接種するかしないかは検討してほしいというふうに、まず思っています。

あと、予診票の件ですが、今回国は積極的な勧奨を4月から順次進めるというふうに言っておりますので、先ほど町は国の方針に従ってしていきたいというふうに申しました。4月から勧奨していくわけですが、その中に予診票を入れるか入れないかは、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次に移るのですけれども、その前に言っときますけれども、子宮頸がんになって亡くなる方は70歳以上の方がほとんどなのです。それを13歳から打つ必要はないし、そして13歳から打ったとしても7年ぐらいいか効果がないということをお伝えしときますから、その点についてはよく考えてください。

次に行きます。

○森 一人議長 はい。

○12番（渋谷登美子議員） 町立幼稚園3年保育実施についてです。

（1）として、次年度の町立幼稚園入園希望者及び保育園3歳児入園希望者数を伺います。

（2）として、3年保育を実施する場合、必要な職員配置、施設整備を伺います。

（3）として、今後も嵐山町の出生者数は減少すると予測します。保育を必要とする家庭のみではないため、3歳からの教育機関としての町立幼稚園の存続は必要です。試行的に来年度の準備ができる時期から3年保育を実施すべきであると考えますが、考えを伺います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、私のほうから質問項目4の（1）につきましてお答えいたします。

令和4年度の保育所入所申込みにつきましては、新規申込みを11月26日まで、継続利用につきましては12月3日まで受付をいたしました。現在申請書の集計中ではございますが、現時点では令和4年度の保育園3歳児クラスの入園希望者は66人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（１）、（２）、（３）について、金子教育委員会事務局次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えさせていただきます。

質問項目４の（１）につきましてお答えいたします。

令和４年度の町立幼稚園入園申込みは10月１日から８日まで申込みを受け付けし、定員は50人で、入園希望者は現在23人でございます。

次に、質問項目４の（２）につきましてお答えいたします。

嵐山幼稚園は現在の２年保育において、園長以下４名の正規職員のほかに、４名の会計年度任用職員の幼稚園教諭により運営しておりますが、必ずしも十分な職員体制とはなっておりません。文部科学省の基準では、１学級35人以下で専任教諭１人の配置となっておりますが、現実的に３年保育の実施のための受入れ態勢を整えるためには少なくとも２名の職員増員が必須となり、嵐山町役場全体の職員定数が限られる中で、幼稚園運営に集中して人員配置をすることは困難でございます。また、施設整備につきましては、トイレのドアの改修、教室内の水栓やロッカーの設置、床材クッションマット等の改修、備品として机と椅子、ベンチ、ブロック、外遊びとしてアスレチック平均台等が必要と考えております。

続きまして、質問項目４の（３）につきましてお答えいたします。

公立幼稚園の廃園が相次いでいる状況があり、県内の公立幼稚園が今年度は42園にまで減少しております。嵐山幼稚園を継続する中で、現状では２年保育を継続しながら、さくら教室を充実させていくことが次善の策と考えております。

なお、今後学級数の減少により、職員数や施設設備等の条件整備ができた時点で、保育園等の関連も考慮した上で考えてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。私、今３歳児の数のメモを持ってきていないのですけれども、現状では23人だから、年中さんの方は１クラスしかできないわけですから、今の教員配置では先生が１人余る形になりますよね。その中でやっていく必要はあると思うのです。私は、公立幼稚園というのは絶対になくしてはいけないと思っています。このままで行くと自然消滅します。それを考えると、どういうふう

して自然消滅させないでやっていけるかということを考えなくてはならないと思うのです。その点については、さくら教室を充実させるということですが、さくら教室はどのように充実させていく方向があるのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 渋谷議員に申し上げます。

(1) から (3)、一緒によろしいですね。

○12番 (渋谷登美子議員) いいです。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

さくら教室は、今までは月2回の実施でありましたが、来年度は週1回として実施ができるようにと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番 (渋谷登美子議員) 今現在のさくら教室というのは親が送って行って、親と一緒に過ごして、お弁当も食わずに帰ってくるという形ですけれども、そうではなくて、一定の時期にたった、1か月、2か月は仕方がないと思うのですけれども、親御さんから離れて1週間に一遍は子どもたちだけで生活するという時間帯は取れるのかどうか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 現在計画しているところでは、具体的にお弁当を食べてということではございませんで、さくら教室は通常の園運営に加えて実施しているため、その担当する教員は会計年度を含め2人で行っております。また、その会計年度に関しては預かり保育をメインとした職員を配しておりますので、長い時間というのが少し難しいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番 (渋谷登美子議員) 私は、もう来年度ぐらいは3年保育を実施しないと、多分町立幼稚園というものが消滅していく危険性は本当に高いなと思っています。ですけれども、公立の幼児教育機関というのは公共財として絶対に必要なものであって、

ほかのところではなくしていく傾向がありますけれども、公立幼稚園、公立の幼児教育機関というのはまず必要だと思うのです。その点についての考え方を伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員さんおっしゃるように、私も公立の幼稚園、公立の幼児教育施設は必須だと思いますか、大変必要であると思います。しかしながら、今の傾向としましては、先ほど金子次長のほうから答えさせていただきましたように、現在県内の国公立幼稚園は42園、うち1園は休園ですが、私が園長をお世話になっていた平成23年は62園ありました。したがって、この10年間で20園、公立幼稚園がなくなっております。この辺については議員さんと同じく、少なくとも嵐山幼稚園はなくさないで存続させていただきたい、また存続したいというふうに強く私も思っているところでございます。

3年保育につきましては、その上で、できればさらにいいという認識であります。先ほどご指摘いただきましたように、1クラス減になりますので、職員は1人余るといようなお話ございましたけれども、現在本採用職員は4人おりまして、そのうち1人が主任、つまり小中学校でいう教頭先生の立場で全体を見ております。そうすると残り3人で、1人は会計年度任用職員が担任をさせていただいています。これについてはやはり子どもの教育に責任を持つていく立場ですので、できれば本採用の職員が担任をするというのは一番望ましい形です。したがって、恐らくこのままでいきますと来年3クラスになりますので、今の体制でちょうど本採用の職員が全てのクラスを見れるという状況になります。したがって、来年度については職員で余裕ができるという状況ではございません。ただし、この状況は恐らく再来年度も続いていく、つまり今年3歳児が86人ですけれども、町内の子どもたちが、86人のうち23人が嵐山幼稚園を希望していただいていますけれども、来年は77人です、全体の母数が。そうしますと、恐らく来年の募集でも1クラスになるのではないかなという、そういうふうに心配をしております。その時点では、やはり何らかの対応が必要なかなというふうに現在は考えているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） いろいろな民間保育園というのは、今現在プレ3歳児保育

というのですか、3歳になったら幼児教育に行って、それが無償化になるのかどうか分かりませんが、そういうふうな形になっています。そうすると、嵐山町で3歳児に対して手厚くしていかないと、また保育園に入る方もたくさんいらっしゃると思うので、そうすると3歳児も町立幼稚園がやっていけない状況であると、それは自然消滅というか、だんだん、だんだん、今回のクラスが22人で、その次は年長さんも22人だから、50人もいかない教育体制になっていくと思うのです。1クラスでも構わないのですけれども、町立幼稚園はとにかく存続させるというふうな前提でやりますと、さくら教室が週に1回で、お弁当持ってくるか、こないかはともかくとして、今の現状ではなくて、少しでも幼児教育機関につながるような形に持っていけないといけないと思うのです。それは1人の方、プラス2人ぐらいの先生がお手伝いすることで週に1回でもできると思うのですが。その方たちは、幼稚園バスを使っていないわけです。ですから、そこに関してはその心配はないわけですから、なるだけ幼児教育を機関として存続させる方法というのは必要で、今の形でやっていくのではなくて、もう少し幼児教育機関として指導というのですか、親と離れた形を幾つかつくっていくとか、お弁当を食べてみるとか。お弁当は給食ではなくても今の段階では構わないと思うのです。そして、来年度は3歳児に持っていけるような方法を考えていかないと、私はかなり難しいと思うのです。公立幼稚園がなくなったとしても認定こども園になったところもあると思うのです。そういうふうな形で変化していますけれども、嵐山の場合は民間の保育園があるわけですから、認定こども園というのを考えていくと、今の現状でそれぞれの経営を考えると難しいかなと思うので、公立幼稚園の3歳児保育をある程度充実していく。そのためには、これそれほど予算はかからないですよ。トイレのドア、教室内の水栓やロッカーの設置、床材クッションマットの改修というふうな形のものにはそれほど予算を使わないと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。これに関してまで予算を削減する必要はないと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員さんおっしゃるように3歳児教育は大事だと思いますし、さくら教室を充実させていながら3歳児保育につなげていくという今のスタンスですが、この程度のも

のであれば大きな予算を必要としないわけですので、その辺は先ほども申し上げましたように、来年の募集の状況も考えながら、やはり3歳児保育につなげるために、さくら教室を充実するにはどのような方法がいいのか。現在遊戯室でやっているのです。それを今度毎週やることになりますと、当然在園児も遊戯室は非常に貴重な保育の場なのです。それが今度毎週一定の時間、午前中ですけれども、さくら教室に占有という形になりますので、その辺の施設の使い方も含めて、あるいは議員さんご提言のように一時親に離れる。つまり1回親に帰ってもらう。そして、その間を保育して、そしてまた一定の時間に迎えに来る、あるいは現在もバスに体験乗車とかというのは今のさくら教室でもやっていますけれども、体験の給食ですか、そういうことも可能なかどうか、その辺もさくら教室の充実という点では研究できればなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 教室は1クラスあるわけですね。だから、そのところでさくら教室をしながら一緒にやっていくという方法も考えられると思うのです。子どもさんがどの程度さくら教室に集まってくるか分からないですけれども、それほど多い人数ではないと思います。なので、何としても、来年度の10月からですか、3年保育もできるような形で、3年保育の募集もできるというふうなことを、その3年保育も試行的な3年保育でもいいかなと思うのです。私はこういうことを言いたくないのですけれども、これほど嵐山町は幼児教育を小さなものとして考えているずうっと自治体ですから、そうではない形に持っていくにはすごく時間がかかると思うのです。ですから、来年度の10月には試行的な3年保育の幼児教育ができるというような形で、この4月からのさくら教室を考えていく方向が取れば良いと思うのですが、いかがでしょう、町長。では、2人でいい。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答えさせていただきます。

まず、さくら教室1クラス余るのでそちらでというようなご提言、それ私も考えて幼稚園のほうにも話ししましたら、ちょっとあの保育室では親も一緒に今いますので、しかも遊戯室にはさくら教室へ集まってくるまでの間に、待っている間にも保育して

いるのです。そのときに積み木であるとか絵本であるとか、いろんなのが遊戯室に置いてあるのです。したがって、遊戯室はそういう意味ではさくら教室やるのに非常に格好の場所で、それを今年年少さんが1つ空いたからそこにというのはちょっと無理あります。

それから、来年度の募集に関して試行的にということですが、それは4月からの、実際には5月のスタートになると思います、毎週やるのは。その状況も見ながら、どんな形で再来年度、さくら教室にするのか、3歳児にするのか、その辺は実際始めてみてどんな課題があるかというのを精査しながら、また研究してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

渋谷議員のほうから幼児教育の重要性、これは奥田教育長のほうからも明快にご答弁いただきましたけれども、私自身も全く同じ考え方であります。大変重要でありますし、嵐山幼稚園が一日も長くしっかりと教育が受けられるような状況で維持していくというのが一番の主眼であります。そういう中で、来年度に関しましてはさくら教室の充実、これは今までの回数の約倍ですね、月2回から週に1回というのは。これ相当踏み込んだ形で幼稚園のほうも考えていると思います。では、何でそういうふうには、皆さん多分幼児教育の重要性を否定するところはないと思うのです。しかし、たった10年間のうちに何で20園もの多くの園が閉園になっているか。そういう状況を考えたとき、ではこういった自治体は幼児教育を果たして軽視していたのかどうか。そういうことではないと思うのです。やはりそういった一つ一つの自治体だって継続をしていきたい。しかし、いろいろな状況の中で、例えば幼児の数も減っていく、財政的な負担も大きい。そして、またさらに今回国のほうでも8%から10%に消費税を上げた。そういう財源を使って、それで幼児教育を無償にするのだと、ぱあんとやってくれた。町にもどれだけの支援が来るのかなと。公立の幼稚園に対する支援と、私立の幼稚園に対する支援が全く違うという。多分そういうことも国のスタンスを見て、そして廃園に踏み切った、そういった自治体も数多くあろうかなと思います。ただ、冒頭申し上げたように、私もこの嵐山幼稚園は1年でも長くやっぱり存続していくべ

きだというふうに思いますので、そういったことは、来年度のあれですね、募集に関して検討してくださいという。来年度というか、来年の……

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光町長 ですから、それは今奥田教育長が言われたように私自身もしっかりと精査させていただく中で判断をしっかりとしていきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 気候変動の対応についてです。

11月12日に閉会したC O P 26では、産業革命後の気温上昇を1.5度に抑えることが難しいと不安視される状況にあります。嵐山町で行う次年度以降の対策、予算への反映を伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 質問項目5につきましてお答えいたします。

イギリスで開催されましたC O P 26では、気候変動の対応として地球温暖化に対処するために、気温上昇を1.5度に抑える努力目標が世界共通目標に強化されたことは大変な成果であると考えています。気候変動の対応に向けた町の取組としては、町民の意識や行動をどのように変えていくのか。そして、これまで行ってきた省エネやC O ₂削減意識の醸成や森林の保全整備などを継続して実施していく地道な取組を着実に進めることができるようにしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 環境省のホームページを見ますと、11月30日でゼロカーボンシティの表明は492自治体。そして、人口にしますと1億1,272人で、88.3%の人がゼロカーボンシティの対象になっている国民になります。10月30日に桶川市がゼロカーボンシティを宣言しました。今年の2月12日、小川町がゼロカーボンシティを宣言しています。私は、まず最初にゼロカーボンシティを宣言することが一番大切だと思っているのです。それからではないと具体的な取組にできないのが環境省の予算にな

っています。今回嵐山町ですごくよいなと思っているのは、4月1日からごみ焼却をしないで、ごみ発酵という形でごみの処分が変わってきています。それは非常に重要なことだと思っているのです。そのことに関しても、もう既に嵐山町ではゼロカーボンシティの宣言ができるような状況になっているのではないかと思います。けれども、ゼロカーボンシティの表明をするためには環境省と具体的に話し合えというふうなこともあります。その点についてはどのような形で行われていくのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

ゼロカーボンシティの宣言というのは大変重く受け止めておまして、その必要性というのは十分感じております。現在そのゼロカーボンシティ宣言に向けて作業を開始するところでございます。まだ入ってはいませんが、これから入る予定でございます。ですので、議員さんがおっしゃるとおり、そのような環境省との打合せもろもろ、これから進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私は小川町がゼロカーボンシティを2月にやっていたということで、小川地区衛生組合全体でごみを焼却しないでごみ発酵という形になってきますよね。なので、嵐山町も含めると、小川地区衛生組合管内の自治体5町村で一緒にゼロカーボンシティ宣言をするということはいいかなと思っているのです。そうすると、地域の循環型社会をつくりやすいかなと思っているのですけれども、その点についてはどうでしょうか。小川地区衛生組合管内で市町村がやっていく。ほかのところでも自治体の組合で一緒にやっていくというふうな、日高とか入間とか、そういうふうなところでやっているのです。それでやっていくのは、私はこの比企地域というか、小川地区衛生組合で循環型社会をつくり上げていくのにはいいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

小川地区衛生組合5か町村一括して宣言をというご提案でございますけれども、その辺のお話のほうは、私も担当課長の小川地区衛生組合管内協議会の中で、まだそのような話は遡上には上がってはおりません。ですので、小川町さんももう先行されてやっている、そういう状況もございますので、その辺は各町村にそのような考えがあるかどうかというのは打診をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私、小川地区衛生組合のごみの搬入ですか、それについてはいろんな形でできるので、それについても併せると、それからし尿処理についてもそれができると思うのです、小川地区衛生組合でやっているところで。これはすごく重要なことであると思うので、これは嵐山町だけではできないので、ぜひそのような形の取組をしていただきたいと思いますが、町長、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

前回の議会のときでしょうか。IPCCのほうの報告書が出たということで、そういうご指摘をいただきました。それで、私もその内容を見たときに、これはもうかなり踏み込んだ、確実にCO₂というのが温暖化に影響を及ぼしているということが科学的にも実証されつつあるというような結果でありますから、全地球的に衝撃が走ったと思います。そのときに私はゼロ宣言に関しては、この後1月にも第2の報告書が出る、あるいは来年の6月には第3の報告書が出るという中で検討していくというふうに答弁をしたと思うのですが、その後国のほうの方向性あるいは世界的ないろんな取組を勘案する中で、これはもうちょっとスピードを上げていかないといけないということで、担当課のほうに、できるならば今年度中にぜひゼロカーボン宣言を達成できるようにすぐに作業に入っていただきたいというような指示は出してあります。ですから、まずそれをきちんとやる。

あと、小川地区衛生組合のほうに関しては、これ嵐山町だけでは当然できませんので、そういったお話をするということが可能かもしれませんが、ただ全部が全部そういう形でできるかということはなかなか難しいかもしれません。それはもう相手のあることです。ですから、少なくとも嵐山町においてはそういった状況をし

っかりと捉える中で遅滞なく進めていきたいと思います。もちろん実質的にはどこまでできるか。嵐山町の規模に合った形でやる。また、ただいま渋谷議員のほうからも助言がありましたけれども、この焼却からこういった形でオリックスのほうに変えるということだけでも十分貢献しているのではないかというような助言もいただきましたので、十分に参考にさせていただく中で取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、私答弁者に副町長もお願いしていたので、副町長としては、こういったことに関して、先ほどの町長の話では本年度を目標にという形で、あと3月までしかないのですが、具体的にはどのような形で進められるか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

先ほど町長が答えたとおりでございます。町長から既に指示が出ております。したがって、今年度中に何とかできるように私もしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

中学部活動の在り方についてです。中学部活動は、制度上はやってもやらなくてもいいものです。これは2020年からそうなっていると思うのです。ですけれども、学校文化として、教員にとっても生徒にとっても影響が大きくて、過熱と強制があつて非常に厳しいものがあると思っています。教師の働き方にやりがいがあるという方もいらっしゃいますけれども、一方で、長時間労働で教師の負担が重いという人もいらっしゃいます。部活動の問題は嵐山町では教員の労働実態として、保護者期待と教員の部活動の負担と生徒の心身の安全、専門教科指導への影響についての課題把握について伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

不破教育委員会事務局指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えさせていただきます。

質問項目6につきましてお答えいたします。

現在、嵐山町立中学校に係る部活動の方針に従い、平日は週4日以内で2時間程度、土日はどちらかで3時間程度（大会等を除く）を徹底しております。また、朝練習を冬場や大会前のみとしており、教員の働き方改革はここ数年で大きく改善されてきております。また、多くの部活動が2人顧問制、3人顧問制を取っており、連携しながら指導に取り組んでいることから、教員も計画的に授業準備を行っております。今後も短時間で部活動による教育的効果を生み出せるよう、県保健体育課の研修、ICTの活用、外部指導者の確保や連携に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは昨日の埼玉新聞なのですけれども、「ボランティアら、週末の部活動を指導 学校外部の人材に委ねる「地域部活動」という形の記事が載っておりました。私もこの地域部活動という形に移行していくほうが子どもにとってもいいのではないかというふうに思っているのです。教師にとっても、子どもにとっても、嵐山町の文化全体にとってもそのほうがよいかと思うのですけれども、それについての考え方はございますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 地域の方に指導者になって、あるいは地域で現在の学校の部活動の代替できる制度をつくるということは、もう国がそういうことを実際に進めております。したがって、学校としてもそういう制度が充実してくれば、当然そういうふうに移行していくのは一番いい方法だと思います。ただし、この問題についてはもう既にこの動きというのは十数年、生涯スポーツへの移行というのは続いておまして、なかなか難しい課題が多いです。したがって、地域でやっていると、今度指導料の問題だとか何かそういうものも発生しますし、指導者と子どもたちとの関係とか様々複雑な問題があります。ただ、今既に外部指導員という形で、教員がうまく指導できないところを指導していただいている制度も町にもありますし、県にもございます。当面そういうものを活用しながら教員の負担軽減、さらには子どもたちの意欲と、それからニーズというのでしょうか、そういうものに答えられるような部活動にしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） スポーツ庁でも出しておりますし、それから文化庁でも地域部活動推進事業というふうな形で出していて、それぞれに補助金がありますよね。それについて私は積極的に公募するべきではないかなと思っているのです。というのは、親御さんの部活動に対しての期待というのが大き過ぎて、教員も大変だし、それに対して生徒も応えなくてはいけない。それは結構厳しいものがあって、そうではない形にしていきたいと思うのですが、具体的にそういうふうなところに手を挙げていく。これは嵐山町で手を挙げていくのは町内の学校2校ですから、それに手を挙げていきながら試行していくというのは必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 渋谷議員に申し上げます。

一般質問残り時間5分を切りました。

それでは、答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 もちろん国が進める制度について利用できるものは大いに利用していきたいと思います。嵐山町の部活動が果たして国の目指すような、地域スポーツの推進事業が円滑にできるような、そういう状況があれば積極的にその制度は取り入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） むしろ積極的にするように形を変えていく、そういうふうな働きかけが必要だと思うのですが、現状で、例えば土日の部活動は地域の推進員という方たちをお願いして、それに対してしっかり報酬を支払っていく。そして、学校、平日の週に4日ということだったのですけれども、週に4日もする必要はないのではないかなと思うのです。それはもう少し改めていって、それで部活動を担当する教員の方と、それから外部の指導員の方がうまく連携できるような形に持っていく話合いの場というのか、そういうふうな協議会というのはできないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 現実的には大変難しいと思います。というのは、保護者、生徒の要

望が非常にやりたいという子どもあるいは先生が基本的に多くいらっしゃいます。一方で、やりたくないという先生もいることはいるのですが、義務でやらざるを得ないということもあります。幸い嵐山町2校ありますけれども、2つの部活動の顧問の先生はほとんど専門の先生が今配置されています。これは非常に恵まれています。専門でない、あるいは自分は本当は陸上専門なのだけでも剣道をとという方もいらっしゃいますが、そこは外部の指導者がきちっとやってくれています。したがって、子どもたちにとっても、先生にとっても非常に円滑な形で今進んでおります。これが4日やらなくていいということになると、あるいはやるなということになると、これはまた違った問題が出てきます。コロナがはやったときに大分練習を制限をかけましたけれども、そのときにも学校、子どもたちからもっとやりたいという声は多く上がっていますので、この辺は子ども、保護者、教師、それぞれの気持ちの問題もありますので、一律に何日とか時間を制限することは難しいというふうに理解しております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私、部活動に関していろいろな資料を読んだのですけれども、まず同僚の期待、それから管理職の期待、それが一番大きいみたいです。それと保護者期待。そうすると、やはり子どもの自由時間というのがなくなっていく、私もそれが一番気になっているのですけれども、その点で中学生の一番心身が発達というか、物を考える時期に部活動で占めてしまうというのは問題が多いかなと思っているのですけれども、その点についてはいかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 確かに子どもたちの生活のかなりの部分を部活動が占めているというのは事実あると思います。したがって、子どもたちも疲れとかあると思いますが、一方で非常に大きな教育的効果もあることも事実です。基本的にはやはり全国大会がなくなると、なかなか現場の学校の部活動というのは難しいかな。それがなくなってしまうと、基本的にはあまり、今ほど部活動に過熱するということはないかなというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 藤 野 和 美 議 員

○森 一人議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号9番、議席番号4番、藤野和美議員。

初めに、質問事項1の子育て支援についてからです。どうぞ。

○4番（藤野和美議員） それでは、議長よりご指名をいただきましたので、4番、藤野和美でございます。質問をいたします。

第1番目ですが、子育て支援について。コロナ禍での出生数は、令和元年が78人、令和2年が67人、令和3年は72人、これは見込みですけれども、と低下している。今後子育て支援をどのように取り組んでいくか、以下の点について質問します。

(1)、経済的支援は。

(2)、一時保育や育児相談など、ケアの分野での支援は。

(3)、公園の整備など遊ぶことのできる場所づくりでの支援は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)(2)について、前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、質問項目1の(1)につきましてお答えをいたします。子育て世帯への経済支援については、今までも町単独事業として、子ども医療費の小学生及び中学生分を負担しており、令和2年度実績で約2,360万円となっております。保育料につきましても、嵐山町では国の基準額よりも低い金額を定めており、令和2年度の実績で約1,525万円を負担しております。また、今年の10月からは子ども医療費の支給対象を18歳まで拡大して支援しております。引き続き子育て世帯の経済的負担軽減を図ってまいります。

次に、質問項目1の(2)につきましてお答えをいたします。

一時保育や育児相談などのケアについては、一時預かり事業やファミリーサポート事業において一時的に子どもを預かり、育児の負担軽減を図っております。また、育児相談については、嵐丸ひろば、子育て広場レピ、就学前の相談を健康いきいき課、また子ども家庭支援センターb&gらんざんでは、就学後の子育てに関する様々な相談を受け付けております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(3)について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1の(3)につきましてお答えさせていただきます。

公園の整備については、コロナ禍にかかわらず、アンケートを取得すると必ず要望される内容です。第6次嵐山町総合振興計画策定における住民意識調査においても、「公園・子どもの遊び場」の満足度は19.1%であり、不満度は35.3%という結果になっております。自由意見においても、公園の整備は19件出されており、「公園の維持管理の充実を」や「大きな遊具と駐車場があるしっかりした公園」という要望が出されております。また、コロナ禍において新しい生活様式を心がけながら、公園の積極的利用も促進され、現在公園トイレの大規模修繕工事の予算をいただくなどをしていくところでございます。

公園についての課題は除草などの維持管理です。町の公園は都市公園などの町管理の公園と、地元が管理する児童公園があります。町管理の公園の除草については、委託により年2回以下となっており、それでも草が繁茂している場合は職員が対応しているところです。また、嵐山まもり隊の方々の協力を仰いでいる箇所もあります。児童公園の遊具については町が管理しておりますが、予算の範囲内で修繕や撤去等を行っております。いずれにしましても、公園の適正な維持管理や遊具の充実はコロナ禍においてますます重要になったと認識しているところではあります。しかし、そのさらなる充実には財政的な面など大変厳しい状況です。除草等の維持管理については、引き続き地域の方々の協力を仰ぎながら対応してまいりたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 子育て支援については、佐久間町長も就任以来、この分野については非常に強調されていると。私もこの問題については危機感を共有しているところでもあるわけですが、その中でまず経済的支援の問題です。この間、新型コロナの関係で国からの臨時交付金等、それから篤志家の方からも寄附もいただいで、いろんな形で支援を行ってきているというところであるわけですが、この中で一つ考えなくてはいけないと思うのは、特に出産から育児、ゼロ歳から1歳、2歳、やはりこの大変な時期、非常に頑張っている。この方々への支援が一般的な子ども子育てというだけではなくて、この方々への手厚い支援が改めて私は必要なのではないかと考えているところなのです。出生数がどんどん下がってきていると。平成30年は87人だったのです。要するにどんどん減ってきている。この要因については、これをどういう形で克服していくかというのは、これは簡単に答えが出ることもなくて、一つの手で全てが解決することでもないわけですが、ただ、一つの大事な視点は、やはり子どもは町の宝だと。個々の家庭の親御さんだけで頑張っていたということではなくて、安心して子育てをできるまちづくりであれば、町やそれから社会、地域も含めて子育てを応援していくと。このことが一つの大前提として必要なのではないかと考えているわけです。ほかのいろんな成功している例を見ても、このことが非常に重要だというふうに改めて思っているわけなのです。そういう意味では経済的支援、今の答弁以外にも学校給食費の無料化とか、第2子半額とかという形で今年度から踏み込んで施策をされているわけなのですが、やはりこれがさらに、例えば出産された方へのお祝い金とか、それから育児応援の様々な、例えばほかの自治体ではおむつ分とか育児用品の支援をしているとかいう形で行っているわけなのですが。これが臨時的対応だけではなくて町として支援をしていきますと。金額の多少はいろいろありますけれども、やはり恒常的なものが必要なのではないかと考えているわけなのですけれども、それについてはいかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 藤野議員さんがおっしゃるとおり、いろいろな財政的な支援が必要だということは重々承知しております。嵐山町でも先ほど答弁させていただいたように、様々な面で既に財政的な支援を行ってまいっております。経済的支援、ほかにも出産のお祝い金ですとか、そういった子育てに関わるおむつですとか、そういったも

のの支援というのを他自治体でやっているようなことも承知しております。嵐山町におきましてもそういったことを承知しておりますけれども、財政的なこともございますので、そういったものを勘案しながら引き続きどういった支援ができるかということでは常に考えていきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 予算の問題当然ありますけれども、例えば昨年度は定額給付金の新生児について実施をしていただきました。ただ、その金額を結果として1人10万円をほかの方と同じように出して、給付を施策をして、これは町の単独事業でやったわけなのですが、予算的には結局600万ちょっと、たしか670万ぐらいですか。ですから、1人の方10万にしても予算的にそんな莫大な予算では実はないのです。ですから、町としてのアピールをしていく、子育てを応援していく、一番大変な時期にお祝金、そういうものがそれほど予算的には多額の2,000万、3,000万が必要とはしていないと。これはある意味町の姿勢として子育て応援をするというのであれば、十分にできる金額ではないだろうかというふうに思うわけなのですが、それについては町長はいかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

藤野議員さんがおっしゃったとおり、子育て支援に対して経済的な支援、これは本当に大切だと思います。今までのアンケートを見ても、断トツでこの部分が、出産というよりも、1人いるのだけれども、2人目を考える、あるいは3人目を考える、それ以降のことも考える。そういったときに何で二の足を踏んでしまうのか。やはり経済的な支援というか経済的な不安があるということはもうはっきりしていますので。ですから、私もそういったことを踏まえて、今幾つか藤野議員のほうからもご紹介いただいたように、今課長のほうからも小学生、中学生の子ども医療費で2,360万、それからあとはいろんな保育料にしても1,525万、約3,900万、これは今までやってきたところですね。そういうこととは別に、給食費にしても2子から半額、それから3子以降は全て無料ということでかじを切らせていきました。これも今までも多くの議員の人たちがそういったことを提案したわけですが、真っ二つに議論が割れてい

たわけです。自分の子どもの食べるものだろうと、それぐらいは自分でどうにかしなさいよというような考え方も非常に強い。ただ、私もそういうことは分かるけれども、今は若い人たちの貧困ということも大変大きな問題になっている中で、やはり昔の経済状況、それからあとは、この状況から経済が上向いていく、そういった国挙げての経済状況と今のような形では全く違いますので、そういったことを踏まえると、そのことだけで私はけりをつけてしまうということはいかがなものかなという中で大きくかじを切らせていただきました。また、10月からは18歳まで医療費も無料にすると。それからあとは、国保に関しては、3人目以降の均等割を全て無料にしたということもあって、まだ1年しかたっていないので、その中でそれだけのことを皆さんのご理解をいただく中で実施することができた。今後もそういった方向性で財政規律をしっかりと守る中で、やれることはないだろうかということで私もしっかりと考えていきたいと思えます。

そういう中で今ちょうどコロナ禍ということがありますので、そういう中であってもこの定例会の中で後ほど補正予算の中でも組ませてもらいました。国からのそういったいろんな交付金があっても、これは何に使いなさいということないのです。しかし、そういう状況がありますから、やはり子育て支援に使っていかうということで、嵐山町独自の判断をさせていただく中で、1人のお子さんに対して1万円ずつお届けをさせていただきたいということで皆様方にこの後にご議論をいただくようになっております。財政的なことで600万円、700万円だから大したことないではないかという考え方も確かにあります。しかし、それと同時に少し長期的な展望を考えていくと、学校の再編、これ一つ取っても何十億というお金がかかっていくということは目に見えているわけですね、実際にそれがスタートしたとなると。ですから、そういったことも同時に頭に入れながら、でもそういった財源が見出されたときには優先順位を上げて取り組んでまいりたいと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 町長今おっしゃるとおり、これは自己責任、子どもは自分の家庭で頑張ってくれという自己責任論から社会が応援していくと、町が応援していくのだというふうに大きくかじを切ったということは、私は大変評価しております。ですから、その姿勢の中で、また次年度の予算も含めて頑張ってください、そ

の辺は注目しております。ぜひよろしく願いいたします。

それから、次の2番なのですが、ケアの問題です。財政的、経済的支援も当然ですけれども、やはりケアの問題、相談するだけでも随分気が楽になるとか、それからちょっと用ができてしまったのだけれども、預ける場所がないとかという、その場所があれば、随分助かるというケアの問題というのも非常に大きいのだなと思っているわけなのですが。例えばお隣のときがわ町なんかでは年間36時間無料保育チケットというのを出して、これは理由関係なく預かってもらう、そのチケットをお配りしているというサービスということもしております。ですから、そういう意味で一時保育、日頃預けていないのだけれども、ただ病院に行かなくてはならない。ご自分が病院にという場合の預け先とか、ここがやっぱりフォローがしっかりしていれば安心して子育てができるということもあろうかと思うのです。ただ、嵐山町の場合は公立がないもので、ほかの自治体見ると、結構公立保育園とかという形でその辺をフォローしているという例はありますけれども、嵐山町の場合は当然民間の保育園さんですから、その辺はちょっと難しいところもあろうかという等々もいろいろありますけれども、その一時保育の充実についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 一時預かり事業というのが国の制度でございまして、実は令和2年度までは東昌保育園さんでやっておりました。施設の老朽化等いろいろございまして、令和3年度から、今年度からは若草保育園の小規模めぐみのそののほうで引き続きやるということで事業を展開しております。大体東昌保育園さんでやっていたときは、定員が12名。それも当初は6名だったのですけれども、保育の需要が増えてきて12名ということでさせていただきました。今年度からは、めぐみのそので6名定員です。これは一番ピークだったのが、待機児童が多かったときが一番ピークで年間1,200名ぐらいありましたので、1日6名は難しいというところがございしましたが、現在令和2年の実績から見ますと、待機児童も減りまして、大体1日の預かっているお子さんが3～4名というところで推移をしているところでございます。一時預かりにつきましては、理由のいかんにかかわらずお預けいただくことができるということでございます。料金につきましても1日2,500円ですか、定額で預けることができるということで事業のほうを展開しております。また、一時預かり事業でカバーでき

ない部分につきましては、先ほど答弁でもお話ししましたけれども、ファミリーサポートセンター事業のほうでお預かりをしているという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、今のところ認識としては、一時預かり保育については大体需要等を含めては足りているというふうな判断でしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 需要と供給のお話になりますが、子ども支援事業計画が町にございまして、その中で5年間のニーズ等を調べさせていただきまして、そのニーズに従って供給を取っていくと、施設をつくるなりするということでございますけれども、その中では一時預かり事業につきましては、おおむねニーズを満たしているというところで推移していますので、今後につきましても今の状況で引き続き事業のほうは展開させていただこうというふうに思っております。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、施設的にも需要、供給も含めてバランス的には今のところ大丈夫だろうという判断だと思うのです。そうしますと、例えばときがわのほうでやっている年間36時間無料保育チケットとかいうのを出して安心していただくということは十分可能ではないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 チケット制、私の記憶も定かではないのですが、県の制度で3キュー子育てチケットというのがございまして、県の補助金を活用した、その3キューチケットの中には保育サービスですとか、そういったものにも使えるような条件があったと思います。そういったものを活用してそのチケットを発行するというところでやられているのかな。ちょっと記憶定かでないのですが、そんなお話を聞いたこともありますので、そういった面では嵐山町は県のその3キューチケットを使えるという事業が少ないところがございますので、新たなそういった事業展開も必要なのではないかなとは考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは36時間保育チケットというのが全部使う方もいらっしゃるでしょうし、全然使わない方も当然いらっしゃる。ある意味安心保険、それがあることによって何かあったときに使えると。精神的な安定にも私はつながってくるというか。ケアの問題は安心だと思うのです。何かあったときに相談に乗ったりとか預けることできる。日常的にある場合とは別に、そのためのセーフティネットとして、そういう一つの仕組みをつくっておくと、そこが私は大事ななと思うのです。ですから、そういう意味での一種の保険というか、安心のためのものとして、私は検討していただいてほしいと思うのです。それについてどうでしょうか、再度。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 藤野議員さんおっしゃるとおり、そういった面ではそういったチケットを使って気軽に預けられるというのは非常に必要なことだと思いますので、ぜひ先ほどもお話ししましたけれども、県の制度等がございますので、そういうのが活用できればぜひ検討していきたいと思っています。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） もう一つ、私ちょっと懸念しているのは、いろんな条件の人、状況の人が当然いらっしゃると思うのですけれども、例えば出産された方とかについては全員のフォローなり相談はされていますでしょうか。カバーしているというか。そういう意味での漏れがないのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 出産後のケアとなりますと、子育て支援のほうの事業としてもございますが、嵐山町として今健康いきいき課の母子保健のほうでやっていますこんにちは赤ちゃん事業という、生まれて3か月ぐらいの間に全家庭を訪問してサポートする事業がございます。これは多分100%の率で訪問されていると思います。私のほうで数字は持っていないのですけれども、そういった事業を町としては健康いきいき課のほうでやっていますので、生まれた後のケアについては母子保健のほうで対応しているというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは、それぞれの方が子育てを非常に苦勞されながらやっ
ていらっしやる。ですから、情報網というのですか、役場からの連絡とかフォローも
含めて、これについては全員やっぱりフォローをされていないといけないことだと思
うのです。ですから、それはメールもしかり、当然お手紙もしかり、訪問もしかりと、
いろんな方法を取りながらと思うのですけれども。ですから、それがひとつ、各課の
担当が当然ありますから、担当課の中での連絡事項ということになってくると思うの
ですけれども、ただそれは町として考えますと、やはり各担当課の範囲内での連絡網
というだけでは、今国でもこども庁という話も出ていますけれども、やはりその辺を
総合的に一人一人の方しっかりとフォローするという、そのことが非常に大事ななと
思うのです。これは町長のほうからそれについてはどうでしょうか。課を横断すると
いうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えします。

今藤野議員さんからお話をいただいたシステム、熟知しているわけではないので、
どうかなと思いますけれども、これはお子さんを出産をされる、あるいは妊娠をされ
た時期からもちろんそうですけれども、その時期時期によってやっぱり必要となるも
のも違ってくるのかなというふうに思いますので、今提案されたようなことが必ずし
も一番いいやり方かどうかというのは検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） いずれにしましても、お一人の方も取り残すことなく、しっ
かりとフォローを様々な局面局面で、ぜひそれについては留意してやっていただきた
いと思います。

それから、3番のところなのですが、これは答弁の中でいろんなアンケートの中で
大きな遊具と駐車場があるしっかりとした公園という要望があるというお話がありま
した。いろんな方で小さいお子様を育てている方からお聞きしますと、実は大きな遊
具ではなくて小さな遊具、例えば1歳児とか2歳児の方が、これを安心して遊ばせる

場所が少ないという要望が実は逆にあるのです。大きな遊具も当然必要なのですけれども、実は嵐山町でちょっとその辺が、私もはっと思ったのですけれども、小さな遊具、この視点がやっぱり不足しているかなと思うのです。ですから、やはり小さなお子様を安心して遊ばせることが、これはある意味子育ての中には決定的なところがあると思うのです。それは図書館でありなんかもあるでしょう。外で遊ばせたりとか、そのときに公園が例えば草ぼうぼうで遊具が壊れているとか、さびがある。大き過ぎて逆に危険になってしまうというケースも当然あると思うのです。ですから、それについての視点というのはどうでしょうか。小さな遊具ですかね、小さいお子様。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

町では近年遊具を設置しているという状況については、平成25年、26年、27年度から駅西公園とフィットネス21パークにおいて遊具の設置の工事をしております。フィットネス21パークでは、3歳から6歳児の遊具と6歳から12歳児の遊具、そして健康遊具というのを整備させていただいておりますので、3歳から以上の遊具を。ただ、数が限りがありますので、3歳から6歳も2施設とか、そういう形で遊具を設置させていただいております。駅西公園については、これも遊具を設置させておまして、こちらは小さい船があって、それはかなり低年齢児でもできる遊具でございますので、1か所はそういう遊具があるかなというふうには認識しております。ただ、何といたっても、藤野議員さんご指摘のとおり、そこがあっても草が生えていなければあまり意味がないものでございますので、草刈りが一番の課題と。ただ、遊具については数は限りありますけれども、一応全年齢型には1～2遊具ですけれども、整備をしている状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 公園に都市公園と児童公園があるということで、小さなお子様を遊ばせるときにどうしても近場、そうなる児童公園になってしまうと。児童公園の場合は地域の方の協力を得て整備という形になってくると。ところが、なかなかこれが、地域の方がそこまでフォローし切れるかという現実的ではないわけです。設備は町がやると、管理は地域の人と。これになると非常に難しくなってしまうと、

私の住んでいる周りでも児童公園であるべきのが放置状態になってしまう。でも、ある方から聞きますと、自分の子どもはあの公園で遊ばせていたのだという方もいらっしゃいます。でも、今その状態も草ぼうぼうで遊具もさびてというか、非常に危険な状態になっていると。ある意味放置されている状態です。ですから、そうなってくると、この嵐山町の中で子どもさんを遊ばせる場所ができるというのは大きく言えば2か所しかないということです。だから、これではやっぱり子育てをしていく上では非常に難しい。当然予算の問題もあるでしょう。ただ、一つのポイントは地域の方との協力だと思うのです。地域の方の協力をどのようにいただきながら、これがなしには解決しないだろうと思うのです。ですから、その辺についてはどうですか、地域の方との関係。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

児童公園については、先ほど言いましたように遊具については町が管理させていただいております、年に1回は点検を行っております、修繕できるものは修繕しますし、使うことができないとなれば撤去、それも予算がありますので、予算の範囲内でさせていただいているところでございます。管理については地域の方をお願いしております、基本的に市街化区域の中の児童公園のほうが管理が行き届いているところでございまして、修繕するにもこれを直してほしいという声に来て、状態を見ると多く使われておりますので、申し訳ないですが、そちらを優先して今修繕を行っている状況でございます。地域の方々が管理をして使っておられている公園が頻度が高くて、先ほど言いましたように優先的に修繕等をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) これはほかの町の例なのですけれども、例えばそういう子どもたちが使う公園の中で、手洗い場のところで水道の位置、要するに蛇口の位置です、これが1歳、2歳の小さなお子様が目の前、要するに自分が使えるぐらい低い蛇口の位置をつくっているところがあります。ですから、これはコストの問題ではなくて配慮の問題です。ですから、小さなお子様のゼロ歳、1歳、2歳が遊ぶようになってくると、

まるっきり高さも違うわけです。遊具も違う。やはりその辺をひとつ意識した公園づくりというか、それやっていく必要があると思うのです。だから、フィットネスパークについても比較的年齢の高いお子さんはいいでしょうけれども、小さい、一番遊ばせたいというか、親御さんが当然一緒にするわけですが、そのところがもっとも必要だと思うのです。意識的にこれはつくっていかないと出来上がっていかないと思うのです。それについてはどうですか、再度ですが、その辺のしっかりと位置づけるという意味で。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

公園の管理につきましてもなかなか厳しい状況というか、先ほど言いましたように年2回やっておりますけれども、それでも年間640万ぐらい予算がかかっているところでございます。それでもなかなか手が行き届かない状態で職員の方がやっています。そういうのも含めて。あと、最近では公園の整備というのはなかなかできなくて、そういう配慮したものができておりません。フィットネスは平成8年にこの役場ができたと同時に整備されたというふうに思っていますし、基本的には公園というかフィットネスですので、健康的な面も考えて造られたのかなと記憶しているところでございまして、子どもとかというよりは健康的に生活していただけるような公園という位置づけであったかなというふうに考えているところでございます。今後は藤野議員さん言われたとおり、様々な方が使いますし、そういう方も配慮した公園の整備を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 嵐山町全体は農村地域で自然が広がっている。ある方からお聞きしますと、非常に遊ばせたい地域だと。ところが、遊べる場所がない。これは私思いました。農村であっても、田んぼ、畑があっても自由に出入りができませんので、遊ばせたい雰囲気なのだけれども、実際に遊ばせることはできないわけです。これは我々の課題でもあるのですけれども、小さなお子様が自由に遊ぶことのできるような、例えば田畑、畑とか、そういう場所づくりですね。これは、やはり我々の地域も含めて研究というか、そういうものをつくっていくと。いわゆる整備された公園だけでは

なくて、田んぼや畑でお子様、要するにその地域の子どもさんだけではなくて、もっと広い視野に立って、そういう場所づくりを今後やっていく必要があるかなということも思っております。いずれにしましても子育てされている方の要望、意見をよく聞いて、改善できるものは改善していく、実施するものは実施していく。これは町としてもそうでしょうし、我々もそうです。町民としても、地域としても一丸となってそういう場所づくり、遊び場所づくりをやっていくと、そういう町でありたいなと私も思っております。そういう意味では、町長、その辺について一言もしあれば。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 答えさせていただきます。

藤野議員さんのご指摘していただいたゼロ歳、1歳、2歳、そういったものに特化した公園をつくる。これとっても大切な視点かなというふうに思います。私もぜひそれは実現をしていきたいと思っております。それで、例えば役場の裏のところにフィットネスパークがありますけれども、あそこの場合にはかなり広くて、それで大人の方、それからお子さんでも結構大きい方が遊べるような形になっていますけれども。子どもたちといっても、ゼロ歳から1、2歳までの子たちの動きと、それからもっと大きな小学生の低学年といったら全然違うのです。一緒に遊んでいると、こっちは子はずごく活発ですから、こっちは小さなお子さんを抱えているお母さんはちょっと不安を覚えるとかということもよく聞くのです。ですから、私はある程度年齢も絞った形での低年齢の特化した公園というのはどこか1か所でもしっかりと設置をしていく。そして、そういう中においては、そういった小さい子が中心になって自由に遊べるように、そういうふうに基本的にはしていきたいと思っております。それから、あとはそういうものを整備する上においては、蛇口の位置なんていう本当に目に浮かぶようないい提案だと思っておりますので、そういったものも整備していく上においては、そういったことも含めて検討してまいりたいと思っております。

それから、あとはいろんなところで遊べないかということも多分あるかなとは思っておりますけれども、例えば七郷地区にしては、金泉寺なんていうお寺さんだって、スペースはすごいし、あそこはすばらしいイチョウの木もあるし、子どもたちが遊びに行ったら、あそこの住職さんも本当に大歓迎してくれるかなというふうに思います。それから、私も土日時々役場のほうに来るのですけれども、そうすると家族でみんな

来て、その駐車場のところで自転車の乗り方をみんなで練習していたり。ですから、そういうふうを考えていくと、公園だから遊べる、公園がなければ遊べないという、単純化しないほうが私はいろいろな面で楽しめるのかなというふうに思いますので、整備は整備できちんとやっていかななくてはいけない。ただ、これがないから駄目だとか、幸せになれないとか、遊べないという、その考え方は極端過ぎる傾向に少しあるので、その辺のところはもうちょっとお父さん、お母さん方も柔軟な頭で対応していただけたらと思います。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） では、次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（藤野和美議員） 2番、学校施設について。

(1)、小中学校のトイレの洋式化の現状と今後の対策は。

(2)、小学校の遊具の現状と今後の対策は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

金子教育委員会事務局次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

現在の小中学校のトイレの洋式化の現状につきましては、菅谷小学校42.5%、七郷小学校15.4%、志賀小学校58.8%、菅谷中学校29.0%、玉ノ岡中学校16.9%となっております。トイレの洋式化につきましては、学校はもとより保護者からも強い要望をいただいております。きれいで使いやすいトイレは児童生徒の学校生活において、衛生的で快適な学習環境を確保するために優先的に取り組むべき課題と認識しております。また、災害時に避難所として利用されるものとして、洋式化のニーズも高いと考えております。トイレ改修は今後校舎の改修に合わせて行うことが考えられますが、トイレ単独改修を考慮し、財政の確保や整備手法を工夫しながら、できる限り整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。

現在の小中学校の遊具の現状につきましては、教職員による日常点検のほか、毎年

専門業者による遊具等の点検を実施しており、その結果、機能判定の修繕または対策が必要とされる遊具が菅谷小学校では5種、七郷小学校では3種、志賀小学校では3種となっております。そのうち使用継続不可となっている遊具に関しては使用をやめております。児童の発達段階、利用状況等に応じ必要な種類、数等が備えられていることが必要と考えますが、単独改修を考慮し、学校の要望、財政の確保や整備手法を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 今トイレの洋式化率のパーセンテージをいただきましたけれども、非常にばらつきがこの中ではかなりあると。例えば七小が15.4、玉中が16.9。これは、これまで学校現場から要求があったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

学校といたしましても洋式化は強く望む声がありました。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 現場からの強い要望あったということでございますけれども、それについて、これまでこのパーセンテージにいたという、実施してこなかったというのはどういう理由があったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

一番根本的な原因は、教育委員会で洋式化に関する整備計画がはっきりしたものがなかったというのが一番の原因かと思えます。したがって、各学校から要望があった時点、あるいは障害のあるお子さんが入学していたかどうか、その辺の影響もあってかなり学校ごとに差があります。例えば私が菅谷小学校にお世話になったときには、車椅子の生活している子がおりました。したがって菅谷小学校では、かなり1階部分についてはバリアフリー的なトイレの洋式化も含めてそういう整備を実際教育委員会でしております。したがって、その辺のニーズと計画、その辺がこのばらつきの原因かというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは当然1番と2番がリンクするのですけれども、要望があっても結局計画がなかったということが、メンテナンス計画がないまま要望等とかで対応しながらやってきたということだと思っております。予算の配分でこれは各学校の管理事業の中に当然入ってくると思うのですけれども、例えば平成30年と今年度の予算を比べてみますと、菅小の平成30年は1,629万、それが今年度は1,457万、七小の平成30年1,354万、それから令和3年度は875万、志賀小の平成30年度は1,228万、今年度977万、今年度は当初ですので、9月の補正とかありましたから、それはちょっと抜いておりますけれども。いずれにしても、実はこのくらい減額されているわけなのです。やはり予算そのものが年々減ってきている、管理事業そのものが。やはりこれが直接的な原因、これが非常に大きな問題だと思っております。私がここでお聞きしたいのは、このようなことが学校再編等の計画がありました。学校再編等があることによってブレーキがかかったということはないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

簡単に申し上げますと、全くないとは言いきれないところがあると思います。教育委員会でも今再編の審議会で検討いただいておりますが、基本的にこの再編がある程度見通しが立つまでの間の学校の管理運営についてどういう方針でやっていくかというのは非常に難しい問題で、一つは、今日の前に子どもいますので、目の前の子どもにまずは安心安全、これは担保しなければ、幾ら再編が計画されていようがされていまいが、安心安全は担保しなければいけませんので、最優先課題はそこです。それから、例えば雨漏りやいろんなところがあるのですけれども、10年なりのスパンの中で再編がもし審議会の答申というか、いただいて、そういう計画が実行に移せるとなった場合に、やはりある程度大きな金額をここでかけるべきかどうか、税金の有効な使い道というふうに考えた場合に、非常にその辺はセンシティブな問題があるかと思っております。したがって、取りあえずはとにかく再編とは別に、今いる子どもたちの安心安全を守りながら、そして将来的なあるべき姿をイメージしながら、その中で税金の使い道といいますか、この辺は申し訳ないけれども我慢してもらおうというのは正直あります。

したがって、その辺のさじかげんといいますか、どこまでというのは大変難しい部分
がございまして、要はとにかく安心安全な、目の前にいる子どもたちは大事にしてい
かなければいけないというその視点だけは、やはり財政当局にも強くお願いしてい
たいというふうに教育委員会としては思っております。

以上です。

- 森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時40分
といたします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時40分

- 森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野和美議員の再質問からになります。どうぞ。

- 4番(藤野和美議員) 先日の議会主催の意見交換会の中でも学校の老朽化について
は大変多くの意見がその中で出されまして、改めてその現状を我々も自覚したわけ
ありますけれども、これはひとつ、これが即再編の問題というよりも、これまでのメ
ンテナンスの問題、先ほど教育長がおっしゃいましたけれども、やはりほかの自治体
の中では、例えば同じ年数たっていてもしっかりとしている学校もある。それは学校
長さんからの話でもあったと。それから、今回私が実は質問しているトイレの問題と
か遊具の問題も学校長さんからの要望もありました。ですから、今の現状というのが
そういうことだということです。ですから、先ほど教育長おっしゃいましたけれども、
予算をつけて財政的にしっかりと日本一の教育ということやってきたはずなので
す。予算の裏づけ、子どもたちが毎日毎日学んでいく、その環境をしっかりとつくっ
ていく、これはやっぱり行政の責任ということが改めてはっきりと指摘していると思
うのです。ですから、この問題は当然学校再編等の中で出てきては議論があると思う
のですけれども、学校が老朽化しているから再編しなくてはならないという単純な話
ではないということだと思うのです。これは、日々学ぶ子どもたちが安心して伸び伸
びと勉強ができる。そのためには先ほど出たトイレの比率の高いところでも決して高
くはないと思うのです。決して高くありません。しかし、その中でも例えば七小が
15.4とか、玉中が16.9とかという極端な差が出ている。これはやはり是正しなければ
ならないというふうに思うのです。

学校再編についてどう議論が進むか。これは審議会の中の議論にお任せしているわけですが、いずれにしても学校が変わったときでも、残された校舎はこれを廃墟としていくのか、活用していくのか、当然この議論もこれからしなくてはならないと思うのです。これは廃墟とするという、いわゆる消極的な対応では、こういう自治体がありますけれども、これでは町の人たちの合意を得ることはできないと。やはりこれをどう活用していくのだ、どう生かしていくのか、前向きな議論の中で当然この問題も議論されなくてはならないと思うのです。そうすると、今の学校施設が当然防災拠点にもなり得るだろう。それからほかの、私がよく申し上げる、例えば七小でいえば自然学校の拠点としてもなり得るのではないかと。ということを申し上げましたけれども、いずれにしても前向きな形でこの問題を議論して解決していくということの中で考えますと、教育長がおっしゃるとおり、メンテナンスをしっかりとやっていくということは必要不可欠というふうに思うのです。それについては町長はいかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

トイレの洋式化についてはいろいろのご意見を伺いまして、私も一度校舎を全校回りました。そのときにここだけはどうしても早く洋式化をしてほしいというお話もございました。ただ、残念ながら町の財政状況というのがご案内のように財政調整基金等の問題もございまして、なかなかそういう予算が組めなかったというのが現実かなというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、学校、老朽化もそうですけれども、いろいろやらなければいけないということが結構あります。そういう中で今後どんなふうな形でこの洋式化について取り組んでいくかというのはぜひ前向きに考えていきたいなというふうに思っております。ただ、予算の関係もございまして、一度にどうだとかはできませんけれども、各学校でまずこの階のこのトイレを洋式化していこうという順序を決めながら、ぜひ今後予算化をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは非常に大事なことは方向をしっかりと示していただく

ということが大前提というか、保護者の方も安心するということだと思いますので、その辺はぜひしっかりとお願いしたいと思います。

それでは、次に入りたいと思います。

○森 一人議長 はい、どうぞ。

○4番（藤野和美議員） 3番、水田の耕作放棄地化対策について。らんざん営農から農地利用権解除の動きが谷津田も含め広がっている。このままでは確実に耕作放棄地が増大してくる。そこで、以下の点について質問します。

（1）、実情は。

（2）、対策は。

（3）、稲作以外の作物等を展開する際への支援は。

（4）、担い手への機械導入の際の支援は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（4）の答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 質問項目3の（1）、（2）につきましては関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

らんざん営農が農地の利用権設定により借り受けて耕作しております農地につきましては、令和2年度で水田94ヘクタール、畑5.8ヘクタールとなっており、経営内容といたしましては、水稻、麦、大豆等の主穀と白菜等の露地野菜であり、令和3年度におきましては、これまでに七郷地域で15筆の水田1万5,601平米が合意解約に至っております。こうした状況の中で、農地所有者から町農政担当に新たな借受け者を探してほしい等の相談をいただいております。町といたしましても農地所有者の意向を受け、合意解約に至った一部の農地の貸付けについて、町内や近隣の農業中心経営体である認定農業者へ打診してまいりましたが、借り手によって谷津田エリアは、米、麦、大豆の作付にとって水管理が難しい、湿地で収量が伴わない等の理由で借受けは難しいとの厳しい意見をいただいているのが現状でございます。こうした厳しい土地の条件下で耕作放棄地とならないための対策としましては、主穀農業以外の利用方法にも着目し、生産性以外の景観作物や体験農場等、付加価値のある農地として町内はもとより、埼玉県で行っている担い手が不足している地域と企業、農業法人等とのマッチング候補地のエントリー等を活用し、利用に向けた取組を行っております。

質問項目3の(3)につきましてお答えさせていただきます。

国では、主食用米の需要が毎年減少傾向にある中、水田での果樹や野菜などの高収益作物の導入を水田農業高収益化推進助成として支援をしております。この制度は都道府県が策定した水田農業高収益化推進計画に基づき、高収益作物の定着促進、高収益作物の畑化、子実用トウモロコシ作付の取組を直接支払交付金として支援するものですが、この国の水田農業高収益化推進プロジェクトチームから支援を受けるためには、埼玉県は推進計画に嵐山町の産地推進計画を盛り込み、策定する必要があります。ちなみに埼玉県におきましては、越谷市産地推進計画が推進品目「いちご」として1協議会のみ作成となっております。今後当町でこの支援を受けるには、県及びJA、農業委員会をはじめとする各農協関係者との連携が必要であり、まずは主体となる農業者の発掘が重要課題となっております。

続きまして、質問項目3の(4)につきましてお答えさせていただきます。

認定農業者に対しましては、認定農業者が個々に効率的で安定した農業経営を目指すために作成をした農業経営改善計画における5年後の経営目標の達成を支援するための国等の融資制度を活用して機械取得をご案内しております。また、町独自といたしまして、農業者フォローアップ補助金の中で管理機等の総額2分の1以下、10万円を上限とした助成をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) これも私は6月の議会の中でも同様の質問をしたわけなのですが、私が再度これ質問したのは、谷津田以外にも広がってきているという動きをお聞きしました。この前6月のときでは、返却予定として26筆、2万8,000平米というのが予定とその中でお聞きしたわけなのですが、この動きはさらに広がってくるというふうに、当然農政課としても判断しているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

らんざん営農のほうの経営状況、また作業員の人数等々で今現在ぎりぎりの線で作られていらっしゃるのかなというふうには推測をさせていただきます。そういった中で、今後作業の効率化というものも含めまして、今年度4月以降、何度かららんざん営農さ

んのほうとの打合せもさせていただいている状況でございます。前回の議会の中で先ほど藤野議員もお話ありました26筆、こういったものが極力少なくなるにはどういったことが必要なのか。そういったものも県等とも一緒にらんざん営農と協議をさせていただきながら、歯止めをかけていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） このらんざん営農が発足した経緯については細かくはあれですけれども、地域の機械化集団があって、各地域の機械化集団を統合して法人をつくったと。その当時、実績面積というのが必要だということで、かなり借りたと。谷津田も含めて圃場整備もして作業が、事業がありましたので、当然谷津田も含めてどんどん借りていったと。そのときは谷津田の面積というその土地がある意味ではらんざん営農にとっても非常に必要だったと思うのです。それで耕作をずっとしてきたと思うのです。貸しているほうは、当然やってくれるのであればということでお任せしますと、持っていた機械も出してしまうということで今に至っているわけです。ですから、その段階で返却となってくると、返されるとなってくると、やる機械もやる人材もそこではないわけなのです。これは当然何が起こるかということ、それは誰が考えても分かります。草ぼうぼうの土地ができてしまう。さらに私がちょっと小耳に挟んだ中では谷津田でないところも返却というのが、利用権解除が出てきていると。そうしますと、谷津田の問題だけではなくてきてしまって、もっと全体に広がってくると。これは大変な問題になってきていると思うのです。一つはらんざん営農さんに対する支援というのをやってきたと思うのですが、それについてはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

らんざん営農のほうにつきましては、藤野議員ご指摘のとおり、過去には各集団を立ち上げさせていただきました。そういった中でその当時の本来の趣旨といたしますと、地域の農地は地域の集団が担っていくのだというふうな中で、圃場整備終了後、機械化集団をつくり、町も県、国等の補助金を活用しながら推進をしていったというふうな経緯があるかと思えます。それ以降、営農集団を法人化をする際につきましては、町もどんなメリットがあるのかということの協議の中でお話をさせていただきま

した経緯がございましたけれども、らんざん営農を一法人といたしまして立ち上げた以降につきましての農機等の購入に対しての補助についてはしていないのかなというふうに記憶してございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） いずれにしても、らんざん営農さんが中心になって担ってきていただきましたので、らんざん営農さんが体制が崩れてしまうと、一挙に嵐山農業は窮地に陥ってしまうと。これは当然だと思っております、認識だと思っております。同時にこの対策はとなってくると、なかなか一筋縄ではいかない。人的な問題いろんな意味でもここまで来ていると。これ全部関連しますので、再質問にも関連してしまうのですが、私が稲作以外の作物等を展開する際への支援はということをここで質問させてもらっているのは、例えばどこの地域でもある意味は谷津田も含めて、いろいろ苦悩しながらやっているのは間違いないです。例えばときがわ町なんかでは水田を使ってドジョウの養殖というか、これ谷津田ですけども、そういう形に乗り出していくというニュースがありました。ですから、花もそうですし、それから果樹もそうなのですが、地権者さんがこれからその土地をどういうふうにご利用していくのだと。もう利用なくていい、草ぼうぼうだと。これになっては、地権者さんの判断がそうなのはどうにも手の打ちようがないとなってしまうのです。だから、地権者さんが何とかあの土地を生かしておこうではないかと考えていただかないことには前へ進まない。ですから、その際に例えば花の種をまこう、花代を支援するとか、それから果樹にしたかったなら、それを支援するとか。そういう意味での町として、これは多額な話ではないですよ。具体的な支援をしていきますと、ほかの利用するについては、これをやっぱり町として示していかないと、返されてしまったのですね、あとは頑張ってくださいと。これでは草ぼうぼうしかありませんよ。ですから、町としてほかの用途に使うにして、とにかくそこを何らかの形で土地を使っていくと、生かしていくというふうに地権者の方が思っていたいただくための方策として私はこの項目つくったのですけれども、それについてはどうですか、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

谷津田地域の返還予定地につきまして、地域との座談会を2回ほどさせていただいた箇所もございます。そういった所有者の意向としましては、やはり自分ちの前の農地が耕作放棄地として草ぼうぼうになるのは忍びないというふうなご意見もいただいております。また、再度そういった地域にこちらからも出向いて、所有者の方のどういったご協力がいただけるのか、どういった方向を見いだしているのか、そういったものも的確に捉えながらご相談と一緒に考えていきたいというふうに考えてございます。

また、らんざん営農のほうにつきましては、米のほうは近年、ここ5年で全国的に10万トンの需要が減っているというふうな中で米価も今年度下がっております。そういった中でらんざん営農のほうの作業効率をいかに上げるかということで、来年度にはドローン等を使った田植え機ではない直まきの作業効率のいい手法の検証もしてまいりたいというふうに考えてございます。当然これはらんざん営農のみでなく、主穀の担い手農家さんにつきましても同様な効果が見込まれますので、そういったものも先進的に取り組みながら作業効率化を図って耕作放棄地の対策にできればなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） という意味ではドローンも結構なのですけれども、私は認定農業者さんへの支援をしっかりとしていかないと、当然新しい技術は全国的にいろいろやっていますけれども、それを実証実験して等々やってきますと、2年や3年すぐたってしまうのです。その間に耕作放棄地はどんどん増えていくという形で、手の打ちようがないところで、年々時間との闘いですから。それがやっぱり必要なのは、私は認定農業者さんへの支援、それから新規農業者さんへの支援。新規農業者さんについては国がこの前1,000万等々のニュースがありましたけれども、やはりその際に私が必要だと思っているのが、機械化の援助もそうです。それから、例えば小さい機械でも500~600万かかってしまうと。そうすると、今やっておられる方も機械が壊れたらもうおしまいだと。500~600万出してまでもうやらないよという方も当然いらっしゃるのです。5年、10年経緯すると機械が壊れてきてしまうと、もうやらないと。ですから、それがどんどん出てくる。私はその方からも言われましたけれども、リース、要するにそのときだけ機械を貸してくれれば使ってやると。例えば営農さんがい

ろんな機械持っていると思うのです。ですから、この機械を貸出しをすとか。これ使いたいときは一遍に使いますけれども、ただそれにしても、今もそうですけれども、田植えについてもローテーションを組んで時期をずらしながら今やっています。ですから、そういう意味で、らんざん営農さんが持っている機械もほかの方にリースなりなんなりで貸出しをしてというふうなやり方、そういう形でほかの担い手さんもフォローしていくという関係プレー。この関係プレーがないと、なかなか前に進まない。関係プレーしにくい経緯もこれまでであったと思うのですけれども、それは町が介入してやらないと、当事者同士の交渉では無理です。ですから、その辺についてはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

らんざん営農につきましては、元の集落営農のエリアのところに車庫がございますので、各地域のところに農機具等は分散している状況でございます。当然藤野議員のお話のような形で、らんざん営農としてもオペレーターも不足している。また、そういう管理の中で自分でお使いできる方につきましては、そのような手法もいいのかというふうに考えてございます。ただ、らんざん営農が持っているトラクター、そういったものに関しましては、大型特殊の免許が取得というところも必須になってございますので、これからそういった形で取り組みたいというふうな方につきましては、そうふうな免許取得のほうの支援、そういったものもまた考慮させていただきながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 先日古里のブルーベリーやっている方が田んぼで枝豆まつりを、これは町長もおいでになったと思うのですけれども。ですから、その中に100人以上の方が田んぼに来て枝豆を取って、お聞きしましたら毎年来ているという方、これは町外ですよ、町外の方が来ています。ですから、田んぼの使い方というか、土地の使い方というのは様々あるということです。ですから、観光観光というのであれば、これは再三私も申し上げているとおりなのですけれども、やはりその土地を利用する方法というのは実は幾らでもあると。ですから、そういう意味でももちろん米づくりも

必要ですけれども、小麦も含めて、大豆も含めて、ほかの作物も含めて、やっぱり土地を有効利用していくという柔軟な発想で、とにかく土地を活用していくと、草ぼうぼうにしないということをしつかりと町として強いメッセージを出していくということが必要だと思うのです。それについては町長いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今藤野議員のほうから具体的ないろいろなお話もいただいて、あとは担当課長のほうからもいろいろお話がありました。機械を買うにしても大体500~600万かかるのだということでもありますので。一番問題となるのは、自分が何しろ主体的になってやっていくのだという、そういう意思を固めた方、この方がいるかどうかということなのだと思うのです。そういう方に関しては、今ご指摘をいただいたように、例えば大型特殊免許が必要だというようなことであるならば、そういった免許を取得するに当たっては、町が全面的にバックアップをしていく、あるいは営農さんの機械をリースとしてお借りするというようなことで、町が介在して両者の間に入ってまとめ上げていく。こういったことは当然できるかなと思います。ただ、一番大切なことは何しろ自分はこれからこういう形でやっていくのだと。それでまた、今はこういう形でやるけれども、これを今度こういうふうにしていきたいのだという形の中で、絶対にこの機械が必要だからぜひ応援してもらいたいというような具体的な、あるいは意欲を持った形の提案であるならば、町としては全面的にバックアップをしていくというのは当然のことだと思いますし。ただ町がどんな支援やってくれるの、こうなの、ああなのと、これだったらこうかなと、この程度でこの難しい局面を乗り越えられるかといえ、私は非常に難しいかなという。やっぱり現実も厳しく捉える中で、でもそういう意欲を持った人に対しては、私はしっかりと支援をしていくべきだという藤野議員の考え方には大賛成です。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) では、次の質問に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番(藤野和美議員) それでは、4番、セイメイファームの悪臭対策について。

- (1)、臭いの現状は。
- (2)、取り組んでいる対策は。
- (3)、鶏ふんの利用促進策は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)について、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 質問項目4の(1)につきましてお答えいたします。

本町は悪臭防止法に基づく臭気指数規制がかかる地域となり、セイメイファームは農業振興地域区域内にあることから、敷地境界線における規制基準は臭気指数が18となっております。本年9月10日に実施いたしました町の環境調査業務委託の測定結果では、鶏ふん発酵堆肥化処理システム・コンポS-60ETの敷地境界線上において、臭気指数10未満、事業所内通路近傍における敷地境界線上において臭気指数が15と規制値内であった一方、鶏ふん発酵堆肥化処理システム・コンポS-90ETの敷地境界線上において、臭気指数が20と規制値を超過してしまいました。その超過してしまった箇所新たに導入された脱臭システムで処理されたコンポS-90ETの敷地境界線上における臭気指数について、町が調査委託した業者と同じ業者に対し、セイメイファームが独自に臭気指数測定を近日中に委託実施する予定となっております。

続きまして、小項目(2)につきましてお答えいたします。

セイメイファームが本年9月22日にコンポS-90ETに接続された脱臭システムの更新を図り、コンポS-90ETからの臭気を新たな冷却装置で冷却させた後、スクラバーによって水に吸着させることにより、これまで以上に臭気の場外放出を軽減させております。しかしながら、9月22日に新規導入以降、いまだ日が浅いことから、試行錯誤を繰り返しているところであると聞いており、導入後も臭気に対する苦情が環境課に入ったこともありました。今後も引き続き新システムが早く軌道に乗るよう指導を継続してまいります。また、鶏ふん発酵堆肥化処理システムからの臭気のみならず、ストックヤードにおける生鶏ふんの積み置きからも臭気が周辺地域に飛散されることが考えられるので、積み置きの量を少しでも少なくなるようにセイメイファームに町外搬出を促していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(3)について、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 質問項目4の(3)につきましてお答えさせていただきます。

鶏ふんの利用促進につきましては、飼料用米として購入している主穀農家へ肥料として活用するようお願いをしております。また、家庭菜園や野菜農家等へも利用しやすいようにコンポストで発酵させ、堆肥として提供を行っております。臭気対策には鶏ふん等をなるべく農場にストックしないことも対策の一つとしてありますので、農家が利用しやすい対策も検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) セイメイファームの悪臭問題についてはもう長年問題になって、住民の方は大変な苦勞されているという中でここまで来ているわけなのですが。今の現状、セイメイファームもいろんな対策取ってきている経緯の中でありますけれども、臭いが発生しているというのが現状であるわけなのです。周辺の自治体でこのようなケースの場合どういう形があるかつかんでいますか、現状が同じような規模等で。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

周辺地域の養鶏場でセイメイファームさんほど大きなところがあまりございません。滑川町さん等にもあるのですけれども、やはり少し規模が小さいようで、今回セイメイファームさんが導入された消臭システムよりも規模は小さいような形で運用しているようです。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 今セイメイファームさんが飼育しているのが約20万羽ですか、かなり多いわけです。ただ、全国的に見ますと、もっと多く飼育しているのは当然あるわけです。同じように当然苦勞があると思うのです。ただ、その中でやはり一つは、月1回環境課のほうで当然入っていると思うのですけれども、この立入りに対する報告書は住民の方に回覧していると思うのですけれども、この立入りに住民の代表の方に同行していただくことができないのかというふうに思うのです。これはセイメイファームさんとしてもいろんな形でやっている、今答弁書の中でもいろんな装置をつ

けて。ところが、住民の方から見ますと、中でいろんなことをやったにしても、結果として臭いが出てくる。どうしても結果として臭いが出てくる。その問題がずっと来ているわけです。では、その中でどのような形が取り組まれているのかというのをやはり住民の代表の方も一緒に同行して確認する。これは私は非常に大事なことだと思うのです。実情を明らかにしていくと、その実情に対してどういう対策を取っているのだと、それをやっぱり公開をしていく。このことから次の信頼が生まれてくると。これは大前提だと思うのです。それについてはどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

私も藤野議員さんのおっしゃることは大変理解はできております。しかし、こちらの事業所内は事業者が事業をやっているところでございまして、事業者の了解も必要となってくるところであります。そのようなご提案を私のほうから打診をして、それでオーケーということになればやぶさかではないと考えております。しかし、今現在、去年から続いておったのですけれども、鳥インフルエンザが去年隣町でフクロウから発見されまして、それで私ども立入りも数か月にわたって、これは県の家畜保健衛生所からの要請に基づきまして、立入りできない状況もございました。また、冬になりまして、渡り鳥等の季節にもなっておりまして、家畜保健衛生所からの判断待ちではございますけれども、この時期私どもも立ち入れるかどうか分かりませんので、立ち入れる状況で事業者に対して打診をして、オーケーであるということであれば、それは可能かと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これはあくまで環境課が立ち入るときの同行ですから、というので現実的だと思うのです。これはセイメイファームさんにとっても重要だと思えますので、ぜひこれはそういう話をさせていただきたいと思えます。

それから、住民への説明会等も含めて、それはしっかりと今やっている取組を示していくということから始まりますので、これはぜひお願いしたいと思います。

もう一つ、臭いの問題は、ストックヤードにやっぱりたまっていると。このことを出口を、吐き出しをどんどん循環させていかないと、この問題も非常に大きいと思う

のです。私去年、ちょうど1年前、鶏ふんを畑に山の上に積むのではなくて、拡散するスプレッダですか、その話をさせていただきました。それについてのその後はいかがだったでしょうか。

○森 一人議長 藤野議員に申し上げます。

一般質問の残り時間5分となりました。

それでは、答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

昨年一般質問の中でご提案をいただきまして、堆肥の散布機ですね、事業者に打診をさせていただきました。当然事業者のほうとしますと、補助金を使いながら大型のものを想定をしていたと。2トン等のところということでお話がありました。財政とインフルエンザ等々の影響の中で財政的な部分も含めて国庫の補助金、そちらのほうの採択もまだなっていないというふうな状況の中で、今現在断念をしている状況でございます。そうはいつでも、やはり吐かなくてはならないということで、今現在、野菜農家さんが使いやすいような形でということで、軽トラック等に搭載をして散布をする機械がございますので、そういったものであれば安価で購入ができるという状況もございますので、そういったものを事業者のほうで整えていただきまして、利用促進できるように提案をしている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これはちょっと時間がないのであれですけども、例えば山口県辺りでは鶏ふん活用マニュアルというのをつくってやっています。鶏ふんは、ある意味有機農業とか考えますと、循環農業を考えますと非常に重要な、もちろんこの鶏ふんだけではなくて牛ふん等ありますけれども。ですから、それをどう活用していくのだと。ここのところに今入ってきているわけです。嵐山町には木の葉もあると。農業町ですから。小川町は今有機関係でどんどん進んでいますけれども、嵐山町については材料は十分あるわけです。牛ふんもそうですけれども、鶏ふんがこれだけあると。それから、木の葉もあると。この臭いを解決するためには、それを使わなくてはならない。そういう切迫した状態でもあるわけです。ですから、やはり町としてもこれを有効活用していくと。ですから、鶏ふんの場合はいろんな考え方がありまして、

強過ぎるとかありますけれども、しっかりとした試験圃場等をつくって、こういう野菜であれば、例えばネギであれば有効だとか、これにはちょっときつ過ぎて駄目とか、当然あるわけです。ですから、そういう形での試験圃場もつくってこれを推進していくと。とにかく吐き出していくと。中にためないということは、これはセイメイファームの自助努力も必要ですけれども、町としてもそれをしっかりと展開していくということがこれも今緊急に求められているというふうに思うのです。これは有機農業の推進という新しい転換にもなりますので、決してマイナス的なイメージではなくて、先ほど軽トラのスプレッドつきのという話がありました。やはりこういう形で一つ一つ問題を解決していく。そして、施設内においてもしっかりとした対策をしてもらう。その対策については住民の方にもよく理解していただいて、説明もして、その中から新しい解決の道を一步一步進んでいくということが必要だと思うのです。それについては、町長いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

基本的には9月に実施している検査がありますけれども、これが法律で定まっている数値、これをクリアするというのは当然のことでもありますので、まずそれまでには企業のほうの努力を徹底していただくと。それと同時に今ご提案をいただいたようなことも併せて町のほうでも検討していきますが、しかし第一義の責任はやっぱり企業側にありますので、それまではまず企業が最大限努力をしていただくということが必要かなと思います。私も今年ずっと臭いを気にしながら見ていたのですけれども、いつもより少し軽減されているのではないかなという感覚的なものがあったのですよ。ただ、実際に数値を見ると、また超えていると。本当がっかりしました。だから、その辺のところは手綱を緩めることなくしっかりと企業側のほうに対策を打っていただく。何もやっていないというのではなくて、新しい新規の脱臭システムというのを購入をして、それでスタートしたのが8月からでしたか、そういう報告も受けましたけれども、そういうことをやったにしても数値が数値ですから……

○森 一人議長 町長、一般質問の途中ですが、100分の持ち時間を経過いたしましたので、打ち切らせていただきます。

ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時25分)

令和3年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

12月7日（火）午前10時開議

- 日程第 1 議案第50号 嵐山町営南部グラウンド設置及び管理条例を制定することについて
- 日程第 2 議案第55号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 3 議案第56号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第 4 議案第57号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 5 議案第58号 嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 6 議案第59号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第60号 嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第61号 嵐山町下水道条例の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第62号 令和3年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について
- 追加
- 日程第12 発議第13号 人道的見地で難民政策の見直しを求めることに関する意見書の提出について
- 日程第13 発議第14号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第15号 文通費の実費払いを求める意見書の提出について
- 日程第15 発議第16号 政党助成金の廃止を求める意見書の提出について

日程第16 発議第17号 学校施設老朽化調査特別委員会を設置することについて

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
福嶋	啓太	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
馬橋	透	地域支援課	長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	福祉課	長
萩原	政則	健康いきいき課	長
近藤	久代	長寿生きがい課	長
藤原	実	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長
清水	延昭	上下水道課	長

奥	田	定	男	教 育 長
清	水	聡	行	教育委員会事務局生涯学習担当次長
金	子	美	都	教育委員会事務局教育総務担当次長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第4回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第13号 人道的見地で難民政策の見直しを求めることに関する意見書の提出について、発議第14号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について、発議第15号 文通費の実費払いを求める意見書の提出について、発議第16号 政党助成金の廃止を求める意見書の提出について、発議第17号 学校施設老朽化調査特別委員会を設置することについて、以上の5件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案5件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしますので、審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第1、議案第50号 嵐山町営南部グラウンド設置及び管理条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第50号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第50号は、嵐山町営南部グランド設置及び管理条例を制定することについての件でございます。

嵐山町営南部グランドを設置することに伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、議案第50号 嵐山町営南部グランド設置及び管理条例を制定することについての細部につきましてご説明させていただきます。

最初に、嵐山町営南部グランド設置及び管理条例を制定することについての経緯を説明させていただきます。南部グランドにつきましては、今年度からバーベキュー場とともに、埼玉県が推進している都市地域再生等利用区域として、商業利用を図る区域に変更し、運営を実施していく方向で進めておりましたが、南部グランドは大部分が東松山市の行政区域内の河川敷地にあることから、東松山県土整備事務所及び東松山市と協議を進めてまいりました。しかし、現在協議が難航している状況にあります。現在の南部グランドの使用状況はマレットゴルフ場部分を除いてキャンプ場として利用されておりますが、観光施設としての比重が高くなっているため、実態に合わせて教育委員会所管の体育施設から企業支援課所管の公の施設に移行し、今後は指定管理者制度を導入し管理運営をしていきたいと考え、今回条例の制定をお願いさせていただくものになります。

それでは、条例案について説明させていただきます。条例案を御覧ください。

第1条は、設置といたしまして、目的を定めるものでございます。

第2条は、位置といたしまして、施設の場所を定めるものでございます。

第3条は、施設内の区分といたしまして、マレットゴルフエリアとキャンプエリアを設けるものでございます。

第4条は、事業といたしまして、公の施設として南部グランドが提供する事業を定めるものでございます。

第5条は、使用に供さない日といたしまして、休業日を年末年始それぞれ3日間とするものでございます。

第6条は、使用時間といたしまして、マレットゴルフエリアを午前7時から午後5時までとするものでございます。なお、キャンプエリアにつきましては、宿泊等の利用形態から時間を定めておりません。

第7条は、使用の手続といたしまして、マレットゴルフエリアの使用許可を定めるものでございます。なお、キャンプエリアにつきましては、不特定多数の利用者が見込まれることから、事前の使用許可手続は不要としております。

第8条は、許可の制限といたしまして、許可申請に対して不許可とする要件を定めるものでございます。

第9条は、使用許可の取消し等といたしまして、その処分の要件等を定めるものでございます。

第10条は、使用権の譲渡等の禁止といたしまして、権利の譲渡、転貸の禁止を定めるものでございます。

第11条は、使用料といたしまして、当分の間無料とするものでございます。なお、キャンプエリアにつきましては、使用料は徴収しませんが、環境美化協力費をご負担いただくことを想定しております。

第12条は、禁止行為といたしまして9項目を定めるものでございます。

第13条は、禁止行為に対する措置といたしまして、退去等の措置を定めるものでございます。

第14条は、利用者の損害賠償義務を定めるものでございます。

第15条は、指定管理者による管理といたしまして、南部グランドの指定管理を可能とすることと定めるものでございます。

第16条は、指定管理者の指定の手続について、第17条は、指定管理者の選定基準について、第18条は、指定管理者の指定等の告示について、第19条は、指定管理者の管理の期間について、第20条は、協定の締結について、第21条は、業務報告書の提出等について、第22条は、指定管理者の指定の取消し等についてそれぞれ規定するものでございます。

第23条は、原状回復の義務といたしまして、指定管理者、利用者、それぞれの義務を定めるものでございます。

第24条は、委任に関する規定でございます。

続いて、附則でございますが、第1項で、施行期日を令和4年4月1日とするもの

でございます。

第2項は、指定管理者の指定に関して、条例の施行前の準備行為を定めるものでございます。

第3項は、嵐山町営南部グラウンドを公の施設として指定しております嵐山町体育施設設置及び管理条例を改正するものでございます。南部グラウンドを当該条例から削除して、本条例において独立させるためのものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 初めに、この条例が制定されて、来年4月1日からは金額等利用者は現状と変更はなく利用できるということなのですか。何か変わるのか伺いたいと思います。

それから、東松山との話が難航していると、協議が、どんな理由なのかお話ししていただければと思います。

それから、ここの指定管理にして採算が合うのかなとちょっと心配するのですけれども、利用状況、それと売上げというのは環境美化でお金が入ってくるだけですね。その金額どのくらいになっているのか伺いたいと思います。

それから、指定管理にした場合のこちらが負担する費用というのはどのくらいを見ているのか伺いたいと思います。

第5条で年末年始を休むということでありましてけれども、年末年始の利用というのは、今までキャンプをしていたのはあるのではないかなと思うのですけれども、利用がどうなのか、これが通ると利用できなくなるという理解でよろしいのか伺いたいと思います。それだけです。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、5項目についてのご質問をいただいておりますが、最初の1つ目の関係でございます。全体的に何か変わるのかというようなご質問だったかと思うのですが、現状の状態と基本的には変わらないというところでお考えいただければいいかなと思っております。

また、2つ目の協議が難航している理由は何かというところでございます。こちら

につきましては、東松山市の担当課と協議のほうもさせていただいたわけなのですが、市の担当課としましては、今までどおり使っていただくのは全然問題ありませんよというふうにお話はいただいているのですが、昭和49年に協定を結んで、今の南部グラウンドに使わせていただいている経緯がありまして、議会案件だということもありまして、今内部のほうでもいろいろと検討していただいたみたいなのですが、なかなか議案が通りづらいのではないかとということもございまして、もし否決されてしまうようなことがあると、嵐山町に大分迷惑をかけてしまうという、そんなようなこともお話がありまして、今までどおり使っていただいたほうが町にとってもいいのではないかとというような形で、協議をしないほうが逆にいいのではないかとというような話もありましたので、その辺につきましては、今後も調整させていただいて、商業利用のほうに向けてはやっていければなど。すぐすぐできるかどうか分かりませんが、そういったことで今難航して、すぐすぐその商業利用のほうが進みそうもないので、取りあえず指定管理者制度を導入しての考え方をもちまして今回お願いをしているというところでございます。

3つ目の指定管理者制度にして採算が合うのかというようなところがあったと思うのですが、こちらにつきましては、学校橋単体で考えれば今までも利益は出ておりますので、今までと同じやり方をやっていく分には、その辺の採算というものにつきましては問題ないかなというふうに考えております。

なお、昨年度からコロナで使用禁止等やっていますので、そういったことがありますと収益は当然下がりますので、ただ人件費もかからないというところもございまして、そういった意味でも利益が幅が、増減はあるかもしれませんが、マイナスになるようなことはないのかなというふうに思っております。

また、指定管理者制度にした場合の負担というのはどのくらいになるのかということもございまして、こちらにつきましては、今後いろいろどういったものがかかるかというのは再度検証しながら、またお願いすることになるかなと思っておりますが、現在学校橋河原の土手の反対側にトイレがございまして、こちらのトイレの管理委託も指定管理でお願いしようかなというふうに思っておりますので、今まで町のほうの予算でやっていたものを、補助金で観光協会と今言いましたけれども、観光協会と考えているのでちょっと言いましたけれども、そういったところに負担金というか、補助金という形で指定管理者のほうにはその管理の関係、また軽微な修繕とか、場合によっては大

きな修繕とか、そういったものはかかると思います。そのときには町の負担でやるのかなというふうな形では考えておりますので、あとはマレットゴルフ、教育委員会のほうで今まで出していた補助金を、これを今度うちのほうから同じ補助金として出す。その金額が今想定されているところでございます。これからいろいろ検討していく中で何かありましたらちょっと増える可能性はあるかもしれませんが、トイレの管理、マレットゴルフ場の補助金が主になるかなというふうには考えております。

また、最後の第5条の年末年始の利用、これにつきましては、5条の最後、ただし書で、町長が必要と認めるときは変更することができるというふうにさせていただいております。ですので、ここの部分でキャンプ場につきましては、年末年始のほうも営業は、今までどおりさせていただけたらというふうには考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 東松山との協議は、議会との関係ということでお話があって、なるほどそうなのかなと思ったのですが、そうすると東松山の議会が通らなくても今までどおりに利用できるということでもいいわけなのですね。ただ、商業利用できるかできないかというのは何か大きな問題というのはあるのですか。そこはどういうものを想定しているのか伺えればと思います。

それから、トイレのお話がありましたけれども、あそこのトイレが、前の課長でしたね、ちょっと流れが悪いとかという話が出たと思うのですが、沈み込みが出たのではないかとということで、適当な勾配が取れなくなっているのではないかと説明でしたけれども、それはもう改修されているわけなのですか、伺いたいと思います。

それと、採算は合うのだということで、そうなのか、あれで合うのかというのもちよっと私も驚きなのですが、今の利用状況というのは分からないのですか。今のどうか、今はコロナでちょっと減っている。でも、この前結構来ていました。コロナ前がいいかな、もし分かれば伺いたいと思います。

それから、年末年始に限らず冬も来るわけです。今までは、あそこに観光協会の方が、シルバーでしたよね、の人がいて、環境美化費を徴収していたわけですが、そうするともう1年中いるような、建物自体もしないと、その方がいる場所にいないとまずいわけですから、それにするのか伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、また5つの質問だったかなと思います。

まず、最初の1つ目の東松山市の議会の関係でございます。こちらにつきましては、今回協議のほうが一旦ここでストップしておりますので、東松山市も議会のほうには案件として上がりませんので、そういった問題はないかなというふうに思っております。

2つ目の商業利用できないと何か問題があるのかとか、そういったようなご質問だったかなと思います。商業利用がここでできないと何か問題があるかというとは特にはないかなというふうに思っております。ただ、商業利用にそういった指定を受けて許可を受ければ、今後南部グランドの下の河原、そちらのほうを利用する方にも利用料金とかそういったものが徴収はできるという、そういったところはございますけれども、今までどおり環境美化協力金というのをキャンプ場を使う方に徴収したりしていきますので、さほど大きな損害といえますか、損失があるとは考えておりません。

3つ目のトイレの関係でございます。以前どういった内容の質問で、どういう答弁だったかというのがちょっと私のほうもあまり記憶はないのですが、現在トイレにつきましては、ゴールデンウィーク、また夏休み、この期間というのがやっぱり集中して結構お客さんが来ます。このときにはトイレの利用が当然高くなるというところで、そういった集中してくる期間に浄化槽のほうが多少難があるというところはございますけれども、そのほか利用に関して問題があるというところは、私のほうでは今のところは認識しておりません。

4つ目の採算が合うのかということで、利用状況をお聞きしたいというお話だったのですが、今日は利用者数の資料を持っていなかったものですから、すみませんが、こちらのほうは分かりません。申し訳ありません。ただ、今年度も閉鎖をしておりましたので、当然年間を通しての全体で見れば減っていると思いますが、緊急事態宣言後、もう土曜、金曜日の午後とかになりますと、ほとんどテント張る場所ないのかとか、そんなような状況も見受けられましたので、年間では少なくなっていると思うのですが、時期的に比較をすれば、何かちょっと増えているのかなというイメージはございます。

最後の徴収の関係でございます。1年中やるのかということ、1年中やる予定でございます。また、これから1月、2月というのは多少キャンプをする方の利用も減ってくるのが例年見受けられますので、その徴収する時間、そういったところはちょっと調整しながらになるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 1点お伺いします。

禁止行為の中に、(7)指定された場所以外で火気を使用することは禁止ですと。この指定された場所というのは、ではどこなのか伺いたと思います。

あと(8)のほうには、火気の使用に当たり、直火を行うことという形で書いてあるのですが、キャンプは大体直火になると思うのですが、この直火を行うことというのはどういうことを指すのか教えていただきたいと思えます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、まず(7)の指定された場所以外というところの場所ということになりますが、これは、南部グラウンドでキャンプをやっているところ以外というのでしょうか、例えばマレットゴルフ場のほうとか道路端とか、そういったところではという形に基本的にはなるかなというふうに思えます。

(8)の火気の使用に当たり直火を行うことということで、これは例えば土の部分で直接火を燃やすというのでしょうか、そういったことはやめてくださいと。これは河原のほうも同じなのですが、基本的には県のほうでも河川の利用については直火を禁止しておりますので、そういったことになります。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） (7)の再質問をさせていただきます。

よく海岸なんか若い子たちが花火をするのです。今のお話ですと、指定された場所であるならば花火をやっていいのか、また打ち上げ花火みたいものとか、ロケット花火みたいなものだと対岸に行ってしまうとか、どこに行くか分からないのですが、花火はこれ中止、禁止ということにはしなくていいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 花火については、基本的には禁止だというふうを考えております。現在もたしか現場のほうでは花火を禁止しているような、看板で禁止をしますというふうにたしか出ていると思いましたが。ここには具体的に花火というのは出てこなかったのですが、最終的には、9号のその他南部グランドの管理上支障のある行為をすることというところで花火は禁止という形で考えております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そうしますと、やはり入り口付近とかに花火禁止という言葉とか何か書いておかないと、ここにこういう条例があるではないかというふうに、逆に言われても困りますので、花火は禁止をしますということを看板で表記するのがよいのかなと思いますけれども、お考えを伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 再度また現在の注意事項の看板を確認して、ないようであればそれは早急に設置を考えたいと思います。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それでは、何点か質問させていただきますけれども、このエリアを、南部グランドのエリアの区分を、マレットゴルフのエリアは分かります。ですけれども、何でキャンプエリアとしたのか。キャンプ以外は使用できないのかどうか、そんな感じを、イメージを与えるような気がするのですけれども、この管理条例の中でキャンプエリアとした理由をお聞かせしていただきたい。現状はキャンプとして使っておりますけれども、どうしてそういうふうにしたのかお聞きをしたいというふうに思います。

それと、今畠山さんが質問しました花火です。非常にあそこところは通常のパーベキューの施設と、キャンプというか違いますので、マナー的に守る人が非常に多いのではないかなというふうに思いますが、やっぱり時として利用者によってはする可能性がありますので、私ははっきりこういう条例の中に火気ということではなくて、火気の部分に入るかもしれませんけれども、花火というようなことは入れたほうがいいかなんて思ったりなんかします。看板の中で明記するというのであれば、それ

でもいいのかなどというふうに思いますけれども、花火が火気の中に入るのかどうか。そうすると火も入ってきてしまうので、なかなか難しいかなというふうに思うのですけれども、お聞きをします。

それから、直火というのはあくまでも地面から直接火を燃やすということですね。それに、あとファイア台がありますけれども、その中で燃やすということは全然問題はないわけです。その点お聞きをします。

それと、エリアの中に東松山分と一部異なる部分をキャンプエリアとして今使っております。いわゆる学校橋の道路からすぐ下のところの三角の部分、ここは東松山分ではないですよ。ですから、商業的なものなんかには使えるのではないかなというふうに思います。指定管理をした場合に、そのところで、東松山分でないのだから、営業的なものもできるような、まるっきりしないということになると、通常町民から見ればもったいないやり方、美化協力金だけであそこのトイレも使わせて、水も使わせてということになると、それは方針的にはそれでいいのかもしれませんが、ちょっともったいないなど。ありふれた財政がある町ではないのですから、もうちょっと考えたほうがいいのではないかなと。東松山の部分で駄目だということになれば、それはしょうがないですけども、あその部分は嵐山町だというふうに思いますので、ちょっと考えをお聞かせいただきたいと思いますが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、4つの項目についての質問だったかと思いますが、1つ目から、まずエリアの区分でキャンプエリアとした理由というお話だったかなと思います。こちらにつきましては、やっぱり現状キャンプとして使われておりますので、名称としてはキャンプエリアとするのが一番分かりやすいかなというところでございます。現状を見ましても、キャンプ以外、バーベキューをやったりとかいう、そういう以外はほとんど利用されているのはここ数年見受けられませんので、そういったところもありましてキャンプエリアという名称のほうにさせていただいたというところでございます。

2つ目の花火の関係です。こちらにつきましては、直接花火の使用禁止というのがあったほうが明確には確かになるのかなとは思いますが、基本的には花火は禁止という形で今までもたしか来ているはずですし、今後もちろんと分かるような形で、現地

のほうでは目につくような形で表記するなど、対応していきたいというふうに思っております。

また、3つ目の直火の関係で、先ほど議員さんおっしゃったように、何か台、調理器具というのでしょうか、そういったものがあって火を使うというのは全然問題ありません。土だとかそういったところ、本当直に火を燃やすというのでしょうか、そういったのを禁止しますよという内容でございます。

4つ目のキャンプエリアで嵐山町部分を利用したほうがいいのではないかというお話でございます。こちらについては、今まで進めておりました商業利用の関係というのは、こちらにつきましては町独自で申請をしてすぐ許可もらえばいいというものではございませんで、河川利用調整会議というものを経て、最終的には県のほうに許可をいただく手続を取るわけですが、今利用されている全体のエリアというのでしょうか、そこを考えると、今嵐山町の土地として幾らかありますけれども、その奥まった部分だけ商業利用という申請というのはなかなか許可になりづらいなというふうなことがあると思います。また、奥まったところですので、そこだけ商業利用でお金を取って何かやるといっても、キャンプやる方で、その嵐山町の土地の部分はよほど混まないとあまり利用していないかなというところもありますので、今すぐ商業利用しなくてもそんなに影響はないのかなというふうには考えております。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 全部ではないですけれども、再質問させていただきます。

花火にこだわるというのは、今までバーベキュー場の利用について花火はクレームが非常に多かったのです。近所の人に非常に迷惑かかったのです。今回は少し離れていますけれども、花火打ち上げやるとどこへ飛んでいくか分からないし、もし火災なんかになったら大変なことなので、そんなところの今までした経験を、ましてあそのエリアは一晩中泊まれるわけです。そうすると、バーベキュー場にみたいに退去してくれとか、警察を呼ぶことはできないですよ、時間に限られているわけではないのですから。そこのところをもうちょっと生かしていかないと、今は任意でやっているからあれですけれども、ちゃんとした条例をつくった中でやるということになると、もうちょっとはっきり今までの経験を生かした対応をしていただきたいなど。我々が困るのではなくて、困るのは住民と、そしてその管理をする人たちですから、指定管理する場合だって、その項目はないのかいということも当然指定管理の方から出され

るかと思います。管理がしようがなくなってしまうから。そういうことをもうちょっと経験を生かした対応をしていただきたいなというふうに思います。

それと、もう一点、商業利用、あくまでもそんなに大々的に何かの商売をするということではなく、必要最低限なものというものについては、皆さんもう全部自分でほとんど持ってきますから、さほど問題はないのですけれども、ごみは持ち帰りですから、それはいいのかもしれないのですけれども、やはりそのところに置いていかれたら困るから、一旦預かるだとか、預かって処理はうちのほうでするだとか、そういうふうなことも考えていかないと、それはあくまでも商業利用ということではなくて利便性の問題です。あとは必要最低限のもの、何を私が言いたいかということとは考えてみていただければ、キャンプをするのに、そういう来た人がエリアの中で自分で忘れたものについて、何か本当の商業というより必要最低限のものを置くという程度の利便性の問題としてそういうふうな売店等もあってもいいのではないかなというふうに思うのですが、もう一度お聞きをしたいというふうに思いますが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、まず最初に花火の関係でございます。これはもう議員さんがおっしゃるとおりだと思います。今回条例で花火という言葉は出てきておりませんが、火の使用、または管理上支障のある行為、こういったところで現地のほうでは花火の禁止というのは強く表記のほうをしていければというふうに思っております。

また2つ目の商業利用の関係でございます。河川敷地内になりますと、まず建物、そういったものというのは一切できません、許可が下りませんので。そうしますと、例えばうっかりちょっとしたものを忘れてくる方いらっしゃると思います。そういうときに、そこで販売していると、確かに利便性を考えるといいのかなと思いますが、それを保管する、そういった小屋だとか、ちょっとした施設、それについてはまずできないというのが一つございます。毎日そういった道具をどこかの倉庫から持ってきて並べて、また持ち帰ってという作業になりますと、それもちょっと大変かなというところもありますので、今現在ですと、本来であればあそこの商業利用のほうは許可が下りましたら、何かいろいろ考えたいなというところはあったのですが、今現在嵐山町の部分だけではなかなか思うようなことができないのかなということもござい

すので、その辺は再度検討させていただければなというふうには思っております。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） もう一点だけ、火気の花火の問題ですけれども、9番の中に、その他南部グランドの管理上支障のある行為をすることというふうに入っていますから、あくまでも禁止ですと、支障があるということで捉えてやっていただきたいというふうに思います。これは要望で、住民の方からクレームが出たらできなくなってしまいますから、それだけ気をつけてやっていただきたいと思いますが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 そのような対応で考えていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 指定管理の関係なのですが、どうもお話を伺っていると、公募とは書いてありながらも、実際には観光協会という形になっていくと思うのですが、この南部グランドのキャンプ場での安全性というのは具体的には洪水とか台風、そういうふうなときの管理のところまではこの観光協会がやっていくのか、町がやっていくのか。避難勧告とかになりますよね。そこら辺はどういうふうにしていくのかということと、あとこれは時間が書いていないので、時間がないので、1日中だから、指定管理の場合はいろいろなところに安全確認をするための手続的なものはあると思うのですが、どのようになっていくのか伺いたいと思えます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、安全性の関係、そういったご質問につきましてお答えさせていただきます。

現状でも今台風、主に台風と、もしくは豪雨、雨量の関係、そこが災害の大きな関係になるかなと思います。それにつきましては、観光協会さんのほうである一定の基準に基づいて避難を指示したりだとか、今までもやっていただいておりますので、今後さらにそこは、仮に指定管理者の協定というのでしょうか、基本協定結んだりするときには、細かい指示のほうも考えながら協定のほうを結んでやっていただく。町の

ほうも当然そういった災害になりますと、学校橋に限らず、見回り等しながら、安全性の確認、そういったものは実施いたしますので、観光協会だけということではなく、町と併せて一緒にその安全性の確認はしていきたいなど。

また、今学校橋河原のところでは県のほうで警報の鳴る、そういった設備を設置していただいておりますので、ある程度の水位が上がると、今注意してくださいとか、今度は段階的に警戒してくださいとか、避難してください、そういったものが河原のほうに下りるところの脇に今そういった設備をつけていただいておりますので、音もたしか鳴るはずでしたので、あの辺にいる方、ちょっと危険が迫ってきたなというところはそこでも確認ができるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 4月1日からこの条例施行になっていきますから、具体的には形だけになるかと思うのですけれども、公募の時期というのはいつになるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 今回学校橋河原につきましては、実態的に見ても、条例上は基本的には公募というふうには当然してありますが、今のところ担当課としましては、随意契約で観光協会さんのほうにお願いできればというふうを考えております。これは、また内部でそういった会議を持ちまして、それでいいかどうかとか、そういったものの判断をいただきながら、随意契約の方向でできればいきたいなというふうに現在は考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 条例の中に公募と書いてあって、そしてそれで随意契約というやり方というのがあるのですか。ちょっと考えられないのですけれども。おかしいなと思って。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 基本的には公募、当然だと思います。今回ちょっと学校橋河原につきましては、現在の今までの経過、利用状況、そういったところから見ても、

このまま観光協会さんのほうで維持管理をしていただくのが一番妥当かなというふうにも考えておりますので、今回につきましては、できれば随意契約でいけばいいなというふうには担当課としては思っております。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第50号 嵐山町営南部グランド設置及び管理条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、議案第55号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第55号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第55号は、嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、議案第55号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして概要を説明いたします。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されたことに伴い、条例で引用していた箇所には号ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

議案の裏面、新旧対照表の改正前の欄を御覧ください。第1条と第5条において、法第19条第9号とありますが、まず法第19条は、特定個人情報の提供の制限となっておりまして、その中の第9号で地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するときと規定しております。この番号利用法第19条に、第4号及び第8号が追加され、第9号が第11号に改正されたため、引用する号ずれを改めるものでございます。

なお、施行日については公布の日からとしております。

以上、細部説明とさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第55号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、議案第56号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第56号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第56号は、嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件でございます。

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 議案第56号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第56号につきまして細部説明を申し上げます。

今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日にそれぞれ公布され、地方税法等の一部改正が行われたことに伴い、国民健康保険税の改正部分について、法律・政令改正に合わせて規定の整備を行うため、議会の議決を求めるものです。

主な改正内容を申し上げます。初めに、議案書裏面の新旧対照表を御覧ください。第2条、課税額、第3条、第5条及び第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額、これらにつきましては、規定の明確化、文言の整備を、第13条、納税義務の発生、消滅等に伴う賦課、第21条、4ページ、第21条の2、その下の附則第3項から9ページ、第14項につきましては、地方税法及び条例に未就学児の被保険者均等割額の減額の規定が新設されたことによる項ずれに伴う規定の整

備を行うものでございます。

また、戻りますが、3ページ、下段の21条第2項では、未就学児の被保険者均等割額の減額の規定を追加するものでございます。

次に、参考資料を御覧ください。新設された規定につきましてご説明申し上げます。中段にあります第21条第2項は、法規定の新設に伴う新設で、未就学児の被保険者均等割額の減額でございます。対象を未就学児とし、均等割額の5割を軽減するものでございます。7割軽減世帯の未就学児につきましては、軽減されていない残りの3割の半分を減額し8.5割軽減に、基礎課税額と後期高齢者支援金等分を合わせた3万9,000円から軽減分3万3,150円を差し引き、世帯負担額5,850円とし、5割軽減世帯の未就学児については7.5割軽減に、2割軽減世帯の未就学児については6割軽減に、軽減がない世帯の未就学児については5割軽減とするものでございます。

影響額につきましては、対象人数は約70人で、仮に全員が軽減がない世帯の未就学児とした場合、約136万円でございます。

減額相当額につきましては公費で負担するもので、国が2分の1、県及び町が4分の1ずつとなっております。

開始年度につきましては、令和4年度からとするものでございます。

最後に、附則につきましては、第1項で施行期日、第2項で適用区分を定めたものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） よく書いてありますので、これだけ書いてあると普通質問ないのですけれども、それで終わったのではまずいので。仮に全員が軽減なしということであったので、人数の把握はできていないのかなと思ってはいるのですけれども、7、5、2のそれぞれの人数が分からないのですか。ちょっとそのところだけ伺いたいと思いますが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

確定的な人数ではございませんが、今年度から始めました第3子の多子減免の割合

を参考に人数のほうを算出してみました。70人のうち7割軽減が7人、5割軽減が14人、2割軽減が24人、軽減なしが25人、このような算出をしております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この新設されました第21条の第2項なのですが、均等割額の減額の割合というのがありますね。例えば7割軽減世帯の未就学児は、3割の半分を減額して8.5割と。これはある程度地方税法の703条の5の第2項にうたわれているところのそのものがそのまま採用されていると。いわゆる嵐山町独自のようなことはこれにはなく、その法律のと通りの規定をこのまま提案されているということでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

嵐山町独自のものは入っておらず、地方税法施行令に減額の規定がございます。そちらに10分の5ということで、それを採用しているものでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第56号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時10分といたします。

す。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、議案第57号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第57号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第57号は、嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

資格確認の対象者を明確にするため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、議案第57号の細部説明をさせていただきます。

改正条例、新旧対照表を御覧ください。今回の改正は第7条で規定している受給者証による資格確認を明確にするため、被保険者等に加え、被扶養者についても規定したものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今の説明ですと、どうして被扶養者が入れば資格確認の明確化になるのかがちょっと分からないですけれども、もう少し詳しくお話ししていただけないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 重度の医療費の支給に関しましては、被保険者本人だけではなくて、扶養になっている方についても重度の心身障害を持っている方がいらっしゃいます。ですので、被保険者本人だけではなくて、扶養者についても確認する必要があるということでございましたので、明確にするためにこの条例を改正させていただきました。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第57号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、議案第58号 嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第58号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第58号は、嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。

家庭的保育事業等設備運営基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例

の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、議案第58号の細部説明をさせていただきます。

改正条例、新旧対照表を御覧ください。今回の改正は、第48条の次に第6章、雑則として第49条を追加し、この条例の規定において書面で行うことが規定されているものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができる旨定めたものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） この議案とは直接関係ないのですが、家庭的保育事業者というのは嵐山町にどのくらいあって、それを利用されている方はどのくらいいらっしゃるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 嵐山町の場合は、家庭的保育事業者該当施設はないと。ですので、実際この条例によって影響を受ける方はいらっしゃらないと思っております。

以上です。

○森 一人議長 再度答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 申し訳ありません。ちょっと1点だけ、認可外の保育室でございまして、アサヒキッズランドが企業主導型の保育施設でございまして、こちらがここで言う家庭的保育室に該当するということでございます。今現在、利用者が19名でございまして。

失礼いたしました。以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 企業の保育園というのは花見台工業団地と、もう一か所、大蔵にもあると思うのですけれども、そのどっちかがそういうふうな対応ということですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 大蔵のたいよう保育所につきましては、地域型保育施設になりますので、この家庭的保育施設には該当しない。アサヒキッズランドにつきましては、事業者の保育所ございまして、こちらが企業主導型の事業所内保育所、性格が違うのですが、こちらが該当するということでございまして、アサヒキッズランドにつきまして、利用になさっている方がこの条例の影響を受けてくるということでござい

ます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第58号 嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、議案第59号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第59号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第59号は、嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、議案第59号の細部説明をさせていただきます。

改正条例、新旧対照表を御覧ください。1ページを御覧ください。第5条第2項から第6項については、この後新たに第4章雑則で規定するため削除とするものでございます。

2ページを御覧ください。38条第2項につきましては、これは新たに第4章雑則で規定するため削除するものでございます。

第42条第5項は、連携協力について、「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設」に改定するものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。第52条の次に第4章雑則として、第53条第1項から第6項を追加し、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて電磁的記録により行うことができる旨を規定したものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第59号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、議案第60号 嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第60号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第60号は、嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

都市計画法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第60号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第60号は、都市計画法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正するものであります。

既に、追加でお配りさせていただきます参考資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。今回改正の内容は2つあります。1つは、第5条で都市計画法第34条第11号の区域に建築できる用途を変更するものでございます。都市計画法第34条の11号区域は、本来であれば市街化が抑制される市街化調整区域内において、市街化区域に隣接

または近接し、一定の集落を形成し、道路や排水などがおおむね整備され、周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められた区域であり、比較的容易に建設物が建築できる区域でございます。改正前につきましては、建築基準法別表第2の(ロ)、いわゆる第二種低層住居専用地域に建築できるものでございました。しかしながら、11号区域の本旨は、既存集落を維持するものであると考えられ、その維持に寄与する建築物であるべきであるという考えでございます。長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿、いわゆるアパートにおいては一過性であり定住にはつながらず、その集落の維持に寄与するものではないと考えるものでございます。よって、今回その要件を除外させていただくものでございます。

次に、2つ目でございますが、近年の激甚化、頻発化する災害を踏まえ、増大する災害リスクに対応するため、河川整備等のハード面等に災害リスクの高いエリアにおける開発を抑制する必要があるとし、令和2年6月10日、都市再生特別措置法の一部が改正されました。それに伴い都市計画法の一部が改正され、開発許可制度におきましては令和4年4月1日に施行されることになっております。都市計画法第11号、第12号の改定内容は、その指定する内容は政令で定める基準に従い、条例が指定する土地の区域には該当しないとするものでございます。

政令であります都市計画法施行令第29条の9、10の各号も改正され、除外する区域が明確化されました。その辺につきましては、参考資料1ページの中段、(2)都市計画法の一部改正の内容、イの災害危険区域から6までとされたところでございます。嵐山町におきましては、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域等、埼玉県が示した災害リスク情報図の浸水深3.0メートル以上が該当するものでございます。これらを受け、除外するエリアを明確化し、10月に住民説明会を開催し、都市計画審議会において、11号区域は答申、12号区域は報告にて告知することとなります。

参考資料の裏面の2ページを御覧ください。都市計画審議会の答申でございます。附帯意見とされた内容でございますが、土地所有者におきましては、丁寧な説明を行うこととするものでございます。既に未説明者に説明を行ったものでございます。

参考資料3ページを御覧ください。大変小さくなっておりますが、青色で囲まれた区域を除外するものでございます。箇所区域につきましては、11号区域は1.5ヘクタール、12号区域は4.8ヘクタールとなるものでございます。

それでは、議案の裏面、新旧対照表を御覧ください。第5条におきましては、建築

基準法別表第2（ろ）項に掲げる建築物に、「長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を除く」を加えるものでございます。

第6条におきましては、都市計画法第34条12号から除外する区域が規定されたものでございますが、政令で明確化されたことに伴い、ただし書以下を削除するものでございます。

第7条におきましては、市街化調整区域における開発許可に該当しない案件の立地基準を示しており、そのうち11号、12号区域について、第6条で除外された区域を除くというふうになってございます。第6条の指定区域において政令で明確化されたことに伴い、ただし書以下を削除したため、本条においてもただし書以下を削除するものでございます。

附則としまして、本条例の改正を都市計画法の施行に合わせ、令和4年4月1日からとするものでございます。なお、11号、12号区域から除外されたエリアは、特別なエリア内一般的な市街化調整区域となります。よって、一般的な市街化調整区域に建築可能な自己用の物件の建築は可能でございますし、他の開発要件に合致すれば、非自己用の建築も可能となるものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第60号 嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、議案第61号 嵐山町下水道条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第61号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第61号は、嵐山町下水道条例の一部を改正することについての件でございます。

下水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、議案第61号につきまして、細部をご説明申し上げます。

当議案につきましては、上位法でございます下水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書裏面の新旧対照表を御覧ください。まず排出基準に適合しない排水がある特定事業所等に課せられます除害施設の設置義務を定めた条例第13条第1項でございますが、下水道法第12条の9、公共下水道へ排出基準超過の排水が流入した場合の事故対応の条文が追加されたため、その以降の条文が1条ずつ繰り下がることにより、法第12条の10を法第12条の11に改めるものでございます。

同じく条例第13条第1項第10号でございますが、下水道法第6条第3号、台風や豪雨等による災害を防止するための条文が追加されたため、法第6条第4号を法第6条第5号に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第61号 嵐山町下水道条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、議案第62号 令和3年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第62号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第62号は、令和3年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,179万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億7,006万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第62号の細部につきまして説明をさせていただきます。

まず今回の補正の概要でございますが、何点か申し上げさせていただきたいと存じます。まず新型コロナウイルスワクチン接種3回目に関する経費につきまして計上させていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、既に実施をしておると

ころでございますが、この充当事業の変更をさせていただいてございます。また、過日条例の一部改正につきまして可決をいただきました人事院勧告に準拠して期末手当のほうを補正をさせていただいております。

それでは、まず補正予算書の10ページ、11ページをお開きをいただきたいと存じます。10ページ、11ページの右側でございますが、補正額の財源内訳ということでございまして、今回の補正額8,179万7,000円増額の財源内訳を国県支出金、その他一般財源と記載をさせていただいております。

それでは、次に12ページ、13ページをお願いいたします。2の歳入でございます。主なものにつきましてご説明を申し上げます。まず、15款1項2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金といたしまして2,498万5,000円を計上してございます。こちらにつきましては、ワクチンの3回目接種に要する経費及びこれまで実施をしてきたものの不足分につきまして計上させていただいております。国の補助率につきましては10分の10でございます。

2項1目総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金でございまして、214万4,000円を増額をさせていただいております。歳入概要のところの内容を記載させていただいてございますが、この増額分につきましては、中段の子ども・子育て支援金及び学校保健特別対策事業補助金それぞれ補助裏分の増額分ということでございます。充当先の変更でございますが、記載のとおり大きなものでは、嵐山町小規模事業者等応援給付金事業を3,000万円減額をさせていただいておりますという内容でございます。

下段でございます。3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金3,334万1,000円増額をさせていただいております。先ほどの接種対策負担金と同様、3回目接種及びこれまでに行ってきたものの不足分を計上させていただいております。

その下でございます。健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金284万3,000円、新規事業で計上してございます。内容でございますが、健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業、こうしたものに対し国から2分の1、または3分の2の補助金が交付をされるというものでございます。実際にはこちらの補助金については、健診データ標準化対応、副本登録設定作業費、こうしたものに充たさせていただくというものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。2項国庫補助金の7目教育費国庫補助金

でございます。一番上段です。公立学校情報機器整備費補助金でございます。新規事業でございます。小中学校の情報機器の整備に対して交付されるというものでございます。こちらにつきましては、既に歳出のほうは計上しておるものでございますが、家庭用のモバイルルーターの購入費に充当させていただくというものでございます。

では、一番下段をお願いいたします。17款2項1目不動産売払収入でございます。土地売払収入969万3,000円を計上させていただいております。町有地、普通財産の売払いの代金を計上しております。川島、鎌形、平沢地内、3か所についての売払いということでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。上段でございます。18款1項1目一般寄附金でございます。480万2,000円を増額させていただいております。これによりまして、一般寄附金の予算の減額は980万3,000円になるものでございます。一般寄附分とふるさと納税分とそれぞれ記載のとおりでございます。

一番下でございます。21款4項4目過年度収入でございます。101万6,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、国庫負担金等の令和2年度の実績に基づき交付がされるというものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。3の歳出でございます。主なものにつきまして申し上げます。

1款1項1目議会費の4、議会運営事業でございます。10節需用費、修繕料が11万円計上させていただいております。こちらにつきましては、議会を映像配信するための改修に要する経費ということで計上しております。

続きまして、一番下段でございます。2款1項1目一般管理費、20電子自治体推進事業でございます。17節備品購入費、機械器具購入費59万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、国の臨時交付金を活用いたしまして、ウェブ会議用のパソコンの購入費3台分でございますが、それに要する経費を計上しております。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。上段でございます。4目財産管理費、6、ふるさとづくり基金管理事業でございます。24節積立金にふるさとづくり基金積立金1,719万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、歳入のところで申し上げました町有地の売払い代金分及びふるさと納税分、こちらにつきまして計上しているものでございます。この積立てを行うことによりまして、ふるさとづくり基金の年度末の残高見込みは6,126万6,000円になる見込みでございます。

中ほどでございます。6目企画費、12子育て世帯に対する感染対策等支援事業でございます。18節に子育て世帯に対する感染対策等支援事業補助金1,781万円を計上させていただきます。こちらにつきましては、子育て世帯に対する感染対策等支援事業に要する経費ということでございまして、児童手当の支給対象者に対して1人当たり1万円を支給するというものでございます。こちらにつきましても臨時交付金を活用しての事業でございます。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。下段でございます。3款1項1目社会福祉総務費、2社会福祉総務事業でございます。22節償還金利子及び割引料に返還金452万4,000円を計上してございます。こちらでございますが、障害者自立支援給付費負担金、国庫負担金ほか5件でございます。令和2年度の実績によりまして返還が生じるというものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお願い申し上げます。上段でございます。14障害者生活支援事業でございます。18節に医療的ケア者受入設備整備事業補助金30万円を計上してございます。こちらにつきましては、新規事業でございます。障害児通所施設等で医療的ケア児者を受け入れるための備品購入等々に要する経費に対する補助でございます。県が2分の1、町が2分の1の事業でございます。

続きまして、26ページ、27ページをお願い申し上げます。2項1目児童福祉総務費、4学童保育室事業でございます。12節委託料に学童保育室指定管理委託料425万円を計上させていただきます。こちらにつきましては、コロナの再拡大に伴う登室の自粛に対する利用料減免及びICT推進分、こちらにつきましては登室管理システム導入等に要する経費につきまして計上させていただきます。こちらにつきましても国の補助金を活用した事業でございます。

次に、28ページ、29ページをお願い申し上げます。4款1項2目予防費、5新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。第1節の報酬から第12節委託料まで合計2,611万2,000円を計上させていただきます。新型コロナウイルスワクチン接種3回目には要する経費につきまして計上させていただきます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。下段でございます。7款1項2目商工振興費、6嵐山町小規模事業者等応援給付金事業でございます。18節小規模事業者等応援給付金、当初3,900万円計上しておりましたが、実績見込みによりまして3,000万円を減額するというものでございます。令和2年度の実績から当初予算のほ

うを見積もったところでございますが、県の助成事業等々、そうした事業を活用される方が多かったということございまして、減額をさせていただくというものでございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。中ほどでございます。8款3項5目公園費、2都市公園等管理事業でございまして、17節備品購入費に87万6,000円を計上させていただいてございます。こちらにつきましては、公園等の管理に要する備品ということございまして、乗用式の刈払い機等に要する経費を計上してございます。

続きまして、34ページ、35ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費の15学校教育IT推進事業でございまして、13節使用料及び賃借料に機械器具借上料63万3,000円を計上させていただいてございます。こちらにつきましては、来年4月1日に本稼働を予定してございます統合型校務支援システム導入に伴う学校内でのネットワークの構築に要する経費ということございまして、リース料のほうを計上させていただいてございます。

続きまして、38ページ、39ページをお願いいたします。6項3目学校給食費、3学校給食費補助事業でございまして、18節負担金補助及び交付金で、学校給食費補助金を710万2,000円減額をさせていただくというものでございます。こちらにつきましては、小中学校における給食費、第2子、第3子に対する補助ということで計上させていただいてございましたが、実績見込みに伴いまして減額をさせていただくというものでございます。

13款1項1目1予備費でございますが、財源調整のために予備費を2,305万6,000円増額をさせていただくものでございます。

次ページの給与費明細書以降につきましては、ご高覧をいただきたいというふうに存じます。

以上をもちまして議案第62号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 17ページ一番上の町有地の売払いなのですが、これどこに売るのでしょうか。それぞれ違うのでしょうか。どういう理由で会社ですか、個

人ですか、購入したいということなののでしょうか、伺いたいと思います。

それから、24、25医療的ケアの障害者生活支援ですけれども、この新規の事業、具体的にはどこの施設になるのでしょうか。

それから、次の26、27で、学童保育の関係で425万円が出ていくわけですけれども、ICTというお話もあったのですけれども、どういう計算でこの金額になったのかを伺いたいと思います。

それから、その下のこども医療費なのですが、ここで増額になっているのです。今まで病気になられる子どもさんが少なかったなというふうに思っていたのですけれども、ちょっと増えてきたわけなのですか。何か特別な病気があるのか伺いたいと思います。

それから、28、29で新型コロナのワクチン接種、これ嵐山ではいつ頃から始められるのか伺いたいと思います。

30、31で小規模事業者の応援給付金、3,900万円が3,000万円が使われなかったと。これどういう理由で使われなかったのか。事業者は大丈夫なのかって、そっちの方を心配するのですけれども、そのお金をそっちに回すということなのですが、こっちが心配ですので伺いたいと思います。

それから、その下のジュウガツザクラの植栽ですけれども、これはどこに植栽、植えるのか伺いたいと思いますが。

33ページの中ほどのおりがみ公園で使うのですか、あの刈払い機というのは、そのほかで使うのですか。これは誰が使うのか。委託でないのだから、職員が使うのかなと思うのですけれども、そういうことなのでしょうか伺いたいと思います。

35ページの一番下の要保護の各学校から増加分が出ているのですけれども、やはりこれはコロナの影響によって増えたという理解でよろしいのでしょうか、伺いたいと思います。

それから、次のページのさわやか相談室の空調が壊れたということで、当面こだけで大丈夫なのか。ほかにもあるのだけれども、ここを優先したということなのでしょうか。ビデオを見て、雨漏りがしている、ガラスにひびが入っている、塗装が剥がれている、そういうところは取りあえずは脇に置いて、ここを優先したということなのですか。この優先した理由も併せて伺いたいと思います。

39ページ、学校給食費が700万円から余ったということなのですが、余ったのが大

きいなと思うのです。子どもさんの人数を計算して出しているのではないですか。理由を伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 11点になります。順次答弁を求めます。それでは、答弁を求めます。
青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは不動産売払収入の関係でお答えをさせていただきますというふうに存じます。

今回川島地内、鎌形地内、平沢地内と3か所の売払いを行ったわけでごさいます、それぞれ町としては活用の見込みのない普通財産につきまして、それぞれからの申出によりまして売払いを行ったというものでございます。川島と平沢につきましては個人の方、鎌形につきましては企業の方へ、企業に対して売払いを行ったというものでございます。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 私のほうから3点回答させていただきます。

まず24ページ、25ページになりますが、医療的ケア者受入施設整備事業補助金、どの施設かということでございすけれども、こちらにつきましては生活介護施設になります。具体的にはデイセンターウィズでございす。

続きまして、26ページ、27ページの学童保育指定管理者の委託料の登園の減分ですか、どんな計算かということでございすけれども、こちらにつきましては国、県の基準がございまして、補助金基準額が500円、対象者が150人、対象日数が、これは30日ということで計算をさせていただきます、225万円ということで減額をさせていただきます。

続きまして、こども医療費の増額ということでございすけれども、何が原因かということでございすけれども、小中学生の基本的には通院分が増と。ただ、内容的には何が多くてということは特定できません。通院分が増ということでございす。

以上です。

○森 一人議長 続いて、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 28ページの新型コロナウイルスワクチンの接種でござい

ますが、3回目の接種を嵐山町はいつから始めますかという質問です。嵐山町民で早い方は2回目の接種を3月、4月に打った方、医療従事者の方がいらっしゃいますので、その方は自院で12月、今月からもう接種が始まっております。一般的に申込みを受け付けた高齢者の方については、3月、まだ日にちは確定はしていませんが、3月から3回目の接種をスタートしたいというふうに考えております。それまでは医療従事者や高齢者施設で従事する方、高齢者施設に入っている方等が行われると思います。一般の方につきましては3月以降を考えております。

以上です。

- 森 一人議長 続きまして、藤永企業支援課長。
- 藤永政昭企業支援課長 私のほうからは、まず小規模事業者等応援給付金の関係でございます。こちらにつきましては、当初の予算につきましては、昨年度の実績、これに基づいて積算のほうをさせていただきました。内容的には昨年度、国のほうでやっておりましたセーフティーネットの4号、5号というそういった無利子貸付制度、または危機関連保証、そういった制度の申請件数、町のほうにも来ますので、その申請の内容においては減少率というのも出ておりましたので、そのデータを基に当初は積算のほうをさせていただいて、計上させていただいたということでございます。昨年度の給付金と違うのは、昨年度は10万円が上限という形でやらせていただきましたが、今回は減少率の幅に応じて、例えば20%以上49%以下で10万、50%以上69%以下で15万、70%以上は25万という上限で実施のほうをさせていただいたわけです。これに対しまして、実際に制度のほう申請受付をしてからなかなか出だし、申請が昨年度は結構集中して出てきたのですが、今年度はなかなか出てこないというところで、9月頃とかに商工会なり、または金融機関と一緒にいろいろ現況というのでしょうか、そういったところも打合せをさせていただきながらいろいろ検討した結果、今後なかなかこの給付金の申請があまり出てこないという予想がされました。これにつきましては、国のほうで支援をしています一時支援金、月次支援金、こういったもの、または県のほうで実施しております感染防止対策協力金等様々な支援がありますので、そういった支援を受けた方は除外をしておりましたので、そういった支援を受けている方は多いのかなと。また、現状のほうをいろいろ聞きますと、確かにこのコロナの影響で業績が落ちている会社もあるとは思いますが、あまり大きな影響を受けずにいる業者さんもそこそこあるのかなというところがいろいろ話合いの中で分析した結果で

ございまして、大幅な減額にはなってしまったのですが、ある意味ではあまり困っている人がいないのかなというところもあって、ちょっと安心はしたところなのですが、一応昨年度の実績を基に積算した結果、今年度こういう状況であるというところでございます。

続きまして、ジュウガツザクラの植栽の場所でございます。こちらにつきましてはラベンダー園の周囲といいますか、都幾川と槻川の土手がございます。こちらの土手に今現在ジュウガツザクラが植えてあるのですが、これの枯れたもの、もしくはもう枯れていてなくなっているものもあるのですが、そういうのが5本ありましたので、そこに再度植栽のほうをさせていただくというところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、都市公園等管理事業の内容につきまして説明させていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、工事請負費と備品購入費でございましたけれども、おりがみ公園の管理につきましては、防犯灯設置工事、これは区長さんから要望が来ておりまして、おりがみ公園に防犯灯ということで工事請負費を計上させていただきました。先ほど総務課長からお話しありました乗用の刈払い機につきましては、下の備品購入費でございまして、どこというわけではなくて、町職員がフィットネス21パークや駅西公園等委託もしていますけれども、それ以外にも随分草刈りをさせていただいております。そのときに使わせていただいて、効率化を図るということを目的のさせていただこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 1回目の答弁だけはもらおうと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、続きまして、金子次長をお願いします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 学校等に関してお答えをさせていただきます。

まず、35ページの要保護準要保護児童就学援助費の関係でございます。こちらに関しては、昨年の実績人数により当初を積算をさせていただいております。昨年的人数が令和元年度と比べまして、人数としては下がっております。人数が少ないもので

ございました。また、今年度に関しては、加えて人数が昨年に比べても多くなりましたことと、あとは宿泊学習や修学旅行等、そういった扶助金額が高くなる学年に関してがかなり多いところでございます。

また、コロナの影響ということでございますが、実際に申請書にコロナの影響ということで理由をお書きになった方はお一人ないしお二人ということで少なかったのですが、所得等で判断することもございます。この認定基準としては、幾つかの判断基準の中で多くを占めているものは児童扶養手当を支給されているもの、そして所得要件ということですが、所得要件に関してはおおむね4割程度ということで、全体の認定者数の中で占めている理由でございます。

続きまして、さわやか相談室に関する37ページでございます。こちらの工事請負費でございますが、実際に菅谷中学校のさわやか相談室の空調が壊れてしまっておりまして、こちらのお部屋なのですが、大きなお部屋の中に小さな区切りが、パーティションで区切りがありまして、その区切りのほうの小さい空調が壊れてしまっているため、全体としてのお部屋というのは現在は使えている状態でございます。ただし、やはり個別面談ですとか、子どもが来て勉強する小さな部屋ということで活用しておりますので、実際に壊れたままということではなく、修繕工事ということで新しいものを付け替えさせていただきたいと考えました。こちらに関しては、いわゆる量販店で取扱いができていたような家庭用の空調がついているためにこの金額でございます。

また、当面こちらの空調だけというご質問をいただきましたが、実際には壊れたところを直すというような、今繰り返しの状況でございます。学校の中で特に保健室あるいは職員室は最初につけてから大分年数がたっていて、当初につけているものなので、学校によっては不具合があり、修繕をしてということを繰り返しているような状況でございますので、今後壊れていくということは更新に関しては考えられていることと考えています。

次に、39ページの学校給食費でございますが、こちらの減額補正ということでございます。こちらの制度に関しては、昨年度の下半期から新たにコロナの関係で創設された事業でございます。今年度は昨年度に比べまして、第2子は半額、これはこのままなのですが、第3子は全額補助ということで制度を今年度改めさせていただきました。そちらに関しては、この金額を積算する際には昨年度の予算を参考にするとともに、児童手当の対象者を基準としたことにより算出したものでございます。実際には

こちらからそのほかで扶助あるいは補助されている方々を除きます。準要保護、特別支援の関係の補助、扶助、こういったものを抜かせていただき、また一旦は給食費は支払うということを制度として、補助金ですので、支払ったものに関して補助をするという形を取っておりますので、数名は満額を支払っていないという、判断するタイミングでの支払っていないという方々を除いて今回の人数というものを算出をさせていただきました。

以上でございます。

- 森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時05分

再 開 午後 1時28分

- 森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番、川口浩史議員の再質疑からになります。どうぞ。

- 10番（川口浩史議員） 17ページの一番上の関係なのですが、町としては活用の見込みがない土地はどんどん売っていきたいということでありました。それは当然というかな、そうなのか。購入するほうは何か目的があって購入するのだと思うのです。個人であれば、平沢はどうなのか調整区域もあるのかな、入っているのかどうか分からないですが、家を建てるとかあると思うのですが、その辺どうなのでしょう。企業は何に使いたいのか、お話しできるのであれば伺いたいと思います。

それから、31ページの小規模事業所への給付の関係なのですが、嵐山町は大幅に減額になるということで、こうした傾向は全国的にあるのでしょうか。嵐山町だけの問題ではないような感じがするのですけれども、伺いたいと思います。

37ページのさわやか相談室なのですが、ここの改修は分かりました。家庭用のエアコンを設置するということで。ほかの問題というか出ていたわけですね、あのビデオ見てね。そうしたものというか予算を要求というのは今回はしたのだけれども、受けられなかったとかあると思うのですが、予算要求しなかったのか、しないのであればその考え方を伺いたいと思います。

- 森 一人議長 3点でよろしいですか。

それでは、順次答弁を求めます。

初めに、青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、土地売払収入につきましてお答えをさせていただきます。

今回の3か所共に当該土地に隣接をして土地をお持ちの方並びに法人に対して売却を行ったというものでございます。鎌形の土地につきましては、既に隣接して立地をしている工場の敷地の拡張ということでございます。川島については、他の土地と合わせて一体的に個人の方が事業を始めると。平沢の土地については、こちら本当に僅かな面積でございまして、既にお持ちの土地と一体的な有効な活用を図っていくと、このような目的でございます。

以上です。

○森 一人議長 次に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 給付金の関係で全国的な傾向はというようなご質問だったかと思えます。こちらにつきましては、この給付金につきましては町独自の支援でございまして、要は全国的には先ほど申しました一時支援金ですとか月次支援金、こういったものは全国で共通の支援になっております。そのほかちょっとした支援もありますが、埼玉県は埼玉県の支援というのがあります。これは埼玉県内市町村は共通して同じ支援を受けられるということになりますけれども、都道府県によってこれも支援も多少違うのではないかなと。そこまで調べてはいませんが、そういうふうに思えます。給付金に関しては、町独自でどういう支援ができるかという中で選択をして支援を昨年度、今年度としておりますので、全国的な傾向というのはちょっと確認はできていないのですけれども、嵐山町独自でやった分につきましてはこのような現状だということでございます。

○森 一人議長 続いて、金子次長お願いします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

補正等の予算を積算する際には学校にまずお伺いいたします。その中で学校の要望といたしましては、消耗品等の需用費をまずは優先させたいという希望がございましたので、そのように計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第3番、狛守勝義議員。

○3番(狹守勝義議員) 私から1点だけお願いしたいと思います。

補正予算書の21ページの子育て世帯に対する感染対策等支援事業補助金、これは9月の補正の追加でも同じ内容で計上されたものだと思うのです。それが今回また12月の補正でという、2回連続で補正が組まれると、これはどういうふうな理由からこうなったのかを伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

こちらにつきましては、また臨時交付金を使用するわけなのですけれども、そちらのほうの予算にちょっと余裕があるということで、9月にやったものと同じ対象者で、さらに11月ということで基準日をちょっと後ろにずらして、新しい対象者も含めた中で給付するということになっております。

○森 一人議長 第3番、狹守勝義議員。

○3番(狹守勝義議員) そうしますと、この給付される形の世帯というか、相当困窮しているというような状況が見られるということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

困窮しているかどうかというところは当然調査していませんので分からないのですけれども、お子さんを対象に給付するという趣旨で、感染予防ということを趣旨として中学生までの全子どもに対して1万円給付するという形になっております。今回国のほうで給付5万円しますので、そちらに上乘せして給付させていただくという形になるかと思えます。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 28、29ページの新型コロナウイルスの関係なのですけれども、先ほど課長のほうからお話があったのは高齢者の関係の介護施設に勤めているエッセンシャルワーカーですとか医療従事者の方が12月から始まるということなのですが、順次一般の方とかそういうふうに進めていくというお話でしたが、当初2回目から8か月以降に接種をするという内容でしたが、昨日の総理の話だと6か月で始めるとい

うようなお話がございましたので、その辺どのようにお考えをしているのか伺いたいと思います。

それと、この3回目の接種、高齢者の方がインターネットで申し込まれていらっしゃると思うのですが、電話でされる方もいると思いますけれども、ふれあい交流センターにちょっと用があって行ってきましたら、受付の女性の方が高齢者のスマホをお借りしてネットで大分予約してあげたというお話を伺って、ああ、よかったなと思ったのですが、例えばほかの市町村で大学生とか高校生を期間を決めてお手伝いしますというような取組をやった自治体があったかなと思うのですが、そういうお考えはないのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 では、答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

昨日の国の臨時議会で8か月を前倒して6か月という話を、もちろん昨日私も知ったところなのですが、今回の補正予算29ページを御覧ください。コロナのワクチンの需用費の中に印刷製本費566万5,000円、こちらが取ってあります。こちらは3回目の接種券を委託するための費用でございます。本日承認いただければ、この後すぐに機構伺いと業者選定、もう印刷を発注するわけなのですが、早くてもこれから発注すると2月の頭ぐらいに接種券が届く予定です。先ほど川口議員さんに質問されたときに、12月からもう接種早い人は始まっていますよというお話したかと思えます。12月、1月、2月に受ける医療従事者については、自分たちで印刷をして12月の人にはもう送っています。今1月の人の分を印刷して送る準備をしているところなのですが、一般の方、全部で約1万5,000人から医療従事者抜いたぐらいの数なのですが、それは委託を出そうとして考えています。2月に上がってきますので、それから送付して受付業務をして、やはり3月からの接種になるのかなと。

前倒しされたときにですけれども、スタートはそこですけれども、それから前倒しした分だけ早くなりますけれども、何と言っても町内のクリニックさん、あと乗り入れできる病院がありますけれども、その接種の数、あと集団接種の数によって幾ら前倒しをしても受けれる数が決まっていますので、その辺を計算をしつつ、6か月になったときに何人が受けられるということで予約を入れていきたいと思えます。

それで、先ほど前回大学生がインターネット等で申込みのお手伝いしているところ

もあったので、ぜひ3回目というお話今聞きましたけれども、前は65歳以上の方全てに一斉に送って、コールセンターが朝から晩まで電話がかかっている状況が5日間で予約がやっと埋まった状況だったのですけれども。場所によっては10何分で終わってしまったとかという市町村とかもあったかと思うのですけれども、今回は一遍に送るのでなく、予約もスムーズに取れるように、コールセンターかけてもスムーズに取れるように、例えば早く打った人の1週間分、また数日後に1週間分という形で少しずつ送っていきますので、コールセンターに電話をかけてもそれほどつながりにくいことがないように発送する回数を多くして、受付業務も混乱がないようにしていきたいというふうに考えておりますので、大学生をお願いしてのネット等は今のところ考えておりません。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 29ページの学校給食費補助金の710万2,000円のマイナスなのですが、これ見てみましたら、せっかくの事業なのに嵐山町第2子以降学校給食費補助金交付要綱というのを読んですと、中学生の間の中の第2子、一番上のお子さんが中学生ではないと、第2子、第3子の給食費の補助金がもらえない形になりますよね、これ。それだと結局高校生とか一番授業料、今はそれほどでもないのかもしれないのですけれども、財政的に大変な家庭には行かないような形で補助金が、交付要綱ができていのではないかなと思うのです。それは非常にもったいないことなので、これ一度直してみても、せっかく第2子以降のお子さんに学校給食費の補助をするのであれば、そういう形で要綱を直していったほうがいいのかと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。1点。

○森 一人議長 答弁を求めます。

金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

今年度改正をいたしまして、対象となる第3子を全額ということで、枠を拡大ということで対象額を拡大ということをいたしました。義務教育年限の間のお子さんということを前提といたしましたが、その中には例えば特別支援学校に通っていらっしゃる方、上の子がそういった方でも第2子が嵐山町立学校に通っている方に関しては該

当するというような形を取りました。また、上のお子さんが中学生、卒業してしまっ
てからとなりますと、また嵐山の学校給食費を支払っている方ということで限定をい
たしましたので、今年度は中学校を卒業した方までは拡大せずに実施したところでご
ざいます。高校生になりますと、高校には給食があつたりなかつたりということで、
そういったものの確認も取れないということで、令和3年度はそのように要綱を改め
させていただいております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 第3子を全額というふうな形で今年度拡大したというこ
とですよね。私が言っていますのは、お兄ちゃんとかお姉ちゃんが高校生になって第2
子のお子さんか中学生にいたりとか、第3子のお子さんが小学生にいたりという子ども
さんもいるわけですよね。その子は、第2子のお子さんは少なくともそこでは学校給
食費の補助金の対象にならないわけですよね。そうではなくて、全体的に2人以上の
お子さんで第2子だったら、高校生とか大学生が一番上のお子さんでも、第2子に嵐
山町立の中学生にいたり場合は、それは補助金の対象にするように交付要綱をせつかく
なので改めたほうがいいのではないかなと思うのですが。それは町の財政にとっては
少なくてもいいのですけれども、家庭にとってはその部分とてもありがたいことなので、
そういうふうな補助金の交付要綱の直し方したほうがいいかなと思うのですけれど
も、その点についてはいかがなんでしょうか。誰が答えるか。

○森 一人議長 一度お受けしますが、やはり質疑というよりは、少し……

○12番（渋谷登美子議員） そうですね。ですけれども、これやっておかないと、次年
度に行かないので。

○森 一人議長 答えられる範囲で答えていただければと思いますが、いかがでしょう
か。

金子次長。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 川口議員、静粛にお願いします。

〔「休憩取って、ちょっと相談したほうがいい
ですよ」と言う人あり〕

○森 一人議長 川口議員の質疑の時間ではないので。

〔「いやいや」と言う人あり〕

○森 一人議長 いやいやではなくて静粛をお願いします。

答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 第2子の確認が学齢簿上ですと高校生入っていませんので、第2子の確認の作業が難しいということで、高校生以上のお子さん含む第2子というのは対象になっていないということなのですからけれども、その辺がうまく対応できれば、また考える余地はあるかと思えます。現状ではそういうことです。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、児童手当を取るときにはどんな感じで確認しているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 児童手当についても中学3年生までについては確認できますが、前回のときの高校生の支給のときになりますと、高校生に申請をしていただいて支給を1回目のときはさせていただきました。ですので、今回も18歳まで国の5万円ありますけれども、前回申請をしていただいているところについてはそれできますが、そうでない方についてはまた申請をいただかないと高校在学者かどうか確認できませんので、そういった手続を取っています。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私は31ページの小規模事業の応援給付金について質問いたします。この応援給付金について申請件数についてどのぐらいあったのかと。

それから、満額の25万円ですね、これ受給された方は何名いらっしゃるかと。現在の時点で結構です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

12月1日現在の件数でございますが、小規模事業者の応援給付金全体では58件となっております。

また、いわゆる減少率70%以上が今のところ12件でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これについては、課長がそんなに困っている企業さんは少ないのではないかとおっしゃっていたのですけれども。私の周辺でも何件か申請された方がいらっしゃいます。なかなか制度設計的に厳しいかなと思っているところなのですね。というのは、町内にいろんな業者さんいらっしゃるのですが、総じて零細企業の方が多いかなと。では、零細の企業の方が、例えば50%以上とか70%以上減ということは、それをやること自体がもうある意味ならならいぐらい厳しい状態なのです。ですから、かなりぎりぎりの中で企業活動当然されているという中で、今回実施をしたわけですが、こういう形を今後またいろんな形設計するときに、条件面のところで少し緩和というかしないと、実際今回受給された方、私から見ても、ただ13万の方とか、例えばそのぐらい50%、70%減ったにしてもそのぐらいの受給だったりとか、ある方は5万円弱とか、そんな条件いろいろありますけれども、ですからその辺については今後の制度設計について検討していただかないと、せっかく予算組みを、3,900万という予算を組んだにもかかわらず実際には900万で、3,000万ほかに使えたからよかったといえばよかったのですけれども、町内の企業者さんについて、3,900万入るはずが900万しか入らなかったという、その問題はちょっと検討をしていただきたいと思います。それについては返答は結構です。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 13ページ、国庫支出金の地方創生臨時交付金、説明のところに14万と214万4,000円載っております、歳入概要のところですけども、このところで確認になるのですけれども、地方創生臨時交付金が当初小規模の応援事業ということで3,000万減額になったと。さらには学校給食とか出てきています。そして、子育て世帯に対する感染対策支援事業というのは、これはこの歳出見ていきますと、国庫支出金がそのまま2,268万1,000円財源になっているような形で予算書ができますけれども、この辺のところの確認というか考え方なのですけれども、これはあくまでも地方創生臨時交付金がいちいちいろいろな中で使われないものがあったということによ

ってこの2,268万1,000円相当が生み出されたものなのか。それともそれとは別に新たに嵐山町として子育て世帯に臨時交付金を取り入れようということで、ある程度申請し直すような形ですか、そういうところはこの町の中で自由にやっていいのだよというような捉え方でいいのかどうか、その辺のところを確認させてほしいのです。

それともう一つ、13ページに新しく健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金というのが出ております。これは新規でございますけれども、これは次の、ページで行くと電算委託料か何かになっているのですね、597万4,000円ほど。これはどのようなところが利活用に向けて改修されていくのかなということで、2点についてお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは1点目の地方創生臨時交付金につきましてお答えをさせていただきます。

今回、先ほど来ご質問いただいておりますが、小規模事業者と応援給付金事業及び学校給食費補助事業、こうした充当を予定をしていた事業が実績見込みに伴いまして、大幅に減額になったということがございます。この地方創生臨時交付金につきましては、既に町に対して国から一定の額ということで示されております。今回この2つの事業が減額になったものを、どう町として有効に活用していったら、そういったことを検討させていただきまして、この臨時交付金の目的に合致する事業について新たに充当を行うというような今回の補正でございます。その一つとしては、子育て世帯に対する感染対策等支援事業、またウェブ会議用のパソコン購入、高齢者外出支援事業、こうした既に行っている事業も含めて、今回この事業の財源を一部使い実施をします。この事業については来年度に繰り越すことはできませんので、今年度内に終了する事業ということで計画をさせていただいたものでございます。

以上です。

○森 一人議長 続いて、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業の補助金でございますが、こちらは個人がマイナンバーカードを使ってマイナポータル、自分のホームページを見まして、そこで検診の情報が閲覧ができる、自分がかん検診だとか健康診断受けた情報が見れるようにするための電算委託料が補助金として上が

っているものでございます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 2点目はよく分かりました。

1点目の捉え方なのですけれども、そうしますと9月のときに追加議案で出ましたよね、子ども・子育てのやつ。この議案とは関係なくなってしまうけれども、それについてはあくまでも国のほうからそういったものがついたから子育て支援金を配れたよということによろしいのでしょうか。その辺確認したいのだよね。追加議案の話してしまって申し訳ないのだけれども、9月に最後に出てきましたよね。9月の最後の追加議案で1万円ずつ出てきましたよね。そのところと、ここのところがかぶるような、さっき狛守議員もおっしゃっていたけれども、その9月の時点と、今ここですから12月来ているのですけれども、時間差があるので。上手に話すと、嵐山の子どもたちには3回ぐらい1万円配られたよと、これから行けばなるのかなと思うのですけれども、その辺のところというのは、ある程度町の姿勢として最終的に今回ここで2,214万4,000円が補正額になっているのだけれども、ここの部分についてはあくまでも臨時交付金が余ったから配ると。子どもたちのほうに感染症対策として配るという。その9月のときの追加議案でできたものと内容は同じだと思うのですけれども、そういうように捉えでよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

9月議会においての追加議案でお願いをいたしました、この子育て世帯の支援事業でございますが、このときは国が新たな地方創生臨時交付金の中に事業者支援分について、従前は都道府県が対象だったわけでございますが、その事業者支援分を市町村に拡大をいたしました。その拡大分を活用して計上させていただいた事業になります。今回の補正につきましては、先ほど来申し上げましているとおり町に配分をされているその枠の中で、どうこの交付金を有効に活用していくかと。そういった中で必要としているところに、具体的には子育て世帯に対して町としてはさらに支援を行っていき、感染拡大は今収まっているようですが、感染拡大防止に努めていただくために活用していただきたいと、このようなものでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 2点ほどあるのですけれども、軽微な質問なのですが、31ページに美化清掃事業が減額になっています。手数料ということなのですが、1回ぐらいコロナの状況でできなかったというふうに私も思っているのです。その分だけ削減になっているのか、もともと何かを縮小してきたのか。全体の金額もそんなに大きくない中、3割ぐらいはカットになっているのです。その理由をまずお聞かせしていただけますか。

それと、その下のほうに観光事業の観光費の中に、新規にジュウガツザクラの植栽工事ということなのですが、もともと全て先ほど説明はありましたが、枯れたり等々、なくなってしまったりだとか、そういうふうな説明をしていましたですけれども、それで何本か植栽をし直すということなのですが、管理はどなたがやっているのか、まず聞きたいと思いますが。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

こちらの手数料でございますけれども、環境美化運動は春と秋2回行いまして、その2回行う中で当日に収集運搬業者さんに回っていただきます。その手数料ということで当初160万6,000円を計上させていただいておりました。その中で春の分だけコロナで中止になりましたので、その分を削減させていただいて、補正をお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 ジュウガツザクラの管理はどこがやっているのかというご質問だったかと思えます。今まではあそこの土手沿いに植わってしまっていて、いつも除草作業だとかそういったときには観光協会さんのほうでやっていただいたり、当然企業支援課のほうも含めてそういった形でやっていたのですが、ジュウガツザクラそのものはトラストの何か事業で、農政課さんのほうで当初植えたというお話だそうです。ここに来て、あそこは観光と一緒に全部やったほうがいいだろうということで、今回

企業支援課のほうの予算に計上させていただきましたので、はっきり今後は企業支援課のほうで維持管理をしていくようになるかなというふうに思っております。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 美化清掃運動の件なのですけれども、ついこの間ありましたですね。私も久しぶりに出たのですが、以前等はある程度支給されたものがあって、それを使ってごみ袋だとか等々あったと思うのですけれども、今は銘々みんな自分で持参してきて、それでそこのところに何枚か役所のほうから支給されたものの中に詰め込んでいって、業者さんが持って行っていただくというふうな感じみたいなのです。やはり啓発というものは、これはもう住民の啓発ですから。なるべくきれいにしていこうよというふうなあれですから、全てボランティアの気持ちだけではなくて、町のほうの支給するものの中に、ちょっと私が間違っているのかもしれないのですけれども、何かその体制が少しずつ来ているような気がするのですけれども、その見解をちょっと。私が言っているのが間違っているのか、今どんなふうに行っているのか、お聞かせしていただきたいと思いますが。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

○8番（長島邦夫議員） あと1点、ジュウガツザクラのほうね。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） これから町のほうで行っていくと。今までは堤だから、県が全て草刈り等やっていますので、県が管理しているのかなというふうに私思っていましたからあまり言わなかったのですけれども、やはりボランティアで観光協会等が除草をやっていた経緯はあります。ですけれども、あそこののりの部分、いわゆる勾配がついたところは車なんか入っていけないからいいのです。ところが、フラットの部分もあるわけです。そこへ車がみんな入るのです。そうなるとやっぱり土は固くなりますから、今までみたいに堤のほうの桜並木とちょっと違うのです。車を乗り入れてもいいということであれば、ある程度そこの桜の中を管理をする体制をつくっていただかないと、前は間違っただけで除草作業やりながら木を切ってしまったこともあるのです。ですから、もうちょっとそこのところの管理をしっかりしていただきたいなというふうに思うので、それができないのであれば、車が乗り入れがオーケーなのですよということであれば、その桜の木の周りだけは、ここは保護していますよというふうな体制にしないと、せっかく咲き始めたなと思うと、そのうち枯れてしまうと。もともと

河川ですから、土がいいわけではないので、もうちょっと管理体制をよくしないと、また同じことができるかなというふうに思うのですが、見解を教えてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、環境美化清掃のときのごみ袋の件についてお答えいたします。

11月28日曜日に大勢の町民の方にご参加いただきまして大変感謝しております。私も町長と一緒に参りましたけれども、大変熱心にやっていただいて、本当に深く感謝申し上げたいと思います。ご質問の件でございますけれども、私も来て2年目で、環境美化運動をやる1か月前に環境美化推進委員会というのを開きまして、そのときに各その地区で集めていただいたごみをまた分別するためのごみ袋はその委員会のときに今現在はお配りしていると、そういうふうに担当から聞いておりました。何年前からそういう形になったかというのは確認できませんけれども、大変多くの方がご参加いただいて、もしごみ袋を配るとなりますと、これまた予算の関係もございまして、その辺をよく検討させていただいて、それでできるかできないかというのをまたよく考えさせていただいて、できることであれば、議員さんがおっしゃるようにお配りできればいいかなと、そんなように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうはジュウガツザクラの管理の関係につきましてお答えさせていただきます。

先ほど答弁をさせていただいたのですが、ちょっと答弁不足といえますか、足りなかったかなというところがありますので、併せてお答えさせていただければと思います。長島議員さん2回目の質問で、都幾川の部分につきましては、県のほうで除草作業をしていただいております。槻川のほう、バーベキュー場側、親水公園があるところ、これは県土整備事務所と協定上では観光協会と法定維持管理する区分というのでしょうか、そんなふうになっていたのかなと思いますので、今年度も都幾川につきましては、県のほうで除草作業をやっていただいた経緯もございまして、槻川につきましては企業支援課、また観光協会さんのほうで除草作業したりとかというのをしております。桜につきましても負担金を払っている日本さくらの会、ここは桜の専門機関に会

員として入っておりますので、以前も桜並木見ていただいたことありますけれども、ジュウガツザクラというのも私も初めて知ったような桜ですので、これに対してはそういったところも通しまして、ある程度専門分野の方にどういった維持管理をするのがいいのか、そういったものもご指導いただきながら今後やっていければいいかなというふうには考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ジュウガツザクラのところだけ再質問させていただきますけれども、確かにあまりないですから。咲きの桜もある、ソメイヨシノの時期もある。ジュウガツザクラてあまりないのですから、管理も難しいのかなというふうに思うのですけれども、あのままだと支えをして、その周りについては誰が入ってもいいよというような状況になってしまっているのです、そこところは保護していますというあれを、木の周りに1メートル四方ぐらいでも入れない、車がそのすぐ脇に来たら、下を固めてしまうので、そしたらいいもの育たないと思うので、その配慮というものも、これをこれからちゃんと管理していきますよということであれば、それは徹底して、その間のところの草刈りだとか、そういうものについては町のほうで、県土がやるのではなくて、その桜が咲いている部分だけについては町のほうでやるだとか、短時間で済むことですから、せっかくこれから伸ばして行って、いい大木になってもらいたいので、そここのところの管理をもう一度確認させてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 議員さんのご質問というのはよく理解しております。ただ、ジュウガツザクラ、私も初めてなものですから、どういう桜なのかという、そこは先ほど答えましたように専門の方からよく聞いて、どういう維持管理をするのが一番いいのか、そこを含めて、その結果に基づいてどういった維持管理をしていこうというのは早急に検討してやっていけるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、質問させていただきます。

まず、15ページでございますけれども、土地の売払いですが、こちらは先ほどほかの議員さんも質問をなされまして、場所的には3か所の川島、鎌形、平沢だということですが、これの平米数も分かりますけれども、どのぐらいの評価で土地を買い上げたのでしょうか。969万3,000円ほどあるわけですよ、お尋ねをします。

それから、21ページですけれども、下段のほうになりますけれども、コミュニティ推進事業の中で花いっぱい運動の関係が出てきていますが、100万円ほど減額になっております。ちょうど今花が終わりまして、きれいな花が咲いて正月はきれいだなというふうにいろんな場所で皆さんがボランティア活動しているなというふうなことは感じております。この原材料費だということですが、花そのものが安くなったのかあるいはどんなふうな形で100万円ほど減ったのか、場所は減ったのかあるいは本数が減ったのか、いろいろあると思うのですけれども、お願いをいたします。

それともう一点なのですけれども、25ページの真ん中辺ですが、高齢者外出支援タクシーの件ですけれども、195万3,000円ほど増額しています。補正ですということについては申込者が増えたのか、あるいはどんなふうな形で増額になり補正をなされたのか、お尋ねをさせていただきます。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

青木 参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、1点目の土地売払収入につきましてお答えをさせていただきます。

今回3か所ございまして、それぞれ地目のほうも異なっておりまして、それぞれの土地につきまして適正な土地の評価をさせていただき単価を決めさせていただいたものでございます。ご質問、それぞれの平米数と面積と単価ということでございますので、申し上げさせていただきます。まず、川島でございますが、1平米当たり2万9,853円、これの69平方メートル。鎌形でございます、2,300円が3,196平方メートル。平沢につきましては1万9,300円、これが14.72平方メートル。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、花いっぱい運動に関することでお答えいたします。

こちらにつきまして減額になっておりますけれども、花いっぱい運動自体がやり方

を変えさせていただきまして、コミュニティ事業のほうに含めさせていただきました。それから県のロードサポートというものを使用しましたので、そちらの分については県のほうから補助金が出ているという形で減額になっております。

以上です。

○森 一人議長 次に、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 答えいたします。

まず、11月末で高齢者支援タクシーを申請した方が938名で、昨年度の同じ時期の838名と比べると約1.1倍の増となっております。また、10月までにタクシーを利用された延べ件数なのですけれども、令和3年度は1万1,896件で、前年度の同じ時期に比べますと前年度の同じ時期が5,286件ですので、約2.3倍とかなり利用者が増えております。これは使用方法を改正いたしまして、1回に複数枚使えるというのが影響になっていると思いますので、今年度も予定の額不足するので補正を上げさせていただきました。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 土地の関係なのですけれども、分かりましたけれども、こちらにつきましては町のほうで何かほかのものに利用するとか、何かの目的があるとか、そういうようなことはないのでしょうか。

それから、花いっぱいの関係で……

○森 一人議長 松本議員、最初の質問がちょっとマイクが遠かったので、課長が聞き取れなかったようなので、もう一度お願いいたします。

○11番（松本美子議員） ごめんなさい、低くしなかったかもしれない。すみません。

土地の売払いの関係ですけれども、3か所、川島と鎌形と平沢で、それぞれの平米数と単価、評価で買ったわけですね。それを町のほうでは何か特別に利用するというか、したいというか、そういうような考え方が何かあるのですか。どういう理由で…

…

○森 一人議長 松本議員、町が売り払ったのです。

○11番（松本美子議員） うん。だから、売り払った、町が利用できない分を売り払ったというか、そちら買ったほうは何かの目的というか、そういうことは……

○森 一人議長 違う人の質疑の中でさっきお答えをされたのですけれども、もう一度

確認で聞かれますか。

○11番（松本美子議員） 何となく、前の方は川口さんかな、聞いたのだと思いますけれども、どこの業者さんなりあるいは個人なりというような形が、あるいはいろんな平米とかいうことは伺ったようですから分かります。ですけれども、反対に平米数はお幾らですかとかいうことは私が今聞きました。それに買われた方は何かの目的が町のほうで手放したということについてはあったのでしょうかと、そういうことですが、

○森 一人議長 続けてどうぞ。

○11番（松本美子議員） そうしますと、花いっぱいなのですけれども、花いっぴいの場所とか単価が変わったとか、そういうようなことがなくて100万円ほどロードサービスからの補助も来ているというようなことですが、そのことでよろしいのでしょうかね。花が何か配布そのものが少なかったというようなことも聞いていますけれども、どこでどれだけの花を配布するというのは、町のほうでももちろん団体あるいは区長さんを通じてお配りするものは後にしていただいているというふうに考えておりますけれども。分け方というか、そういうことってありますか。何か植えている人たちが今年は少ないとか、今年は多かったとかちょっとそんなふうに、場所は変わったわけではないのですけれども、そういう話は時々何うものですから、たまたま今回減額ということで出ていたものですから、その花のあれも少なくなったのかなというふうに思ったものですから、お尋ねをさせていただきました。

それから、高齢者の外出支援ですが、使う方が非常に増えて使い勝手がよくなったのかなというふうな考え方も持っているということですが、3年と2年で比べると約2.5倍ですか、の利用者が多かったということは、それだけ老人の方、高齢者が多くなってきたという点もあるのかな。それに家族が送り迎えができなくなってきた家庭もいるのかなとか、いろいろなことが考えられるわけなのですけれども、これは引き続き現状のような形でやっていくというお答えだったと思うのですけれども、すみません、もう一度確認なのですけれども、それでよろしかったらよろしいというふうにお答えください、お願いします。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 大変失礼しました。お答えをさせていただきたいというふうに思います。川口議員の答弁と重複する部分もございしますが、ご了承いただきたいというふうに存じます。

先ほど3か所の面積もお話をさせていただいたところでございますが、川島と平沢につきましては大変狭い場所というか小さな面積になっておりまして、町としてこの狭いところを何か有効に活用するということはなかなか難しいということがございます。たまたま隣接をした土地をお持ちの方から町のほうにお話をいただきまして有効に活用していただくということでございますので、売却のほうさせていただいたということでございます。鎌形につきましては、企業に対して売却を行ったところでございますが、その企業につきましては、隣のときがわ町に立地をしている企業でございまして、その企業が事業用地を拡張したいと、そうした申出をいただいて売却をさせていただいたというものでございます。

以上です。

○森 一人議長 続いて、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、花いっぱい関係をお答えいたします。

まず、花の数だと思うのですが、そちらにつきましては申請いただいた区のほうには県のロードサポートを使用しまして、多分議員さんおっしゃっているのは県道のほうの花かなと思うのですが、県道沿いのロードサポートを利用した花につきましては、区長さんなども要望された分が納入されておりますので、数が多分減っているということはないかと思えます。あと町全体なのですが、やり方をちょっと変えさせていただきましたので、申請をされていない区もありましたので、そういった点では南部のほうでは数が減っているというところもございしますが、植えていただいているところにつきましては数の増減はさほどないと認識しております。

以上です。

○森 一人議長 次に、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

65歳以上のタクシー券の対象となる人口なのですが、令和2年度が5,964人となっております。また、令和3年度は一切引き上げて66歳以上としたのですが、その対象者が5,995人ということで、前年度の55歳以上に比べても数が多く

なっているということで、高齢者の数が増えているというのは確かにそういう要因にもなっているかと考えられます。先ほど議員さんからお話もいただいたように大分使い勝手がよくなってきたのかなというところもございますので、引き続きこのような形で実施させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第62号 令和3年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時35分といたします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時35分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員派遣の件

○森 一人議長 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○森 一人議長 日程第11、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第13号 人道的見地で難民政策の見直しを求めることに関する意見書の提出について、発議第14号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について、発議第15号 文通費の実費払いを求める意見書の提出について、発議第16号 政党助成金の廃止を求める意見書の提出について、発議第17号 学校施設老朽化調査特別委員会を設置することについてにつきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第12、発議第13号 人道的見地で難民政策の見直しを求めることに関する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、人道的見地で難民政策の見直しを求めることに

関する意見書の提出について提案理由を読み上げます。

本年3月、スリランカ女性のウィシュマ・サンダマリさんが、名古屋出入国管理センターで死亡する事件がありました。直近では10月11日スリランカ人男性のジャヤンタ・マルダケ・スガット・クマラさんが、東京出入国管理センターで職員によって1時間半にわたって暴行を受けたという報告があります。ジャヤンタ・マルダケ・スガット・クマラさんは健康状態が悪いので11月11日に仮放免されたのですが、また11月25日に再収監されています。彼は7月に難民認定取り消し訴訟を提起しているため、そのための訴訟の妨害であると言われていています。このままでは、ウィシュマさんと同様になると危惧されています。私たちが、日本国土で生活できなくなった場合、難民という立場になることも考えられます。我が身に置き換えて難民問題を人権問題としてとらえ、本意見書(案)を提出することの議案を提案します。

では、裏面に行きます。

人道的見地で難民政策の見直しを求めることに関する意見書

日本は難民条約の加盟国であるが、難民の受入れは他の先進国に比べて極端に少なく、認定率は長らく1%に届かなかった。2019年は、難民認定申請者数1万375人に対し、認定された人は44人(0.4%)、2020年は、コロナ禍による入国制限で申請者が3,936人に激減した中、認定された人は47人(1.2%)である。

日本の入管難民行政については、長年、国連などから是正を求められてきた。一つには、難民認定率の低さに対する批判であり、もう一つには、在留資格がなく強制退去事由に該当すると疑われる外国人を原則として入国管理施設に収容する「全件収容主義」と同所での期間の上限を定めない長期収容、人権を無視した処遇に対する批判である。

第204回国会に提出された入管難民法改正案は、入管施設に収容されていたスリランカ人女性ウィシュマ・サンダマリさんの死亡事件の真相解明がされていないなどの批判を受けて、事実上廃案になった。同法案については、迫害や生命の危険から帰ることができない外国人の送還を容易にするもので、対象とされた人々に重大な不利益や人権侵害をもたらすおそれがあること、入管施設への長期収容を是正するために導入するとされた監理措置が入管の大きい裁量権の温存につながることなどに対する批判が相次いだ。人権への配慮が乏しいと繰り返し指摘されてきた日本の入管難民行政を根本的に改めることが求められる。

迫害を受け、命の危機に直面して庇護を求める難民に対して、国において、下記の事項を速やかに実施するよう要望する。

記

- 1 出入国在留管理庁（入管）から難民認定の担当機関を独立させ、認定基準の明確化、認定審査への弁護士の立会いなどの仕組みをつくり、本来保護されるべき難民が認定されない状況を改める。
- 2 在留資格がない外国人を原則として入管施設に収容する全件収容主義の現状を早急に改め、入管の裁量による無期限の収容をなくす。改正法案で導入が図られた監理措置は、収容を例外と位置づけるものに変更する。
- 3 現行制度における仮放免者は、いつ再び収容されるか分からない不安を抱え、自ら生活の糧を得るすべも閉ざされている。支援団体による身元保証などがあれば就労を可能にし、国の責任において健康保険などの行政サービスを提供できるようにする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長です。

これは自分たちが本当に難民になることもあるということを考えて、十分に考えてください。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 提案理由なのですけれども、下から3行目ですが、「私たちが、」ということは、これ日本人ということでもいいのでしょうか。それで、「日本国土で生活できなくなった場合、難民という立場になることも考えられる」というようなことが提案理由の中に挙げられているのですけれども、これはどういうふうに解釈すればいいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） よろしいですか。日本で核爆発が起きたとします。そうすると、そこに日本では、私たちは生活できないので、どっかに行かざるを得ません。そうするとその場合、難民となるということです。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第13号 人道的見地で難民政策の見直しを求めることに関する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第13、発議第14号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について提案理由を述べます。

本年1月22日、核兵器禁止条約は発効されました。核兵器禁止条約の発効により、核の脅威によって平和を進める核保有国の政策から、現実的に核に依存しない国際調整に入る必要があります。

現在核大国である米国、英国、ロシア、中国、フランスは、いずれも条約に署名していません。唯一の戦争被爆国である日本は核兵器廃絶の先頭に立つべきである。12月3日現在核兵器禁止条約の批准を提出した自治体は618議会になっていて、38%になっています。唯一の戦争被爆国として日本の政府が核兵器禁止条約に一刻も早く署名・批准することを求めていくため本意見書の提出案を議案提案いたします。

裏面になります。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押し付けた。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものである。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものである。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものである。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれている。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86か国、批准国は56か国です。同条約は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50か国となったことにより、2021年1月22日に発効した。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背き続けている。こうした態度をただちに改め、「唯一の戦争被爆国」として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、参議院議長、衆議院議長です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この被爆国である日本なのですけれども、この被爆国になっている日本の進む道というのは、私はこのような意見書を上げていくことではなく、これ自体がアメリカとロシアだけで9割の核を持っているわけです。やっぱりその

ところは今調印が86か国か、なっているということだけでも、あまりそういった日本のように北朝鮮だったり中国だったりというような、そういった脅威にさらされていないようなところの国がかなり入っているのですよ。そういう中でやっぱり私は、そこに少し日本としては慎重に、被爆国であれば、なお慎重に考える必要があるのではないかということが一つですね。それについてどう考えるか、渋谷議員がね。

それと、もう一つ最後から4行目ですけれども、「アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている」というふうにここに書かれています。これについての見解は渋谷議員もそう思っているわけですか。その辺の2点、ちょっと確認させてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私は核が爆発すると、核があるとどこの国であっても非常に危険な状況になってきますから、北朝鮮であろうと何であろうと、それでも世界全体がおかしな、核による放射能汚染とかいろんなことに、国民もそうですし、生物もそうですし、そういったことがあると思いますので、これは別に日本がその位置にあるからということではなく、世界全体で考えていくべきことだと思います。

それで、日本は核の傘に依存しています。そうではなければ、こういうふうな形でいつまでもやっていけませんから、核の傘の中にあるからこそ日本がこういうふうになっているわけで、だからこの核の傘を取って行って、そうしてアメリカとは決別していく、アメリカの核政策とは決別していくべきだと思っています。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうすると、核の傘が切り離されればまだいいですよ。今の日本の国の現状というのは、同盟を結んでいるアメリカがいるから、そういうふうな世界の流れになっているではないですか。その点についてはどういうふうに考えるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私は核の傘に依存しない世界情勢というのをつくっていくべきであって、今の時代に核に依存するような世界の在り方から一歩踏み出していくために、これは核兵器禁止条約ということがとても大切だと思っていますので、そういうふうなことです。

○森 一人議長 ほか。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 日本国は原発を浴びて一番こういう、理想を言えば核のない世界を求めていきたい日本であると思います。しかしながら、今現実を渋谷さんはどのように。さっきの意見書で、もし核爆発が起きたときに難民になるという、そういう答弁がありましたけれども、本当に今日本はアメリカに守ってもらわなかったら丸腰なのです、戦えないのです、日本は。今中国やロシアが日本の周りをぐるぐる見回っている。北朝鮮だって核実験を行っている。そういう近隣で危ない国がある中で、日本としても核のない世界にしていくのが理想なのだけでも、国益を考えたら日本の傘の中で安全保障を委ねていないと、日本はいつやられてしまうか分からないのですよ。そういうのどういうふうにしていらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず最初に核をなくす、それが一番最初だと思っています。だから、核による武装というのをなくしていく、それが一番最初です。それに守られているからというふうな考え方自体がおかしいので、全て戦争しないコスタリカのような社会を日本につくっていく、それが一番だと思いますから。実際に核で守られているというのは幻想でしかありません。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そうしましたら、ロシア、中国は核を持たない国なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 核を持たないようにしていく、そのためにほかの国も、核を持っている国がそういうふうな形で進めていこう、核を持っていることが悪であるというのが国際法上決められた、そういうふうなのが核兵器禁止条約です。それを違法であることをロシアや中国、アメリカ、フランス、そういったことをやっているわけです。それは違法だというふうな形で日本でも話していき、そういうふうな形の立場に立ちましょうよというような形になったので、今のままだと日本はいつまでたっても違法なのです。

○森 一人議長 3回目です。

畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) だから、日本人は理想はこうありたいのですよ。しかしながら、北朝鮮に幾ら言ったって言うこと聞きますか。では、渋谷さん、よく言い聞かしてやってほしいですよ。こういう国にしましょうよ。地球は核のない地球にしましょうよって渋谷さんが大きな声で言ってきてくださいよ。そうしたら核がなくなるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) 私は残念ながら、国会の政治家ではありません。首相でもありませんし、外務大臣でもありません。その立場にはなく、地方議会の議員としてやれることをやっている、そういうことです。だから、そんなにヒステリックになってほしくないです。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第14号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

そのまま少し手を挙げておいてください。

[挙手多数]

○森 一人議長 手を下ろしてもらって結構です。

挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎発議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第14、発議第15号 文通費の実費払いを求める意見書の提出につ

いての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それでは、提案理由を申し上げます。

文通費の支給がたった一日だけで100万円を受け取れる現在の制度に大きな批判が集まりました。そのため月額支給から日割支給へと改正が行われようとしております。今臨時国会で行われると思っていたら、自民党がこれに反対をして次の国会に回されそうであります。しかし、日割支給だけでは抜本的な改正にはなりません。報告義務がないから飲食にも使われ、残金が発生しても返還しないで済み、滞在費も都内在住と地方在住とでは違うはずなのに同額であります。こうした点の改正と領収書の添付を必要とする改正を求めるため本意見書を提出するわけであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

文通費の実費払いを求める意見書

国会議員に毎月100万円が支給される「文書通信交通滞在費」（文通費）の在り方が問われている。国民の関心の高まりの中で、月額支給から日割支給へ法改正が行われると報道されている。しかし日割支給に変えても抜本的な改正にはならない。その一つが、報告義務がないから飲食にも使われていること。第二に、残金が発生しても返還義務がないこと。第三に、都内在住と地方在住とでは滞在費も違うはずであるのに同額が支給されていること、である。これらのことから国民の疑惑を招かないために誰が、いつ、どこで、何に、いくら使ったかを明確にするため領収書の添付を義務付け、実費払いにし残金は返還が当然であると考えます。

嵐山町議会の「政務活動費」も、領収書を添付し余剰金が発生すれば返還している。よって嵐山町議会は、文通費は実費払いし、領収書の添付と余剰金が発生したら返還する制度に改正することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣であります。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） これを提案されているのは、川口議員、共産党、賛成議員が渋谷議員なのですからね。どうなのですかね、共産党、これ国のことを言っでは何

かもしれませんけれども、この辺の文書費、文通費というのですか、受け取り方が何か国会議員には一切渡らないで、その辺が立法趣旨から逸脱しているのではないかというのが、ちょっと記事も私見たのですけれども、その辺のところはそれぞれの議員に文通費が行って、そして返還しているというふうに捉えていいのですか。

それともう一つ、今国会でもさっき自民党の話出ましたけれども、要するに制度改正そのものをこれからもう少し検討していかなくてはならないと。それはこの臨時でいくかどうか私も分かりませんが、そういった機運もあるわけですよ。ここはやっぱりしっかり調査して、まずどういう使われ方をしているかというようなことを国会の中でよく調査してもらおうと。そして、やっぱり必要に応じた国民の血税ですので、議員活動を充実させるためには必要だろうなというコストであれば、当然そのように使っていかななくてはならないと思いますし。そういう点について、2点になるのだけれども、どうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 国会議員に渡らないというのは私は聞いたことないし……

〔何事か言う人あり〕

○10番（川口浩史議員） そうだと思いますよ。700何人いるのでしたかね、国会議員、衆参でね。全員に行っているというふうに私は理解していますけれども。

余っても返還はしていないというのがまずいなと思いますよ。

〔何事か言う人あり〕

○10番（川口浩史議員） していないと思うけれども、それは分からない。ちょっとそこまで確認していない。多分していないのではないかな。分からないですね。

それから、今臨時国会で改正されようとしていました。ただ、昨日、一昨日あたりのニュースを聞きますと、維新と立憲が領収書の添付まで求めて、あと何だったかな。ほかも求めてやろうとしていたら、自民党は日割で各政党は取りあえずまとまっているのだから、日割だけで改正しようとしているので、ちょっとそこに合わないから臨時国会では提案できないというようなニュースで出てますよね。そのとおりであれば、今国会では、臨時国会ではできないのではないかなというふうに思います。国民の疑惑を招かないというのが、ここは大変大事なところですので、やはり領収書の添付、誰が、いつ、どこで、何に幾ら使ったかと、これ公明党のあれから取ったのですよ、

ホームページから。公明党はこう言っているのです。ですから、一緒にこれはやれるなというふうに思うのです。

そういうことで、国民の税金でありますから、余ったら返してもらおう。そして、この通信・交通・滞在費、これ以外に使われるというのは目的外使用になりますから、それはやっぱりやめてもらおうということをしつかりすべきだというふうに思います。我々も政務活動費は目的以外に使っていたら、それはまずいわけですので、あつたら返還しなければなりませんから、そういう我々がやっていることを国会議員にもやってもらおうということで提案しております。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

賛成ですか、反対ですか。

〔「揺れていますけれども、反対です」と言う

人あり〕

○森 一人議長 では、反対討論をどうぞ。

○8番(長島邦夫議員) 座ったままでいいのでしたね。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番(長島邦夫議員) 今の質疑を聞いていまして、また国会の審議を見ていても、一端の火をつけた方がいらっしゃるのに、それを無にするような行動が見受けられてちょっと私は残念です。ですけれども、我々の政務活動費の趣旨というのは使われ方がいろいろ規制をされますね。そういう中において、国会議員の中のこの文書通信費というのがどういうふうな規制をされているのかよく分かりません。だから、そういうもらっているご本人たちが、この臨時国会の中でいい方針が出てくるのかなというふうに思ったけれども、川口さんおっしゃるようになかなか難しいのだろうなというふうなところになっていますが、私は何かの形にして方法は出てくるのではないかなというふうに期待をしております。ですから、今ここで出すというのは、私自身は領収書のあれも必要かなというふうに思いますが、まだそういう表立ってのことしか私は理解していませんので、国会議員の方々は自分に恥じないような形を出してくれるのではないかなというふうにもうちょっと見守りたいと。だから、今自身については、

これを提出するというにはまだ躊躇するところがあって、この意見書については反対をしていきたいというふうに思います。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○森 一人議長 反対討論、どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 先ほど川口さんのほうから公明党が云々という言葉がありましたが、公明党の国会議員はある程腹積もりをして、今国会のほうで話はしていただいておりますが、私は国会議員でも総理でもございませんので、国会議員に私は委ねておりますので、私が口を出すところではないと思いますので、反対いたします。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第15号 文通費の実費払いを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第15、発議第16号 政党助成金の廃止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それでは、提案理由を申し上げます。

政党助成金は支持もしていない政党に事実上の献金を強制するものであり、憲法に反するものであります。また日本共産党が受け取っていない分を各党が山分けしていることも理解できないものであります。そして身を切る改革というなら政党助成金こそ廃止すべきであり、国会議員450人以上に値する経費削減になるわけです。

以上のことから政党助成金の廃止を求める本意見書を提出します。

それでは、意見書を朗読いたします。

政党助成金の廃止を求める意見書

政党助成金制度が導入されたのが1995年である。金権腐敗政治の温床である企業・団体献金の廃止を理由に国民一人当たり250円、年間320億円の税金が交付されている。国民の税金から政党が活動資金を分け取りすることは、政党を支持していない国民にも事実上の“献金”を強制するものである。憲法が定める「思想信条の自由」や「政党支持の自由」に反する。

そして国政選挙のたびに政党助成金を目当てにした離合集散が繰り返されるなど、政党助成金制度の悪害は深刻となっている。政党は、国民の中で活動し、国民の支持を得て政党の活動資金をつくるというのがあるべき姿ではないか。

さらに受け取りを拒否している日本共産党の分を、各党が山分けしていることも国民からみたら理解できないことである。日本共産党の分は国に返すのが道理である。

今、行政や国会が身を切るということを言っているが、それなら「政党交付金を削る方が効果的」であり450人以上の国会議員の経費削減に匹敵するのである。新型コロナウイルスの影響により財政支出が増大しているおり、政党助成金を廃止し少しでも財政支出を抑制することが必要と考える。

よって嵐山町議会は、政党助成金制度の廃止を強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） これよく、今この主張ももっともらしいような主張なのですが、私もちよっと調べさせてもらったのです。共産党は、政党助成金は国民の税金を財源とする国庫から自分が支持しない政党にも金が分配されていると。思想の自由を侵害するというようなことをこの中にうたっていますね。ただ、日本国の国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない、第83条なのです。国費を支出し、または国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とすると、これを定めているのです。ですから、これを定めている中で行われていることなのです。まずその辺をそのように認識していらっしゃるのかということが一つ。

それから、ここに書かれているように、日本共産党の分は国に返すのが道理だとお

っしゃっているけれども、この文書の中で政党助成金の廃止ということをやっている人が、このようなことを主張するのはいかがなものかと思います。これについてどう思いますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 国会の決議を経ないと1円だってよこせないのですから、それは国会の議決を経ているというのは当然です。ただ、国会がきちんと、では憲法を、これ19条だと思えるのですけれども、思想信条の関係はね、そのことを考えて違反していないということをはっきり宣言してこれを出しているのかと言ったら、そんなことはないのです。これをごまかしているのですよ、これができるという過程の中では。ですから、憲法違反のものがずっと続けられているということでもありますので、議決があれば正しいなんていうのではない、多数を握っている党が憲法をきちんと見ていないと、無視していると、そういうふう言うしかないですね。

それから、共産党の分を返すのではなくて廃止だろうと、それは当然ですよ。しかし、その前に日本共産党の分も分け取りというのは、これは常識外ではないですか。憲法違反とかそういう問題も、これも大変大きいのですけれども、人の党の金を分け取りするわけですから、これはふざけた話ではないですかということです。これに対して多くの国民はそんなばかなこととしてはいけない、欲の深いこととしてはいけませんよというのは私が多くの人から聞いている意見ですよ。ですから、廃止が当然なのですけれども、今すぐできることはもちろん廃止が当然なのですけれども、共産党の分は今年度ももらっていますから、その分はもう返すと、そうすべきだということになります。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 国会で議決を経た予算執行は憲法で保障されているのです。ということは、今川口さんがした主張は自分の党にとって気に入らないと、そういうことであれば国民の代表者が法に基づいて行った国会の議決だって無視をするということになってくるのではないのでしょうか、その点どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 本当は過去に遡って返還を求めたいですよ。ただ、これはこ

れからのものなのです。これから求めるものですから、来年度以降に求めるもの
から、それは今青柳議員がおっしゃったようなことは当たらないというふう
に考えております。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第16号 政党助成金の廃止を求める意見書の提出についての件を採決
いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第16、発議第17号 学校施設老朽化調査特別委員会を設置する
ことについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 学校施設老朽化調査特別委員会を設置することについて
すけれども、提案理由は、学校施設の老朽化が深刻で、子どもたちの学校生活の安心
安全が脅かされていることが、11月20日の議会報告会意見交換会で明らかになりまし
た。

この学校施設の老朽化というのはどこでも、全国的にあるものなので、これに関し
ては文科省も実は地方交付税措置がされています。小学校18学級当たりに関して292万
4,000円、施設整備保守点検に対して14万4,000円、中学校に関してもそれだけ、15学
級当たりに関して322万円、維持費ですよ、維持費、修繕費。施設整備保守点検料14万
5,000円という形で、これが令和2年度なので、恐らく嵐山町もこのぐらいの金額が

地方交付税に措置されているのです。ところが、実際には天井が落ちこちてきたりという事態になっています。そのために非常に危険なことになっているので、学校施設の維持管理に対してどういうふうな形、とにかく老朽化を検査して、何を行っていかなくてはいけないか。今学校施設の関係に関しましては学校教育法、それから建築基準法、学校保健安全法という3つの法律があるのですけれども、その中でやっていかなくてはいけなかったことは一体私たちにとっては何だったのか。

今学校施設で本当にこれこのまま放置しておいたら、いつ天井が落ちてくるか分からない状況になっているので、それについて早急に調査するためにこの委員会を設置します。委員会ですけれども、名称は、学校施設老朽化調査特別委員会です。設置目的は、学校施設の老朽化に関する調査。そして、委員の定数は議長を除く11人なのですけれども。意見交換会の親御さんや、それから学校統合の審査会などでもすごく大きな声でこの問題が出ています。ですから、議会としては委員会をつくって、そしてこれに対応するのが町民の方に対して、それから実際に子どもさんに対して、行政に対してもそのことが真摯な対応であると思いますので、そのようにしたいと思いますので、議案を提案します。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私は、この発議第17号、提出されることは議員の権利で理解するのですけれども、この前提となってきたところを昨日だったか、いろいろ流れ見ていると、そこまでやるべきこういった議案を発議されてきたということ。今までの流れの中での一つの議会の中で信頼関係ができていないということの表れではないかというように私は思われます。実際に文教厚生常任委員会であっても、今ウィズコロナ時代の教育環境ということについてもやっていくということも言っています。やっぱりそういった確かな動きというのも大切なのではないかと思います。私としては何か所管みたいなことを言ってしまっていますけれども、そういう意味ではこういうことが提出されたことについて非常に残念であると、それについて渋谷議員はどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まさに信頼関係ができていないのです。だって、そうでは

ないですか。この前の話もそうでしたけれども、自由討議をしてというときに、自由討議は政友会だけでやればいいというふうなご意見もありました。そのぐらい信頼関係が出ていないのです。その中で正式にやっていく、信頼関係があったらそういうふうなことも、文教厚生委員会に委託するということができるかと思いますが、私は今文教厚生委員会の人員に対して信頼関係を持っておりません。自分でしっかり調査して、そして本当に何が問題なのか、そんなことをやっていかないといけないと思いますし、信頼関係ということではなかったので、本当にそう思います。それは悪いのですけれども、政友会だけでやっていけばいいなんていうふうな発言があったわけですから、そのことに関して言うと、信頼関係がもう初めからできていないという状況になっています。それで、もともと自由討議を終わった後に、こういった形になってくるだろうというふうに思っていたのですけれども、そうではなかった。なので、今出すということです。ですから、残念ですが、信頼関係がないというのは、今の状況では実情です。ですが、公的な機関としてしっかり皆さんが公的な発言をしていくということは町民の皆さん、それから町政、議会ではなくて町長部局に対しても議会はどのような立場にあるか、しっかり法律にのっとって調査していく。そういうことが必要なので、こういうふうに言っております。残念ですが、青柳さんのおっしゃるとおり信頼関係はできていません。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今渋谷議員がおっしゃっていただいたことをよく鑑みますと、昨日の全協で皆さんがどのような発言していらっしゃったか、それが一番重みがあると思います。私はそれでいいです。昨日の全協の発言が、皆さんそれぞれおっしゃったのだから。結構です。

〔何事か言う人あり〕

○9番（青柳賢治議員） いいのだよ、答弁求めているのだから。

○森 一人議長 これは結構でございます。

ほかに。

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第17号 学校施設老朽化調査特別委員会を設置することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

ここで執行の入室がございますので、暫時休憩といたします。

休 憩 午後 3時22分

再 開 午後 3時24分

○森 一人議長 それでは、暫時休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長挨拶

○森 一人議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、令和3年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会は11月30日に開会され、本日まで8日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案いたしました令和3年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜り、誠にありがとうございました。また、農業委員の任命につきましてもご同意を賜りまして、深く感謝申し上げる次第であります。

議案審議並びに一般質問等を通じまして、ご提言のありました諸問題につきましても十分検討いたしまして対処する所存でございます。

さて、いよいよ年明け1月9日より嵐山町ゆかりの武将、木曾義仲公、畠山重忠公が共に登場する大河ドラマ「鎌倉殿の13人」がスタートいたします。「真の郷土の振興は先人の畏怖、業績を新たに掘り起こすことから始まる。過去を継承せずして、健全な未来の創造はあり得ない」、第3代嵐山町長関根茂章氏の言葉です。この大河ドラマを追い風に嵐山町のさらなる発展に全力を傾注してまいります。

朝晩冷え込んでまいりました。議員各位にはどうかご自愛いただき、ご健勝にて越

年され、引き続きご活躍されますこと心よりご期待申し上げる次第でございます。

新たな年が嵐山町と嵐山町民にとりまして明るく希望に満ちた年となりますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○森 一人議長 次に、本職から閉会に当たり一言挨拶を申し上げます。

今定例会は去る11月30日に開会し、議員各位の熱心なご審議により全議案を議了し、本日ここに無事閉会の運びとなりました。これも議員並びに執行と町職員の皆様方の議会運営に対するご理解とご協力があったることと心から感謝を申し上げます。

さて、現状におきまして新型コロナウイルスにおいてはオミクロンという新しい株が出てきたり、まだまだ収束が見えない状況ではございますが、年末年始においては議員各位、執行、職員の皆さんも非常にご多忙かと存じます。ぜひ健康にはご留意されまして、輝かしい新年をお迎えいただきたいと思います。

結びに、嵐山町の限りない発展をご祈念し、定例会閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○森 一人議長 これをもちまして、令和3年第4回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 3時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員